## 令和3年第1回定例会

# 大江町議会会議録

令和3年 3月2日 開会 令和3年 3月12日 閉会

大 江 町 議 会

### 令和3年第1回大江町議会定例会会議録目次

○招集告示····································
○応招・不応招議員····································
第 1 号(3月2日)
○議事日程
○本日の会議に付した事件······5
○出席議員
○欠席議員
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名6
○本会議に職務のため出席した者6
○開会の宣告····································
○開議の宣告····································
○議事日程の報告
○会議録署名議員の指名7
○会期決定の件
○諸般の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
○行政報告······9
○議案の上程・審議
○請願第1号の審査委員会付託····································
○請願第 2 号の審査委員会付託····································
○請願第3号の審査委員会付託·······1 6
○令和3年度町政運営に関する所信と主要施策の大要について18
○報第1号の上程、説明、質疑
○議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決 3 4
○議第3号~議第40号の一括上程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○提案理由の説明
○一般質問
土 田 勵 一 君44

藤 野 広 美 君
○散会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第 2 号(3月3日)
○議事日程
○本日の会議に付した事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○出席議員
○欠席議員
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名60
○本会議に職務のため出席した者
○開議の宣告····································
○議事日程の報告
○一般質問····································
櫻 井 和 彦 君
結 城 岩太郎 君
宇津江 雅 人 君90
橋 本 彩 子 君
○散会の宣告····································
第 3 号(3月4日)
○議事日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 2 5
○本日の会議に付した事件・・・・・・・1 2 5
○出席議員····································
○欠席議員
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名126
○本会議に職務のため出席した者・・・・・・・126
○開議の宣告····································
○議事日程の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 2 7
○一般質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 2 7
関 野 幸 一 君127

菊 地 邦 弘 君
○散会の宣告····································
第 4 号(3月9日)
(元本) (3.7.3.17) (3.
○本日の会議に付した事件····································
○出席議員····································
○欠席議員····································
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名149
○本会議に職務のため出席した者····································
○開議の宣告····································
○議事日程の報告····································
<ul><li>○議第3号の説明、質疑、討論、採決····································</li></ul>
<ul><li>○議第4号の説明、質疑、討論、採決····································</li></ul>
<ul><li>○議第5号の説明、質疑、討論、採決····································</li></ul>
<ul><li>○議第6号の説明、質疑、討論、採決····································</li></ul>
<ul><li>○議第7号~議第10号の説明····································</li></ul>
<ul><li>○議第7号の質疑、討論、採決····································</li></ul>
<ul><li>○議第8号の質疑、討論、採決····································</li></ul>
○議第9号の質疑、討論、採決
○議第10号の質疑、討論、採決1 6 4
○議第11号の説明、質疑、討論、採決
○議第12号の説明、質疑、討論、採決1 6 9
○議第13号の説明、質疑、討論、採決 1 7 (
○議第14号~議第20号の説明1 7 3
<ul><li>○議第14号の質疑、討論、採決····································</li></ul>
<ul><li>○議第15号の質疑、討論、採決····································</li></ul>
○議第16号の質疑、討論、採決 1 7 5
<ul><li>○議第17号の質疑、討論、採決····································</li></ul>
<ul><li>○議第18号の質疑、討論、採決</li></ul>

○議第19号の質疑、討論、採決・・・・・・・・・1 7 7
○議第20号の質疑、討論、採決・・・・・・・・・・1 7 8
○議第21号の説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○議第22号の説明、質疑、討論、採決1 7 気
○議第23号の説明、質疑、討論、採決181
○議第24号の説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・182
○議第25号の説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・184
○議第26号の説明、質疑、討論、採決
○議第27号の説明、質疑、討論、採決2 1 2
○議第28号の説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○議第29号の説明、質疑、討論、採決217
○議第30号の説明、質疑、討論、採決
○議第31号の説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○議第32号の説明、質疑、討論、採決 2 2 2
○予算特別委員会設置及び付託226
○散会の宣告····································
第 5 号(3月12日)
○議事日程
○本日の会議に付した事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○出席議員
○欠席議員
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名23(
○本会議に職務のため出席した者23(
○開議の宣告····································
○議事日程の報告
○予算特別委員会報告····································
○議第33号~議第40号の質疑、討論、採決2 3 2
○議第41号の説明、質疑、討論、採決
○閉会中の継続調査について····································

○議員の派遣について	2 3	7
○請願審査委員会報告、質疑、討論、採決	2 3	7
○委員会の閉会中の継続審査について····································	2 3	8
○委員会の閉会中の継続審査について····································	2 3	9
○日程の追加····································	2 3	9
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・2	2 4	0
○閉会の宣告····································	2 4	1
○署名議員	2 4	3

#### 大江町告示第4号

令和3年第1回大江町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年2月25日

大江町長 松田清隆

1 日 時 令和3年3月2日 午前10時

2 場 所 大江町議会議場

#### ○応招・不応招議員

#### 応招議員(11名)

1番 橋本彩子君 2番 菊 地 邦 弘 君 3番 藤野広美君 櫻井和彦君 4番 5番 関 野幸 一 君 6番 毛 利 登志浩 君 7番 宇津江 雅 人 君 8番 伊藤 慎一郎 君 結 城 岩太郎 君 9番 10番 土 田 勵 一 君 11番 菊地勝秀君

不応招議員(なし)

#### 令和3年第1回大江町議会定例会

#### 議事日程(第1号)

令和3年3月2日(火)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 請願第1号 「きめ細やかな教育の実現のために少人数学級の実現を求める意見書」提出を求める請願
- 日程第 6 請願第2号 「消費税5%以下への引き下げを求める意見書」の提出を求める 請願
- 日程第 7 請願第3号 沖縄の辺野古新基地建設をめぐる問題を全国で議論し民主的に解 決することを求める意見書の提出に関する請願
- 日程第 8 令和3年度町政運営に関する所信と主要施策の大要について
- 日程第 9 報第 1号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定め和解を行うこと)
- 日程第10 議第 2号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度大江町一般会計補正予算(第11号))
- 日程第11 議第 3号 大江町議会議員及び大江町長の選挙における選挙運動の公費負担 に関する条例の制定について
- 日程第12 議第 4号 大江町中小企業支援緊急対策基金条例の制定について
- 日程第13 議第 5号 大江町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第 6号 大江町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議第 7号 大江町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議第 8号 大江町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び 運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のた めの効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例の制定について

議第 9号 大江町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護 日程第17 予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について 議第10号 大江町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等 日程第18 を定める条例の一部を改正する条例の制定について 日程第19 議第11号 大江町老人福祉センター柏陵荘の設置及び管理に関する条例を廃 止する条例の制定について 日程第20 議第12号 大江町型住宅体験施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条 例の制定について 日程第21 議第13号 大江町ふるさと水と土保全基金設置条例を廃止する条例の制定に ついて 日程第22 議第14号 大江町健康温泉館の指定管理者の指定について 日程第23 議第15号 大江町柳川温泉健康増進交流センターの指定管理者の指定につい 7 日程第24 議第16号 大江町農村集落多目的共同利用施設の指定管理者の指定について 日程第25 議第17号 大江町ふるさと交流館の指定管理者の指定について 日程第26 議第18号 大江町体験農園施設の指定管理者の指定について 日程第27 議第19号 大江町大山自然公園の指定管理者の指定について 日程第28 議第20号 大江町シニアセンターの指定管理者の指定について 日程第29 議第21号 大江町立にじいろ保育園の指定管理者の指定について 議第22号 大江町山里交流館の指定管理者の指定について 日程第30 日程第31 議第23号 大江町麻積水林館の指定管理者の指定について 大江町貫見こぶし館の指定管理者の指定について 日程第32 議第24号 日程第33 議第25号 令和2年度大江町一般会計補正予算(第12号) 日程第34 議第26号 令和2年度大江町国民健康保険特別会計補正予算(第4号) 日程第35 議第27号 令和2年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) 日程第36 議第28号 令和2年度大江町介護保険特別会計補正予算(第3号) 日程第37 議第29号 令和2年度大江町宅地造成事業特別会計補正予算(第1号) 日程第38 議第30号 令和2年度大江町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

議第31号 令和2年度大江町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

日程第39

- 日程第40 議第32号 令和2年度大江町水道事業会計補正予算(第4号)
- 日程第41 議第33号 令和3年度大江町一般会計予算
- 日程第42 議第34号 令和3年度大江町国民健康保険特別会計予算
- 日程第43 議第35号 令和3年度大江町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第44 議第36号 令和3年度大江町介護保険特別会計予算
- 日程第45 議第37号 令和3年度大江町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第46 議第38号 令和3年度大江町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第47 議第39号 令和3年度大江町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第48 議第40号 令和3年度大江町水道事業会計予算
- 日程第49 一般質問(2名)
  - 10番 土田勵一
    - 高齢者の歩行対策と信号機の「青」の時間延長について
    - 3番 藤野広美
      - 県道左沢浮島線の早期整備を

#### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

#### 出席議員(11名)

1番 橋 本 彩 子 君 2

2番 菊地邦弘君

3番 藤野広美君

4番 櫻井和彦君

5番 関野幸一君

6番 毛 利 登志浩 君

7番 宇津江 雅 人 君

8番 伊藤慎一郎 君

9番 結 城 岩太郎 君

10番 土田 勵一君

9亩 帕 州 石 八印 石

11番 菊地勝秀君

#### 欠席議員(なし)

#### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 松田清隆君

教 育 長 犬 飼 藤 男 君

総務課長 五十嵐 大朗 君

政策推進課長 鈴木利 通君

税務町民課長 阿部美代子君

健康福祉課長

伊藤 修君

農林課長 秋場浩幸君

建設水道課長

櫻 井 洋 志 君

教育文化課長 西田正広君

会計管理者兼出納室長

清 水 正 紀 君

#### 本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 金子冬樹君

議会事務局 庶務主養 無庶務係長

伊藤美幸君

#### 開会 午前10時00分

#### ◎開会の宣告

○議長(菊地勝秀君) 皆さん、おはようございます。

今議会におきましても、新型コロナウイルス感染症対策として全員マスク等着用での議会 となりますので、ご協力よろしくお願いします。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、令和3年第1回大江町議会定例会を開会いたします。

なお、議場内での写真撮影と、ご覧のように今年も啓翁桜を飾ることを許可いたしました。

#### ◎開議の宣告

○議長(菊地勝秀君) これから本日の会議を開きます。

#### ◎議事日程の報告

○議長(菊地勝秀君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長(菊地勝秀君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、大江町議会会議規則第126条の規定により、

8番 伊藤慎一郎君

9番 結 城 岩太郎 君

を指名します。

#### ◎会期決定の件

○議長(菊地勝秀君) 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、さきの議会運営委員会での協議に基づき、本日から3月12日までの11 日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から3月12日までの11日間に決定しました。

#### ◎諸般の報告

○議長(菊地勝秀君) 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、西村山広域行政事務組合全員協議会の件について報告を求めます。

7番、宇津江雅人君。

**〇7番(宇津江雅人君)** それでは、私のほうから、先般行われました西村山広域行政事務組合議会全員協議会、これの報告をいたします。

西村山広域行政事務組合議会の全員協議会が2月2日、寒河江市議場で開かれました。西村山広域行政事務組合事業計画(令和3年度~令和5年度)につきまして協議されましたので、概要について報告いたします。

まず、一般会計及び寒河江地区クリーンセンター、斎場特別会計の令和3年度から5年度にかけての総括各市町分担金概算の合計は59億3,962万3,000円で、大江町につきましては8億5,888万4,000円であり、年度別では令和3年度予算2億7,294万1,000円、令和4年度、これは計画ですが、2億9,173万9,000円、令和5年度、これも計画ですが、2億9,420万4,000円であります。

さらに、大江町につきまして、一般会計と寒河江地区クリーンセンター、斎場特別会計の 年度別分担金概算のそれぞれにつきまして申し上げます。

一般会計は、令和3年度では1億6,739万円、令和4年度計画、1億6,686万7,000円、令

和5年度計画、1億6,744万円であります。

また、寒河江地区クリーンセンター、斎場特別会計は、令和3年度予算1億555万1,000円、令和4年度計画、1億2,487万2,000円、令和5年度計画、1億2,676万4,000円であります。

次に、主な事業計画でありますが、消防施設整備事業では4町の分署庁舎改修工事や本署、 それから河北分署及び西川分署の車両更新が計画されております。大江分署につきましては 令和4年度に庁舎の劣化診断業務委託を、令和5年度に改修工事実施設計業務委託を計画し ております。また、し尿処理及びごみ処理施設整備事業では、各施設の改修工事や大平埋立 処分地の搬入路落石防止工事などが計画されております。

以上で西村山広域行政事務組合議会全員協議会の報告を終わります。

○議長(菊地勝秀君) 続きまして、山形県町村議会議長会定期総会の件について私よりご報告いたします。

去る2月18日、県自治会館におきまして定期総会が開催されました。

令和2年度の会務報告並びに収支予算、令和3年度の事業計画と収支予算についての説明があり、基本的に令和3年度も前年度の事業計画と同様の事業を実施する計画であることが説明され、承認されたほか、地方創生のさらなる推進や、町村議会の機能強化及び多様な人材を確保するための環境整備など、昨今の地方自治体と地方議会を取り巻く諸課題11項目の決議が満場一致で承認されました。

また、豪雪災害に関する特別決議と新型コロナウイルス感染症に対する特別決議も満場一致で承認され、今後、国に対して要請を行っていくことが決定されたところであります。

以上が山形県町村議会議長会定期総会の報告となります。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

松田町長。

〇議長(菊地勝秀君) 日程第4、行政報告です。

町長から行政報告の申出がありますので、これを許可します。

**〇町長(松田清隆君)** それでは皆さん、おはようございます。

行政報告4件についてご報告させていただきます。

初めに、山形連携中枢都市圏ビジョンの変更について、ご報告させていただきます。

昨年の12月定例会でご報告申し上げましたとおり、連携中枢都市圏の枠組みに尾花沢市と 大石田町が加わることとなり、去る1月12日に山形市との間で協約締結式が行われ、村山地 区7市7町全てが構成市町になったところであります。これにより、令和2年2月19日に6 市6町の枠組みで決定された山形連携中枢都市圏ビジョンに変更がありますので、概要をご 説明いたします。

資料の1をご覧ください。

1ページから22ページの圏域の将来像までは、尾花沢市と大石田町の概況や統計情報など を追加して掲載しております。

23ページからの中長期的な将来の人口の目標につきましては、尾花沢市と大石田町を加えて再計算した結果、2060年度の推計人口は33万2,527人から33万7,091人となりましたが、圏域人口の目標は50万人に据え置くこととなっております。

24ページの(1) 具体的取組の区分及び各区分ごとの成果指標についても、7市7町で再計算し、設定をしております。

25ページからの(2) 具体的取組の内容につきましては、昨年12月定例会でご説明いたしました令和3年度からの新たに取り組む連携事業を追加したことが1点、それぞれの連携事業に対する各市町の最新の連携意向の反映や実施スケジュールを変更したことが1点、最後に、事業費見込みの欄や、現在の取組状況と差異のある事項の修正を行ったものであります。なお、36ページの連携事業【12】奥羽新幹線の整備実現に関しましては、令和2年度に連携中枢都市圏の枠組みによる山形圏域奥羽新幹線整備実現同盟会への参画が予定されておりましたが、フル規格化による効果と影響について検討すべき事項が生じたことから、同盟会の拡大を延期することになりました。今後、調整がつき次第、改めてご提示申し上げますので、ご了承くださるようお願いいたします。

ビジョンの変更箇所の表示につきましては、追記部分はグレーの網かけの上、太字斜体となっております。削除部分は、グレーの網かけの上、太字斜体で取消し線記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

連携事業の取組が町民の福祉向上につながるよう努めるとともに、引き続き連携事業の内容などに関して協議を進めてまいりますので、議員各位のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げ、山形連携中枢都市圏ビジョン変更についての行政報告とさせていただきます。

次に、2件目の、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種についてご報告いたします。 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種については、議員の皆様既にご承知のとおり、 国では2月17日より全国の医療従事者約4万人に対して先行接種を開始しており、3月中旬からは他の医療従事者への接種を開始する予定であります。

本町での接種体制といたしましては、初めに、接種対象者については国の方針に従い、最初に65歳以上の高齢者、次に高齢者以外で基礎疾患を有する方、高齢者施設などの従事者、その次に16歳から64歳までの方の順でワクチンを接種すべく準備を進めておりますが、当初、4月初旬からの接種開始が予定されていた高齢者については、国においてワクチン供給量の見通しが立たないことから、4月12日から供給量を限定して実施する方針に変更になっており、現時点では、高齢者に対する本格的な接種は4月下旬になると見込まれております。

あわせてワクチン接種のクーポン券であるワクチン接種券についても、最初は3月12日までに高齢者に対して送付する計画でありましたが、それ以降にずれ込む予定となっているところであります。

次に、ワクチン接種の場所や時間等の詳細については、ワクチンの供給状況に合わせて送付する「受付開始のお知らせ」これにより周知をし、ワクチン接種の受付については役場庁舎内に受付用のコールセンターを設置し、町民の方からの予約制を予定しております。コールセンターにおいては、町民の方からの接種に関する問合せに対して県と連携しながらお答えするとともに、接種日が確定次第、具体的な接種場所や時間が記載されたワクチン接種整理券を送付したいと考えております。

次に、接種場所についてでありますが、個別接種と集団接種の併用を考えており、春に開業する新たな医療機関での個別接種を基本とし、ワクチンが予定以上に供給された場合に備えて既存の医療機関の応援を得ながら、保健センターなどでの集団接種を実施したいというふうに予定をしております。

また、特別養護老人ホームなどの施設入居者については、嘱託医による施設内での接種にしたいと考えております。

なお、今回のワクチン接種に当たっては、副反応を心配する町民の方も多いため、副反応 の事例については国と連携しながら随時お知らせするとともに、接種後の15分から30分の経 過観察においても、看護師を常駐しながら適切に対応したいと考えております。

今回のワクチン接種は国にとっても初めての試みであり、高齢者分についてはある程度の スケジュールが示されてはいるものの、町民全体へのワクチンの供給量及び供給時期など詳 細についてはいまだに決定していない現状にあります。しかしながら、新型コロナウイルス 感染症を克服するためには、今回のワクチン接種は最大の予防策であるということを踏まえ、 今後、スケジュールなどが確定次第、順次町民の方にお知らせし、全ての町民の方が安心し て接種を受けられるよう引き続き体制を整備してまいりますので、議員の皆様からもご理解 いただきたいと存じます。

次に、3件目として、大江町宅地造成事業に係る経営戦略の策定についてご報告申し上げます。

宅地造成事業は、町内の人口減少を抑制し、持続的に発展し、魅力あるまちづくりを推進するため、長期的な定住施策として事業を実施しております。

本町の宅地造成事業の現状といたしましては、令和元年度にあおぞら団地を造成し、全20 区画のうち現在11区画を分譲している状況にあります。

このような中、平成31年3月、総務省のほうから、将来にわたり安定的に事業を継続していくため、中長期的な経営の基本計画となる経営戦略の策定について要請されました。これを受けて本町における宅地造成事業の向こう10年間における経営の見通しと投資・財政計画を中心に組み立てられた経営戦略を、このたび策定いたしました。

この経営戦略は、本町における宅地造成事業について、将来の事業環境や投資・財政計画の分析を行ったものであり、今後、実施していく宅地造成事業の経営指針となるものでございます。

詳細につきましては後ほど資料2をご確認いただきたいと存じますが、このたびの経営戦略策定を機に、宅地造成事業の着実な推進とさらなる経営の健全化に努めてまいります。特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、4件目として、大江町下水道事業の地方公営企業法適用化に係る基本方針についてご報告申し上げます。

下水道事業については、全国的に、施設の老朽化や人口減少により厳しい経営状況に置かれています。このような状況において、町民サービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、経営の効率化と健全化への取組が必要となっております。

平成31年1月に総務省より、人口3万人未満の自治体においても、遅くとも令和6年度会計から公営企業会計に移行するよう要請されております。本町においても、企業会計方式を導入することにより事業の経営成績及び財務状況を明確にし、財政マネジメントの向上に取り組むために、公共下水道及び農業集落排水事業に係る地方公営企業法適用化の基本方針を

策定いたしましたので、その概要について説明を申し上げます。

初めに、資料3、大江町下水道事業地方公営企業法適用化基本方針の1ページのほうをご 覧いただきたいと思います。

まず1、法適用の基本方針の(1)目的と経緯でありますが、法適用化に取り組むこととなった経緯のほか、地方公営企業法適用に必要な移行業務を効率かつ円滑に進めるための検討課題を整理し、実施方針を明示することとした目的について記載をしております。

次に、(2) 法適用の効果についてでありますが、法適用により経営状況を明確化できるなど、6つの視点から効果を分析しております。

3ページの(4)法適用の範囲についてでありますが、法適用の適用範囲には、地方公営企業法の規定全部を適用する全部適用と、財務規定などのみを適用する一部適用の2種類があり、いずれかを選択する必要があります。

4ページの②適用範囲の比較以降で比較しておりますが、5ページの中段からの(5)検討課題に記載のとおり、本町では、法適用の範囲を財務のみの一部適用としたところでございます。一部適用を採用した場合でも経営状況が明確化できる一方、事務執行体制の変更が少なく、法適用の移行に係る業務費や費用も全部適用に比べ負担を抑えることができることなども考慮し、判断したところであります。

来年度以降、令和6年度の法適用に向けた資産調査や例規の調整、職員研修、システム導 入などの作業に取り組んでまいります。

以上、基本方針について概要を説明申し上げましたが、詳細については後ほど資料をご確 認いただきたいと存じます。

下水道事業については水道事業同様、地方公営企業法を適用し、経営の健全化、効率化を図り、将来にわたり安定した下水道サービスを町民の皆さんに提供できるよう努力してまいりますので、議員各位の特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、報告とさせていただきます。

以上、4件の行政報告でございます。

○議長(菊地勝秀君) これで行政報告を終わります。

#### ◎議案の上程・審議

○議長(菊地勝秀君) 議案の審議に入る前に、お諮りします。

議案書が事前に配付されているものについては、審議の際の議案の朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) 異議なしと認めます。

したがって、議案書が事前に配付されているものについては、審議の際の議案の朗読を省 略いたします。

\_\_\_\_\_

#### ◎請願第1号の審査委員会付託

○議長(菊地勝秀君) 日程第5、請願第1号 「きめ細やかな教育の実現のために少人数学級の実現を求める意見書」提出を求める請願を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

1番、橋本彩子さん。

○1番(橋本彩子君) おはようございます。

それでは、請願第1号についてご説明いたします。

件目、「きめ細やかな教育の実現のために少人数学級の実現を求める意見書」採択の請願です。

請願者は、少人数学級を進める県民の会世話人代表、高木紘一様、伊沢良治様、佐藤匡子様です。

請願趣旨については、皆様へ配付のとおりであります。

現在、コロナ禍も含む様々な課題によって、学校の状況は複雑化、困難化しています。教職員が一人一人の子どもに対し、より丁寧で適切な対応をすることができる体制にするために、少人数学級の実現が必要不可欠です。

日本教育学会からは、教員を10万人に増やすことと教育予算の増額を提案、全国知事会・市長会・町村会の3会長は連名で小人数学級の編制を可能とする教員の確保を要請、全国の小・中・高・特別支援学校の校長会は少人数学級編制の検討を文部科学大臣に求め、中央教育審議会も、少人数学級編制を可能とする計画的な整備を図ることを盛り込んだ答申を行いました。

自民党教育再生実行本部も、1クラス30人以下の少人数学級実現に向け文科大臣に要請しています。署名活動も行われており、全国で22万筆、山形県でも1万筆を超え、世論も大きく高まっています。

国においては、2021年度から小学6年生までの学級編制を、5年かけて段階的に35人に引き下げるとの決定がされました。これは、中学校以降は変わらず40人学級であるという不十分な内容であり、また、2021年度の文化教育関係予算も前年比でマイナスであることなど、課題も多くあります。現状では地方負担となっている義務教育における少人数学級を、新しい生活様式に対応すべく全国統一的な制度として、中学校も含めて全学年で30人以下の少人数学級編制を実現するよう強く求めるという内容です。

審議いただき、ご採択くださいますようお願い申し上げます。

○議長(菊地勝秀君) 質疑、討論を省略し、お諮りします。

請願第1号 「きめ細やかな教育の実現のために少人数学級の実現を求める意見書」提出を求める請願については、これを所管の総務文教常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本請願については総務文教常任委員会に付託の上、審査することに決定いた しました。

#### ◎請願第2号の審査委員会付託

○議長(菊地勝秀君) 日程第6、請願第2号 「消費税5%以下への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

1番、橋本彩子さん。

○1番(橋本彩子君) それでは、請願第2号についてご説明いたします。

件名、「消費税5%以下への引き下げを求める意見書」採択の請願です。

請願者は、西村山民主商工会会長、鈴木忠太郎様です。

請願趣旨については、皆様へ配付のとおりであります。

おととしの消費税増税、さらに新型コロナウイルス感染症の拡大により経済の低迷が続き、多くの県民に影響が出ております。コロナ禍の収束が見えない中、今、対策を打たなければ、事業の継続が困難になっている中小業者やフリーランスの方々は廃業、倒産に追い込まれ、地域の雇用も失われてしまいます。大江町にも多くの中小業者があり、非常に厳しい状況であることは議員の皆様もお感じになっていることと思います。小さな業者ほど商売と暮らしが直結しており、景気低迷が続くことにより大江町自体にも大きな影響が出ることは間違いありません。

世界では、50の国と地域が、景気低迷の原因ともなっている消費税の税率引下げを打ち出しています。住民の暮らし、地域経済、地方自治に深刻な打撃を与える消費税の5%以下への引下げを強く求めるという内容の請願であります。

審議いただき、ご採択くださいますようお願い申し上げます。

○議長(菊地勝秀君) 質疑、討論を省略し、お諮りします。

請願第2号 「消費税5%以下への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願については、これを所管の総務文教常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本請願については総務文教常任委員会に付託の上、審査することに決定しま した。

#### ◎請願第3号の審査委員会付託

○議長(菊地勝秀君) 日程第7、請願第3号 沖縄の辺野古新基地建設をめぐる問題を全国 で議論し民主的に解決することを求める意見書の提出に関する請願を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

1番、橋本彩子さん。

○1番(橋本彩子君) それでは、請願第3号についてご説明いたします。

件名、沖縄の辺野古新基地建設をめぐる問題を全国で議論し民主的に解決することを求める意見書採択の請願です。

請願者は、沖縄に応答する会@山形代表、漆山ひとみ様です。

請願趣旨については、皆様へ配付のとおりであります。

沖縄県では一昨年、辺野古新基地建設に伴う県民投票が県内全ての市町村で行われ、有権者の過半数が投票し、反対の意思が7割を超えました。また、この問題は沖縄県だけの問題ではなく、日米安全保障に関することから、日本全国で考えなければならない問題であることは皆さんご案内のとおりであります。

県民投票で示された民意がなぜ今も反映されていないのか、民主主義とは何なのか、学校 で沖縄の問題を学んだ大江町の小学生でもおかしいと感じています。

今回の請願は、辺野古新基地建設反対という内容ではありません。日米安全保障条約に伴う米軍基地の設置は国政の重要事項であることから、基地問題については国民全員で考えるべきであります。辺野古新基地建設は閣議決定しかされておらず、国会における決議というプロセスを経ていません。一地域への一方的な押しつけとならぬよう、憲法を遵守し、民主的な手続を経て決定することを強く求めるという内容です。

なお、同様の請願は昨年3月、庄内町、9月に三川町で採択されております。

請願者様からの資料として、沖縄県が作成した米軍基地に関するQ&Aブックも議会運営委員会の許可をいただき議員の皆様に配付されておりますので、ご確認ください。

審議いただき、ご採択くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(菊地勝秀君) 質疑、討論を省略し、お諮りします。

請願第3号 沖縄の辺野古新基地建設をめぐる問題を全国で議論し民主的に解決することを求める意見書の提出に関する請願については、これを所管の総務文教常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本請願については総務文教常任委員会に付託の上、審査することに決定しま した。

10時45分まで休憩します。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時45分

#### ○議長(菊地勝秀君) 休憩を閉じて、会議を再開します。

\_\_\_\_\_\_

#### ◎令和3年度町政運営に関する所信と主要施策の大要について

○議長(菊地勝秀君) 日程第8、令和3年度町政運営に関する所信と主要施策の大要についてであります。

時間を要しますので、演台に水差しを置くことを許可します。

それでは、町長の説明を求めます。

松田町長。

○町長(松田清隆君) 本日、大江町議会3月定例会の開会に当たりまして、日頃から町政発展のためご尽力いただいております議員各位をはじめ町民の皆様に対し、心から感謝を申し上げます。

また、この本会議において令和3年度の当初予算をはじめ重要案件についてご審議をお願いするに当たり、これからの町政に取り組む所信の一端を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、町長就任から1年が過ぎようとしていますが、振り返ってみますと大きな出来事が次から次へと発生し、町民の皆様にとって大変な1年だったのではないでしょうか。新型コロナウイルス感染症の拡大、昨年7月に発生した未曽有の豪雨災害、そしてこの冬の豪雪被害など、想定外と言える出来事が立て続けに起こっています。1年前には想像すらできなかった新型コロナウイルス感染症拡大の現状、そして、そのことに連動して起こっている経済の停滞、生活スタイルの見直しなど、町民生活にも大きな影響を与え続けています。

先の予測がつかない、抜本的な解決策も見出せない現状の中ではありますが、救世主となるであろうワクチンの接種が間もなく始まろうとしています。早期に町民の皆様が接種を受けられるよう体制づくりと準備を進め、安心した生活ができるよう万全を期してまいります。昨年7月の豪雨災害は、大規模な被害の爪痕を町内に残しています。道路、河川、農地、農業用施設、中でも河川の増水による洪水被害は昭和42年の羽越水害に匹敵する規模となり、家屋の浸水などに見舞われ、いまだに元の生活に完全には戻っていない現状にあります。自然豊かで常に自然と向き合い、寄り添い、生活してきた自然界がもたらす人間社会に対する

警告なのかもしれません。

私たちは、いち早く災害発生を予測し、被害を最小限に食い止めるための対応を取るとともに、堤防などハード面での整備を進めていくことが必要です。特に被害の大きかった左沢百目木区では、国土交通省による最上川の緊急治水対策プロジェクトが示され、長年の懸案事項の解決に向け光が見え出しており、国・県と一体となって整備に取り組んでいくことにしています。

今年の冬は記録的な豪雪となり、災害と言っても過言でない状況になっています。1年前はほとんど積雪のない生活であったことを思えば、大雪の中での生活は、いかに慣れているとはいえそれ相応の体力と時間が必要であり、生活を維持するためには相当の負担となっていることは言うまでもありません。

しかし、雪と共存していく知恵を持ち合わせているからこそ、その場所に住み、暮らしていることも事実であります。昔は、雪が積もった朝は大人が雪を踏み固めて歩きやすいようにしていたこと、そして今では除雪車が道路から雪を寄せて車が通りやすくなったこと、除雪した道路の雪を排雪してより安全な通行を確保できるようになったことなど、より快適に生活ができるよう進化しています。そこに暮らす町民の方々が安心して生活できるように、雪対策を考え、暮らしを守っていくことにこれからも努めてまいります。

雪の多さが人口流出要因の1つであるとも考えられますが、様々な面から価値感の多様化が進んでいる現代社会においては、逆転の発想で、雪国に関心を持ってくれる方も多いのかもしれません。

全国的な人口減少社会に歯止めがかからない現状にある中、大江町においても急激な人口減少が続いています。ここに住む人があっての町であり、人口が確保されていること自体が町の存在価値でもあります。この町の将来を考えた場合、町の未来を担う若者や子どもの人口確保は、将来に向け非常に大きなウエートを占めるまちづくりの大きな課題であります。

自然増が厳しい現状を考えれば、社会的動態での増加をどう実現していくかが鍵となります。若い世代を中心とした転出者をいかに抑えながら、転入者として移住者の呼び込みができる対策を講じる必要があります。そのために、若い世代が住宅を新築する際や移住する場合の家賃支援など新たな施策に取り組むとともに、新婚世帯への応援、町出身学生とのつながりや空き家バンクの充実に取り組んでいきます。

また、子育て環境の充実は若い世代が生活する上で大きな要素の1つであり、子どもは今後のまちづくりを担うまちの宝であります。山形県が掲げる「子育てするなら山形県」と一

体となり、妊娠期から高校生までの各世代における町独自の応援施策を展開しながら、子どもを産み・育てやすい環境づくりに取り組んでいきます。

新型コロナの影響により、町内の産業活動、消費活動が停滞しています。これまでも事業者の方々に対する支援策に取り組んできましたが、個人の消費控えムードはまだ続いています。

新型コロナによる影響への対策として、家計支援と町内商店街などの販売促進のため、昨年度好評だった町民への商品券配付やプレミアム付き商品券の発行により、事業者と消費者の両面から経済対策として取り組みます。また、現在検討を重ねている道の駅おおえの再整備計画について、来客者の目線に立ち、魅力的な施設となるよう基本設計を進めるとともに、町の観光の目玉となっている健康温泉館をはじめとする観光施設などのさらなる充実を図っていきます。

情報化社会が進展し、国においてもデジタル化の動きが急速に進んでいます。デジタル化は、これまでのアナログのよさを生かしながらも、効率的に活用できるやり方で取り組んでいかなければなりません。人と人とのコミュニケーションがあってのデジタル化であることを忘れてはなりません。デジタルツールを活用した大江町のイメージアップづくりも重要な課題であり、全国から見た大江町として、また、町民目線から見た大江町のイメージをどうつくり上げ、PRしていくことができるかがまちづくりの大きな要素であります。

SNSなどの世界では、発信者1人の力を何十倍にするためには、フォロワーと言われる 方々の力が強力に作用しています。町民の方々と一緒に、力を合わせた情報発信ができるよ う取組を進めます。

令和2年9月に、10年後の令和11年度を目標とする第10次大江町総合計画が策定されました。人口減少、少子・高齢化が進み、新型コロナウイルス感染症により先行きが見えにくい状況ではありますが、生まれてくる子どもからお年寄りまで町民の方々一人一人がジャストライト――ちょうどいいと居心地のよさを感じられる町を目指し、「ちょうどいい 幸せ感じるまち」を町の将来像といたしました。この町に暮らす全ての人がこの町に誇りを持ち、愛着を深め、夢を持ち、安心で安全な生活ができるよう、全力で精いっぱい、町民の方々とともに一歩ずつ確実に前進してまいります。

それでは、令和3年度の主要な施策について申し上げます。

初めに、まちづくり関係についてであります。

第10次大江町総合計画と短期行動計画に沿って、町民それぞれの夢をより多く実現できる

ようまちづくりを進めるとともに、移住・定住施策などによる人口減少対策や少子化対策を 総合的に推進していきます。

特に、移住・定住施策を大きな柱と位置づけ、外から人を呼び込むことと町外への流出抑制の両面から、新たな施策を展開することにしております。これまで進学や就職、結婚などの節目で転出者が多くなっていることは人口動態からも明らかでありますので、大江町に住み続けるメリットを享受できるよう、住宅を取得した際の借入金に対する助成や移住、定住に向けた賃貸住宅の家賃補助制度を新設いたします。

また、結婚新生活支援事業は大幅に対象者を拡大し、国の補助対象とならない部分は町単独で支援することで、結婚後の町への定着を後押ししてまいります。

婚活支援に関しては、おおえ両縁結びたい事業の中で婚活コーディネーターによる活動などを継続、強化するとともに、広域的な連携により、出会いから結婚までの継続的な支援を図ってまいります。

空き家対策としては、不動産事業者との連携による利活用を引き続き促進するため、空き家バンクへの登録奨励金を新設し、登録物件の拡大を図ります。また、新たに移住、定住を担当する地域おこし協力隊を配置し、空き家の利活用と併せて本町の魅力発信と移住者の拡大を図ってまいります。

集落活動への支援として、集落活性化支援交付金により地域活動の活性化に引き続き取り 組むとともに、各地区が積極的に地域の課題を掘り起こし、その克服に向けた地域づくりが 実行できるよう支援してまいります。

広く町民の足として浸透している町営バスや乗り合いタクシーについては、引き続き安全・安心な運行と利用者拡大に向けたPRに努めるとともに、ダイヤ改正やエリア拡大など利便性の向上を図ってまいります。

道の駅おおえについては、大江町の活性化の拠点施設として再整備を図ることにしており、これまで基本構想及び基本計画の策定を進めてきました。令和3年度には基本設計に着手する予定であり、産直施設などの整備による産業振興や観光案内所設置による観光交流の促進、さらには子育て世代などにも訪れてもらえるような魅力ある道の駅を目指し、検討を進めてまいります。

ふるさとまちづくり寄附事業については、登録事業者を増やし魅力ある返礼品をさらに充 実させた結果、ここ数年は毎年寄附額が増えてきています。引き続き登録事業者と協力して 返礼品の品質向上と新規開拓に努め、町特産品の販路拡大と販売促進に結びつけ、地域経済 の活性化につながるよう推進してまいります。

広域行政については、西村山広域行政事務組合や県との連携、そして村山地区7市7町による山形連携中枢都市圏の取組を進め、効率的、効果的な行政運営を推進していきます。

次に、農業と林業の振興についてであります。

コロナ禍の中で、新しい生活様式や飲食店の営業自粛などによる米の消費量が減少する中、 米価を維持・安定させていくには米の需要に応じた生産が必要であり、県から市町村に示さ れた生産量の目安に基づき、高品質・高収益の米づくりと併せ、主食用米以外の作物による 水田活用を大江町地域農業再生協議会と一体となって取り組んでまいります。

また、安全・安心な米に対する消費者からの注目が高まっていることから、減農薬・減化 学肥料米の生産拡大に対する支援を継続するとともに、大江町産米のオリジナルパッケージ を作成し、ふるさとまちづくり寄附金の返礼品に活用するなど、水稲農家の所得向上に努め てまいります。

大江町はリンゴ、ラ・フランス、桃など高品質な果樹の生産地であり、市場からも高い評価を得ています。中でも生産者、JAなどと一体となって特産化を進めているスモモについては、新たな品種のPRや生産拡大の取組が実を結び、令和2年度の販売額はさがえ西村山地区で過去最高額となる2億6,000万円、本町でも1億円を超えるなど「大江のスモモ」のブランドが確立しつつあり、引き続き推進をしてまいります。

同様にブランド化を進めている大江町産やまがた地鶏につきましては、食鳥処理施設が2 月から新たな指定管理者の下、再稼働しており、利用者と食鳥処理羽数の増加や販売拡大に 努め、関係者と連携しながら、生産から販売まで安定化を目指してまいります。

農業従事者の減少、高齢化が進む中で、Uターンなどによる親元就農も含め、新規就農者は本町農業の活性化と農業振興に大きな役割を果たしています。大江町就農研修生受入協議会OSINの会や農業関係機関と連携しながら、新規就農者の受入れや営農支援、生活支援を継続していきます。

また、高齢農業者や兼業農業者の農業の継続、中核的農業者への農地集積・規模拡大を推進していくほか、農作業の効率化と省力化を図るため農業用機械の導入を支援してまいります。

農業振興や農村環境の保全に悪影響を及ぼしている耕作放棄地については、農業委員会、 農地利用最適化推進委員を中心に農地利用状況調査を行い、農地中間管理事業を積極的に活 用した農地の集約・集積を進め、発生防止に努めます。 地域共同による農用地、水路、農道などの保全活動を支援する多面的機能支払制度や集落 協定により、生産条件不利地域の農業生産活動及び集落機能強化を支援する中山間地域等直 接支払制度を継続して実施してまいります。

地震や集中豪雨による被害を防止するため、県営農村地域防災減災事業による大江中部地区と大江三郷地区のため池や用水路の整備改修を、県や土地改良区などと一体となり、継続して進めてまいります。

有害鳥獣による農作物被害が年々拡大していますが、大江町鳥獣被害防止対策協議会や鳥 獣被害対策実施隊の活動を支援し、わな監視装置の導入による見回りなどの負担軽減や若手 実施隊員の育成に努めるとともに、県や近隣市町、猟友会などと広域的に連携しながら被害 防止対策の強化に取り組んでまいります。

林業については、公共施設の木質化や木質バイオマスエネルギーへの転換などにより、県内においても木材の需要が高まっています。大江町美しい森林づくり協議会や関係自治体、林業関係組織などで構成する西山杉利用活用推進コンソーシアムと連携しながら、高品質な町産西山杉の生産・販売の拡大と、森林資源の利活用による林業と関連産業の振興に努めてまいります。

県代行林道開設工事として進めている林道沢口道海線については、引き続き県と一体となり、事業を進めてまいります。

また、森林経営管理法に基づき森林環境譲与税を有効活用し、森林管理に関する森林所有 者への意向調査や森林資源量の調査などを実施し、適切な森林管理を進めてまいります。

次に、商工労働についてであります。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により経済活動が停滞していることから、町内産業への支援、経営に支障を来している事業者及び町民への支援を引き続き実施してまいります。 また、国の経済政策や経済動向を注視しながら、町内産業の活性化と雇用対策について、商工会などの関係団体と連携して進めてまいります。

町内雇用情勢も、新型コロナウイルス感染症の影響により弱い動きが続いており、町内企業においては求人倍率が減少傾向にあります。また、少子・高齢化や町外への就職により若者の雇用の確保が厳しい状況でもありますので、新規学卒者の町内就労促進、雇用の安定化、そして、定住化に資する支援を引き続き実施してまいります。

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、働き方のニーズの多様化が求められており、就 業の希望をかなえられる環境づくりの支援を検討してまいります。 工業に関しては、産業立地促進資金貸付金や企業立地促進条例による支援を継続し、雇用機会の拡大と企業の育成を図ってまいります。

商業に関しては、起業や新商品開発などへの補助継続や、資格技能取得への支援に新たに 第二創業に関する補助を加え、町内で働く方を支援します。また、若者の起業を支援するた め、45歳未満の方への補助金増額や、起業の際に融資を受けた場合の利子補給などの支援を 実施してまいります。加えて事業所における後継者育成や事業承継を支援し、商工業の活性 化を図ってまいります。

町内消費拡大事業に関して、新型コロナウイルスの感染拡大状況を考慮したイベントの開催など、町内での購買力向上に向け、関係団体と連携を深めながら商工業の振興を図ってまいります。

次に、観光の振興についてであります。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け主要イベントが軒並み中止となる状況でしたが、県のイベント開催に関する基本方針に基づき万全の対策を講じて、令和4年度に100周年を迎える水郷大江夏まつり大会をはじめとする各種イベントの開催に向けて、町観光物産協会など関係団体と連携して誘客の拡大を図り、人とものの交流を推進していきます。

近年、観光に対するニーズは多岐にわたっており、広域的な観光の取組が必要不可欠になっています。西村山1市4町で組織する山形どまんなか探訪プロジェクトや白鷹・朝日・大江広域観光推進協議会、村山地域の7市7町で組織するやまがた広域観光協議会などとの連携により広域観光を推進し、本町を選んで来てもらうため、誘客活動を展開してまいります。

日本百名山の1つに数えられる朝日連峰の登山人気は高く、数あるルートの中でも比較的登りやすいとされる古寺登山口にはシーズン中、全国から多くの登山客が訪れます。キャンプなどのアウトドア志向も高まっており、朝日連峰古寺案内センターを軸とした山岳観光を推進するとともに、これを好機と捉え、町内に滞在していただけるよう観光、商業、両面から魅力づくりを進めます。

次に、道路交通網の整備について申し上げます。

主要地方道大江西川線は本町の道路網の要であることから、貫見一沢口間の改良工事及び 月布橋架け替え工事、そして昨年の融雪、豪雨で被災した西川町根子地内と田ノ沢地内の災 害復旧の早期の完成に向けて、大江・西川両町道路整備促進期成同盟会などを通じて要望活 動を行ってまいります。 今後のまちづくりを考える上で重要な路線である町道藤田堂屋敷線については、用地の取得を進め、次年度からの工事着手の準備を進めていきます。

町民の日常生活の安全・安心を確保するため、橋梁などの道路構造物の老朽化対策が重要であり、橋梁長寿命化修繕計画に基づき適正な維持管理に努めます。また、昨年7月の豪雨により被災した町道及び橋梁の早期復旧と、身近な生活道路である町道の維持管理に万全を期すとともに、冬期除排雪作業の充実強化を図ってまいります。

次に、都市施設と住宅施策についてであります。

急激な人口減少が進む中で、町中心部を活性化させていく必要があります。公共施設や医療・福祉・商業施設、公共交通などの都市機能のほか、防災リスクの低い区域への居住誘導など将来を見据えた都市計画を検討するため、立地適正化計画の策定に向け、今年度は現状分析と基礎資料の収集等に取り組みます。

都市公園については、安全点検に基づいた遊具の修繕を行い、安心して遊べる環境を提供 してまいります。

現在分譲中のあおぞら団地は残り9区画となっており、早期完売に向けたPR活動を強化し、定住促進につなげていきます。

また、町営住宅などについては、長寿命化計画に基づく適正な維持管理を行うことで、心地よい住環境の提供に努めていきます。

住環境整備事業として、雪から家をまもる事業、西山杉材利用促進事業、住宅建築奨励事業、空家除去支援事業、危険ブロック塀等撤去事業を継続し、住みよい住環境の形成につなげてまいります。

続いて、生活排水処理対策についてでありますが、公共ますへの接続率は、公共下水道事業及び農業集落排水事業ともに少しずつながら伸びています。今後とも経営適正化のための接続率の向上に努めるとともに、下水道事業の経営成績及び財務状況を明確化し、財政マネジメントの向上を図るため、地方公営企業法に基づく企業会計への移行作業に着手いたします。

また、伏熊・深沢地区農業集落排水処理施設の最適整備構想を策定し、将来にわたる適正な維持管理に努めていきます。

合併処理浄化槽設置事業については、公共水域の水質保全と公衆衛生の向上の観点から、 くみ取りや単独浄化槽からの転換に対する支援を継続してまいります。

次に、水道事業であります。

給水人口の減少や施設の老朽化など、水道事業を取り巻く環境が年々厳しくなっています。 その中で、県及び関係市町で構成する村山圏域水道事業広域連携検討会では、広域連携による水道事業の経営基盤の強化を様々な角度から検討しています。今後とも経営の健全化に努めていくとともに、安全・安心な水道水の供給、災害時の迅速な対応に努めてまいります。 令和3年度は塩野平地内の配水管布設替工事、上水道監視装置の更新などを実施してまいります。

次に、福祉や子育ての分野などについて申し上げます。

本町の高齢化率は39.0%と年々増加傾向にあり、高齢者の福祉対策は重要な行政課題となっています。そのため、ひとり暮らし高齢者を重点に、民生児童委員による日頃からの活動に加えて、高齢者等訪問、配食サービス、緊急通報体制整備事業などの見守り体制、ぬくもり介護手当、雪下ろし等費用支給事業などの支援体制、老人クラブ活動などへの支援を通した生きがいづくりの充実を図ります。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送れるように、地域全体で高齢者を支え合う地域包括ケアシステムの構築が必要であり、特に生活支援の面では、高齢者が孤立しないような体制づくりが重要です。このため、生活支援コーディネーター事業と社会福祉協議会が推進しているみんなの茶の間事業の融合を図るなど、高齢者を支えるシステムづくりを関係機関と連携して実施してまいります。

障害のある方もない方も、共生社会の中で誰もが誇りと生きがいを持ち、自分らしく生活できることは全ての方々の願いです。このため、今後の施策の指針となる第4期障害者計画を策定しながら、生活介護、就労支援をはじめとする障害福祉サービス事業及び特別支援学校通学支援、手話奉仕員養成講座などの地域生活支援事業を継続して実施してまいります。

介護保険事業については、今年度策定する第9期老人福祉計画・第8期介護保険事業計画に基づき、団塊の世代が75歳に到達する令和7年を見据えながら、今後も各種サービスの提供と健全な事業運営に努めてまいります。

また、高齢者が要介護状態にならないよう健康維持教室などの一般介護予防事業を継続しながら、認知症対策を重点課題として、地域包括支援センターでの相談支援に加えて初期集中支援事業などの早期対応・早期支援、認知症サポーター養成講座などを通した支援者づくり、徘回高齢者登録制度による緊急時の支援を展開してまいります。

子育て支援については、ここ数年の出生者数の急激な減少を考慮すれば、少子化対策と併せて本町における最重要課題と位置づけています。

にじいろ保育園、あゆみこども園、大江幼稚園の運営を支援しながら、低年齢児保育、延 長保育、一時預かりなどの多様な保育ニーズに対応するとともに、子育て支援センターぱれ っとの活動を充実させ、将来を担う子どもたちが生き生きと輝けるような保育事業を展開し ていきます。

また、子育で世帯の経済的・精神的負担を軽減するため、3歳児から5歳児の保育料無償化と併せて副食費に対する助成の乳児給食費支援事業を継続しながら、いきいき子育で支援事業、誕生祝すくすくベビー券については支援内容の拡充を図るとともに、子育で支援センターを中心に、未就園児の保護者宅を定期的に訪問し、子育でなどの悩みに寄り添う子育で応援訪問事業を新たに実施します。

小学生保護者に対する就労等の支援策でもある放課後児童クラブの運営も、引き続き支援していきます。

健康づくりについては、乳幼児期から高齢期まで各世代に合わせた各種事業を展開しながら健康寿命の延伸を目指すとともに、食生活改善推進協議会の活動支援を通して食生活や運動習慣の改善、栄養バランスのとれた健全な食生活の推進に努めてまいります。

また、地域医療の充実については、今年春に開業する内科医院を含めた町内医療機関に対してかかりつけ医としての機能の充実をお願いしながら、高齢者等世帯の経済的負担軽減策として、高齢者等通院支援給付費を継続して実施いたします。

母子保健事業については、子育て世代包括支援センターを拠点に、妊娠期から子育て期に 至るまでの多様なニーズに対する総合的な相談支援を行いながら、新たに保険適用外の健診 費用などに対する助成として妊婦健康診査等補助金を創設するほか、心身の健康状態に応じ た保健指導、育児相談を行う産後ケア事業を実施いたします。

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種については、その効果、安全性を理解していただいた中で、町民の方々が迅速に安心して接種できる環境を国・県と一体となって整え、実施していきます。

また、各種予防接種については、子どもから高齢者までの定期接種、子どもと高齢者のインフルエンザなどの任意接種への費用助成を行いながら、成年男子を対象に抗体検査及び定期接種を行う風疹対策についても継続して実施いたします。

疾病の早期発見、早期治療のための各種健康診査においては、受診しやすい環境を整える ため、国民健康保険被保険者等の特定健診費用の自己負担金を無料化するほか、がん検診の 受診率向上に努め、筋力などが低下した高齢者を対象としたフレイル健診を引き続き実施い たします。また、健康相談、生活習慣病予防教室などによる健康教育の推進に加えて、温泉の効能を利用した健康増進策であるさわやか健康づくり推進事業については、助成対象を「40歳以上」から「30歳以上」に拡充して実施いたします。

福祉医療については、医療費の自己負担分を扶助する制度を活用し、重度心身障害(児)者、ひとり親家庭などの医療費の自己負担分を、これまでと同様に県と町が2分の1ずつ扶助します。

また、子どもを産み・育てやすい環境の整備と、子どもたちの健やかな育成を支援するための子育て支援医療は、令和元年度から「高校3年生の18歳まで」に拡大しており、引き続き実施してまいります。

次に、国民健康保険、後期高齢者医療についてであります。

国民健康保険は、平成30年度から県と市町村が共同で国民健康保険を運営しており、県は 財政運営の責任主体としての役割を担い、市町村は資格管理、保険給付、保健事業のほか保 険税率の決定や賦課、徴収を担っています。本町において、今後の大幅な税率の引き上げに ならないよう県に納める納付金の算定方法などを注視しながら、原資となる国保税の収納確 保に努めるとともに、医療費削減のため、健康増進、生活習慣病予防などに関する啓発や各 種保健事業を展開してまいります。

75歳以上の高齢者を対象にした後期高齢者医療は、後期高齢者医療広域連合が財政運営を 行い、保険料の徴収や各種申請の受付などの窓口業務は市町村が担うことになっております が、被保険者の方が安心して医療を受けられるよう、広域連合と連携した業務を行ってまい ります。

次に、教育関係の施策についてであります。

昨年策定した大江町教育プランに基づき、様々な教育施策を推進しております。

共生教育の理念を継承しながら、幼少期から高齢期まで、学校教育や社会教育だけでなく歴史、文化、スポーツ、健康などの様々な分野でそれぞれの年代の町民が共に学び、共に生きることで、より充実した人生の自己実現を図り、大江町のよさを生かして、新しい時代を生きるための心豊かな人間性を備えた人づくりを目指します。

学校教育の振興では、これまで進めてきた共生教育の理念を引き続き礎とし、学力向上と 豊かな人間形成を目指します。

また、グローバル化、高度情報通信社会などの変化が激しい中、たくましく生きる力を育成するとともに、いじめ、不登校のない地域に開かれた学校を目指し、教育活動をさらに充

実させてまいります。

学習指導要領に関しては、小・中学校共に新しい指導要領の下、主体的・対話的で深い学びの実現を目指し、授業改善をさらに進めてまいります。特に社会のグローバル化に対応できる外国語教育の充実のために、中学校2年生の体験型英語学習として福島県のブリティッシュヒルズでの学習を昨年度に引き続き実施するほか、この貴重な体験をより深く充実させるため、中学校1年時には、ブリティッシュヒルズのオンラインレッスンを導入した学習を取り入れます。また、外国語に関連する教育課程のない小学校低学年に対しても、英語を楽しめる活動を計画していきます。

学校の運営に関しては、令和3年度からコミュニティ・スクールを導入するよう進めてまいります。

また、各学校において読書活動を効果的に実施し、本に親しむ活動を確保するため、読書活動支援員を配置し、学校図書の環境整備を図ってまいります。

学習環境の整備を図るため、大江町学校施設長寿命化計画に基づき、令和3年度は水道管の老朽化対策として、大江中学校の給水管の更新工事を実施してまいります。

また、国の1人1台タブレット機器導入によるGIGAスクール構想やプログラミング教育の推進・充実のために、学校における機器活用の活性化、教職員の研修を支援してまいります。

スクールバスにつきましては、これまで学校ごとに配置し、学校単位で運行してきましたが、令和3年度はこのシステムを大きく見直し、登校時は大江中学校と本郷東小学校を1台のバスで運行することとし、左沢小学校のバス利用地域を拡大するよう努めてまいります。 下校時は学年によって下校時間が違うため、2往復するなどの柔軟な対応で児童・生徒の通学の足と安全確保に努めてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

おおえ町民大学を中心に、様々な生涯学習講座を開催しており、幅広い年代の多くの町民から参加いただき、交流や学びが深められています。新型コロナウイルスの影響により新しい生活様式が求められている中においても、時代に合わせた講座を開設し、誰もが積極的に参加できるよう、充実した学習機会の提供に努めてまいります。

人生をより豊かに過ごすために、読書活動は欠かせません。今年度から新たに海外の図書を利用した英語多読事業を実施し、就学前から親子で英語に親しむ機会を創出し、楽しみながら英語を学ぶことに結びつけていきたいと考えています。

さらに、図書館と学校図書との連携を強化するとともに家庭内における読書の推進など、 必要事項と施策をまとめた子ども読書推進計画を策定し、読書を通した子どもたちの創造力 の育成に努めてまいります。

学校外における青少年教育に関しては、放課後子ども教室やボランティアサークル夢憧布の事業を積極的に推進していきます。また、放課後児童クラブへの出前教室、東北芸術工科大学との連携による芸術創作活動など、様々な体験活動や人と触れ合う事業を実施し、子どもたちの豊かな情操を育てるとともに、青少年の健全育成に努めてまいります。

文化祭などを芸術文化団体などと連携しながら開催し、サークル活動などの育成支援に努めます。また、教育文化振興基金を活用し、町民みんなが楽しみながら芸術文化に触れる機会を創出していきます。

令和2年度の成人式は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で開催がかなわず、新成人からも意見を聴いた上で令和3年度に延期することといたしました。今後の状況次第とはなりますが、令和3年度分と併せ2か年分の成人式をそれぞれ開催する予定としております。

史跡左沢楯山場跡の整備につきましては、令和3年度は散策路の整備を進めるとともに、 蛇沢沿いの管理用道路の舗装整備と、眺望を確保するための樹木の伐採についても引き続き 実施してまいります。

国選定重要文化的景観については、重要な構成要素の建築物整備が令和2年度で一段落したことから、重要な構成要素の説明や重要文化的景観の街並みを楽しみながら周遊するためのサイン実施設計業務を実施し、重要文化的景観の活用に努めてまいります。

町史編さん事業については、町歴史資料の掘り起こしを進め、町史資料第23号の発刊を目指すとともに、これまで収集した町史資料のデータベース化を図り、活用に努めてまいります。

老朽化が進んでいる民俗資料館を適切に管理・運営していくため、計画的に修繕工事を実施することとし、令和3年度は屋根の改修などを進めてまいります。

スポーツ振興では、いつでも、誰でも、どこでも親しめる生涯スポーツを大江町体育協会や大江スポーツクラブO-STEPほか各種団体と連携して推進していきます。

体育協会主催事業については、新しい生活様式への対応を図り、多くの方が安心して参加できるような企画とし、人と地域の結びつきを深める大会として開催してまいります。

また、各種目において優秀選手の強化育成などに資するため、全国大会に出場し輝かしい成績をおさめたアスリート、団体に対し人的、物的両面から応援するとともに、駅伝などを

通して大江町チームの実力の底上げを図るため、スポーツ選手育成強化を目指します。

なお、安全で快適にスポーツが楽しめるよう体育施設の整備・改修を順次行っておりますが、令和3年度は主に老朽化した体育センターアリーナの床をポリウレタン塗装するなど、 利用者の安全と快適なスポーツ環境を確保してまいります。

今後も社会情勢の変化に機敏に対応し、効率的で質の高い施設運営を行ってまいります。 次に、危機管理対策について申し上げます。

昭和42年の羽越水害に匹敵する規模となった令和2年7月豪雨は、本町に甚大な被害をもたらしました。また、一昨年6月の山形県沖地震に続き先月の福島県沖地震でも震度4を観測するなど、もはや対岸の火事ではなく、現実として住民生活上の脅威が続いています。こうした中で、有事の際の危機管理体制の強化が極めて重要であり、関係機関と連携して防災、減災を進めてまいります。

激甚化する災害に的確に対応していくため、地域防災計画を改定するほか、情報伝達手段として運用している防災行政無線は、今後とも火災予防、交通安全の啓発などにも有効的に活用していきます。また、万が一の緊急情報伝達に備えながら、エリアメール、町ホームページやSNS登録制メールなど複数メディアに連携して配信するシステムを新たに構築し、情報伝達の多重化を図ることで利便性向上を図ります。

自分の命は自分で守る自助、自分たちの住んでいる地域は自分たちで守る共助の取組を区 や自主防災組織などを通じて支援していくとともに、ハザードマップを活用して、日頃から の災害への備えや防災意識の向上、より効果的な避難行動に役立てていきます。

地域の安全・安心のため、仕事を持ちながら幅広く活動していただいている消防団員の団 員数は年々減少傾向にありますが、出動手当の見直しを含め活動しやすい環境を整え、地域 とも連携しながら団員の確保に努めてまいります。

防犯及び交通安全対策につきましては、これまで以上に関係団体と連携・協力し、一層の 啓発活動に努めながら地域の安全・安心のための活動を継続してまいります。

運転免許証を自主返納する高齢者の方々には、乗り合いタクシー3年間無料乗車券の交付など、引き続き支援してまいります。

最後に、町の財政状況について申し上げます。

歳入のうち町税については、新型コロナウイルス感染症の影響が懸念され、減少が見込まれますが、不確定要素が多い状況であります。また、町民税においては、納税義務者数が減っていることなどから減少傾向にあり、固定資産税は、評価替えの影響による減収を見込ん

でおります。町税全体では平成初期以降7から8億円程度で推移しており、今後とも同水準 もしくは微減で推移していくものと見込んでいます。

一方、歳入の大きなウエートを占める普通交付税は減少傾向が続いていましたが、令和2年度決算においては個別算定経費の追加や幼児教育・保育無償化に伴う算入、公債費の増などの要因で元年度に引き続き増加いたしました。令和3年度の予算計上額も、基礎数値や単位費用の精査により前年度より増額を見込んでいますが、地方交付税の原資となる所得税や法人税、酒税など国税収入の伸びがコロナ禍による景気後退の状況の下にあっては期待できず、今後の見通しとして楽観視はできません。

主な財政指標については、ここ数年、県内自治体の中でおおむね中上位を維持しており、 今のところ財政運営上の大きな支障は生じていません。特に令和元年度の実質公債費比率は 35市町村の中で2番目に低い数値を示しており、財政運営の弾力性を示す指標とされる経常 収支比率も3番目に低い数値、84.8%となっています。ただし、財政指標の中には、過疎団 体の場合は有利に算定されているものもあり、そのことが必ずしも住民満足度の高さとその 町の活気に直結しているとは言い難い面もあります。過疎債をはじめ交付税措置の手厚い優 良債を活用しながら、将来に向けて平準化を図りつつ、積極的、計画的に投資的事業を進め ていく必要性を感じています。

一般会計における令和2年度末の基金残高は、総額で約20億4,500万円となる予定ですが、新型コロナウイルスの対策や豪雨災害等で多額の基金取崩しを予定していたものの、コロナ関連の地方創生臨時交付金が約3億4,690万円見込めることもあり、結果として令和元年度末の残高より約9,250万円増える見込みとなりました。今後とも将来の行政需要に備え、町有施設整備基金や地域福祉振興基金などの特定目的基金の充実に努めていきます。

一方、令和2年度末の地方債残高は、交付税措置面で有利な起債を借り入れているものの、 基金残高の3倍近い59億800万円程度に達している現状は憂慮すべきものと捉えています。

今後の財政運営の見通しとして、高齢者福祉や障害者福祉、介護や児童福祉といった扶助費が増加傾向にある中で、公債費についても平成29年度を境に増加に転じており、令和3年度には6億円を超え、以降も増加傾向が続いていくことが予想されます。委託料や需用費などの物件費についても増加傾向にあり、老朽化に伴う施設や設備の改修、更新などの維持補修費も同様に増加していくものと考えられます。また、特別会計への繰出金については、特に下水道事業会計における施設管理費の増加が見込まれている状況にあります。

したがって、引き続き徹底した歳入確保と歳出抑制を図るとともに、中長期的な視点に立

って、選択と集中により優先する事業を見極め、計画的で持続可能な財政運営に努めてまいります。

以上、令和3年度の町政運営に関する所信と主要施策の大要について申し上げましたが、 新しい総合計画のテーマとした「ちょうどいい 幸せ感じるまち」の実現に向け、職員とも どもスピード感を持って取り組んでまいりますので、町政に対する町民の皆様、議員各位の 特段のご理解を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長(菊地勝秀君) 以上で令和3年度町政運営に関する所信と主要施策の大要についてを 終わります。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時41分

再開 午後 1時00分

○議長(菊地勝秀君) 休憩を閉じて、会議を再開します。

# ◎報第1号の上程、説明、質疑

○議長(菊地勝秀君) 日程第9、報第1号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定め 和解を行うこと)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

松田町長。

**〇町長(松田清隆君)** 報第1号 専決処分の報告についてご説明いたします。

令和2年12月27日、日曜日の午後2時30分頃、大江町体育センター内にてスポーツ活動中の町外在住、30代男性の方が、暖房機の灯油漏れでぬれた床面で転倒する事故がありました。被害男性の方は転倒した際に眼鏡を破損し、その破損した眼鏡の一部が左まぶたの上部に刺さったために、2センチほど、7針縫う傷を負われました。

体育センター内の見回りは毎日行っておりますが、想定外の灯油漏れは発見することがで

きず、施設管理者として全面的に町の過失を認めざるを得ない状況でありました。

協議の結果、被害男性に対しましては4万9,420円を損害賠償金として支払うことで和解 し、去る2月18日付で専決処分をいたしました。

なお、町では全国町村会の総合賠償保険に加入しており、今回の損害賠償金に相当する額 も保険適用となり、町の持ち出しは発生しないという見込みでございます。

本来、損害賠償額を定めることは議決事件でありますが、地方自治法第180条第1項で「普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。」と規定されております。この規定に基づき、大江町では「損害賠償を支払うもので、その金額が50万円以下のものの和解に関すること」と指定されておりますので、これに基づき専決処分したものであります。

以上、地方自治法第180条第2項の規定に基づきご報告いたします。

最後に、この場をおかりいたしまして、被害に遭われた方に深く深くおわび申し上げます とともに、今後はこのような事故がないよう施設管理を徹底してまいります。

○議長(菊地勝秀君) 報第1号につきまして、質疑を行います。ございませんか。 [「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) これで報告は終わりました。

#### ◎議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(菊地勝秀君) 日程第10、議第2号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度大江町一般会計補正予算(第11号))を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長(松田清隆君) 議第2号、令和2年度大江町一般会計補正予算(第11号)に係る専決 処分の承認を求める議案につきましてご説明申し上げます。

今シーズンは12月中旬から継続的に降雪が続いた影響で、除排雪に要する経費が早々と不足し、さきの1月26日の臨時議会において3,710万円の追加を認めていただいたところです。 その時点では2月以降の降雪状況を、長期予報に基づき平年並みと見込んで積算しておりま したが、その後も強い寒気が繰り返し到来し、大江町内では2月10日に左沢で120センチ、 2月18日に柳川で2メートル10センチの最大積雪深を記録することになりました。

町では、住民の日常生活と経済活動に支障が生じないよう、安全な生活道路網の確保のため、早期除雪に加え日中除雪、排雪作業を徹底したところです。

結果として、今後も除排雪作業を支障なく実施するには既決の予算では再度不足する見込みとなり、緊急に予算措置を生じる必要があったため、去る2月24日付で専決処分をさせていただいたものであります。

この結果、既定の歳入歳出予算の総額に2,000万円を追加し、補正後の予算総額を67億5,020万円とするものであります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご承認くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(菊地勝秀君) 担当課長の詳細説明を求めます。

五十嵐総務課長。

○総務課長(五十嵐大朗君) それでは、一般会計補正予算(第11号)についてご説明いたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたします。

- 3ページの下段をご覧ください。
- 8款土木費は2,000万円の増額です。

2項3目道路除雪費は、町長説明にもありましたとおり、2月以降も降雪が続いた影響で再度除排雪に要する予算が不足する見込みとなったことから、今後の作業に支障が生じないよう、除雪業務委託料を2,000万円追加するものであります。

上段の歳入予算をご覧ください。

不足する財源につきましては、特別交付税を1,990万円追加いたします。なお、例年特別交付税は追加計上することなく決算処理をする場合が多いわけでありますが、1月26日付の第10号補正でも1,550万円追加しており、今回の補正を加えますと予算措置額は2億1,540万円となりました。この額につきましては令和元年度の決算額を約2,800万円上回っておりますが、本年度は7月の豪雨災害があった関係で、12月交付分で既に前年より約5,400万円多く交付されていることから、今回、追加しても予算割れの心配はないものと考えております。また、ふるさとまちづくり寄附金の追加は、本年度の豪雨や豪雪対策に充てる寄附として新たに枠を設けておりますが、10万円ほどの寄附が見込めることから、今回計上するもので

あります。

以上が令和2年度大江町一般会計補正予算(第11号)の内容であります。

○議長(菊地勝秀君) 議第2号の質疑を行います。

6番、毛利登志浩君。

○6番(毛利登志浩君) 今年は予期しないといいますか、非常に豪雪だったというふうなことで、全体的に1億5,600万円ほどの除排雪経費が見られるというふうなことでの説明ですけれども、今回の2,000万円を追加して、そしてこの金額1億5,600万円で、今後の見込みというふうな説明もあったんですが、これから到来するであろう農道の除排雪等々も含んでの1億5,600万円というふうに理解してよろしいでしょうか。第1点。

第2点は、財源内訳として特別交付税1,990万円を充当したというふうにありますけれど も、全体の1億5,600万円の財源内訳として特別交付税をどの程度の金額で充当しているの か。

2点お聞きしたいと思います。

- 〇議長(菊地勝秀君) 最初に、建設水道課長。
- **〇建設水道課長(櫻井洋志君)** 今回の除雪業務委託料2,000万円を追加しまして、業務委託料2,000万円というような金額になっております。

農道除雪も見込んでかというふうなことでございますが、今現在も農道除雪、排雪になりますが、実施をしているというような状況になっています。この金額の中では農道除雪も見込んで、農道除雪については直営というふうなことでの対応で、今、必死になって頑張っているところですが、それも含んでこの金額で対応するというふうなことで考えております。

- 〇議長(菊地勝秀君) 続きまして、五十嵐総務課長。
- ○総務課長(五十嵐大朗君) 特別交付税の充当でありますけれども、今回については1,990 万円をこの除雪費に充てておりますけれども、全体としては特別交付税2億1,540万円の計 上になります。この金額につきましては、もうご承知のとおり一般財源でありますので、補 正後の予算総額67億5,020万円に全体的に充てているというようなことになろうかと思いま す。
- O議長(菊地勝秀君)
   ほかにございませんか。

   [「なし」と言う人あり]
- O議長(菊地勝秀君)
   これで質疑を終わります。

   討論を行います。

### [「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) 討論なしと認め、採決します。

議第2号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度大江町一般会計補正予算 (第11号))、これを原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(菊地勝秀君) 全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

\_\_\_\_\_\_

### ◎議第3号~議第40号の一括上程

○議長(菊地勝秀君) 日程第11、議第3号 大江町議会議員及び大江町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてから日程第48、議第40号 令和3年度大江町水道事業会計予算までの38件を一括議題とします。

#### ◎提案理由の説明

O議長(菊地勝秀君) 提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長(松田清隆君) 議第3号から議第40号までの新規条例制定2件、条例の一部改正6件、 条例の廃止3件、指定管理者の指定11件、補正予算8件、新年度当初予算8件、合わせて38 議案について一括してご説明申し上げます。

議第3号 大江町議会議員及び大江町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 の制定については、令和2年6月12日に公職選挙法の一部が改正され、12月12日に施行され たことに伴い、大江町議会議員及び大江町長の選挙に係る公費負担などについて新たに制定 するものであります。

議第4号 大江町中小企業支援緊急対策基金条例の制定についてでありますが、このたびの新型コロナウイルス感染症の影響により、町内の多くの中小企業者が経営に支障を来し、 山形県商工業振興資金の地域経済変動対策資金の融資を受けております。これらの中小企業 を支援するため、貸付条件を満たした者に対し県、町、金融機関が協調し、その利子額を全額負担することとしています。

このうち令和3年度から令和7年度までの町負担分の利子について、新型コロナウイルス 感染症対策地方創生臨時交付金を活用し、大江町中小企業支援緊急対策基金に積み立てるも のであり、本条例はこの基金の設置の目的、管理、運用、処分などについて定めるものであ ります。

議第5号 大江町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、道路法施行令の改正に伴い、同法施行令に準じ大江町の条例を改正する必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

続きまして議第6号 大江町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

介護保険制度では、介護保険法の規定により、3年を1期とする介護保険事業計画を定めることとされており、令和2年度で第7期の計画期間が終了するため、このたび令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画を策定したところであります。

このため、今回の改正においては、第8期介護保険事業計画に基づき介護保険料の適用期間を改正するほか、所要の改正を行うものであります。

議第7号 大江町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから議第10号 大江町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての4つの条例改正は、介護保険法の規定に基づき、指定居宅サービスなどの事業の人員、設備及び運営に関する基準の省令が一部改正されたことに伴い、本町においても国基準の改正に準じ、各条例の一部を改正するものです。

議第11号 大江町老人福祉センター柏陵荘の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の 制定について、ご説明申し上げます。

柏陵荘は昭和56年のオープン以来、町内外の多くの入浴客に親しまれてきましたが、老朽 化による維持・修繕費の増加やコロナ禍による入浴客数の大幅減により、営業損益が悪化し ている状況にあります。

既にご報告のとおり、柏陵荘の今後の在り方について多方面から検討を重ねてきた結果、 今後の運営面での収益に好転が期待できないことや町の財政負担の増加が懸念されることか ら、苦渋の決断として施設廃止に至りましたので、本条例を廃止するものであります。 議第12号 大江町型住宅体験施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定については、大江町型住宅の普及を通じて西山杉の利用促進を図るとともに、町内の関連産業の活性化に資するため本条例を制定したものですが、令和3年度からは健康温泉館の附属施設として管理、利活用をすることとしたため、本条例を廃止するものであります。

議第13号 大江町ふるさと水と土保全基金設置条例を廃止する条例の制定については、平成5年に、土地改良施設や地域資源の利活用により農村地域の活性化を図るため、本条例は設置されましたが、基金充当事業が令和2年度で終了することから、本条例を廃止するものであります。

議第14号から議第24号までは、指定管理者の指定に係る議案であります。

ご提案している各施設の管理については、大江町公の施設に係る指定管理者の指定手続き 等に関する条例に基づき指定管理者による管理をそれぞれ行ってきましたが、令和2年度末 をもって指定管理期間が満了となります。

議第14号から議第20号までの健康温泉館、柳川温泉健康増進交流センター、農村集落多目的共同利用施設、ふるさと交流館、体験農園施設、大山自然公園、シニアセンターにつきましては、現在、株式会社大江町産業振興公社を指定管理者として指定し、各施設の連携による効率かつ効果的な運営を行っており、町民の雇用確保にも大きく貢献しているところです。

2月3日付けで同公社より、これらの施設に係る令和3年4月1日以降における指定管理 の指定申請があったことから、選定委員会の審査を経て、引き続き公募によらない方法で、 大江町が出資している産業振興公社を指定管理者の候補として選定したところであります。

つきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、大江町大字藤田831番地の40、株式会社大江町産業振興公社を、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間、それぞれの施設の指定管理者として指定するため提案するものであります。

議第21号 大江町立にじいろ保育園の指定管理者の指定については、引き続き公募によらない方法で、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間、社会福祉法人峻嶺会理事長、冨樫是行を指定するため、地方自治法の規定により提案をするものであります。

議第22号 大江町山里交流館の指定管理者の指定についても、引き続き公募によらない方法で、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間、特定非営利活動法人さわらび会代表理事、今野壽子を指定するため、地方自治法の規定により提案するものであります。

議第23号及び第24号の麻積水林館、貫見こぶし館の指定管理者の指定については、地域活動の拠点施設として地域住民を中心とした利活用が図られており、地域の特性を生かした効

果的で効率的な運営が行われています。引き続き公募によらない方法で、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間、各区の自治会組織をそれぞれの指定管理者として指定するため、地方自治法の規定により提案するものであります。

続きまして、議第25号から議第32号までは各会計の令和2年度補正予算に関する議案であります。

議第25号 一般会計補正予算(第12号)につきましては、ふるさとまちづくり寄附関連経費をはじめ新型コロナウイルスワクチン接種の準備費用、昨年7月の豪雨災害に伴う町道や農地の災害復旧事業費を追加するほか、今後の公共施設整備と改修等に備えるための町有施設整備基金の積立て、高齢化による福祉サービス需要に応えるための地域福祉振興基金の積立てなどを追加しております。

また、年度末に当たり、事務事業の執行状況を精査した上で、不用額の減額や各特別会計への繰出金の調整などを行ったものであります。

例年3月補正では減額が多くなりますが、特に今年度はコロナ禍の影響によるイベントなどの自粛があったため、その傾向が顕著であることはご理解賜りたいと存じます。

歳入では、町税及びふるさとまちづくり寄附金を追加するほか、国・県支出金などにつきましても本年度の収入見込み額を基に補正を行っております。

この結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,500万円を追加し、補正後の予算総額を68億4,520万円とするものです。

第2表繰越明許費補正は、道路橋梁、農地、農業用施設それぞれの災害復旧費をはじめ道 路改良事業や橋梁維持補修事業など、年度内の事業完了が困難であることから、翌年度へ繰 り越すものであります。

第3表地方債補正は、事業の執行状況等に基づき、地方債の限度額を変更するものであります。

議第26号 国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は、医療費の給付実績と今後の見込みによる保険給付事業費の精査、及び令和2年度決算見込みに伴って基金積立金などを補正するものであります。

この結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ922万5,000円を追加し、補正後の予算総額を8億4,906万9,000円とするものであります。

議第27号 後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)は、保険料及び後期高齢者医療広域連合納付金を減額するものなどであります。

この結果、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ322万6,000円を減額し、補正後の予算 総額を1億596万4,000円とするものであります。

議第28号 介護保険特別会計補正予算(第3号)は、これまでの給付実績に基づき保険給付費などを減額するほか、前年度繰越金の精算などにより基金積立金を追加するものであります。

この結果、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ8,336万5,000円を減額し、補正後の予算総額を11億2,080万円とするものであります。

議第29号 宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)について、冒頭に、あおぞら団地につきましては、令和元年秋に分譲開始してから2月末日までの間に11区画の分譲が決定いたしました。令和2年度は4区画の分譲を見込んでいましたが、新型コロナウイルス感染が拡大する中で経済活動が低迷しているなどの影響を受けて、2区画の分譲にとどまりました。

今後とも積極的な分譲PRに努め、早期完売に向け取り組んでまいります。

今回の補正内容は、歳入、歳出ともあおぞら団地の分譲実績に合わせ補正するもので、この結果、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ899万1,000円を減額し、補正後の予算総額を1,100万9,000円とするものであります。

議第30号 公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、決算見込みを踏まえての精査 に伴う補正です。

この結果、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ526万9,000円を減額し、補正後の予算 総額を2億7,457万4,000円とするものであります。

また、第2表では、下水道計画変更事業と災害復旧に係る公共下水道事業を翌年度に繰り 越すこととしております。

議第31号 農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)も、決算見込みを踏まえての精査に伴う補正です。

この結果、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ38万1,000円を減額し、補正後の予算 総額を4,951万9,000円とするものであります。

議第32号 水道事業会計補正予算(第4号)は、収益的収入及び支出につきまして決算見込みを踏まえて精査したことにより、既定の予算総額にそれぞれ97万3,000円を追加し、補正後の予算総額を2億4,502万3,000円とするものであります。

資本的収入につきましては、工事費の精査により企業債及び負担金を減額するものであり、 既定の予算総額から2,368万1,000円を減額し、補正後の予算総額を3,391万9,000円とするも のであります。

資本的支出につきましては、荻野水管橋添架管更新工事の見直しによる取下げと事業の精査により、既定の予算総額から3,885万6,000円を減額し、補正後の予算総額を9,463万8,000円とするものであります。

続きまして、議第33号から議第40号までは、各会計の新年度当初予算に関する議案であります。

議第33号 令和3年度大江町一般会計予算は50億600万円で、前年度対比で3億5,300万円、7.6%の増となりました。

歳入面では町税の減収を見込んだ一方で、地方交付税については国の地方財政計画と単位 費用などを精査し、対前年比1.8%増の22億2,000万円を見込んでおります。

歳出面では、喫緊の課題である少子・高齢化対策として、移住・定住の促進と併せて相乗 効果を期待しての各種事業費を計上しています。

新たな施策といたしまして、町外への転出を抑制するため、町内に住宅を新築した方への 住宅ローン減税分の町独自の補助や、移住されてきた方への家賃補助などを盛り込んでいま す。

子育て支援策といたしましては、誕生祝すくすくベビー券を10万円に拡充するほか、ゼロから2歳児の第2子の保育料については、同時入所を問わず半額を助成することといたします。

また、子育て応援訪問事業として、3歳までの未就園児のご家庭を月に1回程度、おむつ を持参しながら訪問する事業費を計上しております。

学校給食費につきましては、引き続き小学6年生と中学生全学年を無償化するとともに、 子育て支援医療費につきましても、引き続き高校生までを対象といたします。

ハード面では、まちづくり施策の目玉とすべく道の駅再整備に向けて基本設計に取り組む ほか、安全・安心なまちづくり、災害に強いまちづくりを目指し、防災情報の伝達システム を構築する費用を計上いたしました。

新型コロナウイルス対策といたしましては、依然として町内経済が低迷していること、また家計支援の両面から、町民全員に商品券を配付する費用とプレミアム付き商品券の発行事業費を計上しております。

第2表地方債は、道路整備事業など16件の起債につきまして、限度額などを定めたものであります。

なお、いずれも交付税措置面での有利な過疎債と臨時財政対策債などの借入れを予定して おります。

議第34号 国民健康保険特別会計予算は、新型コロナウイルス感染症の影響による被保険者の収入減少に伴う国民健康保険税の減や、国民健康保険事業納付金の減を見込み、前年度対比で1.1%減の8億470万円を計上いたしました。

議第35号 後期高齢者医療特別会計予算は、町が行う保険料徴収に係る事務経費のほか、 保険料や広域連合事務費負担金など広域連合への納付金を計上したもので、前年度対比で 2.3%減の1億450万円とするものであります。

議第36号 介護保険特別会計予算は、令和3年度から5年度までの第8期大江町介護保険事業計画を基に前年度の実績見込みを勘案し、保険給付費などを計上した結果、前年度対比で3.1%減の11億3,360万円とするものであります。

議第37号 宅地造成事業特別会計予算は、あおぞら団地の分譲促進に向けたPR経費などが主な内容で、前年度対比で3%増の2,060万円とするものであります。

議第38号 公共下水道事業特別会計予算は、前年度対比で7.1%減の2億4,580万円を計上 しております。公営企業会計移行業務のほか、施設の維持管理に係る経費を計上いたしまし た。第2表債務負担行為は、公営企業会計移行業務に係る債務が当年度以降にも発生するこ とから、その期間及び限度額を設定するものであります。

議第39号 農業集落排水事業特別会計予算は、前年度対比で2.2%減の4,900万円を計上しております。排水処理施設や管路などの維持管理経費のほか、公営企業会計移行業務や、施設の維持管理計画である最適整備構想策定に係る委託料が主な内容です。

議第40号 水道事業会計予算は、収益的収入及び支出として施設の維持管理経費、料金徴収などに係る経費を計上し、前年度比で1.5%増の2億4,784万2,000円としております。資本的支出は塩野平地内配水管布設替工事費などを計上し、前年度比16.9%増の1億4,831万4,000円とするものであります。

以上、38議案について一括してご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご可決くださいますようにお願いを申し上げます。

○議長(菊地勝秀君) 以上で議第3号から議第40号まで計38件の提案理由の説明を終わります。

1時50分まで休憩します。

休憩 午後 1時35分

再開 午後 1時50分

○議長(菊地勝秀君) 休憩を閉じて、会議を再開します。

### ◎一般質問

○議長(菊地勝秀君) 日程第49、一般質問を行います。

一般質問の時間は、大江町議会会議規則第61条の規定により、答弁を含め60分以内となっておりますので、質問、答弁とも簡潔明瞭にお願いします。残り5分となった時点でベルを鳴らしますので、議事の進行にご協力をお願いします。

質問席と町長席に水差しを置くことを許可します。

それでは、通告順に順次質問を許可します。

#### ◇ 土 田 勵 一 君

- ○議長(菊地勝秀君) 最初の一般質問は、一問一答方式で行います。 10番、土田勵一君。
- **○10番(土田勵一君)** 10番、土田勵一です。よろしくお願い申し上げます。

高齢者の歩行対策と信号機の「青」の時間延長について町長に伺います。

大江町あかざクリニックは、町民の期待に応え、4月のオープンに向け着々と工事が進んでおります。町民の方々は期待を胸に、今か今かと首を長くしてオープンを待っているに違いありません。また、当クリニックに最も近い場所に調剤薬局も、4月のオープンに向けて着々と工事が進められております。

新型コロナウイルス感染防止対策としてワクチン接種クーポン券が配付され、4月下旬頃に65歳以上の方から順次接種される予定となっておりますけれども、5月にずれ込むかもしれません。

接種場所につきましては、町内の2か所の医療機関と保健センターなどが考えられ、お互いに混み合うのは間違いありません。したがいまして、診療や調剤に加えワクチン接種を受けられる方を含めますと、当クリニックや左沢駅西駐車場周辺の人の往来は多くなるものと思われます。

そこで心配されますのが、調剤薬局側から歩いてくる方は、調剤薬局前を通りクリニックで診療を受け、調整薬局へ。駅前や役場方面から歩いてくる方は、クリニックで診療を受け 調剤薬局へ、そして駅前や役場方面へ戻ることになります。いずれも横断歩道がない道路を 2度横断しなければなりません。

調剤薬局前の通りは車の往来が多く、大変危険なことから人身事故が発生するおそれがあ り、早急に対策を講じなければならないと思っているところであります。

当道路には横断歩道設置が望ましいところではありますが、不可能と思われます。したがいまして、冬期間は雪で見えなくなるかもしれませんけれども、グリーンベルトは必須と考えているところであります。

さらに、調剤薬局から30メートルほど離れたところに、左沢小学校から下ってくる道路と 役場から登ってくる道路との交わる三差路の交差点に、大江町交通安全対策協議会による自 主規制の「止まれ」の標識を10年前くらいに取り付けていただいております。当調剤薬局通 りのスピードの抑制を図るために、県公安委員会による「止まれ」の標識に変更できないも のかと思っておりました。

また、安心・安全という観点から申し上げますと、左沢駅西駐車場とガードレールとの間に1メートルほどのスペースがありますが、駐車場出入り口から当三差路までの道路を1メートルくらい拡幅してもよいのではと思っております。そうしますと歩行者に対する事故の抑止となりますし、三差路を通る車もスムーズに通れるようになると思われます。

クリニック並びに調剤薬局がオープンされますと、人の往来は多くなり、周辺の通行環境 は変化するものと思われます。したがいまして、人身事故が発生してからでは遅いですし、 歩行者の身を守るために早急に対策を講ずべきと思っております。

次に、県道112号線左沢浮島線藤田十字路と、道の駅おおえ前の信号機の青の時間延長について伺います。

当十字路につきましては、最近、車の往来が増えているように感じておりまして、通勤時間帯と帰宅時間帯によるものと思われます。

道の駅おおえ前の信号機につきましては、国道でもあり、仕方がないと思っております。

しかし、左沢浮島線藤田十字路については、小見方面から藤田方面へ向かう帰宅時間帯には 200メートルくらい車がつながります。したがいまして、混み合う時間帯に合わせて信号機 の青の時間を少し長くしていただければと思っておりました。先の国道、道の駅おおえ前の十字路にも影響することから難しいかもしれませんけれども、県警に要請していただいて、可能とのことであれば正式に申請していただきたい。

町長、いかがでしょうか。

以上であります。

〇議長(菊地勝秀君) 町長の答弁を求めます。

松田町長。

**〇町長(松田清隆君)** それでは、土田議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず冒頭、こういった一般質問なり、様々な場面で交通安全対策についてのやり取りがこれまでもあったかというふうに思います。そんな中でいつも、何度となく申し上げているのは、道路管理者、また交通安全の担当の町としてのこと、それと県警察、それと公安委員会、この3者の調整があって様々な法律に基づいた手当てができている、横断歩道の設置、規制標識の設置などが行われているというふうなことでありますので、町としての要望、そしてそれを受けての県警なり公安委員会の対応というふうなものは、なかなか難しい部分もありますが、精いっぱい、時間はかかってもそういった要望は、住民の意向に沿ったような整備になるようにこれまでも取り組んできたし、今回のご要望等についても、そういった観点で考えなければならないのかなというふうに感じたことを冒頭、申し上げさせていただきたいと思います。

質問のほうは2つあったというふうに思われますが、まず1つ目の、現在、4月の開業に向けて着々と整備が進められている大江町あかざクリニックと調剤薬局の往来に伴う交通安全対策についてでありますが、ご質問の中にもありましたとおり、クリニックの開業後には来院する方々や関係する車両、加えて一般の交通車両や歩行者の方々により、周辺の交通環境は大分様変わりしてくるのではないかというふうなことが容易に想像されるところであります。

特に調剤薬局との往来における町道の横断については、特に利用者が多いと思われる高齢者を中心とする横断歩行者の安全確保に努めなければならないというふうなご指摘は、私も同じように、今、感じているところであります。

横断歩道及び道路標識などは、山形県公安委員会の調査に基づき、当該箇所の安全を確保

すべく県公安委員会により設置されております。交通環境に変化があった場合は、変化した後の実際の交通量や歩行者の数などの状況を再度調査し、現状に見合った対応をすることになります。このことからも、県公安委員会による横断歩道及び道路標識の設置については一定の時間が必要なことや、県全体での整備の優先順位なども関わってくるものではないかというのはこれまでの経験の中では感じているところです。

しかしながら、土田議員からご指摘のありましたとおり、事故が起きてからでは手遅れになりかねません。道路管理者である町が設置可能な指導線やグリーンベルト、または町交通 安全対策協議会として設置可能な交通規制看板なども様々検討してみたいというふうに思いますが、今後、関係機関が連携して総合的に検討を行い、対応してまいりたいというふうに 思っております。

2つ目の、県道左沢浮島線の藤田十字路、及び道の駅おおえ前の十字路に設置された信号機を、渋滞を緩和するため青の点灯時間を調整できないのだろうかというご質問でありますが、主に藤田工業団地への通勤・退勤時間などにおける渋滞を指しているものと思いますが、この件に関しまして県公安委員会に確認しましたところ、信号機の機能的には調整は可能であるとの回答でございました。

今現在でも、一般的な信号機は全て、朝夕の時間帯など交通量に合わせた時間設定がなされているようであります。その上で、県公安委員会の話によりますと、ご質問の中にありました2か所の信号機の調整には、国道287号の沿線上にあるローソンの寒河江中郷店前及び左沢高校前にある信号機、この2か所の信号機についても連動しているというふうなことがありますので、その辺の影響も大きくなってくるのではないか。そういったことから、エリア全体を一体的に勘案して調整をしていかなければならないというお話でございました。一点の状況だけで判断することはなかなか、そこの交差点だけで判断することは難しいということでございます。

時間帯によって渋滞が生じているところも実情としてあると思われますので、まずは県公 安委員会に対し、改めましてエリア内の状況を調査していただいた上で、渋滞の緩和、ひい てはさらなる交通安全につながるような対応をお願いしていきたいというふうに考えており ます。

いずれにしましても、これまでにも増して県公安委員会やそれぞれの道路管理者――国 道287号は県管理の道路になります。交差点を構成する町道は大江町の管理になるというふ うなこともありますので、そういった道路管理者間の調整、そしてまた交通安全関係機関及 び団体、こうした方々と連携をしながら、町民の安全と安心を最優先に交通安全対策に今後 も努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じますので、 よろしくお願いいたします。

- 〇議長(菊地勝秀君) 土田勵一君。
- ○10番(土田勵一君) 町長、どうも答弁ありがとうございます。

内容は分かりました。まず理解をしております。

先ほど申し上げました三差路ですが、皆さんも分かるとおり、ああいうところにちょうどうまい三差路がありまして、私はこれまで左沢小学校から下って左に曲がって行ったんですけれども、私は今、役場を前にとってそっちに行っておりますが、どうしてもあそこはうまくカーブが曲がれないんですよ。車が一応止まっているときには、あそこはもう2台の車は通れないので、大体止まっている方が行ってからでないと私は行けないので、そういうことな状況であります。

やはりどうしても、小学校から下ってくるときには大体止まらないといけないので、だからスピード出して来てはちょっと危険なので、そちらではなく、今、役場前を通って、片桐さんのほうにとるには、そこの道路を私は通っております。

どうしても、偶然でしょうけれども、やはりそういうときに限って車があそこに来るんですよね。なかなか止まらない方もいて、もっとも自由的な規制なので、なかなか止まらないのも当然ですが、果たしてどうかと思いますと、たまたまあそこには横断歩道がないわけですが、危ない人はあそこは通らないはずで、役場の駐車場から出てくるときぐらいしか、職員ぐらいしか通らないと思うんですよね、あそこ。若い人だから危なくはないというふうな気が私はしているんですが、今度、ほら、クリニックさんを出て調剤薬局さんを出れば、絶対あそこを高齢者が通ることは間違いないと思うんですよ。これは間違いないと思います。

そういうこともあってまたもう一つ考えたのが、さっき言いました駐車場を少し削って、 結構あそこ、何というか、芝生を植えているところが2メートル50ぐらいあるんですよね、 あそこ。それで電柱が立っておりまして、大体1メートルちょっとぐらいは拡幅できるので はないかな、こういうふうに私は思っていたんですよ、前から。ガードレールを少し移動す れば1メートル何ぼか広くなるので、それが何とかならないかなと私は常々思っていました ので。

町長には初めてこんな質問するわけですが、それもまあ、町道でありますし、何とかできるというのであればやっていただきたいな、こういうふうに今、思っております。

町長、いかがでしょうか。

- 〇議長(菊地勝秀君) 松田町長。
- ○町長(松田清隆君) いわゆる三差路、左沢小学校から下ってきたところと駅の裏側から来た道路の三差路の部分について、自主規制の標識というふうなことが設けられている。ちょっと私もその標識が設けられた経過は存じていないんですが、多分いろいろな事情があり公安委員会の規制看板まで至らなかった、だとすればというふうなことなのか、そこまで行かないけれども自主的に安協としてそういったものを立ててはどうかという話になったのか、その辺のところはちょっとお聞きをしながら、経過も含めて、そして先ほども申し上げましたとおり、交通量自体も変わっていると思います。なので、その辺のところは現在における交通量や状況などの把握を警察、公安委員会等と一緒にやりながら、検討の材料として進めていけたらいいのかなというふうに思います。

私の家の前もあそこの道路からつながっているわけですけれども、やはり朝晩、特に朝ですね、町内の信号機を避けて迂回される車が相当通っているというふうな印象は物すごくありますので、その辺はお医者さんの開院の時間とはちょっとずれがあるのかもしれませんけれども、全体的な交通量などと比較、比較といいますか、参考としながら、その辺のところの検討なのかなというふうに思ったところです。

あともう一つ、駐車場と道路の間にあるグリーン地帯といいますか、花壇といいますか、そのスペースの部分について、ちょっと質問の要旨の中にはその部分まで書いていなかったものですから、担当のほうとはここの部分、話ができていない状況なのであまり安易には言えないんですけれども、スペースとしてはあるのではないかというふうに感じていますし、前後の交通環境から考えれば、そこの部分にひょっとしたら将来、歩道スペースなども必要なのではないかというスペースとして取ったのかもしれません。先輩方が。ただ、その先の駅向かいの部分についてはもう鉄道敷地というふうなことで、恐らくその辺も道路を整備する際いろいろ検討はされましたが、いわゆる片桐繊維さんのところで歩道が一旦止まって、途切れて、そして――というふうな形になっていると思います。その辺のつながりというふうな部分で検討されてきたはずだというふうに考えております。

ただ、今回は、診療所のオープンに伴ってのこともあるというふうなことでありますから、 ちょっと状況を勘案しながら、今、言われたような道路拡幅なり交通の安全対策を行う必要 があるとすれば、その辺も検討としてはしていかなければならないのかなと、今、土田議員 の質問を聞きながら感じていたところでございます。 以上でございます。

- 〇議長(菊地勝秀君) 土田勵一君。
- ○10番(土田勵一君) どうもありがとうございました。

実は自主規制の標識というか、あれは私もお願いされて、何とか自主規制のやつを取り付けてくれということを頼まれて、そして役場にお願いしたという経緯がありまして、それが今、使ってるわけです。

ああいう道路には、なかなか公安委員会の「止まれ」というのが難しいかもしれないので、これは私も自覚しておりますので、総体的なことを考えますと、あそこにはちょうどうまい 具合に薬局屋さんが出て、ところが、一番いいところの場所なんですけども、もう戸を開けますとすぐ道路になっているんですね、車の車庫ですからね。だから普通の家とは状況が若干違って、だから相当危険なわけなんですよ。

私もあそこで何回か写真を撮っているんですが、結構車、今、あったように時間を限らず結構今、車が通っているような気がしますね。みんな、あの道路というのはそもそも自体がみんな近道かける道路なので、なかなか信号のないところを通るのが、みんなそういうふうなところで通っているわけなんですよ。真っすぐ行って清野油屋さんのところへ行ってからというのはなかなか行かないので、その前の通りの十字路からもまた入っていって、何というか、ドラッグストアさんの前、ヤマザワさんのところまで行って、みんなそういうふうに行っているんですよ。

2本の道路があるんですけれども、道路を知っている人はみんなその道路を通って近道に使っている、こういうふうな状況ですので、通るなということは言えないので、やはり考えてみますと町道でもありますし、うまい方法を考えながら、事業の順次も考えながら、順番としてもいろいろなことがあるかもしれませんけれども、とにかく総体的に見て、あの辺は危険な状態になるものと私は考えて質問させていただきました。

町長、どうですか。

- 〇議長(菊地勝秀君) 松田町長。
- ○町長(松田清隆君) あの道路につきましては、たしか二、三年前に地区からの要望、または通学路としての保護者からの意見などもあって、速度規制の要望があり、そして、歩道がない部分についてはグリーンベルトを設置してほしいというような要望があって、その部分については警察のほうでも速度規制を設けた、そして町の道路管理者としてはグリーンベルトを両側に引かせてもらって、歩行者優先といいますか、歩行者に気をつけてくださいとい

うふうな注意喚起を図っているというふうな道路だったというふうに記憶しております。

そういったことで、実情に応じたように公安委員会、警察の役割、そして町としての役割、 交通安全協会さんの役割、そういうものを様々知恵を出しながら、今、土田議員からあった ような交通安全対策については点検をしながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご 理解いただきたいと思います。

- 〇議長(菊地勝秀君) 土田勵一君。
- ○10番(土田勵一君) ほとんど町長、話、分かりました。

まず事故が起きてからでは遅いので、その前に何とかうまい方法を考えながら、講じてい ただきたいと思います。まず期待しております。

以上で質問を終了いたします。

○議長(菊地勝秀君) これで土田勵一君の一般質問を終わります。 2時30分まで休憩します。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時30分

- ○議長(菊地勝秀君) 休憩を閉じて、会議を再開します。
  - 一般質問を続けます。

### ◇藤野広美君

- ○議長(菊地勝秀君) 次の質問は、一問一答方式で行います。3番、藤野広美さん。
- ○3番(藤野広美君) 3番、藤野広美です。

令和2年度はコロナに明け、7月の豪雨災害、その後、大雪で、最近では東日本大震災の 余震となる地震が発生し、明るい話題のない令和2年度となりました。令和3年度は穏やか な年度となることを願ってやみません。

県道左沢浮島線の早期整備をということで、質問をさせていただきます。

県道左沢浮島線が町道藤田堂屋敷線と交差するまでの一部区間が、都市計画道路左沢駅藤 田山線として大江町都市計画図に明示されて久しいことは、私も都市計画審議会委員の一員 として承知しております。

県道左沢浮島線の整備促進については、平成26年から大江・朝日両町議会議員協議会総会にて毎年のように地元県議会議員に提出をしていますが、着手に至るというめどが今もって立っていないように思います。平成26年から現在に至るまでの、要望に対する県の回答や進捗状況をお伺いしたいと思います。

参考までに、要望書の内容を抜粋して読ませていただきます。

「一般県道左沢浮島線の大江町左沢~藤田区間の歩道は、左沢小学校と左沢高校の通学路になっていますが、片側のみで人のすれ違いでさえ支障を来す箇所もあり、冬期間は除雪も困難で車道を歩かざるを得ないのが実情です。路線バスの運行区間でもあり、歩道の改良に対する沿線住民の要望は以前から非常に大きいものがあります。住民福祉の向上と地域経済の発展のため、一般県道の整備促進について、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます」となっております。

本来、この都市計画道路の幅員は16メートルで、道路中心線より両側に拡幅となるものですが、要望書では、左沢町内から左沢高校付近までの歩道を整備するという内容になっております。

私が、春と秋の交通安全母の会での街頭指導の際に目にしたことを申し上げます。

入学して間もない1年生の中には、慣れない学校生活の疲れから、下校時に狭い歩道の縁石に腰をかけて休んでいる児童も見かけました。運転手から見れば大変危険な状況であり、何かあっては遅いと言わざるを得ません。

また、左沢高校の生徒は、全般的に歩道が狭く通るのが大変という箇所もあり、特に冬期間は車道を歩いているのが見かけられます。

交通安全母の会の理事をさせていただいたときに、秋の薄暮時は高校生の下校時と重なり、 高校生の制服が黒っぽいこともあり、歩道を歩く高校生が運転手から見てとても危険だとい うことを高校側に申し上げ、反射材を持ち物につけていただくよう3年生の生徒に贈呈した こともありました。

高齢者の方もシルバーカーを押して通れなくて、歩道を歩いているのも見受けられます。 歩道が広くなれば町並みも明るくなり、住民福祉の向上につながるものと思います。歩道 整備は、児童・生徒の安全確保や沿線住民のためにも極めて重要な課題と考えます。 左沢から藤田区間の歩道の拡幅整備の早期着手を検討していただくためには、議会と行政 が一体となって強く県に要望する必要があると考えますが、町長の早期整備に対するお考え をお伺いしたいと思います。

壇上からの質問は以上とさせていただきます。

O議長(菊地勝秀君) 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長(松田清隆君) 今、藤野議員からの質問についてお答えしたいと思ってお聞きしておりましたが、現状の認識としては、私も同様な現状の認識を持っているというふうなことを感じたこと、そして藤野議員が自らおっしゃっていたように、母の会の役員として、また、その後は会長さんとして、私も当時、総務課長として交通安全担当の所管をしていた中で様々お話をさせていただいたりしながら、交通安全の街頭指導やら様々な取組を、母の会独自の取組としてすごく、すぐ行動に移していただけるその行動力というふうなものには非常に私も感激をしながら、感じていたところであります。

今、お話がありましたように、左沢高校生の反射材の配付というふうなものも、自らが皆 さんと手を携えながら作成したものについて、実際に配りながらというふうな行動力、本当 にすばらしい行動だったなというふうに今も感じているところであります。

最近はあまり、左沢高校さんの歩道からはみ出した歩行などというふうなものはあまり見かけなくなっているのかなというふうなことを思えば、その成果なども一つのことだったのではないかと感じているところでございます。

今、質問のありました県道左沢浮島線の早期整備というふうな部分については、都市計画 道路左沢駅藤田山線、一般には左沢浮島線というふうに呼んでおりますが、都市計画道路と して昭和34年に決定を受けているという計画道路です。都市計画道路として決定を受けた当 時は国道287号でありましたが、平成元年11月に現ルートの左沢バイパスが国道287号として 開通したことから、現在は一般県道左沢浮島線というふうになっているということでござい ます。

左沢浮島線を通る車両台数の推移というふうなものを若干、検討してみますと、左沢バイパス開通直前の昭和63年では、平日12時間調査の台数が7,073台でありました。バイパスが開通した直後の平成2年では5,358台、昭和63年度対比で75.8%、その後の調査のたびに減少し、平成27年度の調査では2,406台となっています。昭和63年と比較すると34%、約3分の1までに交通量が減っているという現状がございます。

一方、国道287号そのものの交通量は平成27年で8,752台となっており、左沢浮島線の交通量と足し合わせると1万1,158台、つまり昭和63年の調査から比べれば158%、1.6倍程度になっているというふうなことで、藤田地区エリア全体を通行する車両の総数は増えているという結果になっているようでございます。国道287号のバイパス化により、左沢浮島線を通行する車両台数を減らすことで渋滞の軽減や安全性の向上が図られたものだというふうに、数字的なところからは見受けられるのかなと感じています。

通行する車両が減ったとはいえ、この路線については左沢小学校、そして大江中学校、左 沢高等学校の主要な通学路になっております。藤野議員の質問にもありましたとおり、左沢 橋から左沢高校に至るまでの歩道の幅が狭いことは十分に認識しているところであります。

こうしたこともあり、町では西村山地方開発重要事業要望や大江西川両町道路整備促進期 成同盟会の山形県知事への要望等の機会に、県に対する本路線の歩道整備の要望を町として も行っているというふうな現状です。先ほど紹介のあった要望については、議会としての要 望というふうなことでの県議会議員さんへの要望だというふうに思いますが、町としても県 知事に対してそういった要望を提出しているという経過です。

また、冬期間、特に歩道の除雪というふうなものが課題になっているという現状から、議員のほうからお話ありましたとおり、積雪により歩道幅がさらに狭くなっているというような現状については、毎年開催しております県と町の除雪担当者での除雪会議、この場において歩道幅の確保については常に話題にして、要望も担当者間でも行っているということで、今年の冬などは、狭いは狭いなりに歩道の除雪なり道路の拡幅・排雪作業なども適宜行われてきたのかなというふうに私は判断しているところでございます。

この区間の整備というふうなことでは、都市計画における計画道路、幅員16メートルでありますが、実現するには、建ち並ぶ住宅の移転、事業費や事業期間など様々な課題があるというふうに思っています。先ほど申し上げましたように、相当昔に都市計画決定された道路の整備というふうなことでは、なかなか、バイパスの開通などと併せた社会状況からして、いまだもって解決されていない課題だというふうなことでございます。

歩行者の安全性を優先的に考慮するというようなことであれば、幅員16メートルの都市計画道路というふうな整備にはこだわらず、安心をして歩ける道路整備に方針を転換するなどの大胆な見直しも必要な時期なのかもしれません。

ただ、何分計画上のお話、または県としての考え方、そういった部分を一つ一つ問題点を クリアしながら、県が事業主体となっているというふうな事情も含めて、整備手法が、歩道 単体の部分で一時的な改良を進めることができるのかどうか、そうしたことも今後、現実的な問題として、県のほうとも相談をしていかなければならない段階だというふうに思います。いつまでも16メートルの都市計画道路で進むこと自体が町のためなのか、住民のためなのかというふうな判断だというふうに思っております。

要望に対する様々な意見交換の中で、県としては市町村からの要望を受け、優先順位をつけて事業に取り組んでいるというふうなことで、なかなか、恐らく大江町の事情を県のほうから見れば、相当規模、大江西川線の整備というふうなことで今、集中的に取り組んでいる中での大江町の県道整備というふうなものについては、優先順位をつけて考えたいというふうなことなのではないかという、想像でございます。

また、県としても、冬期間の雪による影響で歩道を安全に歩くことができないということは十分に認識していただいておりますし、小まめな道路の排雪と併せて歩道除雪にも対応していただいているというふうに認識しているところです。まだまだ住民の要望からしたら不足する部分はあるかというふうに思いますが、100%に到達しないとしても、おおむね合格点がいただけるような作業ができているのではないかというふうに私は捉えているところでございます。

今後も継続してこの路線の整備について要望を続けていきたいと思いますが、要望の内容については、先ほど申し上げた内容も含めて検討しなければならないというふうに思います。ただ、議会は議会として、町は町としてという、そういうスタンスではなくて、議員のほうからお話がありましたように、議会と町が一緒になって強く県に要望していくというふうなことも県に対しての要望の力になるのではないかというふうに思いますので、ぜひそこは議長を中心とする議会の取りまとめをしながら、一緒に進めていっていただければありがたいというふうに思っているところでございます。

こうしたことを述べながら、1回目の質問というふうなことの答弁にさせていただきたい というふうに思います。

- **〇議長(菊地勝秀君)** 藤野広美さん。
- ○3番(藤野広美君) 県道左沢浮島線は左沢小学校、大江中学校及び左沢高等学校の主要な 通学路線となっておりますが、歩道の幅が狭いことから、県に対してこの路線の整備要望を 行ってきたという回答の答弁だったと思います。ありがとうございました。

また、冬期間の除雪に関しては、県と市町の除雪担当者での会議において歩道幅の確保について要望しており、小まめに、今年度は特に小まめに歩道除雪に対応いただいているとい

うことで理解をさせていただいたところであります。

この冬は大雪で、歩道の除雪も例年よりも回数の多い対応をしていただいたということで、 左沢小学校の児童、大江中学校の生徒、左沢高校の生徒、そして住民、沿線の方も吹雪や足 下の悪い中、何とか事故もなくこの冬を乗り切ることができそうであります。心から感謝申 し上げます。

県では要望を受け、歩道拡幅ということですけれども、優先順位をつけて事業に取り組んでいるという答弁を今、いただいたように思いますが、優先順位のどこに位置しているのかということは分からないことであり、担当者と町長には、ここ数年でめどが立つような要望をしていただくことをお願いするものであります。

現在の歩道は狭く、危険な箇所が数か所あります。早急に歩道の拡幅整備によって危険な 箇所がなくなり、学生や町民の方が安心して通行ができるようになることを切に望むもので あり、改めて町長の答弁をお伺いしたいと思います。

#### 〇議長(菊地勝秀君) 松田町長。

○町長(松田清隆君) 1つは、要望、優先順位のどこの位置に位置しているのかというふうな部分は、先ほどちょっと答弁の中で申し上げましたが、1つは、やはり大江町内で今、手がけていただいている大江西川線というふうな部分では、そこに大きく今のところは位置づけながら、進めていただいているという認識でいます。

ただ、その次にどこが、どこがというふうな部分までは、県のほうでもそこはやはり、正 直言えないと思います。全体の中で優先順位をつけてという、その範囲の中の答弁の中から、 私たちとしてはそこの部分を見出していくしかないのかなというふうに思います。

順位を上げるといいますか、できるだけ早くというふうな部分については、先ほど申し上げましたように要望としてよく理解していただいて、今、ここで議論されている危険ではないかとか、そういった部分の状況について、より深く事業主体となる県のほうからも認識をいただいた上で進めていただくというふうに、私たちも努力していきたいというふうに思いますし、県のほうにもそういうふうなことで受け取っていただければというふうに思います。ただ、やはり整備の方針というふうな部分について、大江町としては、極端なことを言えば16メートル道路という都市計画に沿った計画の推進をしていこうとするのか、いやいや、当面の課題解決というふうな部分では、歩道の一部狭い部分について暫定的にといいますか、局所的にそこの部分を解消できるようなことを小まめにやっていただくのか、その辺の方針の確認も、県のほうと相談する上では必要なのかなというふうに思います。

先ほどからの藤野議員の質問の中で私が今、感じていることは、早急に危険箇所の改修をすべきではないかというふうな意味合いのご質問が多いのかな、雰囲気なのかなというふうに捉えておりますが、先ほど言いましたように、なかなか現実的には16メートル道路というふうなことでの改良は、家屋移転が非常に大きく出てくるというふうなことを考えれば、喫緊に行う課題としては大き過ぎる事業なのでないかと感じておりますので、どの程度になるかは分かりませんが、先ほど申し上げた喫緊の課題の部分だけを集中的にやっていただくことも含めて、県のほうに様々お願いをしながら行動を起こしていきたいというふうに考えておりますので、ぜひ議会の皆さんにも協力いただければというふうに思います。

- **〇議長(菊地勝秀君)** 藤野広美さん。
- ○3番(藤野広美君) 答弁ありがとうございました。

優先順位をつけて事業に取り組んでいるという回答は、これはどこの市町村に対しても同じ回答であるのではないかというふうに私は思います。

先ほど申し上げましたように何かあってからでは遅いという観点から、今、町長がおっしゃったように、都市計画道路にするのか歩道整備の拡幅にするのか、これは議会を含めて検討することが必要だと思いますけれども、どちらの方向にするのかということを確定をこちらの町側でして、数年後のめどが立つような回答が得られるように持っていくということが大事ではないかなというふうに思います。

私たち議会と行政が一体となって、どのような方針で行くのかということを含めた上で、 早期整備のために強く県に要望していく必要があるということを申し上げたいと思いま す。

以上で私の質問は終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(菊地勝秀君) これで藤野広美さんの一般質問を終わります。

#### ◎散会の宣告

○議長(菊地勝秀君) 以上で本日の一般質問を終わるとともに、予定された議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会とします。

散会 午後 2時54分

# 令和3年第1回大江町議会定例会

# 議事日程(第2号)

令和3年3月3日(水)午前10時開議

# 日程第 1 一般質問(4名)

### 4番 櫻井和彦

- 新型コロナウイルス感染症対策予防ワクチン接種について
- 水害対策工事の進捗状況及び今後の事業計画について

### 9番 結城岩太郎

○ コロナ禍における経済対策と移住促進について

# 7番 宇津江雅人

- コロナ禍を契機に移住支援を
- 消防団員の待遇改善について

### 1番 橋本彩子

- 実情に寄り添った子育て支援、教育政策を
- 大江町はゼロカーボンシティを目指すのか

# 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

# 出席議員(11名)

1番 橋本彩子君

2番 菊地邦弘君

3番 藤野広美君

4番 櫻井和彦君

5番 関野幸一君

6番 毛 利 登志浩 君

7番 宇津江 雅 人 君

8番 伊藤慎一郎 君

10番 土田 勵 一君

9番 結 城 岩太郎 君

11番 菊地勝秀君

# 欠席議員(なし)

# 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 松田清隆君

教 育 長 犬 飼 藤 男 君

総務課長 五十嵐 大朗 君

政策推進課長 鈴木利 通君

税務町民課長 阿部 美代子 君

健康福祉課長

伊藤 修君

農林課長 秋場浩幸君

建設水道課長

櫻 井 洋 志 君

教育文化課長 西田正広君

会計管理者兼出納室長

清 水 正 紀 君

# 本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 金子冬樹君

議会事務局 庶務主 養族

伊藤美幸君

### 開議 午前10時00分

#### ◎開議の宣告

**〇議長(菊地勝秀君)** 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(菊地勝秀君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、議場内での写真撮影を許可します。

\_\_\_\_\_

#### ◎一般質問

〇議長(菊地勝秀君) 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の時間は、大江町議会会議規則第61条の規定により、答弁を含め60分以内となっておりますので、質問、答弁とも簡潔明瞭にお願いします。残り5分となった時点でベルを鳴らしますので、議事の進行にご協力をお願いします。

質問席と町長席、教育長席に水差しを置くことを許可します。

それでは、通告順に順次質問を許可します。

\_\_\_\_\_\_

### ◇櫻井和彦君

- ○議長(菊地勝秀君) 本日、最初の一般質問は、一問一答方式で行います。4番、櫻井和彦君。
- ○4番(櫻井和彦君) 4番、櫻井和彦です。皆さん、おはようございます。

今日は、令和3年3月3日、ひな祭りです。本来であれば、左沢小学校で本の読み語りがある予定でしたけれども、新型コロナウイルスの関係で今年度いっぱい読み語りがなくなり、子どもたちと接する機会がなくなり、非常に寂しい思いがしております。

さて、おととしの暮れからこの地球上で感染者が確認されている新型コロナウイルスは、 国からの行動制限や皆さんの新しい生活様式への協力のおかげで、感染者の急激な増加から、 公表されている数字だけ見ると若干の減少傾向を保っているように一見感じられます。

現在の状況、令和3年3月3日朝6時、ジョンズ・ホプキンス大学の研究データから調べたところ、累計感染者数が山形県で543名、日本全国で43万2,000名、世界規模で見ると1億1,412万名、死亡者数が山形県では15名、日本全体で7,940名、世界規模で253万名という数字が出ております。ワクチンの接種完了者数が世界全体で5,210万名、これは公表されているデータです。

山形県は、感染者数が3日間連続してゼロという状況です。しかし、PCR検査を濃厚接触者だけにしかやっていないのか、いろいろなメディアの情報を集めてみますと、その分母数が載っていないもの、調べれば出てくるものというのがあります。調べてみると、1日にPCR検査を7件しかやっていないというのが山形県の現状です。日によって数十名というときもありますけれども、非常に分母数が少ない。無症状感染者が一体私たちの周りに何名いるのか、これが全然分からないというのが現状です。死亡者数も、直接の因果関係があるのかも不明、老衰、重い基礎疾患者、あとは非公表などにより、その数字が下回ることは考えられません。逆に、はるかに上回ることは安易に推測できます。

新型コロナウイルスの症状としては、味や匂いがしなくなる味覚・嗅覚異常、これは新型コロナウイルス独特の症状でありますが、発熱、咳、たん、食欲不振、喉の痛み、体がだるい、息苦しいなどなど、これは通常の風邪と同じような症状で、コロナとの判別が素人では不可能であります。

アメリカのニューヨーク在住の友人から情報を得たところ、これは大分前なんですけれども、ワクチン接種の申込みの際に、ファイザー社のワクチンとモデルナ社のいずれかを自分が選択できる、1本目を打ってから28日後に同じ会社のワクチンを打つ、そうすると90%以上の確率で効果が発揮できるという説明を受けて、ワクチンを打ったそうです。これが一番、この情報に入った、外からの情報の一番最初のやつです。

今回の私の一般質問で項目が公表されてから、多くの町民の方々からたくさんの質問や提 案などをいただき、物すごく強い反響を感じて、本格的に原稿をつくり始めました。質問書 の原稿を作成している間でも、ジョンソン・エンド・ジョンソン社で2月28日、本当数日前です、一般的な冷凍庫で保管可能なワクチンが開発されてアメリカで認可された、しかも1回の接種だけで66.1%の効果がある。日本では、ワクチンを保管している専用の冷凍庫が故障して1,000回分のワクチンが使えなくなってしまったとか、昨日の町長の行政報告で、ある程度の準備が整いつつあるとかで、急遽原稿を立て直して作成しなければならないくらいに毎日の情報の変動が大きい状況です。

さらに、昨日の夕方のニュースで、正式、両方正式なんですけれども、今朝の山新にも載ったんですけれども、明日4日に山形県にコロナワクチンが5箱到着し、5箱というのは5,000回分です、あさって5日から庄内の日本海病院と山形市立済生館で、さらに来週8日から5箱到着し、山形県立中央病院、山大附属病院、公立置賜総合病院で医療従事者を中心に接種が開始され、感染者を受け入れている病院から県内の医療従事者に接種される予定。

また、今朝7時頃のニュースで、接種を受けた医療従事者がくも膜下で亡くなったという ニュースも入ってきました。ただ、これは因果関係が分からないということで、ただ亡くな ったということは事実です。

新型コロナウイルスが私たちの目に見えないというのが恐怖の一番の要因です。この新型コロナウイルスについて、まず私たち町民が不安に思う大本は、何も情報がない、よく分からないということです。そのため、新型コロナウイルスについて自分で調べたこと、実際にワクチンをした海外在住者の友人から聞いたこと、あと、現在ドイツに住んでいて、たまたま今回イタリア人と結婚して大江町のほうで入籍手続をするために帰国した姪が医学博士でありまして、手続する前に成田で2週間とどめられ、手続をして帰るときに、コロナの影響で帰れなくなってしまって、1か月以上大江町のほうにとどまったんで、たまたまいろいろ聞くことができたという情報、あとは国からの情報を基にして、自分なりにこの新型コロナウイルス、あとワクチンのことをまとめた事柄も取り入れながら質問をさせていただきます。私自身、医学的には全くの素人でありますので、間違っている知識には指摘をして、訂正をしていただければありがたいと思います。

細部の質問については質問席から行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長(菊地勝秀君) 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長(松田清隆君) ただいま櫻井議員のほうから、新型コロナウイルス、そしてワクチンの接種についてのご質問というような形でいただきましたが、ただいまのご質問の中では、

そちらのほうの席から再度詳細の部分について説明、質問させていただくというふうなお話でありましたので、この場で質問に対するお答えというふうなことではちょっとお答えようがないのかなというふうに感じたところでありますが、質問の要旨というふうなことで事前にいただいている部分がありますので、それに沿ったような形で説明をさせていただければというふうに思います。

また昨日、行政報告の中でワクチン接種につきましては報告を差し上げております。基本的な考え方については昨日申し上げたような中身でありますので、それと併せて、その内容も含んでいるものもあるかというふうに思いますが、改めてお答えをさせていただきたいと思いますので、ご理解ください。

さて、ワクチンについてでありますが、新聞報道でも連日報道されておりますが、現時点において、日本でコロナのワクチンとして承認されたワクチンは、アメリカの大手ファイザー製で、2回の予防接種で95%の有効性が確認されているというふうなものであります。

ワクチン配分の量と流れにつきましては、人口などにより国から都道府県に分配量が割り 当てられ、都道府県から市町村に割り当てられることになっております。そして、人口当た りの分配量及びタイミングにつきましては、全国平等に割り当てられるというふうなことで 聞いております。

昨今、ワクチン確保の世界的な競争などにより、今後も割当てに当たって、その方法などの変更の可能性も十分考えられるのではというふうなことを心配しているところであります。 町の接種場所につきましては、町内の2つの医療機関との協力体制の下、医療機関で実施される個別の接種と大江町保健センターで実施される集団接種を中心に実施をしてまいります。それぞれの回数については、今後、ワクチンの確保状況により決定をしていきます。

そのほか、特別養護老人ホームなどの施設の入居者に対しては、各施設内でワクチン接種 を実施する予定としております。

対象者についてでありますが、大江町の区域内に居住する令和4年3月31日現在で16歳以上の者が対象となります。

対象者の接種の優先順位でありますが、重症化リスクの大きさなどを踏まえて、最初に医療従事者等への接種、そして次に65歳以上の高齢者、その次に高齢者以外で基礎疾患を有する者、併せて高齢者施設などの従事者、そしてその次にそれ以外の者というような順番での接種優先順位となります。

なお、このことに関しても、国からのワクチンの入荷状況などにより、それぞれの優先順

位度の方に対して順次ワクチン接種の接種券を発送し、ご案内していく予定であります。

接種完了予定時期につきましては、国で定める予防接種期間は令和3年2月17日から令和4年2月28日と国のほうから連絡をいただいておりますが、ワクチンを確保でき次第、できる限り早期に接種完了ができるように町としては取り組んで努めてまいりたいと思っております。

国、県からの支援というふうなことでのご質問がありますが、ワクチン接種会場などによる医師や看護師の派遣等の直接的な支援はありません。

しかし、厚生労働省、国のほうでは、コロナワクチン施策の在り方などに関する問合せ、 このことをはじめ、ワクチンの提供、副反応等の開示、接種状況管理のためのシステムの提供、そういったことが予定されております。

都道府県においては、医学的見地が必要となる専門的な相談や、国からの配分を受けたワクチンの市町村との配分調整などがあります。

市町村では、ワクチン接種の案内、接種の実行、接種状況の管理をはじめ、対応困難な問合せなど、そういったことを担う、そういったことが予定されております。

また、市町村のワクチンの接種に係る経費については、全て国などの負担金や補助金など 財政的な支援などがあり、国、県と連携し、スムーズなワクチン接種を実施してまいりたい と考えております。

この事業については、可能な限り短期間で国民の大半にワクチン接種を受けていただく、 前例のないことであります。国際的なワクチン確保競争もあることから、当初、3月下旬か らワクチンの接種開始が後ずれしている現状がございます。

はっきりとした見通しがなかなか立てられないワクチンの確保が原則にあるわけですから、 そういったことも含めて、町民の方に対し可能な限り早めに確実な情報をお届けしながら接 種を実施してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方からもご理解を賜りますよう にお願いしたいと思います。

#### 〇議長(菊地勝秀君) 櫻井和彦君。

○4番(櫻井和彦君) ありがとうございます。

議長のすばらしい采配で、1時間では終わらないかなと思っているぐらいの原稿をつくってきたんですけれども、飛んで飛んで飛んで、答えまで出していただきまして、スムーズに 議事運営がいきそうな感じがします。

それで、準備順序立てて言う計画だったんですけれども、まず調べたことで、町民の皆さ

んが不安に思っているということは、やはり知らないこと、コロナとは何ぞやとか、ワクチンとは何ぞやというのが分からないので、さっきも言ったように目に見えないわけなんですよね。

ちょっと戻らさせてください。

自分で調べたやつですね、ワクチン接種の意義とは、これは公表されているんで、町民の 方も聞いてもらえば少しは安心かなと思います。

ワクチン接種とは、ワクチンによって体内に入る病原体の遺伝子情報で体内に抗体が作られる。コロナウイルスが侵入してきても、先客の抗体によって免疫ができてしまっているので、悪さができなくなってしまう。発症や重症化を防ぐには効果的であるが、人への感染予防効果があるかどうかはいまだ確認されていない。日本においては、2月17日に東京・目黒区にある国立病院機構東京医療センターにおいて、希望する医療従事者にコロナワクチンの接種を開始した。その後、全国約100か所の病院で、本人の同意を経た医療従事者、約4万人に先行接種して安全性を確かめる。続いて接種を受けるのは65歳以上の高齢者であり、4月以降の予定。

この文面を見ると、先行接種して安全性を確かめるということは、まだ確たる安全性が確認されていないということで、種痘をやったときの感じですね。家族に打って、どれだけの効果があったかどうかというのと同じで、もうすごい、医療従事者の方にはもう本当に、言葉では表せないぐらいの感謝を表さなければいけないかと思います。

日本では、医療従事者に引き続いて接種するのが65歳以上の高齢者、ところが、韓国では 65歳以上の高齢者は後回しになっている。なぜか、どうしてかというのは、私たち素人には 分からないです。国のいろいろ施策等ありますので、日本が高齢者を先に接種するのは、体 力的なこともあり、また基礎疾患を持っている、重い基礎疾患を持っている確率が高いとい うことで、死亡者をなるべく減らすということがあるのではないかと言われております。

ワクチンとは、大ざっぱに言うと、感染力をなくした病原体の一部、私たちの体にとって 敵に当たります。ワクチン接種は、敵が何なのかを体に覚えさせる役割があります。体に備 わった免疫機能がきちんと敵を認識して、敵である本物の病原体が体に入ってきたときに攻 撃力を発揮するためです。

これまでワクチンには2つのタイプがありました。一つはウイルスの毒性を弱めた生ワクチン、これははしかや風疹などで使うものです。もう一つはインフルエンザワクチンなどのウイルスを分解して毒性をなくしたもの、それは不活性化ワクチンといいます。

今回、新型コロナウイルスで使われるワクチンは、ファイザー社のものはRNAワクチンと言われる今までにはなかった新しいタイプのものです。ワクチンに用いられるRNA、RNAの前に小文字でついてmRNAとも呼ばれますけれども、メッセンジャーRNA、これは、このようなたんぱく質を作ってくださいといって指示する設計図のようなものです。つまり遺伝子情報の一部であります。mRNAは、体内に設計図を送り込んで、ウイルスの一部のたんぱく質を作らせて、その姿を覚えさせる。免疫細胞を活性化させ、感染に備えるということです。これは、実際のウイルスを体に入れるわけではないので、ワクチン接種を受けた人がコロナウイルスにかかるということにはなりません。これは医学的に証明されているものです。遺伝子の並び方が分かれば、ほぼ人工的に作れるそうなので、未知のウイルスが現れても、今回はほぼ1年でこのワクチンが開発されました。通常はまだまだかかるんです。また、変異種にも比較的対応しやすい。すぐに対応じゃないです、比較的対応しやすいということです。

ただ、欠点として、RNAは簡単に壊れてしまうということです。リボヌクレオチドという物質が鎖のようにつながっている構造をしております。その構造の特徴から、その鎖のつなぎ目から化学反応を起こして鎖が切れてしまう。つまり不安定、分解しやすいという要素を持っております。ということで、RNAワクチンを低温で貯蔵するということはそういうことなんですね。

ファイザー社がマイナス75度、モデルナ社がマイナス20度、今回、ジョンソン・エンド・ジョンソンは通常の冷凍庫ということになっていますが、実際の数字は出ていません。ファイザーも最近、もう少し弱い温度でも大丈夫という数字を発表しております。ただ、常温になると、今回の1,000人分が無駄になったように使えなくなる可能性があります。今回は停電かと思ったら、その保管している冷凍庫そのものに何か異常があったということで、原因が分かっておりません。たしか山形県でも100台ぐらい、その保管するやつが来るということでありますね。

ファイザー社のワクチンは、臨床試験で発症リスクが95%程度、実際この95%というのは、 通常のインフルエンザが50%程度なんで、非常に高い効果があるということです。ただし、 これが接種を受けてからどれぐらいの期間持つかということがまだ実証されていません。そ のために、インフルエンザのようにある程度の期間を置いてまたやらなきゃいけないのか、 多分そうなるんではないかと言われてます。

アメリカの知人によると、筋肉注射なので、痛みは強い、また注射の後に腫れるとの報告

が多いらしいんですけれども、注射自体はそれぐらいで大したことないそうです。実際、アメリカに住んでいるときに、風邪を引いても注射は打たないですね。注射ということが、軍の病院なんかにも通ったんですけれども、例えばうちの家内が風邪で軍の病院に行ったときに、水着に着替えさせられて、氷水の中に首までつからされました。注射とか薬じゃなくてそういう治療もやるんで、あまり注射という認識がないんで、アメリカ人にとって注射は痛い、ちょっと腫れたというのがあるんですけれども、私みたいに注射大好き人間にとっては何てことないかもしれないですね。

ただ、怖いのは、アナフィラキシー症状の副作用があるということ。先ほど言ったように、今朝の7時ぐらいのニュースで、60代の医療従事者がワクチン接種後、数日たって亡くなったと。ただし、これはくも膜下出血なんで、因果関係が分からない。このアナフィラキシー症候は、じんましんとか急激な血圧低下、あとは喉の腫れによる呼吸困難などを引き起こして、時に応じては死に至ることがあります。この症状を持っている人はエピペンというのを常に携行していて、もう自分で分かっている人は医者からそういうのを貸与されて、その症状が現れたときに自分で打つとか、もう動けないときには周りの人が打ってあげるとかいう形をします。

ただし、これがアレルギー反応を自分が持っているかどうかというのも分かっていない人がいますよね。症状が出た人は分かるんですけれども、分かっていない人がいる。

例えば私なんですけれども、副区長をやっているときに、街路樹の下枝を取っていたんです。子どもたちの通学路なんで、傘を持って歩けないんですね、引っかかって。大人がいるときには、歩道から車道を回らなきゃいけないんで、それを車幅を確保するために街路樹の下枝を取っていたときに、枝の上のほうにあったカメバチ、スズメバチに刺されて、スズメバチは黒いものに集中してくるということで、頭は刺されなかったんですけれども、たまたま手袋が黒い作業手袋をやって、手を刺されたんですね。すぐに自転車で病院に行って、しばらくしたら血圧低下が起きて、ちょっとやばい状況だったという。今まで自分自身にはアレルギー反応がないんで、もしそういうのが分かればそれに対応したけれども、分からない人は気づかない。アレルギーはいろいろあって、小麦もあったり、そばもあったり、あるんですけれども、分からないということです。

この新型コロナウイルスに対するアナフィラキシー症候群は、大体20万回に1回と言われています。ペニシリンなどの抗生物質からすればかなり低いのですけれども、一般的なワクチンからすれば比較的高いと。

ここから本来は質問のほうに入るはずだったんですけれども、ちょっとずれましたので、 実際、自分たちが受けるために、今分かっているのは、基礎疾患がある人は医者に相談して くださいと。基礎疾患とは何ぞや、多分これは町民の方はよく分からないと思います。その 程度、軽い基礎疾患、重篤な基礎疾患、そこら辺についても分かる範囲で、町長の補佐をし ていただいている健康福祉課長なりでも構いませんので、答弁をいただければ町民の方は安 心するかもしれません。よろしくお願いします。

- 〇議長(菊地勝秀君) 松田町長。
- ○町長(松田清隆君) 先ほど私の接種の優先順位の中でも、65歳以上の高齢者の部分が終わった次の段階では、基礎疾患のある方というふうなこと、それから介護施設等の高齢者施設などの職員というふうなことを申し上げましたが、その基礎疾患を有する者というふうなものの定義については、現時点では国のほうから一応示されているものはあります。例えば高血圧症とか、そういったものもあります。

詳しいところを後で課長のほうから少し話をしてもらってもいいかなというふうには思いますが、そういったものについて、ただ、私も血圧の薬を飲んでいますけれども、血圧の薬を飲んでいる方が全員そういったことになるのかどうかというのもちょっとまだきちっとした判断の資料というふうなものが届いていないと思います。

そういった中で今後進めていくことになりますので、その辺は専門家から出される国なり 県からの意見を重視しながら周知をし、接種に向けて整理していくというふうなことになり ますので、今、現段階ではそれぐらいの資料しか届いていないというふうな解釈でございま す。

もし課長のほうから少し補足があればお願いしたいと思います。

- ○議長(菊地勝秀君) 伊藤健康福祉課長。
- 〇健康福祉課長(伊藤 修君) お答えをしたいと思います。

今、国のほうからは、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引というものが公開をされております。その中で、基礎疾患を有する者ということでかなりの病気の名前が書いてありますけれども、基本的には、現在通院・入院をしている方にあって、具体例を申し上げれば、慢性の呼吸器の病気、慢性の心臓病、高血圧を含みます、あとは慢性の腎臓病、あとは肝臓病、あとはインスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病、あとは血液の病気、あとは免疫の機能が低下する病気、あとはステロイド免疫の機能を低下する治療を受けている者、あとは免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾

患等々、あとは染色体異常とか、あとは重症の心身障害者等々という方が基礎疾患を有する というもので規定をされているところでございます。

以上です。

- 〇議長(菊地勝秀君) 櫻井和彦君。
- ○4番(櫻井和彦君) ありがとうございます。

細部については、今出ているやつと、あと今後出されるもうちょっと詳しいやつを町民のほうに何らかの形でお示ししていただければ安心できるかと思います。

そのほかに、先ほどの対象者が16歳以上ということがありましたけれども、お子さん、あとは妊婦さん、乳幼児、このあたりはどうなんですか。

- 〇議長(菊地勝秀君) 松田町長。
- **〇町長(松田清隆君)** 基本的には今、国からの通知の中では16歳以上の方というふうなことでありますので、そこのところは、まだ今の時点ではそういったことだというふうに国のほうから指示を受けている現状です。

妊婦さんの取扱いについては、確か希望接種というふうなことで整理されていたのかなというふうに思いますが、その辺、課長、具体的な通知などの連絡があったらちょっとコメントをお願いしたいと思います。

- 〇議長(菊地勝秀君) 伊藤健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(伊藤 修君)** 繰り返しの回答になりますけれども、乳幼児については、ファイザー社の場合は16歳以上ということで規定をされておりますので、今の時点では対象外かと思われます。

あと、妊婦については、正式な知見がまだ出てはおりませんけれども、国の今の判断では、 妊産婦については除外する方向で検討されているものと思ってございます。

- 〇議長(菊地勝秀君) 櫻井和彦君。
- ○4番(櫻井和彦君) まだなかなか国からの細部の指針が出ていないんで、本当に困るんですよね。実際私もいろいろ調べて、出てこないやつが結構あるんですよね。直接医者に聞いたりしているやつもあるんで、医学博士のほかにも聞いているんで、示されていないので答えようがないというのが実情であるというのは分かります。その実情が町民に分からないんで、私たちは本当に受けていいかどうかというのが不安なんですね。だから、一番最初に言った何も分からない、情報がないというのが不安要素だと思います。実際には問題ないという形で国がやっているんで、もうそれに従うというのが一番なんですけれども、やはり情報

を少し上げていただけるのがいいんじゃないかと。

あと、今回、個別接種と集団接種があったんですけれども、集団接種をやる場合、体育センターなり広いところでやると思うんです。この前、28日日曜日、この前の日曜日、村山市で集団接種訓練が体育センターで行われて、3時間で750回の接種ができたという実績がありました。大阪府でも2月28日、集団接種訓練をやって、副作用への対応もやったと。村山市の3時間で750回というのは、自分から考えると本当かなという感じなんですね。ただ接種だけだったらいいんですけれども、その前の問診等ありますよね、大分。問診というのは、自分でしゃべるやつか、あとは事前に医者からある程度の資料をもらって、あなたは接種していいですよという形を取るべきか、そこら辺も悩むところだと思うんですよ。お医者さんだってもっと難しいと思うんですよ。いいよと言ったら副作用が出ちゃったといっても、それも難しいところなんですね。

大江町の場合、2軒の開業医がなくなってしまって、かかりつけのお医者さんに問い合わせてくださいという、そのかかりつけ医がいなくなって、現在は1か所だけ。今回、個別接種には入っていないんですね、そこが。今度新しくなる病院、診療所が個別接種で、それ以外は集団接種である程度のところでやる。そのときに、どれぐらい問診がかかるか、どれぐらい自分が、さっき言ったアレルギーなんかと同じように、自分が自分のことを把握しているか、そこら辺ができるかどうかという不安があると思うんです。そこら辺は健康福祉課長、どうでしょうか。

#### 〇議長(菊地勝秀君) 松田町長。

○町長(松田清隆君) 問診のやり方についてですが、これも今のところ、やはりワクチンの供給が見えない、先が見通せない中でのことなんで、現在の状況で、今後変更も考えられますが、問診票は事前に送らさせていただいて一定程度記入をしていただく、それを持って接種会場に来ていただくというやり方で、それをお医者さんが見て、いろいろ今度は口頭での問診票に基づいたやり取りをして接種が進むと、こういう形になっていくというふうに今のところでは考えているところです。

先ほど、村山市の例で3時間で750人、1時間でということは割る3ですので250人。ちょっとかなり、処理し切れる時間なのかなというふうにも思いますし、また大江町の場合はそのスペースの問題も出てくるかというふうに思います。その辺のところ、実際やってみないと分からない部分もありますが、少しずつ実験的、実験的と言っちゃおかしいですけれども、試行を繰り返しながら、できるだけ1日に多く接種できるようなことを考えたいというふう

なことで今、いろいろ医療機関さんとも相談をさせていただいている現状でございます。

- 〇議長(菊地勝秀君) 櫻井和彦君。
- ○4番(櫻井和彦君) やはりいろいろ事前に接種訓練を実際にやってみて、どれだけの問題が出るか、いろいろな、選挙でもいろいろトラブル出ますから、これはもう体の健康とか命にも関わる問題で、しかも副作用があった場合にどうなるか。今のところ15分とか30分の経過状況を見てやるというのが通例みたいなんですけれども、そのときにどれだけ、1人だけの副作用が出た場合と、複数名が出た場合では大分違ってくると思うんですよね。まだ動けるけれども高齢者の方がなった場合とかありますので、一途にやっていただければいいんじゃないかと思います。

あと、高齢者とか基礎疾患のある方で、町内にかかりつけがいなくなって、町外のお医者さんにかかっている方とかいますよね。そういうときには、口頭なり、紙なり、その事前の用紙に書いてもらうなりすると思うんですけれども、例えば、現在投与している薬の種類を変えてもらうとか、そういう場合に、例えば診断書みたいな形で出した場合に大体6,000円ぐらいかかるんですよね。それは保険適用はならないんですけれども、それは有料となるか、無料となるか。紙として提出するんで、医者としての正確な証明という形で出さなきゃいけないのか、そこら辺はどうでしょうか。

- 〇議長(菊地勝秀君) 松田町長。
- ○町長(松田清隆君) 具体的な問診票の中身については、私、実際見ていないので何とも申し上げられないんですが、ただ、今言われたように、かかりつけ医の方からの意見をいただくというふうなところについて、診断書的なものという今の議員からのご質問でありますが、そういった部分はないような様式ではないかというふうに思っております。

ただ、自分が記載する際に当たって、このことが、先ほどありました基礎疾患に該当するのかしないかとかというふうな確認の部分では、かかりつけ医さんとその方が相談された中で問診票を記入するというふうなことはあるかというふうに思いますが、医師からの証明というふうなことでは、ちょっと今のところは考えられないのかなというふうに思っております。

- 〇議長(菊地勝秀君) 櫻井和彦君。
- ○4番(櫻井和彦君) 流動的なんで、苦しいですね、答弁。私の質問はちょっときつい、答 えが出せないような質問もあるんですけれども、あとは、今回ワクチン接種をして、接種完 了の証明みたいなやつは出るんでしょうか。

- 〇議長(菊地勝秀君) 松田町長。
- **〇町長(松田清隆君)** 完了の証明書というふうなところでは今のところは考えておりませんが、そういったものが国のほうの指針に沿って必要であるというふうなことになれば出していくというふうになると思います。

先ほど申し上げましたが、接種状況の管理システムなども国で作るというふうなことでありますし、町のほうでも当然、そういった情報を管理するというふうなことになりますので、その場で配付するというふうなことは今のところは想定されていないというふうになっております。

- 〇議長(菊地勝秀君) 櫻井和彦君。
- ○4番(櫻井和彦君) 例えば、接種の通知が来ますよね。何だっけ、町からプライオリティについて、次はあなたですよとか、それに例えば日付を、スタンプを押すだけでも終わりましたという形になれば少しはいいのかなというのもありますよね。

今、県が独自にやっているPCR検査、今度、河北の病院でやるということで準備されていますけれども、コロナ克服第一という知事が大なたを振るってくれているおかげでできるようになったと思うんですけれども、実際には1日にやっても30人ということで、全県で1か所だけで30人ということなんですよね。これはいろいろな仕事で県外に行ったりするときに陰性証明書を取らなきゃいけないんですよね。そのためのやつで、本人が、医者から行けとか何とかといった場合には無料なんですけれども、個人で取ったりする場合に3万円かかるということなんですね。それのサブのようになればありがたいんじゃないかということであります。

これはもう、できればそういう形でスタンプでも押してもらって、接種しましたよということを何かの機会で見せられるようにしていただければありがたいと思います。

時間がちょっと迫っていますので、じゃ新型コロナ関係はこの程度にして、あとは……

- 〇議長(菊地勝秀君) 松田町長。
- ○町長(松田清隆君) 今、櫻井議員のほうからもありましたけれども、このワクチンの接種 に関しては非常に私どもも国、県からの情報不足の中で、ただやること自体は決まっている のでどんどん準備を進めていかなければならないという状況です。

議員から質問のありましたとおり、町民へもできる限り正確な情報を早くお届けしなければ、今言われたような様々な不安があるというふうなことも十分承知しております。

ただ、今の現状は、私たちに正式なメールなりで通知が来る前に、新聞報道なりマスコミ

の報道で出ていることのほうが先に届いている状況で、なかなかそこのところがまだまだ市町村と県、国との連携という意味ではちょっとつながっていない状況もご理解いただいた中で、我々もやはり正確な情報を確認した中で情報提供せざるを得ないというふうなことがありますので、その辺は町民の方からも、議員の皆さんからもご理解いただいた中で正確に進めてまいりたいというふうに思いますので、その辺の事情はご理解いただきたいというふうに思います。

- 〇議長(菊地勝秀君) 櫻井和彦君。
- ○4番(櫻井和彦君) ありがとうございます。

立場上、よく分かっているんですね。個人的には分かっているんですけれども、町民の声を代弁して、困っているあなたの声を町に届けますというのが私の姿勢なので、こういう質問させていただきました。これを見ていただいた方も不安を半分でも減らしていただければよかったのかと思います。

続きまして、水害対策工事の進捗状況及び今後の事業計画についてです。

昨年7月の記録的な豪雨により、大江町では多大な被害を被りました。現在、国からの激 甚災害の指定を受けて、国土交通省が最上川、百目木地区の中州に生えている立木の伐採作 業などを行っておりますが、今回の作業内容とその進捗状況、さらに今後の作業計画につい ての細部の説明をお願いします。

これはもう時間的に1つにします。この冬は記録的な降雪量で、まず雪解けが心配されます。その後の梅雨、豪雨、台風等自然災害の発生する環境が近づいており、川の水位が高くなる可能性があり、災害につながる時期が控えております。これの状況と、堤防設置など恒久的な対策について説明をお願いします。

- 〇議長(菊地勝秀君) 松田町長。
- ○町長(松田清隆君) ご質問のほうは、様々な災害が昨年7月の豪雨で起きておりますが、 百目木地区というふうなことでありますんで、そのことに集中してお答えさせていただきた いと思いますが、百目木地区の中州に関しては、昨年2月に山形河川国道事務所長に対して 樹木の伐採と土砂のしゅんせつの要望というふうなことを行っております。樹木の伐採に係 る打合せをしているさなかでの大雨の被害というふうなことになってしまったというような ことは、非常に残念な事態だったなというふうに考えております。

国土交通省のほうとしても、次の増水に備えるために12月上旬から樹木伐採の作業に着手し、中洲の約半分の面積程度まで樹木の伐採が進んでおりました。

しかしながら、2月15日の季節外れの雨がありました。最上川の水位が上昇した、そして中洲の右岸側の流れをせき止めて作業道路として造っておりました締切りのための土の堤防、この部分を超えるような増水でありました。作業のための仮設道路が流されたこと、そして今後、融雪期を迎え増水していくことが予定され、中洲での作業は安全性を確保できないという判断があり、今年度の作業は断念せざるを得ない旨の報告が河川国道事務所さんのほうからありました。

樹木の伐採については、来年度の渇水期での作業再開というふうなことで考えている。そして、そのことに関しては、区長さんと連絡を取りながら報告を申し上げたんですが、関係する1区、2区の区長にその旨報告し、地域住民へ回覧というふうな形で連絡を差し上げているところであります。

また、河川国道事務所さんのほうでは、中洲周辺に堆積した土砂のしゅんせつに関しても 実施に向けて調整していただいておりますので、来年度にはその部分も実施ができるという ふうな今のところの見通しが立ってございます。

中洲の樹木伐採、土砂のしゅんせつが行われますと、大雨などによる水位の上昇を少なからず抑制できるとは思いますが、抜本的な防災対策としてはまだまだ不十分であるというふうに思います。

こうしたことを踏まえ、10月19日に山形河川国道事務所長、そして10月23日には国土交通 省東北地方整備局長のほうに議会の議長、副議長と一緒に百日木地区への堤防整備を要望し てきたというふうなことがあります。また、山形県の協力も重要になってくるというふうな ことでありますので、11月10日に県知事に対しても支援を求める要望を行ってきたところで あります。

堤防の整備の方向でありますが、1月29日に報道発表されておりますが、昨年の7月豪雨により、大江町から戸沢村の最上川上流及び中流域において大きな被害が発生したことから、国土交通省では、再度の災害を防止するための緊急治水プロジェクトというものに着手しております。河道、川の道ですね、掘削や堤防の整備、分水路整備、遊水池改良など、全体事業費として約656億円の大規模な事業というようなことで取り組みます。

事業の期間としては令和2年から11年まで、短期・中期の大まかなロードマップというふうなことで示されておりますが、大江町に関わる整備内容としては、短期では、先ほど申し上げました土砂のしゅんせつをはじめとする河道掘削、川の道の掘削、それから中期での堤防整備というふうな計画で進んでおります。

具体的なプロジェクトの内容はこの3月に示されるという方針でありますが、町としてもできるだけ早い時期に関係住民に説明会を行ってほしい、その旨を国土交通省さんのほうに要望しているところでございます。

具体的な堤防整備の動きはこれからにはなりますが、一つはそういったスケジュールの中で動くことが具体的に進んできておりますので、これからも堤防整備に向けて進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

- 〇議長(菊地勝秀君) 櫻井和彦君。
- ○4番(櫻井和彦君) ありがとうございます。

私、昔、カヌーをやっていたんで最上川の水位の変更、あとは堆積物の変更などがすごい分かるんですね。20数年前やっていた頃とはもう大分違う。子どもの頃から見ていると、中洲そのものも違う。堆積物が違うのは、最上川と月布川の合流点からちょっと下った二、三百メートルのところ、あれは浅かったのが、もう石がもう出ている状況ぐらいにまでなっているんで、中洲の伐採、あとは周りの掘削、そのほかに最上川そのものの砂利のしゅんせつ、あとは国だけじゃなくて県とも連携して、お願いして、月布川も全然もう浅いですもんね、川幅は広くなったんですけれども、浅い状況で、結局、もっともっと上に行くと、もっと大きな石がごろごろしていて、柳川の温泉の近くなんかも大変な状況ですよね。水が取れないような状況もあって、そこら辺も、いろいろ町長も大変ですけれども、いろいろ県とか国とか要望、あとは連携していただいて、町民の安心につなげていただければありがたいと思います。

時間でありますので、これで私の一般質問を終了させていただきます。 ありがとうございました。

○議長(菊地勝秀君) これで、櫻井和彦君の一般質問を終わります。 11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

- ○議長(菊地勝秀君) 休憩を閉じて会議を再開します。
  - 一般質問を続けます。

# ◇ 結 城 岩太郎 君

○議長(菊地勝秀君) 次の質問は、一問一答方式で行います。

9番、結城岩太郎君。

○9番(結城岩太郎君) ご苦労さまです。3月に入りまして、気温も上昇してきました。日差しも強く、豪雪でありました雪は日増しに融雪が進みまして、春が感じられる今日この頃であります。

これまで、10都府県に発令中の新型コロナウイルス緊急事態宣言について、岐阜、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡の6府県は2月末で解除されるなど、新型コロナ感染拡大は落ち着きが見られるようであります。

1年を超えたコロナ禍は、自粛慣れ、自粛疲れもあると思いますが、リバウンドしないためのマスク着用あるいは3密回避、そしてうがい、手洗いは依然不可欠でありますので、気を緩めず引き続き注意していただければと、このように思います。

私は、通告しておりますコロナ禍における経済対策と移住促進についてを質問させていた だきます。

新型コロナウイルス感染症は、経済とともに多くの人に打撃を与えております。

山形県では、3月2日、今日もそうですが、現在543人が感染、そのうち大江町では認知症対応型共同生活介護事業所、グループホーム大江でクラスター、いわゆる感染者集団が発生しまして、同事業所関連の感染者は入居者12人、職員7人の計19人となりました。感染されました方々に心からお見舞いを申し上げたいと思います。

また、医療や介護など、コロナ恐怖の中で仕事をされました多くの皆さんに敬意と感謝を 申し上げる次第でもございます。

まだ確かな先を見通すことはできませんが、大江町町政は、常に町民一人一人を守るという地方自治の本旨に立ち返り、一人一人に光が当たるきめ細かな施策を取るべきということをまず確認しておきたいというふうに思います。

今困っている人に早急に支援できることを求めて、町としてもこれまで迅速な経済支援対策として、大江を応援する商品券事業、それからプレミアム付きがんばれ大江商品券事業の 実施、そしてまた商工業者経営支援給付金をはじめとする支援策を講じていただいておりま すことに心より御礼を申し上げる次第でございます。

特に、商品券の活用による経済支援は、飲食店や小売店など、事業者はコロナ禍による売 上減少の救済として大変助かっているとの声を多く聞いておるところでありまして、さらに これら商品券による経済拡大効果も多大であったと評価しているところであります。

このようなことから、要望書も出されておりますコロナ禍における大江町の経済活動が落ち込まないための対策として、令和3年度も、一つは町民全世帯に行き渡る商品券の発行はできないものかということでお伺いします。

2つ目として、プレミアム付き商品券の発売は考えていないのかお伺いします。

3つ目として、さきに行われました水道料金の減額は、コロナ禍における新しい生活を余儀なくされたことによる水道の基本料金の減額は理にかなった、全町民に対し公平性・公正性のある支援であったと評価をしているところであります。そんなことで、いま一度、水道料金の減額などできないものかということでお伺いをいたします。

また、テレワークの普及に併せて、最近は、東京都から他道府県に人口流出が転入を上回る、この現象が起きております。コロナ禍を機に、これから地方移住は広がるものと思います。

そこで、都会からの移住者向けとして、またUターン者の受皿として、宅建業者とも連携 した空き家を整備し、情報発信すべきと考えますが、お伺いします。

また、人口減少の歯止めとして若者夫婦や移住者を増やす施策として、さらなる町営住宅の建設整備、そして町営住宅には条件に沿えなく入居できない単身の若者や、子育て世帯向けに民間アパートの建設への支援はできないものかということでお伺いいたします。

例えばですが、アパートの件でありますけれども、今、町営住宅40戸あるようですけれども、現在は空きがないようです。また、特別賃貸住宅28戸ありますけれども、家賃が高いせいか、4室空いている状況のようです。また、民間では60戸ほどあるようですが、うち三、四割の空きがあるようです。これら公営・民営のアパート、賃貸住宅がありますが、決して私として多いとは思いません。

そこで、町で保有する左沢駅前、ヤマザワ店裏の空き地や、廃止が今度検討をされている 柏陵荘の土地などの交通の便のよい場所への建設をしてはどうかなと、こんなふうでお伺い いたします。

民間の支援としましては、建設の支援金を出す方法、あるいは町で保有する土地の提供、 銀行などの借入金に対する支援など様々な方法が考えられます。このような取組を積極的に 行って、若者が町内にとどまる対策、また他市町からの移住者を増やすためにも、このような移住・定住のサポート体制をすべきと考えますがどうかということでお伺いいたします。 以上、壇上からの質問を終わります。

〇議長(菊地勝秀君)町長の答弁を求めます。松田町長。

**〇町長(松田清隆君)** それでは、結城議員のご質問にお答えをさせていただきます。

町では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け停滞している消費活動の喚起、地域経済の活性化などを目的として、令和2年5月に町民への3,000円の商品券の配付、さらに8月には40%のプレミアム付商品券の販売を実施し、町民の方々への支援並びに町内産業の経済回復を支援してまいりました。財源的には、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充ててきたところであります。

しかし、新型コロナウイルス感染症についてはいまだに収束の気配が見えず、長引く消費 活動の落ち込みにより地域の経済もますます停滞している現状は変わりないというふうなこ とに認識をしております。

また、令和2年12月に、先ほど質問にもありましたが、大江町商工会、大江町区長会、大 江町商業振興会などの連名により、町に対して新型コロナウイルス感染拡大に伴う地域経済 対策に関する要望書の提出がありました。内容は、今後も切れ目のない経済対策を講じるよ うな内容の要望でありました。

このような状況を受け、新年度においても地域経済に対する緊急的な支援が必要であると 判断し、国からの地方創生臨時交付金を活用して、商品券の配付事業、プレミアム付き商品 券事業を実施してまいりたいというふうなことで新年度予算のほうに計上させておりますの で、議員各位からのご理解とご協力をお願いしたいと考えております。

次に、水道料金の件についてありましたが、新型コロナウイルス感染予防のため、うがい、 手洗い、こちらの励行を目的として、大江町の水道使用者については、令和2年7月使用分 から10月使用分までの4か月間、基本料金の減免を実施させていただきました。また、寒河 江市より給水を受けている木の沢地区の水道使用者につきましては、基本料金4か月分相当 の金額を支援給付金として支給したところです。減免等の実績は延べで1万1,844件、金額 で2,345万2,000円となり、国の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用し た事業として実施をさせていただきました。4か月にわたり水道料金の減免を実施したこと により、町民の皆様には新しい生活様式定着へのきっかけになったと考えています。 いま一度、水道料金を減免してはどうかとのご質問でありますが、今後の減免に関しては、 財源的にはコロナ対策交付金を活用して実施することができましたが、感染防止対策や経済 的支援策、アフターコロナ、ウィズコロナ、こうした対応など、多岐にわたる対応が今後も 求められることから、総合的に判断をすべきだというふうに思っております。

移住促進につきましては、近年の本町への移住者の状況は、大江町就農研修生受入協議会、いわゆるOSINの会の取組、こうした取組の成果もあって、新規就農者を志す方が多く移住している傾向にあります。

今後も、OSINの会と連携した移住促進事業を継続していくとともに、新たな人を呼び 込むための施策に取り組んでまいります。

議員からご提案の宅建業者と連携した空き家バンクの整備については、令和元年度に山形 県宅地建物取引業協会と連携協定を結び、登録建物の状況の調査や、所有者と希望者の契約 の仲介などを委託して運営を行っております。

今後も密接に連携しつつ、空き家の利活用と移住対策の双方の視点から空き家バンクの円滑な運用を図ってまいります。

次に、民間アパートに関する支援についてでありましたが、予算編成をする中で、ただい ま議員のほうから提案などもありました内容について、私もそういった考えの下で様々な調 査を実施するように担当課のほうにお願いをしてきました。

民間アパートの支援というふうな形では、本町の賃貸住宅の戸数は約200戸ございます。 内訳といたしましては、民間アパートが100戸、公営住宅が県営アパート含めて92戸となっており、民間アパートと公営住宅の比率はほぼ半々という現状でございます。

入居率につきまして、公営住宅では9割強となっておりますが、町内の賃貸住宅の管理状況について関係者の方から状況調査を行ったところ、民間アパートでは六、七割であり、年間を通して、先ほど質問の中でもありました4割から3割の空き室があるというような状況でございました。

人口減少対策として、若者の定住や移住者の受皿の環境整備が必要と考えておりますが、 民間アパートで空室が3から4割ある現状の中で、幾ら町の補助があったとしても、新規アパートの建設はリスクが高く、ましてコロナ禍では先の見通しが不透明であり、さらにリスクを高めてしまう、こうしたご意見をいただいております。また、アパートに入居したいという需要が高まれば、おのずと民間アパートの供給も高まることから、町には、町外への転出者を減らし、町外からの転入者を増やす魅力があるまちづくりをお願いしたいとの、こう した意見もございました。

アパートを増やすことだけでは、定住人口を増加させることはできませんが、しっかりしたまちづくり、魅力あるまちづくりにより、大江町に住みたいという人が増えればひとりでに動き出すのではないかとも思っております。

今後も、民間アパート管理業者の方々と意見交換を行い、需要と供給のバランスを見据えた中で、支援策の検討なども取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、若者の定住・移住対策でありますが、住宅ローンなどを利用して町内に住宅を新築、または新築住宅を購入し居住する45歳以下の方を対象に新たに補助金を交付したいと考えております。補助の内容としては、所得税の住宅借入金等特別控除の税額控除額と同額を1年に1度支給することとして、支給期間は3年間を考えております。住まいに係る多くの費用負担を少しでも緩和することで、大江町への定住者がより増加することが期待されます。また、現在行っている結婚新生活支援事業につきましては、年齢制限をこれまでの34歳から45歳に引き上げ、所得制限を設けないなど、支援の拡充を図っていきたいというふうなことでございます。

移住者の受皿として、そして移住者のための環境整備としては、新たに移住促進家賃支援 事業補助金を設けたいと考えております。これは、令和3年3月以降に町内へ移住した転入 日現在45歳以下の方で、町内の賃貸住宅に居住し、3年以上居住する意思がある方に対し、 家賃補助として月額1万円を支給するもので、対象者に中学生以下の子どもがいる場合は、 さらに1人につき5,000円を支給額に家賃の2分の1を上限に加算することとしたいと思っ ております。

また、町の空き家バンクに所有物件を登録した方に対しては2万円の奨励金を新たに交付するというふうな制度を立ち上げたいと考えております。これによって利活用できる空き家の掘り起こしを促進し、住まいの確保につなげたいと考えております。

以上、今後の移住・定住施策について考え方を申し上げましたが、ご理解とご協力をお願いし、答弁とさせていただきます。

- 〇議長(菊地勝秀君) 結城岩太郎君。
- ○9番(結城岩太郎君) 答弁ありがとうございました。

質問の1番目、商品券の配付事業、そして2つ目のプレミアム商品券事業の2つは昨年度 に引き続き実行していくと、こういうお答えをいただきまして、ありがとうございます。

これは、先ほど町長が言ったように6つの会から12月に要望として出されたものでありま

すので、どうなるのかなと分からないために質問をしたところであります。 2 つの要望がかなうということになりました。施策に感謝をしながら安心をしているところでございます。 本当にありがとうございました。

若干補足でこの2つについてはお願いしたいんですが、その商品券の配付事業、それから プレミアム商品券事業の実施につきましてのその時期はいつ頃になるのかなというのと、額 は昨年と同じくなるのか、その額と時期について、ちょっと補足でお願いします。

### 〇議長(菊地勝秀君) 松田町長。

○町長(松田清隆君) 時期と額等についてというふうなことでありますが、商品券の配付のための、昨年度3,000円、大江町民の方お一人お一人にというふうなことをさせていただきました。これについてはお一人当たり5,000円というふうなことで当初予算のほうに計上させていただいております。予算を認めていただければ、年度の初めの部分をまずはその商品券のほうで景気対策として、または消費する消費者のため、町民の方のために使っていただければというふうに思っております。

それから、プレミアム商品券については、この部分については、今の5,000円の商品券配付の後の部分として考えていきたいと、具体的な部分についてはこれから関係機関と相談をしながらやっていくというふうなことになると思います。枚数等については、昨年度実施し、いろいろ、いいところ、悪いところ反省点などもありましたので、その辺考えながら進めたいと思いますが、現時点で予算計上している内容については、政策推進課長のほうからお答えさせていただきます。

#### 〇議長(菊地勝秀君) 政策推進課長。

**○政策推進課長(鈴木利通君)** 詳しい部分について、今現在で考えている部分について予算 のほうに計上させていただいておりますので、お答えしたいと思います。

今、町長のほうからあったとおり、商品券全戸配付につきましては1人当たり5,000円ということで考えているところでございます。

時期につきましては、新年度早々、昨年は5月となっておりましたけれども、目的からすれば緊急に経済対策が必要であるというような部分がございますので、新年度早々にでも準備に取りかかって配付していきたいというふうに思っているところでございます。

使用期間につきましては、当然、早い段階でということでございますので、7月ぐらいまでには使っていただければなというふうな期間を設けながら配付事業のほうを行っていきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、プレミアム付き商品券事業につきましては、今年度につきましては40%のプレミアムをつけさせていただいて発行させていただきました。その部分、様々なご意見をいただいて、来年度の予算については50%のプレミアムをつけた形で発行したいというふうに考えております。

額面につきましては、1冊当たり、今年度につきましては1万円、1冊1万円ということで1万4,000円の商品に使える販売額で販売しておりますけれども、なかなか1万円というと様々なご意見がありましたので、来年度につきましては1冊当たり5,000円で50%のプレミアムつきということで、5,000円でお買い求めいただいて7,500円分使えるというようなことで考えてございます。予算要求上は5,000冊の予算を要求させていただいていることでございました。

詳しいことについては、商品券配付事業が終わってから、引き続きプレミアム付き商品券の配付というか、購入をしていただいて経済対策に結びつけていただきたいと思っておりますので、発行については8月以降かなというふうなことで今現在は考えているところで、こちらのほうについてもなるべく早く使っていただいて経済対策に回していただきたいということを考えているところでございます。

以上です。

- 〇議長(菊地勝秀君) 結城岩太郎君。
- ○9番(結城岩太郎君) ありがとうございます。

商品券の配付事業は少し早めに新年度早々行っていきたいと、そういうことと、1人当たり昨年は3,000円だったのが5,000円に増やしていきたいということでありますね。また、プレミアムのほうはちょっと時期をずらしてということで8月以降あたりにやっていきたいということで、大変この太っ腹なお答えをいただきましてありがとうございます。よろしくお願いします。

水道の基本料金の減額につきましては、答弁によりますと、コロナウイルス感染予防のため、うがい、手洗いの励行の目的が達成できたということで、今回は見合わせるような感じなんでありますけれども、私は、この新しい生活様式によるうがい、手洗いによって水道料が、量も多いし、額も多くなってくると、そういうことで、そのほか、また清潔を保つために洗濯の回数が多くなるとか、あるいはお風呂場での水の使用量も多くなってくるのかなと。そういった生活の負担も少しでも少なくするために減額していただいたものと、こう思っておりましたんですけれども、そこにちょっと感覚の執行部とのずれがあったのかなと、こん

なふうにも思っておりますけれども、昨年も基本料金1か月1,980円の減額、それも4か月間していただいて、これは一般会計からの繰入れで、先ほどありましたように2,300何万とかなり大きい金額であったわけですけれども、町民からの反応というのは、大変助かったなという喜びの声が多くありましたので、今回もどうかなということでの質問であります。

総合的に判断した中で考えていきたいと、こういうことであったようですけれども、どれも財政を逼迫させる質問ではございますけれども、ぜひコロナ禍におけるそのダメージを少しでも緩和し、大江町経済の活性化を図る取組を行っていただきたいものだと、こういうふうに思っておるところであります。

4問目に入りますけれども、新型コロナウイルス感染拡大を受けて、テレワークが普及し、 自宅にいながらにして顧客や同僚とテレビ電話でやり取りをしながら仕事をする機会が増え、 必ずしも職場のある都会に住まなければならないということもなくなってきたんですね。そ のことで、新たな環境で仕事をしたいと、こう考える機会となっているようで、地方には、 都会と違って土地あるいは空き家など広い宅地が安価に購入できる、そういうメリットがあ ります。それによって密も避けられる、自然な環境で仕事ができる、よりよい子育て環境を 求められる、田舎暮らしの夢がかなう、このようによりよい条件がそろうことになります。

東京では昨年7月から6か月連続で転出超過しておるようです。東京一極集中が、コロナ 禍でようやくその歯止めがかかって、地方で暮らす本当の幸せが見えてきたのではないかな と、このようにも思っているところであります。

そこで、都会からの移住者向けとして、またUターン者の受皿として、宅建業者と連携した空き家を整備し、情報発信すべきではないかという質問をしたわけですけれども、答弁につきましては、昨日の所信表明でもここにいっぱい載せてありました。また、本日の答弁によりましても、空き家バンクの充実というようなことで、空き家バンクに入っていただくために宅建業者と協定して、空き家の状況を調査あるいは情報を流していただいていると。そしてまた、買手が見つかれば、その住宅を取得した際の借入金に対する助成、あるいは賃貸住宅であれば家賃補助、これも新設のようですね、を行うと。

それから、空き家バンクの登録奨励金、これも新設で2万円を出すと、1件当たりね、そのような拡大を図っていくと。そしてまた、新たに移住・定住を担当する専門の移住コンシェルジュで地域おこし協力隊1名を配置するなどして移住者の拡大を図っていくという、これは昨日の所信表明からでありますけれども、町長の移住・定住に対するその意気込み、それから本気度が伝わってきたなと、こういうふうに思っているところでありまして、ありが

とうございます。

私ごとで恐縮でありますけれども、私も昨年、移住したことは承知のことと思います。これを契機に、これまで住んでいた家を売ることを決心したところであります。

そこで、築45年になる我が家を専門の宅建業者に依頼しまして、依頼を受けた業者は中古住宅物件としてインターネットで出したところ、すぐに問合せがあったんです、すぐ。この問合せというのは県外からでありますが、東京の世田谷区に夫婦ともお医者さんしていて、すぐにでも買いたいと。だけれども、コロナの関係でちょっと越境のほうが自粛というふうなこともありまして、宅建業者はちょっと遠慮しながらしていましたけれども、そのほか千葉県からありましたね。それから埼玉県から、それから熊本県からもそういう問合せがありまして、ほかに仙台市、それから山形市、寒河江市、大江町、それぞれ多数の問合せがある中で、先ほど言いました宅建業者は、コロナの影響を考えて、県外者については控え目な対応で応対しまして、まずは県内の問合せがあった方を優先しながら、数多く要望のあった方々を案内しておりました。結果は寒河江市在住の方に決まって、契約を結んだところであります。

このように、地方への移住を考えている方、地方の空き家を求めている方々は結構多いん だなということが分かったところであります。

そういうことで、宅建業者と連携して空き家を整備して、空き家の情報をインターネットでPRして、そして移住者を求めたらいいのではないかなということでの質問であります。

先ほどの町長の答弁のように、積極的にやる気を起こして対応すれば、私の空き家のよう に問合せが殺到するなど、おのずと効果が出るものと思いますので、よろしくお願いしたい なと、こういうことであります。

2020年、女性の半数が50歳を超えました。2024年、国民の3人に1人が65歳以上、2033年には3戸に1戸が空き家に、2040年、自治体の半数が消滅の危機、22年後には独り暮らしが4割に、そんなことあり得ないと思いたいところでありますけれども、この問題は我が国が今直面している課題でありまして、決して対岸の火事として見過ごすことなく、また手をこまねくこともなく、無策であってもならない事態だと思います。無関心でもおられません。今、我が大江町の未来に展望を託すのであればこそ、みんなで考えなければならない問題でありまして、今、大江町の未来のために何をしなければならないのか。

先ほどは空き家についての提案でありまして、5問目の質問になりますが、しかし、同じ く移住・定住に関連している質問でありますけれども、人口減少の歯止めとして、若者夫婦、 あるいは移住者を増やす施策としてさらなる町営住宅の建設、整備はどうかと。そして、町営住宅には条件で入居できない単身の若者、子育て世帯向けに民間アパート等の建設支援はできないかという質問に対しましては、民間アパートに関する支援については、入居率が公営住宅では9割強となっておりますが、民間アパートでは六、七割、要するに三、四割は年間を通して空き室があるということで、町の補助があったとしても新規アパートの建設はリスクが高い、ましてコロナ禍では先の見通しが不透明である、さらにリスクを高めてしまう、そういうご答弁でありましたけれども、参考としまして、比較するわけじゃございませんが、西川町の2021年度予算内示が2月13日に出ておりました。単身の若者や子育て世帯向けの町営住宅整備に1億1,240万円を予算化しておりまして、これは若者向けの町営住宅を整備するための土地造成費のようです。そこからまた住宅建設のために、さらにこの資金をかけてでも若者を逃がさない、こういう指針の下で計画していると察しております。ぜひ大江町としてもそういった住宅整備に予算化を検討していただきたいなということであります。

例えば、民間への支援としては、アパート建設への支援金を出す方法、民間賃貸住宅建設補助金、これについては昨年、朝日町でも実施しまして、現在満室ということでありました。ほかに長野県信濃町、鳥取県八頭町など、このほか多数、全国各市で実施しておるようです。町で保有する交通の便のよい土地を格安に提供する方法とか、銀行などへ借入金に対する支援など、様々な方法があります。こういう町の支援によって単身者や若者の入居がしやすい、所得制限の緩和、家賃を安くした民間アパート建設などできないものかなと。こうした取組を積極的に行って、若者が町内にとどまる対策、また他市町からの移住者を増やすためにも、こうした移住・定住のサポート体制をすべきと考えるがどうかという質問なんであり

町内にも多数の企業がありまして、若者を含めた町民の方々の雇用をつくっていただいておりますが、町外の企業に通勤している、また町外に就職をする方が相当多いのが現状ではないかなと、こんなふうに思いますが、大江町は近隣市町へのアクセスがいいと、ベッドタウンとしての位置づけとした視点での施策も必要ではないのかなと、こんなふうに思っているところであります。

ます。

いわゆるこの私の提案というのは、移住・定住する場所が少ないためと、若者を町内にと どめるために町営住宅建設、民間アパートを建設すべきではないかと、こういう質問であり まして、私から見れば、現実にその空き数が足りないための質問なんです。

町長もいろいろと住宅ローンの支援、あるいは移住・定住に対する支援がいっぱいありま

したけれども、それと並行して今後の検討材料としていただきたいなと、こういうふうに思っているところであります。

もう一つは、昨日いただきました資料2というのの大江町宅地造成事業経営戦略という、 これを昨日頂いたんですよ。3年2月の、これの、町長持っていないでしょう、私、読みま すので、5ページです。

4番の投資・財政計画、収支計画の目標というのがありまして、その枠の中の下のほうに 民間の資金、ノウハウ等の活用に関する事項、これまで町が実施した宅地造成事業において、 低廉な価格設定と安定した品質により、分譲地は全て完売している状況である。ここからで すね、しかしながら、賃貸物件、空き家、宅地等の住環境整備が不足することとありますよ ね、不足することで町外への人口流出が懸念されることから、民間の宅地開発を含めた住環 境整備についても重要な検討課題の一つであると、こういうふうに書いてある。もちろん私 が言いたいことがこれなんですよ。そういうことで検討して、というか、今がチャンスなん ですよね。そういうことで移住者を増やしていただきたいと、こういう意味のことでありま す。

そんなことで、最初に答弁がありました民間アパートに関する支援について、新規アパート建設はリスクが高い、コロナ禍での見通しが不透明だ、さらにリスクを高めてしまうということで難色を示したようなお答えでありましたので、これと今お話ししたやつは矛盾しているんではないかなということで、ちょっと町長からお聞きしたいんですが、お願いします。

#### 〇議長(菊地勝秀君) 松田町長。

○町長(松田清隆君) 矛盾といえば、表現上の矛盾というふうに取られかねない表現かなというふうには思いますが、基本的な考え方を申し上げれば、先ほど答弁の中でも申し上げましたが、結城議員さんがおっしゃられている民間アパートによる移住者の呼び込み、こういった部分をもう少しできないだろうかというふうな課題を、予算を編成する上で様々検討してくれというふうなことを指示をしながら進めてきました。

じゃ、それをやる方、いわゆるプレーヤーというふうに言われる方でございますが、そういった方々、いわゆる業界の方々はどういうふうに感じていらっしゃるのかというふうなことも大事な一つの要素だというふうに思います。町は制度を立ち上げても、プレーヤーとなる方がいらっしゃらないというふうなことでは、予算を計上した意味がないというふうなことにもつながりかねないというようなことであります。

その聞き取りした業者さんのお話によれば、先ほど申し上げたような事情が非常にあると

いうふうなことで、町のほうから支援をいただくような形だとしてもなかなか厳しいという、 先ほど申し上げたとおりの中身でございました。これから景気そのものがどういうふうになっていくかも不透明な中でありますので、そういう意見は意見として私たちは受け止めざる を得ないというふうな現状であります。

かといって、じゃ公の部分で住宅の、いわゆる町営住宅と言われるものをどんどん進めていっていいかというふうな部分も、先ほどの民間のアパートが3割から4割空いている現状の中で、民業圧迫というふうな課題も生まれてくるのではないかという心配もあります。

そうしたことを踏まえながら、今後どういうふうな対応をしていけばいいのかというふうに、また原点に立ち返りながら再度検討しなければそういった予算は計上できないなというふうなことで、今年度の予算編成に当たっては、表現正しいかどうか分かりませんが、見送ったような予算編成を組んだというふうなことでございます。

基本的な部分は、結城議員がおっしゃるような中身を私も頭の中に入れながら組立てをしてきた経過があるというふうなことは十分に理解していただければなというふうに思います。あとは、町の宅地造成なり、移住者を受け入れる部分として、宅地の造成がまだ9区画残っております。その部分の見通しがつけば、また新たな住宅団地造成というふうなことにも当然取り組んでいかなければならないというふうに、継続してやっていかなければならない課題だというふうに思っております。ただ、なくなってから計画を組むのでは遅いかなというふうに思いますので、継続的につながるようなタイミングでそういったことも検討したいと思っております。

私が町長としてこの町の将来を考えるときに、今一番やらなければならないことというのは、人口確保、それも少子化への対応というふうな部分で、このこと自体は、人口があってこその町だというようなことは昨日所信のほうで申し上げました。

そういう意味では、将来を担う子どもが少なくなっていくというふうな現状への対応を最優先しなければならない、そして人口確保のための移住者を増やしていかなければならない、こうした対応を進めていくことをまずは先行して進めなければ、なかなかこの先のまちづくりについても片手落ちというか、最優先課題として進めていくべきだというふうな判断の中で、先ほどからお話ししているような対応を新年度予算の中に組ませていただいて取り組みたいということでございますので、ぜひ議員の皆さんからもPR、そういったことも含めてご協力いただきながら、人口が増える、移住が増える、こうしたことにつながるように、実績が出るようなことにしていきたいというふうに頑張っていきますので、ご協力をお願いし

たいと思います。

- 〇議長(菊地勝秀君) 結城岩太郎君。
- ○9番(結城岩太郎君) ご答弁ありがとうございます。

議長、時間非常に気にしているようですけれども、あと二、三分で終わりますので、延長 しないようにしてお願いしたいなと、このように思います。

- ○議長(菊地勝秀君) ありがとうございます。
- ○9番(結城岩太郎君) 町長が言われているアパート建設、まだあるんだと、3割、4割は 空いている。だから、それ以上建設しても入るか入らないかも分からない。これはリスクが 高いということは非常に私も分かります。

だから、そんなにたくさん造れと、きっちりやれと、こういうことではなくて、ある町ではかなりの額の民間住宅支援ということで金額を出してアパートを建てているということもありますので、町長の言うことは十分に私も承知しています、理解しておりますけれども、いろいろ並行しながら、これまでの支援と並行しながら、こういったことも重要課題として検討していただきたいということであります。

いろいろ申し上げましたけれども、これまでも高校あるいは大学を卒業する年代の人口流出が激しく、若者の減少が年少人口、生産年齢人口の低下を招いております。この人口減少を食い止めるため、あらゆる施策を講じて少子化を食い止め、人口構造を維持して、町の活力を創出、そして住みやすさを追求し、住み続けたい、住んでみたい、誇りに思える町を実現するよう、様々な支援策を取るなどして、子どもの笑顔あるいは若者の笑顔があふれるまちの実現を目指さなければならないなと思っているところでありまして、最後に、町民の切実な声が町政の施策に反映されますことをご期待するとともに、コロナウイルス感染の一日も早いこの終息を願いまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(菊地勝秀君) これで、結城岩太郎君の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩します。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 1時00分

○議長(菊地勝秀君) 休憩を閉じて会議を再開します。

一般質問を続けます。

\_\_\_\_\_

### ◇ 宇津江 雅 人 君

〇議長(菊地勝秀君) 次の質問は、一問一答方式で行います。

7番、宇津江雅人君。

**〇7番(宇津江雅人君)** 7番、宇津江です。

3月に入り、私が毎年楽しみにしておりました小学校、中学校の卒業式及び入学式の案内が昨日届きました。封筒を開けてみますと、今年は生徒、職員及び保護者などに限定された行事となっておりました。楽しみにしておりました子どもたちの元気な姿を見たいという気持ちでおりましたんですが、実現できず、非常に残念に思った次第です。

それでは、通告に従いまして、コロナ禍を契機に移住支援をについて質問したいと思います。

なお、午前、結城議員の質問と少し重なる部分があると思いますが、的を絞って移住・定 住対策、こういったことについて質問いたします。

また、質問の内容の中で、既に先般、町長の所信表明にもありましたんですが、これに網 羅されている部分もありますが、続けて質問させていただきます。

1月18日、菅首相の施政方針演説の部分で、地方への人の流れをつくると題し、規制改革を通じた一極集中の是正を演じております。その中で、新型コロナを機に改めて地方への関心が高まっており、23年間、東京へは人の転入が超過していましたが、昨年の夏以降は5か月連続で流出が続いていると述べております。

私は、そうした機会を捉え、地方にいても都会と同じように仕事や生活ができる環境をつくり、都会から地方へ大きな人の流れを生み出すことができないものかと考え、今回の一般質問に至りました。

1月6日の新聞によりますと、令和元年5月から11月と令和2年の同時期にかけて東京都の人口移動変化を比較し、15道県で都への人口移動が前年の転出超過から転入超過に転じております。東京の近県や北海道ではその差が1,000人を上回り、まさに東京への人の流れは弱まり、3万7,598人減っているということです。

その中で山形県を見ますと、284人が東京都から転入超過となっています。このことを鑑み、コロナ感染の終息時期が見つからない現状の中においては、地方創生を進めていく上でも好機であるように思え、地方は東京圏よりも感染者が少なく、住むなら地方だという機運が高まっていると思います。

そして、全国自治体と連携するふるさと回帰支援センター、東京都にありますが、によりますと、昨年6月から11月の移住相談は前年同期を14%上回る1万7,256件を記録し、東京からの移住が目立っているとのことです。

こうした都市部を中心とした新型コロナウイルス感染拡大で地方移住への関心が高まる中、 県の一般社団法人ふるさと山形移住・定住推進センターに寄せられた昨年4月から9月の相 談件数が前年同期比で3割増えていることが分かりました。内容は、この半年間で延べ375 件の相談があり、前年同期の294件から増加しているとのことです。主な相談内容は、家族 と過ごす時間が増え生活を見直したいとか、仕事に影響が出て転職を考えているなど、コロ ナ禍の影響と見られる内容が目立ったとのことです。

なお、ふるさと山形移住・定住推進センターは、昨年4月に、これまでの県と市町村による任意団体に産業界や大学などを加えて移住対策の機能を強化しています。山形市に3名、移住コーディネーターと、東京都に2名、移住コンシェルジュの事務所を置き、昨年10月から愛称をくらすべ山形とし、移住相談に当たっております。

そこで、町はくらすべ山形などと連携を取り移住・定住相談に乗り出す必要があり、受皿 体制を構築する必要があると考えますが、現在の体制を伺います。

県内の市町村では、移住・定住係とか定住促進係などの部署を設置し、専門の担当者を配置しているところもあります。そこは町としても専門の職員を配置するとか、場合によっては、専門の担当者として地域おこし協力隊員の募集をしてはどうかと考えます。

そして、担当者から、コロナ禍で地域間の移動が困難であることを踏まえ、当町で暮らす 移住支援施策の一環として、住んでみたい田舎暮らしの大江町と言われるようなSNSなど を発信してはどうかと考えます。今後は、デジタル化に強い自治体へ注目が集まるような気 がしてなりません。所見を伺います。

また、昨年11月29日に東京でやまがた暮らし大相談会が開催され、県内35市町村と13の関係機関合わせて48団体が相談に対応し、当町もオンライン形式で参加しております。当日は100名を超える方々から来場いただき、県知事や理事長のメッセージもあり、成功裏に終了しております。

そこで、県内各市町村の紹介となりますが、町のホームページには先輩移住者の声をお届けしますなどのコーナーはありませんでしたので、ぜひ、移住者の声として、動画を活用しインタビューや体験談などの移住ポータルサイトなどで発信していただきたい。それによって、町へ移住を考えている方には大変分かりやすく、期待できるものと考えますので、伺います。

また、町のポータルサイトでは、町の行事、仕事の支援、住まいの支援、暮らしの支援、空き家バンク等々幅広く発信されており、町は積極的に広報に力を入れておられますが、空き家バンクについてはもう少し工夫を凝らし、移住者が経済的にも安心して来られるよう施策することが考えられます。

その背景には、昨年の緊急事態宣言下の4月から5月にかけて、都市部から、コロナ禍で 出口が見えない不安やステイホームへの不安・不満を解消させるため、過疎地の古民家暮ら しに一筋の光明を期待し、インターネットで検索する人が増加しているということでありま す。このことを鑑み、これから地方移住が増えるという予測の下、コロナ禍において次のよ うな施策が考えられます。

一つは、空き家見学、相談などをオンライン化で実施してはどうか、コロナ禍でこちらに来れない方々に対してですね。2番目は、移住者が町に定住したい希望があれば、空き家の土地代を無償提供してはどうか。3番目、同上の方に空き地の土地代などを無償提供してはどうか。

なお、土地代につきましては、末永く町に住んでいただけることを考えれば、費用対効果 面からも、町が負担しても必ずしもマイナスになるとは思いません。

以上の施策を検討し、自治体も移住者もお互いに田舎暮らしの実現に向け、この町に移住してよかったと思えるようなまちづくりを目指すことが大事であると考えます。

最後になりますが、人口減少の中、コロナ禍を契機として、一極集中の都市部の人口から 流れを地方に取り込むため、町を挙げて取り組む必要があると考えます。

以上で1問目の壇上からの質問を終わります。

〇議長(菊地勝秀君) 町長の答弁を求めます。

松田町長。

**〇町長(松田清隆君)** それでは、宇津江議員からご質問いただきました移住支援対策などに つきましてお答えをさせていただきます。

いみじくも、先ほどの結城議員と同様に、移住・定住の支援というふうな課題でのご質問、

続いているというふうなことでは、町の課題として私も常々申し上げていますように、人口の確保、移住・定住者の受入れというふうなことは町の大きな課題であるというふうなこと、そしてその対応を町民みんなが心配をされているということなのかなというふうに捉えています。ぜひこの問題についても積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えていますので、よろしくお願いをいたします。

コロナ禍における地方移住への関心の高まりについては、議員からご指摘のあったとおり、 様々な分野でそれを示すデータが現れております。こうした情勢を踏まえ、感染拡大の終息 後も見据えたさらなる移住者の定住のために新たな手を打っていく必要があるものだと考え ております。

現在の移住・定住関連業務の体制についてでありますが、県移住・定住推進課及び一般社団法人ふるさと山形移住・定住推進センター、愛称でくらすべ山形と言っておりますが、こちらのほうと連携をしながら移住セミナーの実施や情報発信などを行っております。

また、西村山地域移住交流推進協議会を通して、西村山1市4町と県が連携し、やまがた ハッピーライフカフェと題した移住セミナーを開催しております。

現在の町の移住関係相談窓口は、政策推進課総合戦略推進係が担当しておりますが、来年度より、移住促進関連業務を担う移住コンシェルジュとして地域おこし協力隊1名を採用することとして予算を計上しており、移住相談対応や空き家バンク利用促進、移住体験ツアーの企画運営、SNSなどの情報発信といった活動を主に担っていただき、町との連携を進めたいと考えております。

移住者の体験談などの情報発信についてのご質問がございました。

現在、おいで、おおえさんのホームページのほうでコラムやムービーで移住者の声が紹介 されており、町のホームページの連携などでPRさせていただいております。

また、来年度の予算では、移住・定住促進に向けた動画作成の委託料を計上しておりますので、町の公式ホームページなどで発信することなど、有効的に使ってまいりたいと考えております。

ホームページにおける空き家バンク紹介の工夫につきましては、町の公式ホームページの リニューアルに併せて、空き家バンクに登録されている物件の特徴がより分かりやすくなる ようレイアウトなどに工夫を凝らしてまいります。また、空き家バンクへの登録促進を図り、 定住の促進が行われるよう、登録した方への奨励金を交付するというのは先ほどもお答えし ているところでございます。 議員からご提案のありました施策につきましては、まず空き家についての相談のオンライン化のご提案でございますが、町では現在、オンライン相談に対応できる環境、端末が限られているため、実現するためには常時受入可能な体制を整えることがまずは必要だという課題がございます。必要に応じた対応なども検討してみたいと考えております。

また、空き家の見学などについてのご提案、所有者の立会いを原則としておりますので、 希望者がいつでも見学できるようにするのにはやや難しいことが考えられます。

これらの課題及び需要などを踏まえて、空き家利活用全体の中で検討したいと思います。 空き家の土地代の無償提供につきましては、空き家に係る土地と建物の所有の形態が様々 であること、また利用者と所有者の契約内容も様々に考えられることから、一律に補助を行 うことはなかなか難しいのではないかと思われます。

まずは現行の空き家定住奨励金及び空き家等利用促進補助金、新たな事業である移住促進家賃支援事業補助金の活用を促すとともに、県の実施する移住者向けの補助事業についても情報提供を行い、その上で移住希望者のニーズを踏まえながら検討を重ねてまいりたいと思いますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

- 〇議長(菊地勝秀君) 宇津江雅人君。
- ○7番(宇津江雅人君) ありがとうございました。

それでは、一つ一つ、箇条書のような感じで質問させていただきたいと思います。

まず、昨年の11月29日のやまがた暮らし大相談会、これは会場にこちらからコロナ関係で職員が行けないというようなことで、35台のパソコンを設置して、その35台の中には、大江町とか西川町とか朝日町とか、いろいろこのパソコンを1台ずつ割り当てて、そこにお客様が来て、そのパソコンで調べてみるというようなことだったそうです。これに当町もオンラインで参加されているということですので、その当時の感触というか、参加された職員の方は別の方かもしれませんけれども、その辺の感触というか、どうだったのかちょっとお伺いしたいと思います。政策課長、ちょっとお願いします。

- 〇議長(菊地勝秀君) 松田町長。
- ○町長(松田清隆君) 開催に参加し、その内容等については、詳細については課長のほうからご説明申し上げたいというふうに思いますが、なかなかやはりコロナの状況の中で、ウェブでというのが少し当たり前のときにはなってきているとはいうものの、やはり人と人とのコミュニケーションを取りながらいろいろ説明させていただくのに比較すれば、ちょっと厳しい状況もあるのかなというふうには思います。相談の件数や内容等については課長のほう

からご説明させていただきます。

- 〇議長(菊地勝秀君) 鈴木政策推進課長。
- **〇政策推進課長(鈴木利通君)** お答えしたいと思います。

今、議員からおっしゃったとおり、令和2年11月29日にやまがた暮らし大相談会ということで開催されております。お話あったとおり、オンラインで本町と、あとは会場を結んで行っております。会場につきましては役場の102会議室を使って行っているところでございます。担当のほかに地域おこし協力隊1名の参加をいただきながら相談会を行ったわけですけれども、本町のブースにつきましては、相談者については1名という結果でございました。

ちなみに、令和元年度、おととしについては、OSINの会の参加をいただきながら、東京で行った場合については相談者は14名いたというような結果が残ってございます。

以上です。

- 〇議長(菊地勝秀君) 宇津江雅人君。
- ○7番(宇津江雅人君) このやまがた暮らし大相談会は、令和3年度、これもオリンピック、オリンピックがあるかどうか分かりませんが、終わった時期あたりに考えていますというようなことでした、山形センターの担当者がですね。このとき、コロナが大分収束して、東京との行き来になるかどうか分かりませんが、ぜひこのときも出席していただいて、ぜひこのときも出席していただいて、ぜひ大江町の魅力を語っていただきたいと思います。

次の質問でございますが、ポータルサイトという、私もネットとか開いて確認したんですけれども、ポータルサイトというのは集客の目的サイトという意味もあるそうです。これの充実ということで、先ほども申し上げましたんですが、移住者、いろいろな方がおられます。例えば地域おこし協力隊の任期を終えて大江町に残ってくださった方とか、特に七軒地区辺りですね、それから新規就農者、OSINの会の研修を終えて独立して農家をやっている方々とか、そういった方々も空き家を購入して、実際に農業に携わっている方もたくさんおられるというふうに伺っております。

それから、小見地区ですかね、小見地区にも、これは農家の方ではないと思うんですけれども、町外から来られていると。そういった方々を七軒、本郷、三郷、小見地区とか分けて、 先ほどのいわゆる体験談動画、こういったものをぜひ作成していただけたらありがたいなというふうに思います。

11月29日に東京で行われたイベントなんですけれども、この中で、県内のある、例としてですけれども、置賜地区では、おきたま暮らしのトリセツなんていうタイトルで、オンライ

ンを2月28日、もう終わったばかりですけれども、こういうもの、それから米沢では、米沢のまつりと暮らし-冬編-なんていうタイトルで2月13日、オンラインで実施しています。

ですから、将来、少し余裕ができるようでありましたら、大江町につきましてもこういったイベントの情報を流していただいて、オンライン形式でPRに努めていただきたいなというようなことも思っています。例えば、温泉のある町で田舎暮らしとか、里山ライフを楽しもうとか、豊かな自然に子どものために移住したいなんていう名前をつけて、こういった情報を流してもらったらどうかというようなことで思っております。

そこで、実際ですけれども、東京センター、それから山形のくらすべ山形のセンター、こ この窓口を通じた移住者数、これを私、村山総合支庁の担当者の方に行って、いろいろ会っ て話を聞いてきました。

それによりますと、令和元年度は県全体で387人、令和2年度は12月末では391人と徐々に増えているということであります。それで、山形センターを通じてこちらに参ってきたという方が98人と。7割が関東圏で、東京、神奈川に居住する方が最も多い。この98人というのは、県内の35市町村ではどこどこかというふうにお聞きしましたところ、山形市に15人、上山市に3人、寒河江市に5人、東根市に3人、村山管内では26名、新庄市7人、鮭川村2人、最上管内で9人、長井市1人、南陽市6人、米沢市31人、川西町6人、置賜管内が44人、酒田市6人、鶴岡市5人、庄内町5人、遊佐町3人、庄内管内は19人と。残念ながら、寒河江西村山管内では寒河江市5名だけで入っていない状況でございましたので、この辺もう少し今後、地域おこし協力隊のコンシェルジュの方が来られた場合は力を入れていただいて、ぜひ転入者・移住者の実現に向けて関係先と連携を取っていただきたいと思います。

今の特に米沢市31人にあっては、大変な人が入ってきたということで、どういうやり方しているかちょっと私も分かりませんが、これについてちょっと一言コメントをお願いしたいと思います。

### 〇議長(菊地勝秀君) 松田町長。

○町長(松田清隆君) 確かに、県のセンターなり、東京のふるさと回帰センターですか、そちらのほうの窓口を通した実績というふうなことでは、今、議員がおっしゃられたような内容なのかもしれません。

私も東京の回帰センターのほうに何度かお伺いしたことがありますが、やはり全国の様々な市町村のパンフレット、そういったものがずらっと並んでおります。その中から大江町をというふうなところに結びつけるためには、やはり町としてのイメージアップというふうな

こととか特徴的なものというふうな売り込みのキーワードとなるようなものも必要なのかなというふうに思います。

あとは、やはりSNSを通じたPRというのが今の社会の中においては大きな要素になってくる。これは所信のほうでも申し上げましたが、発信者、そしてフォロワーと言われる多くのその発信に対する情報の拡散なりPRというふうなことにつながっていくということでございますので、そういったことを先ほど申し上げた来年度の取組の中で進めていけたらいいのかなというふうに思います。

また、うちのほうの移住者の受入れの今のところの中心は、OSINの会さんの様々な取組とタイアップしての移住の促進、特に農業者の受入れというふうな部分については、町の課題である耕作放棄地などへのもの、または農地を守るという立場から、新規就農者の方からそちらの部分を担っていただくなど、様々な効果が出ているものだというふうに思います。OSINの会さんの取組のこれまでの人数も相当な人数が大江町に移住してきていただいております。

その辺は大江町の町としての強みなのかなというふうに思いますので、宇津江議員今おっしゃられたとおり、町としての魅力をいかに発信し、やっていくかというふうな部分については、先ほど申し上げましたように、来年度の予算の中では、動画による移住者の声なり町のPRというふうなものをつくりながら情報を発信していきたいと考えておりますので、ぜひ大江町に魅力を感じてもらえるような情報発信に努めていきたいと考えております。

#### 〇議長(菊地勝秀君) 宇津江雅人君。

○7番(宇津江雅人君) ただいま町長のほうから町のイメージアップ、それから全国的に売り込むキーワード、いろいろなこういう回答をいただきましたんですが、OSINの会さんという新規就農者受入協議会というのがありますけれども、私は日本全国でおしんという名前を知らないという、今の若い方を除いてはいないんじゃないかというような気がしますね。ですから、その新規就農者受入協議会もOSINという名前が非常に注目というか、おっとなるような、私、個人的には感じているようなキーワードで、だからこの辺のところも、おしんのふるさと大江なんていう、例えばの話ですけれども、そういったものはいかがなものかと今思った次第でございます。

それでは、次の質問ですが、地域おこし協力隊、先ほど政策課長のほうにお伺いしまして、 まだ決まっていませんというようなことでございます。この地域おこし協力隊、今、現段階 で3名の方を募集しておられるとお伺いしました。やまさぁーベの1名と、それからATE RAですかね、これとあと移住・定住コンシェルジュという方3名ということでございますが、確かにホームページを見てみますと、地域おこし協力隊の募集ということで出ております。

移住コンシェルジュを募集しますという、こういうホームページだけでも私はもちろんいいと思うんですけれども、そのほかに、例えば、これは山形センターに行って聞いてきたんですけれども、専門雑誌でTURNSいう専門雑誌があるそうです。これを私、コピーしてきましたので、後で政策課長のほうにお届けしたいと思います。専門雑誌TURNS、いわゆるUターンのターンですよね、これは若者向け雑誌だそうです。それから、田舎暮らしという雑誌ですね。こういった中に、この地域おこし協力隊の募集をしますと、このような記事を載せてみたらどうですかと。載せるのにはちょっとお金がかかるんですけれども、あるところはこの雑誌に載せたおかげですごく反応があった町もあったそうです。ですから、一度これ試してみたらどうかというふうに思いますが、この辺ちょっと所見を伺いたいと思います。

### 〇議長(菊地勝秀君) 松田町長。

○町長(松田清隆君) 様々な視点から様々なアプローチをして、より大江町に目を張っていただくというふうなことが必要だという点では、今の専門雑誌といいますか、そういった方々がよく読まれる雑誌への広告というふうなものも必要かというふうに思います。

以前、田舎暮らしの本のほうに、地域おこし協力隊ではなかったと思いますが、別なことで大江町の記事の掲載を依頼して載せたことがありました。そのときはあまり反響があったという印象は私ちょっとありませんでした。それは時代、時代、様々な反応があってというふうなことです。

今の時期だからこそ、そういったものが目を引くというふうなこともあるかと思いますし、 情報発信をするに当たっては、いろいろなツールを使いながらPRをしていくというふうな ことも手法の一つだというふうに思いますので、料金等もかかるというふうなことでありま すので、その辺はトータル的に調査しながら対応してまいりたいというふうに思います。

# 〇議長(菊地勝秀君) 宇津江雅人君。

**〇7番(宇津江雅人君)** こういう戦略というか、やり方もあるというようなことで今紹介させていただきました。

それで、この雑誌とはまた別にですけれども、この山形の担当者の話では、もし大江町さんが地域おこし協力隊を募集なされているんであれば、山形を通じて、いわゆる東京と連携

しているもんですから、東京事務所とですね、ですから、そういった地域何とかの募集を東京に送って、東京だと、今、関東圏内、若者もいろいろな相談に来たりしているそうです。 その来ている方が地域おこしに結ぶかどうか分かりませんけれども、そういったこともできますので遠慮なく言ってきてくださいというようなことでしたので、一応紹介させていただきます。

なお、詳しいことは、政策課長のほうに後で。

次に、空き家の先ほど土地代とか、無償にするとかどうのこうのと申し上げました。これは、山形県内ではまだこういうことをやっているところはありませんという返事でした。

ところが、一部紹介しますと、県外では、例えばある市、人口2万という大江町の2倍以上の市なんですけれども、この市では、土地代無料、先着順、マイホームの夢をかなえませんかというキャッチフレーズで、80坪から150坪の35区画、それと90坪、7区画を移住者向けに予約したところ、現在は半数近く埋まっているということで、半分ぐらいこの市に移住が決まったというようなことを書いてありました。

また、ある町、人口1万、これは、町外から移住・定住を希望する子育で世帯のための物件として、移住者への方限定で、20年間住み続けていただいた方に新築戸建ての住宅を無償譲渡しますと、いわゆる20年間住んでいただいた方におあげしますというようなことですよね。そういったところは、町有地、町の土地を無償で貸付け、貸付期間1年間以内に町が定める住宅要件を満たしたマイホームを建築した方を対象に無償で町有地を譲渡しますと、こういうところもありました。

また、人口7,500人の町は、町外から移住・定住を希望される方の住宅建築を支援するため、町有地、いわゆる新築・定住団地13区画、平均坪約110坪を2年間無償で貸付けし、この期間に住宅を建築した場合は土地を無償で譲渡しますというような町もありました。

いろいろ工夫して対策を講じて、何とか人口減少で頑張っているというようなこういう町もあるということを紹介させていただきましたんですが、これについては、先ほど町長の答弁にもありましたんですけれども、なかなかそこに至るまでには至っていないというようなことですが、将来参考のために紹介させていただきましたので、現にあおぞら団地がまだ完売していない状況の中で、こういった今申し上げたことについては、なかなかやはり実現は厳しいというふうには私も実は思ってはおりますが、将来、先を見越した段階でこういうのもどうかということで紹介させていただきました。

それから、くらすべ山形、いわゆる山形センターでは、いろいろな支援、定住・定着推進

支援ということでいろいろなことをやっておられます。例えば家賃補助事業なんていうことで、月額、県外から来られた方に家賃の1万円、最長2年間、今まで実績は71件あるそうです。それから、やまがた暮らし応援カードといって、この移住者、来られた方にこのカードで引っ越し料金の割引とかレンタカー、いろいろな自動車教習所の割引とか、いろいろなことがあります。その他として、米、みそ、しょうゆの提供と、移住された方には1年分、米、みそ、しょうゆを提供しますと、これは各市町村であるということで、これを当町にも、大江町にもこれはあると思うんですが、今まで何件ぐらい実績があるかお伺いしたいと思います。

# 〇議長(菊地勝秀君) 松田町長。

○町長(松田清隆君) 米、みそ、しょうゆなり、その前に言われた様々なセンターとしての支援事業というのは、恐らく県の支援事業の中のものなのかなと、支援センターがやっているというよりは、県の補助制度、補助というか、支援制度の中の部分を担っていらっしゃるというふうな部分だというふうに思います。たしか米、みそ、しょうゆも県の施策として実施されている事業だったはずでありますし、その第1号となったのが大江町の移住者の方で、テレビなどでも取材を受けたというふうなことがありました。

ちょっとこれまでの町内の件数については、課長のほうが分かればお願いしたいというふうに思いますが、枠組みとしては、県の支援の施策があり、そして町単独でそれをフォローするようなものがありというようなことで、両方の施策を組み合わせた中で、できるだけ多くの支援をしながらやっていける、そうすることにより移住者の方が来やすくなるというふうなことにつなげたいというふうに思います。さらには、国の制度というのもあればそれも活用しながらというふうなことでありますが、そういったことを重ねながら進めていきたいというふうに思っております。

#### 〇議長(菊地勝秀君) 鈴木政策推進課長。

〇政策推進課長(鈴木利通君) 件数についてお答えしたいと思います。

本制度については、今町長からあったとおり、県が3分の1、町が3分の1、あと残りの3分の1をJA全農山形と県醤油味噌工業協同組合が3分の1を出し合って、米、みそ、しょうゆ、移住していただいた方に米、みそ、しょうゆを贈るというような事業となっております。

実績につきましては、平成30年度から始まっておりまして、平成30年度で大江町では4件、 令和元年度が1件、令和2年度、今現在まだ令和2年度中でございますけれども、今現在の 実績としては2件ということで、合わせて7件ほど対象となってございます。

そのほかに、大江町独自の特産品として、やまがた地鶏や真麻うどんを独自、町単独で一緒に送付させていただいている事業となってございます。

以上です。

- 〇議長(菊地勝秀君) 字津江雅人君。
- ○7番(宇津江雅人君) ありがとうございました。

そのほかにも、県としては、地域おこし協力隊がもし決まった、来てくれるという方に対しては支援金13万円、これをおあげしますというもの、これは東京、埼玉、千葉、神奈川、大阪、兵庫、愛知県と、そういったことに限られているということになっていますが、そのほかに正社員雇用促進奨励金として、県ではUターン者に20万円、Iターン者に30万円というような、県内の事業者に正規雇用された方ですね、県からですね。あと、移住支援金として、東京圏から中小企業等にした就職したUターン・Iターン世帯に対して支援金100万円、単身者は60万円、こういった方に支給すると、こういった魅力的なこともいろいろあるわけですけれども、こういったことを、いろいろもろもろのことを県と十分連携を取って、一人でも多く来ていただけるよう、今後、定住・移住担当者ですかね、頑張っていただきたいというふうに思います。1間目の質問はこれで終わりたいと思います。

すみません、じゃ次、2問目になります。時間もあと15分しかありませんので、簡潔にしたいと思います。

次は、消防団員の待遇改善についてということであります。

一昨年及び昨年に町に発生した集中豪雨、また一昨年から昨年にかけて降雪が見られなかった暖冬の季節から一転して、昨年末から今年にかけて豪雪に見舞われました。こうした近年の異常気象を考えますと、地球の温暖化による異常気象が背景にあることを考えざるを得ません。

このため、全世界では $CO_2$ の削減に努力しておりますが、削減目標までは20年から30年 先の気が遠くなるような計画であり、その間、再び豪雨災害が来襲することも考えられます。 町の消防団員は、豪雨災害や火災発生などの都度、住民の生活及び生命を守るため出動しております。

しかし、消防庁によりますと、令和2年の全国の団員数は過去最少の約81万8,000人で、 少子高齢化により減少傾向が止まらず、地域防災力の低下の危機感が強まっております。町 の団員数の状況は、定員330人に対して275人となっております。 そこで、消防庁は、地方自治体の消防団員を確保するため、待遇改善に向けた検討を始めました。具体的には、団員に支払う報酬や出動手当の引上げを視野に有識者会議で議論し、 今年の夏にも対策の方向性を打ち出す方針であります。

これを受けて、町では消防団員の待遇改善をどのように考えておられるか伺いたいと思います。

以上です。

- 〇議長(菊地勝秀君) 松田町長。
- **〇町長(松田清隆君)** それでは、消防団員に関するご質問にお答えをしたいと思います。

近年、地球温暖化というふうなことが起因しているかのような気象現象があり、特に雨の降り方、これについては非常に局地化、集中化、激甚化しているというのが、全国各地で大 規模な水害や土砂災害が発生しているというふうな現状であります。

大江町におきましても、昭和42年の羽越水害、51年の8.6水害、そして特に最近は平成25年、26年の豪雨災害、一昨年10月の令和元年度東日本台風による豪雨災害、そして昨年度の令和2年7月豪雨災害と、頻発する集中豪雨により甚大な被害を受けており、大変心配される状況になってございます。

このような中、町の消防団員には、消防団長の指揮の下、住民の生命、身体及び財産の救護に当たり、損害を最小限に食い止めるため、水害、火災の防御及び鎮圧に努めることを念頭に、ご自分のお仕事を持ちながらも、昼夜を問わず献身的に幅広い活動をしていただいており、本当に頭の下がる思いであります。

昨年も7月豪雨災害をはじめ、大山自然公園付近における林野火災、滝の沢地内での建物 火災などの際にはいち早く駆けつけていただき、被害を最小限に抑制するため、その力を十 二分に発揮し、責任を全うしていただいているところでございます。

宇津江議員のおっしゃるとおり、総務省は、消防団員の確保などに向けた取組について検討を重ねております。大江町を含む自治体に対しては、この12月に総務大臣からの書簡、それから消防庁長官の文書による助言が県を通じてあったところですが、その内容は消防団員の処遇改善が必要だとし、特に地震や風水害などの災害に係る出動手当については、活動実態に見合う引上げを行うことなどが示されておりました。

また、ご承知のとおり、町の議会においては、これまでも出動手当を引き上げて処遇改善を図るよう既に複数の議員からもご指摘をいただいているところであり、私といたしましても、当然ながら、消防団員の確保と処遇改善につきましては、実働現場でのご苦労や年間を

通したたゆまぬ訓練を目の当たりにしたときに、喫緊の課題として十分認識をしているところであります。

町といたしましては、これまで必要な装備品や資機材、機能性を重視した活動服の整備などを行い、消防活動の効率化やモチベーションの向上を図ってきたところでありますが、今後、より実情に沿った出動手当の支給に向け、額を含めた見直しを行い、令和3年度当初予算に計上した上で、新たな運用ができるように進めているところでございます。

見直しの具体的内容として、大江町消防団手当等の支給に関する要綱を改正することとし、 1人当たり1回1,000円としております火災、水防及び捜索などに係る出動手当を倍額の 2,000円に改めたいと考えております。特に水害現場などでは、多くの場合、長時間の活動 が強いられることから、4時間ごとに1回の出動とみなして支給してまいりたいというふう に変更を考えております。

また、同じく1,000円としている訓練手当は据置きとして考えておりますが、なお今後も 消防としての西村山広域行政事務組合管内の他の市町村との均衡も図りつつ、詳細を詰めて まいりたいというふうなことで、第1弾としては先ほど申し上げたような改正をしたいと思 っております。

いずれにしても、消防団員数の減少、災害の多発化と激甚化により一人一人の役割が大きくなっている現状を見ますと、処遇改善は不可欠なものになってきていると同時に、消防団員のさらなるモチベーションの向上や家族への理解にもつながり、ひいては消防団員の確保にも資するものと考えておりますので、できることから実行してまいりますので、ご理解賜りたいと思います。

- 〇議長(菊地勝秀君) 宇津江雅人君。
- ○7番(宇津江雅人君) 取りあえず、令和3年度には、出動手当を倍額、訓練手当につきましては据置きというようなご回答いただきましたので、非常にありがたいというふうに感じております。

ところで、現行の報酬ということで、団員の大江町1万7,000円ということなんですけれ ども、これは遡って何年に制定されておられるか、何年頃というか、もし分かれば教えてい ただきたいと思います。

- 〇議長(菊地勝秀君) 松田町長。
- **〇町長(松田清隆君**) ちょっと今、条例等の改正の資料がないので正確には分かりません。 ただ、私も担当課長の総務課長をしておりましたが、6年間、その間には改正がなかった。

そして、副町長だった時期を加えますと、8年から9年、そういったところは改正をしていないというふうなことまでは申し上げられるかというふうに思います。

- 〇議長(菊地勝秀君) 宇津江雅人君。
- ○7番(宇津江雅人君) といいますのは、2月16日の新聞の記事だったんですけれども、これは大変な金額のあれでびっくりしたんですが、白鷹町の消防団員の報酬の改定ということで、これまで白鷹町は報酬金額1万6,000円、団員は1万6,000円ということだったんですけれども、もうこれを23年ぶりだそうです、一挙に3万6,000円、ということは2倍以上ですかね、白鷹町はやっているそうです。

そういうことで、当町は今の現行は何年頃制定されているかとお伺いしたわけなんですけれども、分かりました。

そこで次の質問ですけれども、いわゆる消防団員の報酬の支払いのやり方につきまして、これは県内市町村まちまちであるような気がいたします。私が調べた範囲内では、いわゆる団員個人の口座に行き渡っているのか、また個人の所属する分団、1分団から4分団、自動車分団とありますけれども、この分団の口座に行き渡っているというやり方なのか、その辺、大江町の場合どうなのかお伺いしたいと思います。

- 〇議長(菊地勝秀君) 松田町長。
- ○町長(松田清隆君) 基本的には報酬でありますので、個人へ支払っているものというふうな形でやっておりますが、詳しい中身等については担当課長のほうから詳しいところを申し上げたいというふうに思います。
- 〇議長(菊地勝秀君) 五十嵐総務課長。
- ○総務課長(五十嵐大朗君) 団員さんの報酬につきましては、年度初めに各分団を通じてそれぞれ分配をしていただいているというふうなことであります。
- 〇議長(菊地勝秀君) 宇津江雅人君。
- ○7番(宇津江雅人君) 何でこういう質問をさせていただいたかと申しますと、ある町の団員というか、これはこの方に直接聞いたわけではないんですけれども、いろいろな記事で載っているのは、自分が報酬の手当がもらえるとすら知らないという方とか、本来個人でもらえるものをもらえず使い方が決められてしまうのは納得できないとか、いわゆる今までのこのやり方がグレーと感じている人というような、こういう意見もあった記事を私見たものですから、大江町はどうなっているのかというようなことをお伺いしたんです。いわゆる毎年、基本的には個人に支給されているというようなことでございますので、改めて理解したつも

りでおります。

大江町につきましては、火災の件数は、豪雨災害はこれ、いつ来るか分かりませんので、何回、何回というのはちょっと言えないと思いますけれども、火災についても何回かは言えないと思いますけれども、参考まで、昨年、西村山広域消防本部によりますと、昨年元年度は5件、平均すれば3か月に1件の割合で火災発生、それに加えて豪雨災害が何日間もあるというようなことをやはりいろいろご苦労されている、仕事をやられながらご苦労をされているということもありますので、やはりその辺は制定してから24年とか、いろいろ自然が変わってくると思いますので、その辺の時期になりましたら、報酬の面につきましても見直していく必要があるんじゃないかというような感じがいたします。

最後の質問です。町長、お願いします。

- 〇議長(菊地勝秀君) 松田町長。
- ○町長(松田清隆君) 今回、出動手当の部分については、先ほど申し上げたような中身に来年度は変更したいというふうなことで提案しているところでありますが、この部分については、先ほど白鷹町の例が挙げられておりますが、実は、せめて西村山1市4町、西村山広域消防の区域というふうに思えば、この辺のところはできれば一律になるような方法で調整ができないものかというふうにも思っております。というのは、やはり隣の町と比較してというふうなのは、やはり消防団の報酬という性格上、やはりその辺は同一の基準でもってやっていくべきではないかというふうに基本的には私は思っております。

その辺の整理をしながら、現時点ではなかなかそこまで調整がつかなかったというところがありますので、今後、時間をかけながら調査をし、調整をし、できるだけ処遇の改善になるように、そしてモチベーションが上がるような報酬となるように進めたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

- **〇7番(宇津江雅人君)** 以上で私の質問を終わります。 ありがとうございました。
- ○議長(菊地勝秀君) これで、宇津江雅人君の一般質問を終わります。 2時15分まで休憩します。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時15分

## ○議長(菊地勝秀君) 休憩を閉じて会議を再開します。

一般質問を続けます。

### ◇ 橋 本 彩 子 君

○議長(菊地勝秀君) 次の質問は、一問一答方式で行います。

1番、橋本彩子さん。

○1番(橋本彩子君) 1番、橋本彩子です。

今回は啓翁桜議会ということで、昨日はつぼみばかりであった啓翁桜もあっという間に咲いて、春の訪れを感じております。

それでは、質問に入りたいと思います。

子育てに関わる全ての方が大江町でさらに安心して暮らしていただけるように、より実情に寄り添った形での行政支援をしていただきたく、お伺いいたします。

現在、経済的理由によって就学にお困りの方に対する支援として、要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助や放課後児童クラブの利用料補助事業が行われています。非常にありがたい制度です。どちらの制度も代金を学校または放課後児童クラブへ一旦支払ってから支援、補助金の給付となります。

この補助制度を活用される方は、経済的にかなり厳しい状況で日々過ごされている方々でありますから、口座引落としや入金日にその費用を捻出することが難しい方がおられるのも事実であります。補助金、支援金を後日まとめて本人への給付ではなく、町から学校、または放課後児童クラブに直接支払いをしていただくことによって、該当する世帯の暮らしの助けになると考えます。町長、教育長の考えをお聞きします。

スキーなどの学用品のお下がりに対する行政支援についてお伺いいたします。

山形県では、冬の授業にスキーがあります。ふるさと教育として、地元の豊かな自然を感じ、雪を楽しみながら体を動かすことができる大切な授業であると認識しています。

しかしながら、子どもの成長に伴ってスキー用品は頻繁に買替えが必要となります。ウエアに靴にスキー板、ストック、成長の早い子どもさんですと1年で買替えが必要です。もちろん、友人知人からのお下がりを頂いたり、または自分がお譲りしたりということで、知人

間でのお下がりをしている方は多くいらっしゃいますが、なかなかそのようなご縁がない方や学校の授業以外でスキーをあまりされない方など、スキー用品の購入に係る出費が大きな 負担となりますし、移住者世帯などでスキーになじみがない方もこれから町内に増えてくる ことが予想されます。

また、ひとり親のご家庭から、最上町のようにスキー用品のお下がりを支援してほしいという切実な声もありました。最上町に確認したところ、今年度初めて本格的にスキーのお下がり会を実施したということでした。最上町のスキー場を活用していただくためにも行ったとのことで、地元のスキー場の利用促進、子育て世代の経済的負担の軽減、町民同士のつながり、助け合い意識の向上、ごみの削減など、様々な利点のあるお下がり会であると考えます。

町民で助け合い、支え合うことのできる交換会やお下がり会をスキーに限らずランドセル や制服などにも広げて、ぜひ大江町でも取組を始めていただきたいと思います。町長、教育 長のお考えをお聞かせください。

第3次大江町教育振興計画では、教育相談機能の充実と強化で、心に悩みを抱える子ども を支援するため、学校との連携を密にして町の教育相談体制を継続していきますとあります。 恐らく教育相談員のことかと理解していますが、間違いありませんでしょうか。

教育相談員については、年に1回、春にお知らせを配付しているとお聞きしています。悩みを抱える多くの保護者は、その存在を知りません。以前、議会でも申し上げましたとおり、教育委員会または各学校を通じての相談はハードルが高いです。学校のことで悩んでいるなら、なおさらです。

中山町では、週に数回、教育相談員が教育委員会にいて、悩みごとのある方が相談に来やすい環境をつくっているとお聞きしました。大江町では、場所の確保などの関係でそれは難しいとのこと。それでは直通電話をと以前もお願いしましたが、それまでの教育相談員さんが体調を崩された経緯があるため難しいとのことでした。妥協点はないのでしょうか。

例えば、携帯電話を支給し、曜日と時間帯を指定して、それ以外は電源を切ってもらうことで相談員さんの健康も守ることができるのではないでしょうか。大江町の児童、保護者の悩みを少しでも早く優しく救い上げていただきたいと思いますが、教育長、いかがでしょうか。

また、教育相談員のお知らせが春に1回では少な過ぎると考えます。春、新生活が始まったばかりで悩みを抱えている人は少数ではないでしょうか。子どもがお知らせを親に渡さな

い家庭もあります。町の広報で二、三か月に1度、小さな欄で構いませんので、定期的にお 知らせをいただくことは難しいのでしょうか。教育長のお考えを伺います。

子ども議会の定期的な開催についてお伺いします。

一昨年、大江町の60周年記念事業として行われた子ども議会ですが、毎年の定例行事とすることをご提案いたします。小学校高学年の児童と中学生を対象にして、社会科や総合などの授業の一部に取り入れていただき、クラス全体でこの町の問題点や改善点、よりよくするための提案などを話し合い、それを議会に出していただく。まずは真剣に町のことをみんなで話し合うこと、それを執行部側に伝えたときに、検討いただけるもの、却下されるもの、もしかしたらすぐに実行に移されるものもあるかもしれません。そのプロセスや結果は、自分たちの住む町を真剣に見詰め直し、魅力を再発見したり、工夫できるところを見つけたりすることにつながり、さらにそれが実現されたときには、まちづくりに参加しているという達成感や喜びが大きなものになると感じています。まさにそれがふるさと教育になるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

もちろん、学校は今、様々大変な状況で、先生方が多忙を極めていることも承知しています。しかし、ふるさと教育と町への愛情を深めることを同時にできる子ども議会の開催は、子どもたちのみならず、保護者世代にもまちづくりへの関心を高めることにつながるかと考えます。教育長、町長のお考えをお聞きします。

コミュニティ・スクール、学校運営協議会の設置を準備されていると思います。確認した ところ、その協議会メンバーは、学校長からの推薦を受けて、教育委員会からの委嘱によっ て決定されるとお聞きしました。現在は準備段階であると理解していますが、具体的にいつ 頃から開始される予定でしょうか。

また、地域学校協働活動推進員として、地域住民や保護者、様々な団体からの意見をお聞きになると思うのですが、どのように進めていくのか、現時点で決まっていればお聞かせください。

壇上からの質問は以上といたします。よろしくお願いいたします。

○議長(菊地勝秀君) 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長(松田清隆君) それでは、橋本議員のご質問にお答えしたいと思います。

質問の中身、町、町長に対する質問と、教育長が答弁すべき質問とというふうなことで分けていただいておりますので、その部分は分けて答弁をさせていただきたいというふうに思

います。

初めに、要保護・準要保護児童生徒に対する支援につきまして、私より考え方の概要を述べさせていただき、詳細については教育長より答弁させていただきますので、ご了解をいただきたいと存じます。

要保護・準要保護援助費につきましては、支給要綱に基づいて、要保護者またはそれに準ずる世帯に支援させていただいております。

具体的には、要保護世帯は生活保護法に規定する要保護者であり、準要保護については、 それに準ずる程度に困窮している世帯や町民税が非課税となっている世帯などであります。 内訳としては、学用品費や通学用品費、校外活動費、給食費などがあります。学年によって は新入学学用品や修学旅行費も対象となります。

現在は、年3回に分けて支給金額の変更や精算を行いながら給付しておりますが、詳細については教育長より答弁いたします。

次に、放課後児童クラブ利用料補助事業につきましては、放課後児童クラブを利用されているご家庭のうち、要保護児童及び準要保護児童または同時に利用している多子世帯の保護者の方に対しまして、平成24年度より県の補助事業と併せて利用料の一部補助を実施しているところであります。

現在の補助事業では、県の補助要綱の確定時期や、多子世帯においては当該年度の所得を確認する必要があるため、町税などが確定する6月頃以降に滞納の有無を確認しながら、補助対象者が施設へ月ごとお支払いいただいた利用料分について、年2回、10月と4月に分けて補助金を支給させていただいております。

しかしながら、議員のご質問にありましたように、要保護児童や準要保護児童のご家庭など、経済的な理由によって利用料のお支払いが厳しい方については、補助の在り方など、配慮が必要であるとも認識をしてございます。

補助の方法については、議員のご質問にあったように、町から施設へ直接支払う方法も考えられますが、町税等が確定する6月頃までは補助の決定ができないため、施設側に一定期間、ご負担をお願いする必要があると考えられます。

いずれにしましても、補助の在り方について施設などと協議を行いながら、保護者の方の 経済的な負担軽減につながるよう検討してまいりたいと考えております。

続きまして、スキーなどの学用品のお下がりに対する行政支援についてのご質問でありますが、議員ご質問のとおり、確かに山形県では冬場にスキー授業を実施している学校が多い

のですが、近年では家族のライフスタイルや価値観の変化、スポーツの多様化などにより、 授業以外でスキーに触れることのない子どもが多くなっていることで、スキー用品の購入な どが負担になっているとの声が聞かれるようになってきています。

ほかの市町村では、学校独自にスキー道具のリサイクルのための取組をしていた学校もありましたが、集まるスキー道具に比較して残ってしまうものが多く、処分に苦慮して、その活動を取りやめている事例が多いというようなことも聞いております。

以前には、町内の小学校で同様の取組をしていた事例などもありましたが、今申し上げた 理由などにより現在は取組がなされていない、こうした経過もあるようでございます。

また、経年劣化などで使用可能なスキー道具なのかどうかの見極めも難しく、譲った道具の安全性が担保できないというデメリットもあると感じます。議員がおっしゃるメリットも十分理解できるのですが、デメリットの部分の解消方法も慎重に考えていかなければならないと考えますが、具体的な詳細については教育長の答弁とさせていただきます。

また、運動着などについては、学校によっては今も実施されているというお話も聞いておりますので、その辺も参考にしながら、取り組んでいけるかどうか検討が必要かと考えます。 教育相談に関する質問については、教育長よりの答弁とさせていただきます。

続いて、子ども議会の定期的な開催についてお答えをいたします。

公職選挙法の改正による選挙権の年齢引下げ、民法改正による成人年齢の引下げに伴い、 学校教育において主権者教育の重要性もうたわれるようになりました。その点からも、学校 教育において、子ども議会は主権者教育の機会になり得るものだろうというふうにも感じま す。

さて、ご存じのとおり、前回の子ども議会は、町誕生60周年を記念して実施されたものであり、ほかの様々な記念イベントとともに、町の周年記念をお祝いし、また未来の大江町を担う子どもたちからもまちづくりに参加していただき、若い世代から自分たちの町の将来を真剣に考えていただきたいという考えから、町内の小中学生だけでなく、左沢高校の生徒からも加わっていただいて開催したものであります。

これを実施するためには、単独の課や係だけで開催することは困難であったため、全庁的、 町全体の様々な課が関わった中で、横断的な実行委員会を何度も開催して準備をしてきたこ とをご理解いただきたいというふうに思います。

しかしながら、子ども議会を開催したことにより、子どもの成長にも、まちづくりの参画 という意味からも大きな成果があったと思いますので、時期を捉えて実施することになれば、 再び関係機関と連携、連絡をしながら進めてまいりたいと思います。

前回の子ども議会のときの印象的な一つの成果として、このたびの当初予算のほうに計上させていただいておりますが、大江中学校における水道給水設備関係の配管からの赤さびという子どもたちからの訴えがありました。この辺については、少し時間はかかりましたが、来年度工事として実施ができるというふうなことは、子ども議会からの提案というふうな意味合いではよかったのかなというふうに考えてございます。

なお、詳細についてと、それからコミュニティ・スクールについては教育長のほうから答 弁させていただきます。

以上です。

○議長(菊地勝秀君) 教育長の答弁を求めます。

犬飼教育長。

○教育長(犬飼藤男君) 啓翁桜を目の前にして、春が来たというふうなお話がありまして、 まさに花を見ているだけで心和むわけでありますが、今年1年振り返ってみて、コロナ禍に 翻弄されながらよくここまで来たなというふうに感じております。

子どもの関係者の発症などがあって大変心配をしたということもございましたが、まだまだ気は抜けませんけれども、ソーシャルディスタンスや、いろいろなことに配慮しながらここまで教育活動が進められてきた。全くもって、保護者の皆様、町民の皆様、議員の皆様の見守りのおかげというふうなことで感謝申し上げたいと思います。

宇津江議員さんからは卒業式についてのお話ありました。本当に子どもたちの成長を見ていただきたいという思いは十分持っておりますけれども、こういう事態ですので、ごく小規模に、ごく限られた人数での卒業式ということでご理解をお願いしたいというふうに思います。

最初に、就学支援についてでありますが、町長から答弁いただきましたように、要保護・ 準要保護児童生徒に対する支援につきましては、援助費の支給要綱に基づいて、要保護者ま たはそれに準ずる世帯に支援させていただいております。

議員ご指摘の点は、この援助制度を利用される方々は、個人の口座から月々引き落とされる学校集金も大変厳しい状況であるので、年度の初めから支給できないか、また支給対象者本人ではなくて、町で直接学校や他施設等へ支払うことができないかということだというふうに思います。

まずこの制度の大前提といたしましては、学校教育法第19条において、経済的理由によっ

て就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して市町村は必要な援助を与えなければならないとされております。この学校教育法の定めは、日本国憲法において、保護者の義務として、その保護する子女に普通教育を受けさせなければならないという義務教育の考え方に基づくものであって、あくまで保護者の義務であることを前提に、経済的に厳しい保護者に対して必要な援助を与えようとするものであります。

したがって、保護者を通さないで直接町と学校だけでやり取りするというのは、保護者の 義務という観点から制度の趣旨にそぐわないのではないかと感じているところであります。

支援の内容につきましては、学用品費や通学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、医療費などであり、平均的な年額ですが、小学校1年生は新たに就学に係る経費があるので11万3,000円程度、小学6年生は給食費が無償ですので4万3,000円、中学3年生は修学旅行費が入っておりますので9万4,000円程度支給しているところであります。

支給月については、7月、12月、3月の年3回を基本として支給しております。これは、例えば校外活動費や給食費、修学旅行費などについては、実際の学校生活の中で回数、金額が変わってくる場合もありますので、支給金額の変更や精算を行いながら支給しているためであり、また学用品費等については、ご家庭で準備していただく部分に対しての支給となりますので、毎月の学校の集金とは内容が違ってくる場合もございます。さらに、年度当初に概算で支給してしまった場合、年度途中で実際の金額と違った場合に返金の手続などが生じて、対象のご家庭の手を煩わせてしまうことも考えられますので、精算での支給を基本として、学期ごと、年3回実施しているところでございます。

このようなことから、保護者の義務とする部分についての支給であり、保護者ご本人に給付することを前提としているため、保護者、ご家庭を介さずに町と学校だけのやり取りで支給する体制は現在行われていないことをご理解、ご了解いただきたいというふうに思います。 ただ、議員のご心配の困り感も十分理解できますので、今後、検討の余地はあると考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、スキー用品などの学用品のお下がりについてでありますけれども、スキー授業に関しましては、冬場の体力づくり、雪国山形の特性を考慮し長年にわたり行われておりますが、近年のスキー人口の減少やスノーボードなどウィンタースポーツの多様化に伴い、各校において見直されつつあるという実態があります。

本町においては、このスキー授業は通常の授業以上に楽しみな活動となっており、教育委員会といたしましては、雪国に生まれた子どもたちの、雪にめげず、雪と楽しく過ごすとい

う利雪、克雪の気持ちを養うためにも続けていきたいというふうに考えておりますが、子どもたちの成長に合わせてスキー板やウエアなどを買い替える必要があり、そのための出費がご家庭の負担になっていることも承知しているところであります。

時代とともにスキーの持つ価値観が変わってきたことや、兄弟が多くいて、お下がりが当たり前に行われていた頃と同じでないということを念頭に置きながらなのですが、リサイクル、リユースという観点から、特にスキー用具について、これまでもPTAや保護者有志によるお下がり会、バザー等が実施されてきた経緯がありました。でも、いつの間にか行われなくなりました。その状況については、町長からも答弁がありましたが、求めるものがなかったり、求められていないものが出されたりして、余ったものの処分に困ったことがあったり、自分の子どもには新しいものを使わせたいという親の思いもあったように思います。

教育委員会といたしましては、学校の実態を考慮に入れ、学校と協議しながら進めていかなければならないことだと思いますし、議員お考えのように、スキーに限らず、ランドセル、制服などのリサイクル、リユースを考えていくことは、子育て世代の経済的負担の軽減、町民同士のつながりや助け合い意識の向上、ごみの削減などにつながるのではないかと考えているところですので、PTA等の自主的な取組に期待しつつ、支援が必要な場合には教育委員会として協力してまいりたい、このように考えておりますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

3つ目の教育相談体制についてでございます。

今年度策定いたしました大江町教育プラン、第3次大江町教育振興計画では、悩みを抱える子どもや保護者のために教育相談体制を継続していくことと記しております。

この教育相談体制については、教育相談員との相談ということだけでなくて、学校においてこれまで以上に保護者の方のお話をお聞きし、真摯に相談に乗るよう心がけていくことも考えているところでございます。これは学校の経営方針の中で、保護者の方との信頼関係を構築し、保護者の声に耳を傾け、子どもの成長のために一緒になって考え対応していこうとする流れをつくっているからであります。担任だけでなく、担任外の先生や養護教諭が話を聞いたり、相談に乗ったりする事例もあります。また、中学校にはスクールカウンセラーを配置しておりまして、常勤ではありませんが、学校のほうに出向いて相談に乗るというふうな体制も取っているところであります。

また、学校内で完結させるのではなくて、社会的なニーズの多様化、複雑化により、子どもが育つ環境も同様に多様化、複雑化しているため、学校や教育委員会だけでなく、児童福

祉関係機関や、場合によっては警察等とも連携をしなければならない事態もあり得るかもしれません。それらのところも考えているところであります。

その相談体制の中の一つとして、教育委員会では、教育相談員という制度を設け、教育に精通した相談員さんにお願いをして相談に乗っていただく体制を取っております。この体制は、以前は、相談員の自宅に電話を設置して相談を受けるというシステムで長年実施してまいりましたが、相談する方々は、24時間365日、思い立ったときに電話できることから、あまりに相談員の負担が大きいとして、現在は教育委員会や学校が受皿となり、相談員につなぐという体制に切り替えたところでございます。

議員ご提案のように、携帯電話を支給して、日時を指定するなどしての相談体制を構築することももちろん考えたところでありましたけれども、引き受けてくださる相談員を探すことがなかなか容易でなかったということもございました。また、携帯電話なのに日時を区切るということで、相談者の不満や心理的な負担が増えることも懸念されたため、様々な角度から検討した結果、現在の姿に落ち着いたということであります。

中山町の事例もご紹介いただきました。中山町では、週に数回、相談員が教育委員会に待機をして相談を受ける体制を取っているのですが、相談員を配置するほどの相談が、困っている人がいないわけではないのですけれども、どうも教育相談機能がうまく果たされていないというふうなこともお聞きをしておりまして、改めて、議員がお感じになっておられる行政機関あるいは教育委員会というものの敷居の高さを感じるところであります。

しかしながら、保護者からハードルが高いと思われるような相談体制では、せっかくの制度も意味がありませんので、気軽に相談できるような仕組みづくりを研究、検討するとともに、県や他市町と連携することなども視野に入れながら、相談体制のやわらかな充実に努めてまいりたいと考えております。

また、相談体制のお知らせですが、学校が始まる年度当初に1回では足りないというご指摘については真摯に受け止めさせていただき、回数を増やすことや、また各学校のメール配信システム、今後強化される予定の町の情報発信システムの活用も含めて検討してまいりたいと考えております。どうか理解くださるようにお願いをいたします。

次に、子ども議会についてでありますが、子ども議会の定期的な開催についてお答えをい たします。

昨年度、子ども議会を開催した経緯等については、町長が申し上げたとおりであります。 初めに、小中学校の授業の一部に子ども議会の発表を取り入れ、クラスの中で町の問題点 や改善点を話し合って議会に提案するとのご提案ですが、議員お考えの趣旨のとおり、自分 たちの住む町を真剣に見詰め、まちづくりに参加する意識を持つことは大変重要であるとい うふうに考えております。

小中学校で教える内容については、国で定めた学習指導要領に基づいて教育課程というものが編成されており、この編成権は校長にあります。ただいまのご質問の内容と、子どもたちの学習内容とを照らし合わせてみると、小学校6年生及び中学校3年生の社会科における公民の学習の関わりが考えられますが、公民の学習においては、民主主義政治の理念や仕組みを学ぶことを基本に置き、具体的な事例を取り上げて学習することになっておりますので、その一例として、町議会を傍聴したり、議員になって町のことを考えるという活動が仕組まれるということになります。

あくまでも一例であって、基本的には日本は民主主義の世の中であり、憲法に基づいて社会が成り立っているということを学ぶわけですので、その目的にかなうような学習は多様に展開できるのであって、町議会というのはその一例であり、授業を受け持つ先生の考えや、最終的には校長先生の責任の下に授業が行われているということになります。

学校には、目指す子ども像に基づいたそれぞれの教育目標が掲げられており、その目標に 近づけるべく、各学校の裁量において子どもたちの実態に即した教育課程が組まれておりま すので、まずはその考えを尊重しつつ、ただ、町の教育プランにおいて子どもたちのふるさ とを愛する心とまちづくりへの参加意識を高めるための教育として、大江町を愛する子ども を育成、推進をうたっておりますので、議員ご指摘の活動は大いに意味あるものということ で、学校にも奨励をして、今後考えていきたいというふうに思っているところであります。

子どもの愛郷意識を高めるためには、先生方の町への理解を深めることも大変重要になってくることから、学校間の壁を越えて学校教育センターを設けて、その中に町の歴史や文化を学ぶ部会を設けるなどして研修を重ねているところであり、先生方の理解も大事であると、このように考えております。

子ども議会を開催したことは、子どもの成長にも、まちづくりへの参画という意味からも 大きな成果があったと考えておりますので、各校の事情もあり、毎年実施というのはちょっ と難しいかもしれませんが、時期を捉えて実施するということになれば、各関係機関と調整、 連携しながら進めてまいりたいと、このように考えております。

5番目はコミュニティ・スクールについてであります。最後になりました。

コミュニティ・スクールについては、ご存じのとおり、コミュニティ・スクールは、学校

と保護者、地域の皆さんが共に知恵を出し合い、学校の運営に意見を反映させることで、子 どもたちの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりを進める仕組みであります。

そこに組織される学校運営協議会の主な役割としては、保護者の代表や地域住民、協働活動推進員等が学校運営に必要な支援に関する協議を重ね、学校運営の基本方針を確認したり、学校運営について意見を述べたりしながら、学校を地域の力によってよりよいものにしていこうという趣旨でございます。

しかしながら、大江町、本町の意識としては、元来、学校は地域とともにあり、地域の力を借りながら子どもたちを健やかに育ててきているというふうなことを思っておりまして、このコミュニティ・スクール構想については、これまでのそういう活動をさらに一歩踏み込んで進めるという、そういう意識でいるところであります。今まで以上に地域と密着した教育活動に結びつけたいという思いを整理をしながらコミュニティ・スクールという構想に結びつけてやってみたい、このように考えているところであります。

既に今年度から、事務局の研修、町の教頭会において教頭先生方の研修を実施したり、立上げの準備を行ってまいりました。現在の予定では、来年度の7月に1回目の学校運営協議会を開催したいと考えております。それまでの間に、教職員全体の研修、学校運営協議会の委員の研修等も計画しております。また、保護者や地域への周知なども同時に行ってまいります。

いずれにいたしましても、学校をさらに開いて、地域の方々の声が通りやすくなるように 努めるとともに、本日、議員からいただいたご意見、ご提案なども参考にし、子どもたちが 将来にわたって豊かでふるさとを愛する子どもたちになるように努めてまいりますので、ご 理解をお願いしたいと、このように思います。

### 〇議長(菊地勝秀君) 橋本彩子さん。

**〇1番(橋本彩子君)** かなり前向きなご答弁で、非常にありがたく感じております。

まず1点目の就学援助についてなんですけれども、支給要綱というのは町がつくったものだと思っています。町がどのようにその方々に寄り添っていくのかということを町が変えられるんじゃないかなというふうに思っておりますので、柔軟に対応していただきたいと思います。

スキーのリサイクルなんですが、よくお聞きするのは、20年、30年前はやっていた、お下がり会を大江町でもやっていたというふうにお聞きするんですが、やはりごみが残ってしまって処分が大変だったというふうにお聞きしました。

最上町さんにお聞きしたところ、最上町もそれで困っていたんだけれども、今回始めたのは、もう必ずお持ち帰りいただく、残ったものをお持ち帰りいただくことを厳守してもらうことによってうまくいったよということでお聞きしたので、それもぜひとも考えていただきたいというのと、自主的な取組に期待しつつということで、非常に分かるんですけれども、今、左沢小学校では、母親委員会でバザーを参観日のときか何かにやって、体操着であるとか、お下がりをそのときにすごく安価で販売して、そのお金をまた学校に還元するというようなことをしているんですけれども、またMippeさんという団体が乳幼児とか130センチぐらいまでのサイズのお洋服をお下がり交換会して、皆さんで、それはもう100円の参加費でご自由にという感じなんですが、そのような自主的な取組はあるんですけれども、そんなに大きなものじゃないんですよね、そういう商品というのが。

ただ、スキーであるとか、ランドセルになってくると大きくて、ちょっと個人の団体では 難しいのかなというふうに考えておりますので、行政的な取組が必要じゃないかなというふ うに感じています。呼びかければ、町民の方は必ず支援、援助、助けになりますので、それ もまた大江町と住民の一体化した取組になるのかなというふうにも感じていますので、ぜひ とも前向きにお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、教育相談体制ですが、教育長のおっしゃったように、やはり支援サービスがあっても、なかなか利用できなければ本当にもったいないもので、そして実績がないから不要だと思われてしまっても困るんですよね。なので、相談できる環境、その支援を受けやすい環境をつくっていただきたいと思います。実績がないからといって、困っている人がいないわけではないということを強くお伝えしたいと思います。

また、子ども議会ですが、メリットを大変分かっていただいてありがたいんですが、勉強の学習内容をつくるのは校長先生であるということが非常にネックになっているのかなというふうに思いますが、校長先生や担当の先生が子ども議会をしたいと言っても簡単にできるものではないことも間違いないことだと思いますので、町として取組をするというのはすごく大事だと思っています。

全国的にも、子どもにまちづくりに関わってもらう市町村というのはたくさんありまして、 進学で町を出た子どもがUターンで帰ってくるという結果につながっているということもよ く聞いております。子ども議会はぜひとも定例行事として取り入れていただきたいと思いま す。今後のまちづくり、人口流出を防ぐ手段として非常に大きなものになると考えておりま すので、もう一度ご検討をお願いしたいと思います。 コミュニティ・スクールなんですが、私がちょっと心配しているのが、決められた委員の 方だと、多様性を認め合う社会というふうにうたっていながら、今後の学校活動生活が多数 派の意見で決定する事項が多くなるのではないかなと懸念していることなんです。

町の教育プランには、大江町の共生教育とは、他者との関わり合いの中で互いの存在価値を認め、尊重し合い、その関わりによって互いに高まり合うことを目指すとあります。その中において、学校の決めごとや行事の内容で困難を感じる子どもさんがいたときに、数としては非常に少ない数だと思うんですけれども、確実に存在するその困難をどう捉えるか。今までは恐らく、その困難を努力とか、根性とか、そういう精神論で乗り越えさせてきた教育があったのではないかなというふうに感じています。

具体的に申し上げると、制服や校則などがあるのではないかなと考えております。例えば、今、大江町にいらっしゃるかは分からないんですけれども、もしもトランスジェンダーのお子さんがいらっしゃった場合、女子の制服がスカートであると決まっていることに対して苦痛を感じることもあるのではないかなと想定しています。当事者でなければ分からない困難があり、それを否定されることは大変苦しいことだと思います。その困難を共感し、受け入れ、自分ごととしてみんなで工夫してくれるような学校や周囲の環境になってほしいなと考えております。

昨日、町長の所信表明で、いじめ、不登校のない地域に開かれた学校を目指すとありました。目指す像としては理解できます。ただ、現在親の会への支援をしている私としては、少し違和感を持つ言葉であったことをお伝えしたいと思います。不登校の原因は単一的ではなく、個々に様々な理由があります。一概に不登校は悪いものという扱いではなく、平成28年に文科省から通知のあったように、不登校は問題行動ではないことをご理解いただき、安心して子どもを育てられるような支援をしていただきますようにお願いいたします。この件で、町長、教育長、お願いいたします。

### 〇議長(菊地勝秀君) 松田町長。

○町長(松田清隆君) ただいま、私たちの答弁に対して様々な感想なり意見をいただいて、 どれからどういうふうに整理したらいいのかというふうなのをちょっと迷っているところで ございます、正直なことを申し上げれば。

一番最初に、要綱なりの部分については町がつくっているのではないか、見直しも町ができるのではないかというふうなことなのかなというふうに思いますが、その以前に、先ほど教育長から説明があったとおり、法律に基づいて行っているという枠組み、そして基本的な

考え方、そしてあとはそれを進めるための様々な確認作業というのがずっとこう積み重なった中で、今の要綱なりやり方がベストな形ではないかというふうなことでずっと続けてきているというふうなことです。教育長の答弁にもありましたけれども、今が、ひょっとしたら時代が変わってくるので、ベストではなくなってきているかもしれないというふうに思います。

ただ、私たちができるのは、法律の範囲内できちんと順序立てて整理をして、どこまでやれるか、何がやれるかというふうなことを検証しながら進めなければならないということが行政としての責任だというふうに思います。不平等があってはならないというふうに思いますし、法律を犯すこともできないという事情もありますので、そこの部分はきちっと検証した中で、対応できるところから手をつけていくというふうなことにならざるを得ないことも理解をお願いしたいというふうに思います。

あとは、お下がり会のお話ですが、ちょっと、少し昔になりますが、私も保護者として小学校に子どもがいたとき、私の後ぐらいですかね、やはりスキーのお下がり会というふうなのが始まったというふうなことがありました。やはりそのとき、勢いがあり、様々な取組をしてきたというふうなことを脇で見ておりましたが、なかなかやはり残ってしまうものがあるというふうなことがあり、だんだんと縮小せざるを得ない。ただ、今は運動着などの、お下がり会ではないんでしょうけれども、そういったリユースというふうな部分にはつながっているところがまだ残っているというお話をお聞きしたところです。そこのところ、町が全体で行うというふうなことよりは、やはり学校単位なり小学校単位でそういった取組ができるかできないかというふうなことを検討すべきではないかというふうに思います。

町全体として、交換会といいますか、お下がり会という言い方はおかしいんですけれども、 再利用する方へのリサイクルの会のようなものを立ち上げている町もあるようでありますが、 ちょっと子どものスキーというふうなものに限定してやるには、ちょっとそういうふうな場 面ではないのかなというふうに思いますので、もう少しそこのところは保護者の意見も聞き ながら進めていく必要があるのではないかというふうに思います。

あとは、子ども議会の件に関してですが、実際、毎年開催していくというのは非常に大変な作業だというふうに感じます。60周年でやってみて感じるのはそういった感想がある。ただ、回し方が分かってくれば、定期的な開催というふうなことも可能なのかもしれません。あとは、子どもたちが、学校が、そこをどういうふうな場所として位置づけながら、その会に参加し、活用して勉強していくかというふうなことの検討が十分されない中では難しいの

かなというふうに思います。

議会ですので、60周年のときもそうでした、町、教育委員会、そして町議会、こういったところが連携する中で開催をしてきたというふうなことでありますので、そこのところを十分に確認をしながらやらないと、かえって中途半端になってしまう危険もあります。そこの部分については十分に検討しながら進めていかざるを得ないという事情をご理解いただきたいというふうに思います。

あと、所信について、いじめ、不登校の分がちょっと橋本議員にとってはというご指摘をいただきました。そういう意味合いでの言葉づかいでないというふうに捉えていただければというふうに思います。現実に起きている事柄について、その部分についてはないような学校生活を送っていただくというふうな意味合いですので、個別にそのことが悪いことだとか問題だとか、そういうふうな意思は全くありませんので、ただ、そういったことがない状態で学校生活が過ごせるような教育を行っていきたいというふうな考えでございますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

そのほかの部分については、教育長のほうから補足していただきます。

## 〇議長(菊地勝秀君) 犬飼教育長。

○教育長(犬飼藤男君) いろいろご指摘ありがとうございます。

町長からもほとんど今答えていただいたのですが、いわゆる最後のコミュニティ・スクールの部分で、多数派の意見に少数派の意見が埋没してしまうような、そういうことになりは しないかと。

ずっと考えてみますと、いじめ、不登校の問題から、例えば外国語、外国の文化というふうなことも一つの流れとしては、これで決まっているというようなことは、いろいろなものが世の中にあって、違うものを認めようというふうな意識がずっとあったんですね。だから、日本の文化はもちろん、日本の文化はすばらしいけれども、外国の文化と比べることによって、自分たちの日本の文化はすばらしいということを意識する、こういう違いがあるよ、そういうふうな違いを認めるという、まさにみんな違ってみんないいという、あの言葉がここまで来たのかなという私は捉えております。

だから、少数派でいろいろな方がいるけれども、それをみんなで認めてやろうと。ましてや、この学校運営協議会につきましては、ご意見をいただくので、最終的な判断はやはり校長先生がなさるわけなので、校長先生が最終的には責任を持つ。あくまでも学校運営協議会が全部運営を仕切って学校を運営していくというものではないということのご理解でよろし

くお願いしたいというふうに思います。

- 〇議長(菊地勝秀君) 橋本彩子さん。
- ○1番(橋本彩子君) 町長と教育長のご意見は十分に分かりますが、このような懸案事項もあり、要望もあるということで、どうかいろいろ検討していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、2件目の質問に移ります。

最後、大江町はゼロカーボンシティを目指すのかということで、毎年のように起こる酷暑や豪雨などの自然災害は、二酸化炭素などの温室効果ガスによる気候変動の影響が原因であるとも言われています。令和2年からの10年指針となる第10次大江町総合計画では低炭素社会の進展とあり、同様に第9次の計画にも掲げられていました。具体的にどのように進めているのか、また今後はどのように進めていくお考えなのかお伺いいたします。

この低炭素社会への進展は、町民を含めた大江町全体の目標と捉えてよろしいかも重ねて お伺いいたします。

持続可能な社会を目指し、環境問題を町全体として考えるために、大江町でも脱炭素社会を目指す宣言をし、行動に移していくべきではないかと考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

- 〇議長(菊地勝秀君) 松田町長。
- ○町長(松田清隆君) それでは、ただいまの質問に対してお答えさせていただきます。

地球温暖化の進行に伴い世界各地で異常気象に伴う災害が頻発するなど、温暖化の問題は本当に深刻化しているのではないかと感じています。

第10次大江町総合計画の中でも低炭素社会の進展に触れ、考え方として、本町の地理的特性を利用した環境負荷の少ない産業構造の推進や新生活様式への転換、石炭や石油などの化石燃料に依存した現在の社会経済システムの見直しや改善に向けた取組の必要性について言及をしてございます。

その上で、基本目標、暮らしの基本計画として、自然環境や文化的景観・文化資産の保全・活用・継承、空き家の利活用や地球温暖化を防ぐ低炭素社会づくり、再生可能エネルギーの活用を通して、大江町の宝である豊かな自然と環境を守る、持続可能な地域づくりを推進していく、そういったことを掲げております。

具体的な取組として今考えられること、節電など身近にできる活動を広め、地球温暖化防 止意識の高揚を図る取組をはじめとして、そのほか、再生可能エネルギーの利用促進に向け て、間伐材や林地残材を町として利用することや、非常用電源設備への再生可能エネルギー を導入することなどの検討、また住宅の断熱性を高めるとともに、省エネ照明機器等への更 新といったエネルギーロスの少ない住宅建築・改築や、まきストーブなど導入に対しての支 援を行うなど、様々な形で推進しています。

ただいま申し上げました内容のようなことにはなりますが、この問題に関しては、大きく 風呂敷を広げた中で取り組んでいくのか、また個別の小さな取組を積み上げることによって そういった活動を全体的に底上げ、押し上げしていくのか、こういった進め方、両方あるの かなというふうに思いますが、私は、やはり一気に風呂敷を広げた中で全てのことを取り組 んでいくというよりは、一人一人なり、地域地域なりの少しずつの積み上げがこういった社 会の実現につながっていくのではないかと、こういった進め方でないかというふうに考えて おります。

そして、こうした総合計画の目標を実現するというふうな上では、行政だけでなく、町民の皆さんをはじめ、町内事業所、地域、町を構成する全ての人々が問題を自分ごととして捉え、官民一体となって力を合わせていくことが必要だと考えられますので、町民の方々も含め、町全体の目標として捉えていただき、一人一人が行動できることから行動に移していかなければならないと、基本的にはそういうふうに考えてございます。

ゼロカーボンシティというようなことでは、現在全国で266の自治体、これは令和3年2 月現在でありますが、表明しており、山形県では、令和2年8月6日に行われた全国知事会 第1回ゼロカーボン社会構築推進プロジェクトチーム会議において、吉村美栄子山形県知事 が、2050年度までに二酸化炭素排出の実質ゼロを目指すゼロカーボンやまがた2050を宣言し ました。県内でも9つの市町が表明している状況であります。

本町においても、持続可能な社会を目指して温暖化対策に取り組んでまいりますが、ゼロカーボンシティの表明、こういった部分については、皆さんの理解があって初めて進められることだというふうに思います。町民の認識、意識がなく、町行政が一方的に宣言をして進めるという方法もあるかというふうに思いますが、先ほど申し上げたように、私の今の姿勢といたしましては、町民皆さんから一定程度の理解をしていただいた中で、一つ一つの積み上げでもってそれを実現する、そういった行動を積み上げていくことが必要だというふうに思いますので、今後、総合的に様々検討し判断をしていく、そんな時期を目指して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

#### 〇議長(菊地勝秀君) 橋本彩子さん。

○1番(橋本彩子君) 今もご答弁がありましたとおり、昨年の7月豪雨の水害で、百目木地区の水害であるとか最上川流域の水害が県内で大変な被害であったために、様々な自然災害は温暖化が原因であると言われることから、このままではいけない、何とか温暖化を止めなくてはいけないということで、昨年8月6日に吉村知事はゼロカーボン宣言をされました。私たちの暮らしは、様々なものを町外、県外、国外から依存して成り立っているということも踏まえて、みんなで考えなくてはいけない問題だと思っています。その水害があった大江町だからこそ、ゼロカーボンを宣言する必要があると思いますし、町民全体でその意識を持っていく必要があると思います。今年は大変な豪雪でしたけれども、雪は大変困ったものだという扱いではなくて、逆に雪を利用して恩恵を受けられるような検討をしていくこともさらに大江町の強みに変わっていくのかなというふうに思いますので、ご研究をお願いした

理解があって初めて進められることである、町民みんなで積み上げていくものだということで、非常にいいことだと思いますが、大江町でこれをどのように進めていくつもりなのかをお伺いしたいと思います。

〇議長(菊地勝秀君) 松田町長。

いと思います。

- ○町長(松田清隆君) 私自身もそうなんですが、ここにいらっしゃる方、または町民の方々もそうだと思います。ゼロカーボン宣言とは何なのか、何が課題で何を一人一人がすべきなのか、どういったことがその宣言の先に見えるのか、こういった理解度を高めていくというふうなところから始めなければ、なかなか宣言をしたからといって物事は進まないのではないかというふうに強く思います。そういった取組を講演会なり、研修会なり、そういった部分をしながら進めていくことが大切なのではないかというふうに思います。まずはそこから手をつけていきたいと考えております。
- 〇議長(菊地勝秀君) 橋本彩子さん。
- ○1番(橋本彩子君) ありがとうございます。ぜひ講演会や研修会などで皆さんの理解度を 高めて、全員でそれに向かっていけるような町になっていけたらいいなと思います。

子どもたちが大人になっても、自分もこの町で子どもを育てたい、この学校に通わせたい と心から思ってくれることが必要だと思います。この町で生まれ育ち私はすごくよかった、 自分も子育てをするなら絶対大江町しか考えられない、だからこの町で暮らし続けていくた めにあの仕事をしようとか、こんな仕事を始めたらもっと町がよくなるんじゃないかとか、 考えてくれる子どもたちが一人でも多く育ってほしいと思っています。 子育て世代に優しいというのは、あなたの子育てをサポートしますという意味でもあると 私は理解しています。ひとり親の方をはじめとする助けが必要な方々の実情に寄り添った制 度や政策を実現していただくようにお願いいたします。

社会的弱者と言われる方が住んでいてよかったと思える町になることは、普通に暮らしている方々も安心に暮らすことができる町になることでもあると思います。どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長(菊地勝秀君) これで、橋本彩子さんの一般質問を終わります。

## ◎散会の宣告

○議長(菊地勝秀君) 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時14分

# 令和3年第1回大江町議会定例会

# 議事日程(第3号)

令和3年3月4日(木)午前10時開議

日程第 1 一般質問(2名)

- 5番 関野幸一
  - 大江町での、高齢者の認知症対策について
- 2番 菊地邦弘
  - 町に現存する巨樹・花咲く樹木について

# 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

# 出席議員(11名)

1番 橋 本 彩 子 君 2番 菊 地 邦 弘 君

3番 藤野広美君 4番 櫻井和彦君

5番 関野幸一君 6番 毛利 登志浩 君

7番 宇津江 雅 人 君 8番 伊 藤 慎一郎 君

9番 結 城 岩太郎 君 10番 土 田 勵 一 君

11番 菊地勝秀君

# 欠席議員(なし)

# 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長松田清隆君 教育長 犬飼藤男君

総務課長 五十嵐大朗君 政策推進課長 鈴木利通君

税務町民課長 阿 部 美代子 君 健康福祉課長 伊 藤 修 君

農林課長 秋場浩幸君 建設水道課長 櫻井洋志君

教育文化課長 西田正広君 会計管理者 清水正紀君

# 本会議に職務のため出席した者

議会事務局 議会事務局長 金子冬樹君 庶務主査 伊藤美幸君 兼庶務係長

## 開議 午前10時00分

### ◎開議の宣告

○議長(菊地勝秀君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

### ◎議事日程の報告

○議長(菊地勝秀君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、議場内での写真撮影を許可します。

\_\_\_\_\_

### ◎一般質問

〇議長(菊地勝秀君) 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の時間は、大江町議会会議規則第61条の規定により、答弁を含め60分以内となっておりますので、質問、答弁とも簡潔明瞭にお願いします。残り5分となった時点でベルを鳴らしますので、議事の進行にご協力をお願いします。

質問席と町長席、教育長席に水差しを置くことを許可します。

それでは、通告順に順次、質問を許可します。

## ◇関野幸一君

- ○議長(菊地勝秀君) 本日最初の一般質問は、一問一答方式での質問です。5番、関野幸一君。
- ○5番(関野幸一君) おはようございます。

おとといから議会が始まり、目の前の啓翁桜も今日3日目ということで随分花が増えてまいりました。今日の質問は、この啓翁桜のようにすがすがしく質問したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今シーズンは、切れ目のない寒波の襲来で、町内では近年まれに見る積雪によりなっております。この積雪で、町民の生活道の確保に、早朝から、また深夜まで頑張って除雪、排雪をしてくださいました業者の皆様、それをサポートしてくださいました職員の皆様に感謝申し上げます。今後も、こういう豪雪のときの町の生活道の確保のために、よろしくお願いいたします。

それでは、通告書に従いまして、大江町の高齢者の認知症対策について、おおむね3つの ことについて伺います。

まず1つ目は、認知症サポーター養成や認知症予防に向けた対策についてです。

今、高齢者が元気で長生きされる人生100年時代を迎えております。その一方、高齢者が 増加することにより認知症を患う方も増加傾向にあります。

認知症の高齢者は、2012年に約460万人です。2025年には団塊世代の方が75歳以上の後期 高齢者になることから、大幅に増加が予想され700万人に達すると推計がなされています。 政府や地方自治体は、医療や介護の専門家、地域の人々と連携し、認知症高齢者がどうすれ ば地域の中で暮らしやすい体制を構築できるか、早急な対策が求められています。

政府は2015年に総合戦略新オレンジプランを打ち出し、独り暮らしの高齢者の安全確認や 行方不明者の早期発見・保護など、地域での見守り体制を強化する対策をまとめました。

認知症について正しく理解し、認知症の疑いのある高齢者を支援する初期集中支援チーム、 認知症の人や家族を支える認知症サポーター、自宅に籠もりがちな認知症高齢者や家族が安 心して集える認知症カフェなど、活動が全国に広がっています。

本町でも、認知症についての知識の普及促進の一環として、認知症に対する正しい理解を 持ち、認知症の方や家族を温かく見守る応援者である認知症サポーターの養成講座を行って まいりました。

私が所属している大江町料理飲食業組合でも、少しでも認知症の方に寄り添うことができればと、4年前に認知症サポーター養成講座を健康福祉課の職員から丁寧に説明をしていただき、講習を受けました。そのとき受講した組合員の方から大変よかったとの声をいただきました。

本町でも今後、認知症サポーター養成講座をさらに開催し、まだまだ町の方には認識がな

いと思いますが、一生懸命頑張って、企業や地域住民との連携強化による見守り支援活動の 推進などに力を入れていただきたいと思います。

また、認知症カフェでも、本町は町のマスコットである日本一くんが当初の頃参加していたそうです。これまで日本一カフェとして様々な取り組みをしているそうですが、現在は新型コロナ感染症のためカフェは休んでいるとのことですが、再開されましたら、今後も多くの方から参加していただけるよう、職員の皆さん、どうかよろしくお願いいたします。

大江町における認知症の高齢者の数と今後の推計をどのように考えているか。さらには、 高齢者が増える現状において、認知症予防に向けた対策も重要になってきていますが、今後 どのような取組を実践していくか、まず一つ目で伺います。

二つ目は、徘回時の早期発見に向けた対策についてです。

認知症の方の一人歩き、徘回への声かけなど、積極的に取り組んでいただいていますが、 一見して必ずしもサポーターの方が認知症の方の一人歩きと判断できないときもあると思い ます。

警視庁によると、認知症やその疑いで行方不明になった人は、統計を取り始めた2012年の607人から増え始め、2019年には1万7,479人と7年連続増加している状況にあります。発見までの日数がかかると亡くなるリスクが高まり、認知症高齢者が行方不明になる場合の対応は、地方自治体にとってとっても大きな課題となっています。

本町において、もし認知症高齢者が行方不明になってしまった場合の対策について、また 本町における、近年における認知症高齢者の行方不明者はいるのか。いるとすれば、その人 数、またどのような経緯で発見に至ったかを伺います。

今のことから、行方不明者を出さないことが一番いいわけですが、在宅で見守っている家族の方もいらっしゃると思います。安心して家で認知症高齢者と暮らせるように、3つ目の質問はGPS活用による認知症高齢者の見守りの取組についてです。

まず初めに、群馬県の取組についてご紹介させていただきます。

多少古い資料になりますが、2015年9月から、早期発見のため群馬県の各自治体と協定を 締結し、17年3月までに群馬県内全15の警察と35の自治体で体制を整え、同意登録した高齢 者の顔写真や体格、自転車の防犯登録、手押し車の写真などの情報を共有しています。

認知症患者を自宅に閉じ込めるのではなく、外に出てもらい、散歩などをしてもらい、いざというときは社会で捜す仕組みをつくると積極的に取り組んでいます。

群馬県警によると、道に迷うおそれのある認知症の人に、全地球測位システム、以下GP

Sと言います。この機器を貸し出す取組が功を奏し、行方不明者が大幅に減少し、警察など に届ける前に見つかるケースが増えたと言っています。

群馬県高崎市は、2015年からはいかい高齢者救援システムを運用し、GPS機器を貸し出し効果を上げています。貸し出した実動件数の中で行方不明届に出された全件で保護につながり、約9割が1時間以内で発見となっています。方法は、GPSの機器を靴の中に仕込み、またベルトにつける、お守り袋に入れるなどの方法があります。その中でも靴の中に入れるというのがほぼ半数になります。

群馬県では、GPSは無料で提供し、靴は7,000円ぐらいかかるそうですが、認知症高齢者を外出させないようにすることではなく、行方不明になればすぐに見つけられる仕組みを構築しました。見守りセンターで行方不明者の位置確認連絡を受けると、GPS衛星からの情報を検索し、位置情報を確認して連絡する仕組みとなっています。

私は、GPSを活用した行方不明者の早期発見に向けた取組は、今後の高齢者社会において不可欠になってくると思います。本町でもGPS機器を導入するための補助など支援策がありますが、まだまだ広まってはいないと思います。今後、どのようにしてGPS機器の普及を図っていくかを伺います。

また、さきの所信表明演説の中で、介護保険事業についてというところで、認知症サポーター、いわゆる介護保険者に対しても町のほうでは今後頑張っているという答弁がありましたので、あまり今回は切り込まないで町長の答弁を待ちたいと思います。

○議長(菊地勝秀君) 町長の答弁を求めます。

松田町長。

**〇町長(松田清隆君)** 皆さん、おはようございます。

それでは、関野議員からご質問いただいた案件についてお答えをさせていただきたいと思います。

国のほうでは、近年の高齢化社会の進展を受けて、認知症に関する国家戦略として、ただいま質問の中でもありましたが、新オレンジプラン、認知症施策推進総合戦略を平成27年1月に策定をし、目標年度、計画期間を令和7年までとした計画のようでありますが、全国レベルで認知症への対応を強化しているという動きの中でございます。

これを受けて、町の地域包括支援センターでは、これまで様々な認知症に関する事業を展開しておりますので、その例などを含めて申し上げながら答弁させていただきたいと思いますが、質問にもありました認知症サポーター養成講座、これにつきましては、平成15年度か

らの事業開始というふうなことで、先ほどありました町の飲食店組合、それからJAの部会、あるいは左沢高校さん、あるいは本郷東小学校さんの子どもさんと教職員、そういった様々な部門の方から講習を受けていただいた結果、これまで813人の方の町民の方々に講座を受講していただいたという実績になってございます。認知症に関する対応後、地域で実践をしていく、そのために、また対応の研修会なども開催しているというふうなこともございます。また、認知症による徘回高齢者の方を支援する無事かえる事業というものもやってございます。こちらは、先ほど群馬県の取組、群馬県警の取組というふうなことでご紹介ありましたが、山形県警のほうの取組とも合わせた中で、氏名や連絡先を記載した見守りグッズを活用して町と警察が情報を共有する。そして徘回し保護された場合は、早期に自宅に戻れるよ

県警のほうでやられております防犯110番、やまがた110ネットワークというメール配信サービスがありますが、私も登録している中で、たまに行方不明者の協力依頼というふうなことで、場合によっては顔写真つきのメールが配信されたりというふうなことで情報提供を呼びかけているというようなことになっているようです。

うな登録事業をやっておりまして、現在町内では22名の方が登録されていると。

先ほど群馬県警の話がありましたが、山形県の場合、もう少し群馬県の部分を取り入れたような格好でできるところがないのかなというふうに先ほどお話を聞いていて思ったところでございます。

それから、GPSの活用についてというお話がございました。町ではいち早く、平成24年度から事業として導入をしております。購入された方への補助を実施して、実質無料のような形で導入ができるというふうなことを取り組んでございますが、ペンダント方式だったり、先ほどあった靴に取り付ける方式だったり、また携帯電話を活用する場合など、身につけるというふうな商品が多いというようなために、認知症の方でありますので体から外してしまうというふうな行動が多く見られるというふうなことで、その辺の部分について、外出する際、必ずしも身につけていない場合も想定されるというふうなことで、なかなか利用者の増加につながっているところがないという現状もございます。

ただ、先ほどあった、靴に恐らく組み込んでしまうというふうなことなんだと思いますが、 その辺のところ、現在やれる部分としてどんなものがあるのかというふうなことも調査した 上で、身につけやすいような、必ず外出のときには身につけられるような、そんなものがど んなものがあるのか検討してみたいというふうに思います。

そのほかにも、医療や介護サービスを利用していない方で認知症の疑いのあるというよう

な方には、専門職が早期に集中的に関わりを持ち、適切な医療や介護サービスにつながるように、認知症初期集中支援事業、こういったことにも取り組んでおりますし、徘回高齢者の声がけの訓練、先ほど申し上げましたが、こういった訓練を実際体験してもらいながら、そういった方と遭遇した場合の対応をよりうまくできるようなこと。それから調理の作業として認知症を予防するというふうなことで、オレンジキッチンというようなことで、買物をして料理を作りながら手先を動かして認知症の予防、そして高齢者の方のそういった楽しみの一つとして取り組めるようなものというふうなことでやってございます。それから介護予防教室などで脳トレーニングなど、様々な事業を実施しているところでございます。

先ほど申し上げました山形県では、行方不明者を捜す目的のやまがた110ネットワーク事業、こういったこともやってございますので、今後も広く登録できるよう、さらに周知を進めてまいりたいというふうに思います。

まだまだ様々な事業をやっておりますので、その辺のPRというふうなことにも力を入れていく必要があるというふうに思っております。

高齢者の認知症対策は、日本ばかりでなく全世界的な課題でもあるというふうに思います。 様々なデータも、やり方もあるかというふうに思います。今後も高齢者に比例し認知症の方 も増加していくことが予想されると思います。予防事業や認知症の方々を見守る体制づくり を強化しながら努力してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

なお、先ほど数値的なもののご質問もございました。その辺のところ、今持ち合わせている資料の中で担当課長のほうから申し上げられる部分は答えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(菊地勝秀君) 伊藤健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(伊藤 修君)** それでは、認知症関係の町の事業の関係で、実際今使用されている方の人数について若干説明をさせていただきたいと思いますけれども、ただいま町長説明にもありましたとおり、認知症サポーター養成講座につきましては、19年から始めまして、現在のところ813名の方が利用されているような状況でございます。

それに伴いまして、養成講座を受けた方でお店を開いている方を対象に、町では認知症に優しいお店登録事業というものを実施しておりまして、今現在で町内で14店舗の方がその事業に参画をしていただいております。

それは認知症サポーターの養成講座を受けた方が店内にいらっしゃるということで、例えばその認知症の方とか、あと家族の方に対して丁寧な説明をしたり、あとは近所の方が、徘

回のある方がいらっしゃるといった場合に、そのお店のほうにまずは連絡を入れていただい て、町のほうに連絡をしていただく、そういった制度もあるところでございます。

あとは、議員さんの質問にあったとおり、GPSの活用につきましては、これも以前から 実施はしてはおるんではございますけれども、やっぱり確かに身につけるものがペンダント とか、そういったものが多いものですから、認知症の方がどうしても自ら外してしまうとい う危険性があるということで、なかなか実態には結びついていないような感じでございます。 今言っているGPSについては、介護保険の適用外の方ということで、正直言って、これ までに実績については今のところございません。

ただ、介護保険制度の中でもこういった制度がありまして、その部分については今までのところ1名の方が利用されているというところで、町長説明にもあったとおり、これから増えていく中で、なかなか制度が活用されていないという点では、もう少しPRのほうも必要なのではないかなと思っているところでございます。

あとは、初期集中の認知症初期集中支援事業につきましては、これまで約3名の方についてその事業を実施しているところでございます。

あと、県警で実施している110番の通報システムについては、やはり個人情報というところもありまして、寒河江警察署のほうに問い合わせたんですが、なかなか件数的なところを教えていただけないというお話があったところでございますが、町として認知症対策を一生懸命している中にあって、やはり数年前から比べてどれくらい増加をしているとか、その辺のところは県警の方からも町のほうに情報提供してくださいということで、現在お願いをしているところでございます。

ただ、実績としましては、大江町の場合ですと年間1名から2名の方が徘回されていると ころでございました。

関野議員さんにおかれましても今回養成講座を受けていただきまして、これまで数件、町のほうに徘回の高齢者がいるという連絡をいただいておりますので、大変ありがたく思っているところでございます。引き続き、そのような方がいれば、また町のほうに連絡をしていただければなと思っているところでございます。

私からは以上でございます。

- 〇議長(菊地勝秀君) 関野幸一君。
- ○5番(関野幸一君) 今、町長と健康福祉課長から答弁いただきました。ありがとうございます。

まず初めに、養成講座のほうなんですけれども、本町では現在まで813名ということで、 思ったより多いのかな、少ないのかな、どっちかなと思いながら聞いておりました。

やはり町内にいろんな団体がある中、あまり大きい声では言えないんですけれども、我々 議会も本来なら養成講座を真っ先に受けるべきかなとは今聞きながら思っておりました。

そのようなことをしながら、聞くと、町内の事業者とか、そういう団体に、またその養成 講座の、養成講座の要請というか、そういうものが広まっていないというのが、この813名 から見れば感じるところかなと思っております。

813人まで来たので、まず新年度は切りのいいところで1,000名ぐらいまで何とか受講者を増やしていただきながら、地域で見守りできるようなそういうような体制とか、高齢者認知症の方に対しての目配り、気配りなどができるようなまちづくりにしていっていただきたいなと思っております。

あとその他、いろいろ今答弁いただきました。

私、認知症対策については、うちの町は結構進んでやっているなとは思っております。

その中で、今課長から言われたとおり、本当にGPSの装着というのは、なかなか高齢者の認知症の方につけておいてくださいとか、つけろなということは大変難しいことだと思っております。

この間も、これはずっと前から温めていた質問なんですが、この間早急に行って聞いたら、現在1名がGPSを使っていると。22名いる方の中で1名しか、GPSの機器を持っていないというか、それを対象にしていないというのであれば、いつ町内に徘回があって、行方不明になる可能性があるというのも可能性はかなり高いのかなと思っております。

その中で、予算のこともあると思いますけれども、提案なんですけれども、頼まれてから GPSの機器を用意するというのではなくて、あらかじめ町のほうで、いわゆる何台かその 機器を用意し、またそれを入れる靴等も準備をし、何かあったときにはそれをつけてもらう、 履いてもらえる、そういうふうなことも今後のGPSの普及に対しては必要なのではないか なと思っておりますけれども、その辺に関して町長、どうでしょうか。

#### 〇議長(菊地勝秀君) 松田町長。

○町長(松田清隆君) GPSの導入については、先ほど申し上げましたように、平成24年からやっている中でなかなか普及が進まないというふうな部分の反省としては、やはり一つはPR不足というふうなものもあると思います。

ただ、やっぱり広報等でお知らせするというよりは、実際にそこに相談にいらっしゃった

方、包括のほうに相談にいらっしゃった方とか、民生委員さんのほうからの情報だとか、そ ういったもので個別にご説明を申し上げていくという機会を広げていくというふうなことが 現実的なのかなというふうに思います。

あともう一つは、先ほど機器の取り外しをしてしまうとかというふうな問題について、先ほど群馬県の靴にもう入れ込んでしまうというふうなことの例がありましたが、そういった部分、先ほど申し上げましたように、もう一度勉強させていただいて、やりやすい方法があるのであれば、そういったことも含めてこちらの制度も変えていきたいなというふうに思います。

原則的には、費用の部分については、導入に関しては全て町の負担というふうなことでやらせていただいておりますので、相談があり、やるというふうなことであれば、一定程度の予算は確保している中でありますので対応はできますし、もっと必要であれば補正をお願いしてやっていくというふうなことも十分やっていきたいなというふうに思います。

あとは、それを持っていただくというふうなことは、プライバシーも含めて、認知症のご 家族の方の考え方、または本人の状態、それから本人の意思といいますか、そういったもの も含めてトータル的に判断しなければならない事項だというふうに思います。

押しつけるものではないというふうなことがあると思いますので、その辺は家族の方によく説明をしながら、そして本人がある程度納得できるような形で進めていかなければならないという配慮が必要だと思いますので、そこも含めて検討しながら、もっともっと普及されることを進めたいというふうに思っております。

### 〇議長(菊地勝秀君) 関野幸一君。

**〇5番(関野幸一君)** ありがとうございます。

やはり今、町長が言われたとおり個人に関わる問題ではありますが、認知症という少し大変な症状を持っている方なので、その辺は少し温かい目で見守っていただきたいなと思います。

本当にこの件に関しては、先ほども言いましたけれども、ほぼほぼ町でできているものなんですよね。できているもので、さらにそれを町民の方により多く知っていただきたい。高齢者の認知症の方に対しても少しでもいいから関心を持っていただいて、本当に最初に言いました地域での見守りとか、そういうものに役立てばいいなということで今回の質問にさせていただきました。

その中で、もう一回最後に言いますけれども、機器を導入したから俳回者がいなくなると

いうわけではありません。ただ、機器を導入することによって、先ほども言いましたけれど も、行方不明者の方の安否が早期に分かるということは、やはり命につながる問題でありま すので、その辺のところを町長も勉強しながらということがありました。何とか認知症高齢 者の方の命を守る、そういうためにも何とかよい方法を勉強していただきながら寄り添って いただきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

以上で私の質問は終わります。

〇議長(菊地勝秀君) これで関野幸一君の一般質問を終わります。 10時45分まで休憩します。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時45分

○議長(菊地勝秀君) 休憩を閉じて、会議を再開します。

◇ 菊 地 邦 弘 君

○議長(菊地勝秀君) 一般質問を続けます。

次の質問は、一問一答方式で行います。

2番、菊地邦弘君。

○2番(菊地邦弘君) おはようございます。

私で最後の質問となりまして、皆様からすごく激励を受けまして緊張しております。

今朝方起きましたら、すばらしい天気で、すがすがしい気持ちで今朝やってまいりました。 目の前の桜を見ていますと、今年降った大雪がうそのような形で、先ほど関野議員からも ありましたけれども、昨年の小雪とは打って変わって数年に一度の豪雪ということで、昼夜 にわたり除雪に当たり、また住民からの要望や苦情に応じ、職員の方々、重機運転者の皆様 にありがとうございます、お疲れさまでしたということを、この場をお借りして申し上げた いと思います。ありがとうございました。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

新生活様式の中、様々な活動自粛を強いられ、新しい働き方改革、ニューノーマルスタイルの模索、テレワークが変える新しい経済が生まれつつある中で、地方暮らしの可能性が着目されております。少しでも明るい未来のために前を向き、みんなで力を合わせ、さらなるニューノーマルをつくり上げていくことが今必要なのではないでしょうか。

新型コロナウイルス流行の落ち着き状況を見据え、少し後の時期も考えますと、国選定重要文化的景観の町、大江町として、やはり昔からあるものを大事に継承し、まちおこしのために活用すべきです。

我が町にはたくさんお宝があると思います。その一つに、町に現存する巨樹、巨木があります。県指定文化財の神代カヤ、松保の大杉、町指定文化財の矢引沢の大杉、町保存木指定であるトチ、杉、イチョウ、ケヤキ、桜などがあります。そのうち、大江中3年生が授業の一環として、総合学習授業の一環として神代カヤ、矢引沢の大杉などを訪れております。ボランティアガイドの皆様方の説明を受け、地元のすばらしさを体感することは大変よいことだと思っております。

巨樹も桜も町の宝の一つです。その宝を守り抜くことで、町に暮らす人々が誇りを持ち、 愛着を深めるように考えたいものです。

これらを町の観光資源として利用すべきではないでしょうか。すべきであるとも思います。 巨樹、桜を利用したまちづくり、無料で誰にでも見られる手軽さを利用し、町民の方々が この町にあるすてきなところに再発見していただき、続けていくことが10次計画のちょうど いい幸せ感じるまちにつながっていくと思います。

桜の木をはじめ、巨樹等は人を呼ぶ力があると思います。まずは地域、個人推薦など、広く町民に声がけ、募集し再度選定するなり、県などの協力も得て巨樹、桜を調べてまとめるなりのリストアップの必要性があると思います。また、同時に管理・整備することも大事であると思います。この先の道の駅再開発のもう一つの目玉として観光につなげてみてはいかがでしょうか。町の発展、観光等の観点から町長、教育の観点から教育長に伺います。

いろいろと今申し上げましたが、古きよきものを再利用して、まちおこしにつながっていけないだろうかという質問でございます。

よろしく答弁をお願いいたします。

○議長(菊地勝秀君) 町長の答弁を求めます。

松田町長。

**〇町長(松田清隆君)** 菊地議員からありましたご質問にお答えさせていただきます。

桜は日本人に最も愛されている花だと思います。古くから植栽され、人々の心を和ませ、癒やしてきている、そう感じております。また巨樹、巨木などは、その歴史、存在そのものが見るものを圧倒し感動させている。そういったことが、その木を前にして人間は感じざるを得ないというものだと思います。

町内においても、美しいまちづくりの推進、観光的見地から、桜の名所づくり、これに取り組んできました。日本さくらの会からの樹木の提供、山形新聞さんからのさくら回廊事業、こういったものとの連携、そしてテルメ柏陵健康温泉館をはじめとして、愛宕神社付近、楯山公園、大山自然公園、最上川河畔、旧本郷中学校の跡地、森の宮橋周辺など、約500本程度の桜の木を植栽してきたという事業を行っております。

維持管理につきましては、町の負担金を受け観光物産会により毎年桜管理事業を実施して おり、各所の状況を見ながら剪定、消毒、そういった作業を実施してございます。また町の 環境美化事業として、各種ボランティア団体から花の植栽、草刈り作業のボランティア活動 も展開していただいております。

町にあります巨樹、そして花咲く樹木、これらについては、今風に言い換えればインスタ的なSNSの映える景色、こういったものにつながるものだというふうに思います。町をPRし、イメージアップを図る。資源としては、非常にこれから注目すべきものではないかと考えます。

町に現存する巨樹、花咲く樹木については、先人が愛情を持って植栽管理し、長き風雪にも耐えてきた大事な観光資源であるため、今後におきましても大事に見守り続けていく必要があると考えております。また観光的見地からも、観光物産協会における町内ツアーなどのコースに立ち寄り場所として取り入れて、広く町内外に町の宝としてPRしていき、積極的に活用できればと考えております。

福島県三春町のように、桜の木一本で観光名所として成り立っているところもありますし、 また県内では置賜さくら回廊など、こうした例もありますので、町の名所づくりとして期待 が持てるのではないかと考えております。

観光資源は地域に経済的な効果をもたらすだけではなく、私たちに自信と誇りを生み、魅力ある町、地域づくりにつながっていきます。人づくり、まちづくりという観点から、今後も関係する機関と連携しながら観光を推進してまいる所存でありますので、ご理解をいただければというふうに思います。

なお、文化財、保存木などの教育的観点からのご質問がありましたが、その部分について

は教育長のほうから答弁させますので、よろしくお願いいたします。

**〇議長(菊地勝秀君)** 教育長の答弁を求めます。

犬飼教育長。

○教育長(犬飼藤男君) 今日の朝、公民館に向かっておりまして、巨海院のところの坂を上ると朝日岳が非常にきれいに見えました。非常にきれいに見えまして、あそこの古寺山のところを三沢の頭というふうに言うそうですけれども、そこから月布川が流れて、その河岸段丘上に大江町というのは集落ができて発展してきた町だなということを改めて思ったんです。本当にきれいでした。

それから、ふるさと教育ということに関して、菊地議員さんからも、また昨日は橋本議員さんからも、議員さん方の心の中に、ふるさとというものと子どもたちの関わりについては、非常に思いを持っておられるというようなことを感じておりますが、3月1日高校の卒業式が終わって、公民館に高校生3人の女の子がいたので、おめでとうというふうに声をかけたんですね。どうするのやというふうなことを話をしました。そうしたら私を前の前の前の校長先生だというふうに言ってくれて大変うれしく思ったのでありますけれども、専門学校に行きますと。でも2年後に大江町に帰ってきますと、こういうふうに言ってくれて非常にうれしく思ったところでありました。

菊地議員のご質問にお答えをいたしますが、私からは巨樹、あるいは巨木林に関する国や 町の調査とこれまでの動き、また教育の観点からどのように考えるのかということに絞って お答えをいたします。

巨樹、巨木林というものに関する調査については、環境省において昭和63年度に初回の全国的調査が実施されておりまして、その後フォローアップ調査も行われ、その結果を基に現在はデータベースが構築され、検索なども環境省のデータベース、ホームページから検索も可能となっております。その中で、本町の樹木としては県指定文化財の神代カヤや松保の大杉などが登録されております。また町としては、平成17年2月に各区長さんを通じて巨樹、巨木の調査を行い、前に申し上げた環境省の調査を補完したところであります。

巨樹というのは、環境省によりますと、地上から約1.3メートルの位置で幹の周りが3メートル以上の巨木とされているところです。本町の保存木につきましては、平成17年に大江町保存木に関する規程を制定し、町にとって希少であり、後世に残していきたい樹木を保存木として指定をしているものであり、現在、平成17年度に指定した左沢八幡神社のトチ、橋上、春日神社の杉など7本、平成18年度の堂屋敷、白山神社と葛沢、阿部家の桜2本の合計

9本が保存木というふうになっております。平成18年度以降、新たに指定した経緯はございません。

さて、これらの樹木を子どもたちの教育に活用し、郷土のすばらしさを体感することにつきましては、大江町教育プランの中でふるさとを愛する心を育てるためのふるさと学習の推進を掲げており、菊地議員からあった大江中のような取組が図られてきております。

また、教育プランでは、持続可能な社会の担い手を育む環境教育の推進を図る上で、小中学校においては、大江町の貴重な文化遺産などの歴史や貴重な動植物などの自然を知り、それらを守ろうとする気持ちを醸成していくことが大切であることも掲げておりますので、中学校の学校行事のようにはなっておりませんが、小学校においても学年やクラスとして、ふるさとを知る、ふるさとを学ぶ活動が組まれていると承知しているところであります。

小学校3年生の社会科の副読本というのがございます。なかなか学校で使っているので目に触れておられない部分があるかと思いますが、その中に町の自慢というふうなことで、この一番下のほうに矢引沢の大杉、松保の大杉、神代カヤというふうな記載もされておりますけれども、まだまだ町の貴重な巨樹を知らない子どもたちが多いように思われます。

これらの巨樹を実際に見たり知ったりするための活動も行われ、大江中のような取組が図られていきますように、各学校への情報提供や資料提供に今後とも努めてまいりたいと存じますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、本日議員からいただいたご意見、ご提案を教育活動に生かし、 子どもたちが将来にわたってふるさとを愛する心持ちで過ごせるよう配慮しながら教育行政 を進めてまいりたい、このように考えておりますので、今後ともよろしくお願いをしたいと いうふうに思います。

#### 〇議長(菊地勝秀君) 菊地邦弘君。

○2番(菊地邦弘君) ありがとうございます。

教育の観点からもう少しお伺いしたいんですけれども、私も東京に8年間おりました。勉強して、就職して、やはり一人暮らしだったもので、ふるさとを思い起こすことが多々ありまして、ただ、私ちっちゃい頃好きだったところが海味のインターになったり、近くの川がカヌー整備で新しくなったりと、川の流れが。いろいろ残念なところはあるんですけれども、大江中学校の総合学習の中で、防空壕、あと南堰かな。あと、いろいろ行っている中で、こういうふうな勉強の仕方というか、ものは、学校の校長先生の考えもあると思うんですけれども、これから先、この総合学習は何年続いているんですかね。10年ぐらい続いていますか

ね。

私、桜、実際に同行して毎年行っていますので、非常にすばらしい木がこの町の中にあるんだなというのは常々思っておりまして、こういうものというのはいつまで、どのような形で、ボランティアガイドの皆さんの状況もありますし、体力的なこともあると思いますし、どのように進んでいくのかなというのが、いつまで続く、続けてはほしいんですけれども、どういうふうに勉強しなきゃならないとかがちょっと疑問を持つところでありまして、そのあたりはどういうふうになっていますでしょうかね。

### 〇議長(菊地勝秀君) 犬飼教育長。

○教育長(犬飼藤男君) 総合学習、総合学習と言っておりますが、総合的な学習というふうに、本当の正式名称はそういうことでありまして、いわゆる教科に属さない、つまり教科をまたいだ学習ができるという、つまり学ぶ上では、もちろん例えば大江町の歴史を学ぶというようなことになれば、もちろん社会的な部分もありますし、歴史的な部分もありますけれども、地理とも関わったり、ある意味、国語あるいは算数、数学、理科というようなことも横断的に学習のできるものというのが総合的な学習で、そのやり方については、子どもたちの発案であったり、こういうことを学びたいというふうなことであったり、あるいは学校としてこの地域を学ぶというようなことにポイントを当てれば、その学習の仕方でやりましょうということを、ある程度、国語、算数、数学のように、国で何年生ではこれを学ばなければならないと決めているのではなくて、その実情に応じた学習ができるというので、非常に幅広い学習が組み立てられます。

それに、今回の学習指導要領の改定で、その総合学習の時間に英語というふうなものが入ってきた、道徳というものが入ってきたりしまして、その時間そのものがちょっと今までより少なめに設定せざるを得ないような状況になってきております。

ただ、その学習の仕方は各学校の子どもたちの実態に応じ、あるいはその地域の実態に応じて組み立てられると。これは今後も続く。いつまでになくなるというものではございませんで、まだ今の学習指導要領がある以上、ずっと続けてできるというふうな形になっております。

#### 〇議長(菊地勝秀君) 菊地邦弘君。

○2番(菊地邦弘君) ありがとうございます。

やっぱり子どもたちが大学に入るなり県外に巣立っていったときに、ふと、ふるさとを思 えるような、そういう学習というのは大変すばらしいことではないかなというふうに思いま して、そのあたりを考えていただいて続けていただくといいのかなというふうに思っているところであります。

もう一点、県指定の松保の大杉とかカヤ、町指定の指定木、つい最近では葛沢の桜の木と かがなったみたいなんですけれども、そういうふうな形で、どういう団体で、どういうふう にして、どういうふうに指定になっていくのかなということも伺いたいと思います。

- 〇議長(菊地勝秀君) 犬飼教育長。
- ○教育長(犬飼藤男君) 平成17年度、18年度について、先ほど大江町の保存木ということで 9本の保存を指定をしているということでありまして、町に文化財保護委員会という組織が ございまして、町の文化財について、いろいろ指定も含めまして、管理あるいは、このよう なことが非常に歴史的に意義があるので、ぜひ保存のためにというふうなことのご意見を伺 いながら指定をしているというふうなことでございまして、文化財保護委員会のご意見など を参考にしながら保存木の指定をしているというふうなことでございます。
- 〇議長(菊地勝秀君) 菊地邦弘君。
- ○2番(菊地邦弘君) ありがとうございます。

そういうことであれば、まだまだ埋もれているようなところもあるかもしれませんよね。 そうしたら何かの折につけて、アンテナを張り巡らせて、こういうところにすごい木があっ たぞとか、桜がどこかにちょっと山だけどあったとか、そういうようなものも少し掘り起こ す作業も少しは必要ではないのかなというふうに思ったりもしますので、よろしくお願いし ます。

それで、新年度予算で町のPRとして動画を作るような予算計上があったと思いますけれども、そういうようなものを活用、そういうふうな形になった場合に形にするのであれば、こういうふうな文化財の巨樹、桜とか、そういうものも一緒に交ぜて、どのようにそういうようなものを作っていくのかは分からないですけれども、ドローンを駆使したりとか、まだまだこれを知らない人が結構町民でもいらっしゃると思うんです。

町の広報誌の大江町広報おおえにも、こういうようなことをばんばん載せていただいたり、 デジタルの時代なので、ホームページなり、ユーチューブなり、活用術はいっぱいあると思 います。そういうようなところを利用していただいて、どんどん知れ渡っていくといいのか なと思います。

こういうふうに言っている私が、実際そこに何度か足を向けて現地に行っているわけでありまして、すごいんですよね。マイナスだかプラスだか分からないようなイオンが発生して

いますし、すごくすごいんですよ、タコ足のように張っていて。

ただ、管理はどなたかがなさっているのかなというふうには感じています。すごいきれいになっていますし、そんなことを感じる中で、松保の大杉までの距離はすごく大変なので、そこまでは何とか行ってくださいとかというのも言えないか言えるか分からないんですけれども、例えば柳川温泉に入りに来たときに、柳川温泉に来たときに、ちょっと先に矢引沢の大杉があっから見てってけろなとか、今度行政としたらそういうふうなことを構えると、駐車場はどうだ、どうなんだ、何だかんだというふうになるかもしれないんですけれども、それは後のことであって、まず知らせるということが大事かなと思います。

その中でも、現地の近くに、看板までも要らないと思いますけれども、やっぱりこれは樹齢が幾らで幹がどうのこうのでということの、カヤの木の入り口にあるようなぐらいまでもいかないでしょうけれども、そういう説明書きなんかも必要だと思っております。

道の駅再開発の中で、温泉もこれからどうなるか分からないですけれども、その中にもう一つ、楯山城の整備とともに、町に現存する巨樹、桜等の配置図なんかもどんどん取り入れて、もう一つお金のかからない町の文化としてやっていただけたらいいかなと思いますので、そのあたりをどういうふうに含めて、町長、お願いいたします。

- 〇議長(菊地勝秀君) 松田町長。
- **〇町長(松田清隆君)** 今、様々な観点からご提案も含めてご質問をいただいたかなというふうに感じております。

動画作成の来年度の予算というふうなことでありましたが、この一般質問の中、また所信の中で、移住定住のための移住者の声なども載せたらいいのではないか、または今あったように町のPRというふうな部分では、そういう有名な観光地といいますか、町の特徴的な場所を紹介したらいいのではないか、様々考えられると思います。

その辺は、私としては特に若い方が興味を多く示してもらえるような動画にしていきたいなというふうに考えておりますので、そういったところでアイデアを出しながら動画の作成は進めていきたいと考えております。

動画作成ということで、どういうふうに利用していくかというふうなことも考えなければならないんですが、ひょっとしたら今は手軽にYouTubeなどで、いろんな切り口のものを大江町としてアップできる手法もあるのかもしれません。その辺の技術的な部分も含めて、持ち合わせていない知識もあるかというふうに思いますので、そういった知識もいろんな面から聞きながら取り入れ、発信をしていく手段として活用できればもっとPRができる

のかなというふうに思います。

写真の素材なんかもそうです。一時、町の写真コンテストなどもしながら、そういった素材を提供できるような素材集めをした経過もございます。特に菊地議員さんにおかれましては、その辺のプロでありますので、写真などの部分についてもアドバイスいただきながら、そういった素材集めをし、PRの素材として使っていくというふうなことが必要だというふうに思います。

あとは、デジタル上の情報発信のほかに、やはり柳川温泉なり、健康温泉館なり、これからの道の駅なり、そういった場所でこういったものがあるよというふうなことを、せっかくここに来てこういったものがあるんだとしたら、そこを訪れてみてはどうですかという声かけも含めて、紹介していくというふうな何かの素材として、写真なのか、物なのか、パンフなのか、そういった部分もやっていければもう少し広がりが持てるし、やっぱり一番強いのは私は口コミだというふうに思いますので、そこの部分を進めていきたいと考えております。そんなことをトータル的にやりながら、今質問があった内容、提案いただいた内容、そういった部分を様々検討しながら来年度進めたいというふうに考えておりますので、ご協力よろしくお願いしたいと思います。

- 〇議長(菊地勝秀君) 菊地邦弘君。
- **〇2番(菊地邦弘君)** ありがとうございます。

大江町の職員の皆さんの誇れるところというのは、ふるさとCM、3回も金賞を取っていますよね。これはすごいところでありまして、動画作成に当たるなりなんなり、皆さん知恵を結集していただいて、すばらしい動画になることを期待しております。

また先日、教育文化課に行ったら、このパンフレットを教育文化課長から頂きましたけれども、20年3月27日、約1年前にできていますけれども、これもすごく中を読んでみると凝縮されていまして、すごくいいものだなと思っています。

ただ、初めて見るんですよ、私、初めて。皆さんもどうだか分からないですけれども、こ ういうのって全戸配付になるとかならないとか、予算とか、このあたりはどういうふうにな っているんでしょうか。よろしくお願いします。

- 〇議長(菊地勝秀君) 犬飼教育長。
- ○教育長(犬飼藤男君) 詳細について私はちょっとあれですので、課長のほうからこの経過をお話しさせていただきたいと思います。
- 〇議長(菊地勝秀君) 西田教育文化課長。

**〇教育文化課長(西田正広君)** お答えいたします。

教育文化課としても様々な分野におきまして、様々な資料であったり、パンフレットであったり作っておりますが、この文化財に限っては全戸配付はしておりません。

- 〇議長(菊地勝秀君) 松田町長。
- ○町長(松田清隆君) 今日傍聴にいらっしゃっている方、またはネットを通じてこの議会中継を見ている方に申し上げたいんですが、私も菊地議員からこの質問を受けるに当たって様々少し勉強させていただく上で、パンフレットもそうなんですけれども、インターネットの町のホームページを改めて検索をしていろいろ勉強させていただきました。

ぜひ、この中継を見ている方はネット環境が整っている方だというふうに思いますので、 大江町保存木、こういった検索をしていただければ出てきますので、ぜひご覧いただきたい なというふうに思います。

あともう一つは、パンフレットの全世帯の配付というふうな部分では、いろんなパンフレットを出しております。ぜひ町民の全世帯の方から見ていただきたいものは全世帯のほうに配付させていただいておりますし、また逆に興味のある方から見ていただきたいというふうな場合はこういった資料がありますので、中央公民館なり担当課のほうに来ていただければ無料でおあげしますとかありますので、お持ちくださいと、こういった対応でさせていただいております。

町民の方の声が様々ありまして、要るもの要らないもの、きちっと考えた上で配付してほ しいと、こういった声も届いておりますので、そうした対応をさせていただいているという 現状でございますので、ご理解ください。

- 〇議長(菊地勝秀君) 菊地邦弘君。
- **〇2番(菊地邦弘君)** ありがとうございました。

やはり楯山城の整備に関しても見学会を開いたりすると、すごく人が集まるとか、そのものそのもので興味のある方々というのは違うと思いますよね。みんながみんな興味を持っているとかということでもないと思いますので、そういう形ではいいかと思いますので、興味を持つ方は教育文化課のほうに行って何なりと聞いていただいて、パンフなり用意されていますということでお伝えしたいと思いますけれども、これを拝見させていただいたら、すばらしいですね。すばらしいパンフに仕上がっていると思います。要点がありまして、写真もすばらしいところがありまして、さすが大江町だなというふうに思います。

それで、時間がまだあるんですけれども、私たちも、こういうふうな議員も一緒になって、

こういうようなところをきちんと把握しながら、この町のよいところを十分に発掘して、頭の中に知識を入れて、我々もいろんな人に発信できるものを持ちながら議員活動をしていきたいというふうに思っております。

その中で、やはり不思議なところがもしあったり疑問に持つようなことがあれば、各課の事務方さんにお伺いして、いろいろ聞くなり、この一般質問というのはどういう形なのかなと今もって私も疑問に思うところはあるんですけれども、事務方さんに聞けばいいことはいいところで、すぐ解決できると思いますけれども、そんなことを鑑みながら、これからもいろいろと進んで私なりにいきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いを申し上げまして、質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(菊地勝秀君) これで菊地邦弘君の一般質問を終わります。

\_\_\_\_\_\_

### ◎散会の宣告

○議長(菊地勝秀君) これをもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これ以降、週明けの8日、月曜日まで議案調査等のために本会議は休会といたします。 3月9日火曜日、午前10時に本会議を開きます。

本日はこれにて散会とします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午前11時23分

### 令和3年第1回大江町議会定例会

#### 議事日程(第4号)

令和3年3月9日(火)午前10時開議

- 日程第 1 議第 3号 大江町議会議員及び大江町長の選挙における選挙運動の公費負担 に関する条例の制定について
- 日程第 2 議第 4号 大江町中小企業支援緊急対策基金条例の制定について
- 日程第 3 議第 5号 大江町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議第 6号 大江町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議第 7号 大江町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議第 8号 大江町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び 運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のた めの効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例の制定について
- 日程第 7 議第 9号 大江町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護 予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議第10号 大江町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等 を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議第11号 大江町老人福祉センター柏陵荘の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第10 議第12号 大江町型住宅体験施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条 例の制定について
- 日程第11 議第13号 大江町ふるさと水と土保全基金設置条例を廃止する条例の制定に ついて
- 日程第12 議第14号 大江町健康温泉館の指定管理者の指定について
- 日程第13 議第15号 大江町柳川温泉健康増進交流センターの指定管理者の指定について

```
議第16号 大江町農村集落多目的共同利用施設の指定管理者の指定について
日程第14
      議第17号 大江町ふるさと交流館の指定管理者の指定について
日程第15
日程第16
      議第18号 大江町体験農園施設の指定管理者の指定について
      議第19号 大江町大山自然公園の指定管理者の指定について
日程第17
      議第20号 大江町シニアセンターの指定管理者の指定について
日程第18
日程第19
      議第21号 大江町立にじいろ保育園の指定管理者の指定について
     議第22号 大江町山里交流館の指定管理者の指定について
日程第20
日程第21
      議第23号 大江町麻積水林館の指定管理者の指定について
日程第22
      議第24号 大江町貫見こぶし館の指定管理者の指定について
日程第23
      議第25号 令和2年度大江町一般会計補正予算(第12号)
日程第24
      議第26号 令和2年度大江町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
日程第25
      議第27号 令和2年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
日程第26
      議第28号 令和2年度大江町介護保険特別会計補正予算(第3号)
日程第27
      議第29号 令和2年度大江町宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)
日程第28
      議第30号 令和2年度大江町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
日程第29
      議第31号 令和2年度大江町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
日程第30
      議第32号 令和2年度大江町水道事業会計補正予算(第4号)
日程第31
     予算特別委員会設置及び付託
```

# 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

## 出席議員(11名)

1番 橋 本 彩 子 君

2番 菊地邦弘君

3番 藤野広美君

4番 櫻井和彦君

5番 関野幸一君

6番 毛 利 登志浩 君

7番 宇津江 雅 人 君

8番 伊藤慎一郎 君

9番 結 城 岩太郎 君

10番 土田 勵一君

9 E //E //C //E

11番 菊地勝秀君

### 欠席議員(なし)

# 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 松田清隆君

教 育 長 犬 飼 藤 男 君

総務課長 五十嵐 大朗 君

政策推進課長 鈴木利 通君

税務町民課長 阿 部 美代子 君

健康福祉課長 伊藤修君

農林課長 秋場浩幸君

建設水道課長 櫻井洋志君

教育文化課長 西田正広君

会計管理者兼出納室長

清 水 正 紀 君

### 本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 金子冬樹君

議会事務局 庶務主 養原務係長

伊藤美幸君

### 開議 午前10時00分

### ◎開議の宣告

○議長(菊地勝秀君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

### ◎議事日程の報告

○議長(菊地勝秀君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### ◎議第3号の説明、質疑、討論、採決

○議長(菊地勝秀君) 日程第1、議第3号 大江町議会議員及び大江町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

五十嵐総務課長。

○総務課長(五十嵐大朗君) 議第3号 大江町議会議員及び大江町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてご説明いたします。

本条例につきましては、昨年6月に公職選挙法の一部が改正され、町村議会議員選挙及び 町村長選挙における選挙運動の公費負担の対象が拡大されたことに伴い、新たに制定するも のです。

これまで各選挙において立候補者の自己負担となっていた選挙運動用自動車、選挙運動用ポスターのほか、町村議会議員選挙においても頒布可能となりました選挙運動用ビラの作成に係る経費について、公費での負担額等を定めるものであります。

具体的には、選挙運動用自動車を選挙運動期間中に使用した際、タクシー会社等と一般運送契約を締結した場合は、6万4,500円を1日当たりの上限金額とし、その他の個別契約を

締結する場合は、自動車借り上げは1万5,800円、燃料供給は7,560円、運転手雇用は1万2,500円を1日当たりの上限金額として公費で負担するものです。

選挙運動用ビラにつきましては、1枚当たり7円51銭に、法定枚数を乗じた金額を上限とし、選挙運動用ポスターは1枚当たり525円6銭に掲示場の数を乗じた額に31万500円を加え、それを掲示場の数で割った金額が上限になります。

なお、これらの金額につきましては、公職選挙法施行令で定める基準額に準じたものとなっております。

以上です。

○議長(菊地勝秀君) 議第3号の質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) これで質疑を終わります。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) 討論なしと認め、採決します。

議第3号 大江町議会議員及び大江町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(菊地勝秀君) 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_

### ◎議第4号の説明、質疑、討論、採決

○議長(菊地勝秀君) 日程第2、議第4号 大江町中小企業支援緊急対策基金条例の制定に ついてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

鈴木政策推進課長。

〇政策推進課長(鈴木利通君) おはようございます。

それでは、議第4号 大江町中小企業支援緊急対策基金条例の制定についてご説明申し上 げます。 本条例は、新型コロナウイルス感染症関連資金の融資に係る利子補給金の財源の一部として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するため制定するものです。 それでは、条文ごとにご説明申し上げます。

第1条は、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に支障を来し、融資を受けた中 小企業を支援するため、大江町中小企業支援緊急対策基金を設置することを規定するもので あります。

第2条は、基金の充当元及び積立金額に関して規定するものであります。

第3条から6条までは、基金の管理、運用及び処分について規定するものであります。

第7条は、必要に応じた規則などへの委任規定であります。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することといたします。 以上でございます。

**〇議長(菊地勝秀君)** 議第4号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(菊地勝秀君) これで質疑を終わります。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) 討論なしと認め、採決します。

議第4号 大江町中小企業支援緊急対策基金条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(菊地勝秀君) 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎議第5号の説明、質疑、討論、採決

○議長(菊地勝秀君) 日程第3、議第5号 大江町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

櫻井建設水道課長。

**〇建設水道課長(櫻井洋志君)** 議第5号 大江町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 の制定についてご説明申し上げます。

道路法施行令の一部改正により、国道に係る占用料が改定されております。これに伴いまして、町内を通る国道では新たな占用料となっております。

同一地区内に通る県道及び町道で占用料の額が異なることは公平性に欠け、また、合理的でないことから、改正された道路法施行令の内容に合わせて、町道の占用料についても改定するものでございます。なお、山形県及び県内市町村においても足並みをそろえ、同様の改正が行われるものでございます。

改正の主な例につきまして、資料4の新旧対照表によりご説明申し上げます。

本町での道路占用許可を受け占用している主なものとして、電柱、電話柱がございますが、 東北電力の電柱が第2種電柱に該当します。改正前は1本につき1年470円でございました が、これを580円、また、NTTの電話柱、第1種電話柱になりますが、270円から340円に 占用料が改定されるものでございます。

条例のほうの末尾のほうに、附則として、本条例の施行期日を規定しておりますが、令和 3年4月1日とするものでございます。

以上でございます。

○議長(菊地勝秀君) 議第5号の質疑を行います。

5番、関野幸一君。

○5番(関野幸一君) 今、課長のほうから説明がありましたが、東北電力とかNTTの電柱に関しては、国道に対するとか、県道、町道に対することは理解できますけれども、この中に広告塔という項目があります。広告塔に関しては、多分、商店とか、企業の皆さんのところの看板なり、そういうものだと思っております。この場合に関しては、国道、県道、町道では、やはり商売している側からすれば、お客様から見る、見られる、そういうところが若干違うのかなと思っております。

国道に準じてということで料金を一定にするということでありますが、やはりそういう町道、県道、そういうところに面している商店、企業に関しては、やはりその辺のところは少し猶予があってもいいのではないかなと思っておりますけれども、その辺に関してはどのように考えておりますか。

〇議長(菊地勝秀君) 櫻井建設水道課長。

- ○建設水道課長(櫻井洋志君) このたびの改正については、道路法施行令に合わせての改定というようなことで、県も併せて実施するというようなことです。議員のおっしゃるとおり、国道に面したところ、県道に面したところ、町道に面したところ、地価的な部分での違いというのが出てくるんじゃないかというような話かと思います。あくまで、看板、電話柱、電柱についても同様でございますが、道路法の考え方としては、一地域というようなことで設定をしているようです。そうしたことからも、道路法施行令のほうに合わせての改正ということで、このたびの改正については提案させていただく内容でございます。よろしくお願いします。
- 〇議長(菊地勝秀君) 関野幸一君。
- ○5番(関野幸一君) 説明は十分分かります。

ただいま、課長のほうからもお話があったように、国道、県道、町道に面している土地では、当然、地価も変わってきていると思います。その辺のところを考慮しながら、大江町に合ったような広告塔の使用料とかをできるのであれば、今後考えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

- ○議長(菊地勝秀君) ほかに質疑ありませんか。6番、毛利登志浩君。
- ○6番(毛利登志浩君) 確認したいわけですけれども、NTTの光ファイバーについては、町の財産ということで、別に契約して、幾らか、ということになっていると思うんだけれども、その点の確認と、それから、いわゆる山間部、私のところもそうですが、テレビの共同アンテナを活用して、各家庭に受信するというふうなことがあるんですが、共同アンテナについての解釈というのは、ここの別表でいうと、どこに当てはまるんでしょうか。
- **〇議長(菊地勝秀君**) 櫻井建設水道課長。
- ○建設水道課長(櫻井洋志君) 光ファイバーテレビ共同アンテナの通信線になるかと思いますが、ちょっと光ファイバーについては町の所有ということで、逆に東北電力さんの電柱に添架している、共架しているというような物件になるかと思います。あと、テレビ共聴アンテナについては、地区の所有というようなことで、管理組合等で管理されている物件になるかなと思います。

具体的には、ちょっと詳細を確認をしてみてなんですけれども、この表の中では、電柱の下に、その他の柱類、その下に共架電線その他上空に設ける線類というような項目がありますので、該当するとすれば、ここに該当するのかなとは思っております。ちょっと内容につ

いては確認させていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○議長(菊地勝秀君) ほかにございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) これで質疑を終わります。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) 討論なしと認め、採決します。

議第5号 大江町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(菊地勝秀君) 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_\_

### ◎議第6号の説明、質疑、討論、採決

○議長(菊地勝秀君) 日程第4、議第6号 大江町介護保険条例の一部を改正する条例の制 定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

伊藤健康福祉課長。

**〇健康福祉課長(伊藤 修君)** それでは、議第6号 大江町介護保険条例の一部を改正する 条例の制定についてご説明を申し上げます。

町長説明にもありましたとおり、このたび、令和3年度から令和5年度までの第8期介護 保険事業計画を策定したことに伴い、本条例についても、所要の改正を行ったものでありま す。

それでは、条例の改正内容につきましてご説明申し上げますので、資料 5 - 1 の新旧対照表をご覧ください。

第3条第1項は保険料の額について規定したものですが、第8期介護保険事業計画における介護保険料の額は第7期計画と同額の月額6,050円に設定しており、その適用期間を令和3年度から令和5年度までに改めるものです。

なお、同項第7号、第8号及び第9号には、介護保険法施行令に掲げるものとして、所得 段階ごとの基準所得金額について規定しておりますが、介護保険法施行令の詳細について規 定した介護保険法施行規則の改正に伴い、所得段階、第7段階、第8段階及び第9段階の境 目となる基準所得金額をそれぞれ200万円を210万円に、300万円を320万円と改正する内容を 含んでおります。

第3条第2項は、消費税率引上げに伴い段階的に実施した低所得者の介護保険料軽減額について規定したものですが、令和3年度から令和5年度についても、完全実施された令和2年度と同額にするため、条文を改めるものです。

また、同条第3項及び第4項は令和元年度及び令和2年度の低所得者の介護保険料額について規定しているため、条文を削除するものです。

なお、令和3年度から令和5年までの保険料基準額に対する軽減割合は、第1段階は0.5 から0.3に引き下げ、保険料を年額2万1,780円に、第2段階は0.75から0.5に引き下げ、保険料を年額3万6,300円に、第3段階は0.75から0.7に引き下げ、保険料を年額5万820円とするものです。

なお、軽減した保険料相当額につきましては公費負担となり、国、県及び町が負担することになります。

なお、第8期介護保険事業計画における今後3年間の介護サービス給付費の推計値や介護 保険料の設定の考え方につきましては、資料5-2をご覧いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長(菊地勝秀君) 議第6号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、毛利登志浩君。

○6番(毛利登志浩君) 第3条の2項の所得の少ない第1号被保険者について、(1)から (3)まであるというふうなことですが、これも変わりないというような説明があったわけ でございますけれども、(1)、(2)、(3)の具体的な所得の金額というふうなのはど のようになっておるでしょうか。

それから、ここの(1)、(2)、(3)の令和2年度の実績値として被保険者は何人いるか教えてください。

- ○議長(菊地勝秀君) 伊藤健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(伊藤 修君)** 最初に、1段階、2段階の所得の基準でございますけれども、

お渡ししている資料5-2をご覧いただきたいと思います。

4ページに、所得段階ごとの基準が示されております。今回の軽減対象となっているのは、上から3つ、第1段階、第2段階、第3段階となっておりまして、第1段階については、生活保護費を受給されている方、または町民税世帯非課税かつ老齢福祉年金を受給されている方、また、町民税世帯非課税かつ本人の合計所得金額プラス課税年金収入額が80万以下の方、第2段階については、町民税世帯非課税かつ本人の合計所得金額足す課税年金収入額が80万円を超え120万以下の方、第3段階については、町民税世帯非課税で本人の合計所得金額足す課税年金収入額が120万円超の方となってございます。

続きまして、第1段階、第2段階、第3段階の対象被保険者数につきましては、第1段階については296名、第2段階については246名、第3段階については239名となっているところでございます。

以上でございます。

○議長(菊地勝秀君) ほかにございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) これで質疑を終わります。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) 討論なしと認め、採決します。

議第6号 大江町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者举手〕

〇議長(菊地勝秀君) 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議第7号~議第10号の説明

○議長(菊地勝秀君) ここで、審査の方法についてお諮りします。

日程第5、議第7号 大江町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第8、議第10号 大江

町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する 条例の制定についての4議案は関連していることから、詳細説明を一括して行うこととし、 議案の審議は1議案ずつ行うこととしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議長(菊地勝秀君) 異議なしと認めます。

それでは、議第7号から議第10号について担当課長の詳細説明を求めます。 伊藤健康福祉課長。

〇健康福祉課長(伊藤 修君) それでは、議第7号 大江町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議第8号 大江町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議第9号 大江町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び議第10号 大江町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての詳細については関連がございますので、一括してご説明をいたします。

今回の改正は、町長説明にもありましたとおり、介護保険法の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の省令が一部改正されたことに伴い、本町においても、国基準の改正に準じ、本条例の一部を改正するものです。

それでは、改正の要点をまとめた資料6-2、資料7-2、資料8-2及び資料9-2により説明をさせていただきます。

初めに、指定地域密着型サービスについてご説明いたしますので、資料 6 - 2 をご覧いた だきたいと思います。

表には主な改正内容を記載しておりますが、左に改正箇所、右に改正理由を記載しております。

1点目の改正内容は、高齢者虐待防止の推進を図る観点から、条文に、全ての介護サービス事業者に虐待防止措置等を求めるものです。これは、利用者の人権を擁護し、虐待の発生、またはその再発を防止するための指針の整備や研修の実施などの措置を適切に行うための担当者の設置等を義務づけるものです。なお、この改正については、附則に3年間の経過措置期間が設けられております。

2点目の改正内容は、男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に対する事業者の責務を踏まえ、介護サービス事業者に対し、ハラスメント対策の強化を求めるものです。

3点目の改正内容は、業務継続に向けた取組の強化として、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の作成、研修の実施、有事対応のシミュレーションの実施等を義務づけるものです。なお、この改正についても、附則に3年間の経過措置期間が設けられております。

4点目の改正内容は、感染症対策の強化ということで、全ての介護サービス事業者に、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を背景として、感染症の発生及び蔓延等に関する取組の徹底を求める観点から、対策を検討する委員会の開催や指針の整備、研修や訓練の実施を義務づけるものでございます。なお、この改正についても、附則に3年間の経過措置期間が設けられております。

以上、指定地域密着型サービスについての主な改正内容を申し上げましたが、現在、本町で本条例が該当する事業所は、地域密着型通所介護の1事業所、楽校さん、認知症対応型通所介護の1事業所、グループホームあじさいさん及び認知症対応型共同生活介護の2事業所、グループホームあじさい、グループホーム大江となります。

次に、指定地域密着型介護予防サービスについてのご説明をいたしますので、資料7-2 をご覧願いたいと思います。

資料6-2と同様に、主な改正内容を記載しておりますが、高齢者虐待防止の推進、感染症や災害が発生した場合に備えた業務継続計画の策定等、ハラスメント対策、感染症の発生及び蔓延等に関する取組の徹底に係る改正でありまして、先ほどの指定地域密着型サービスと同様となりますので、詳細な説明は省略をさせていただきます。

なお、指定地域密着型介護予防サービスにおいて、本町で該当する事業所は、介護予防認知症対応型通所介護の1事業所、グループホームあじさいさん及び介護予防認知症対応型共同生活介護の2事業所、グループホームあじさいさんとグループホーム大江となります。

続きまして、指定介護予防支援等についてご説明いたしますので、資料8-2をご覧願います。

指定介護予防支援等とは、要支援認定者に係るケアプラン作成の業務を行う事業所のこと でございまして、本町では、地域包括支援センターが該当します。表に主な改正内容を記載 しておりますが、高齢者虐待防止の推進、ハラスメント対策の強化、感染症の発生及び蔓延 等に関する取組の徹底などに係る改正であり、先ほどと同様の改正となりますので、詳細な 説明は省略をさせていただきます。

最後に、指定居宅介護支援等についてご説明をいたしますので、資料9-2をご覧願います。

指定居宅介護支援等とは、要介護認定者に係るケアプラン作成等の業務を行う事業所のことであり、本町で該当する事業所としては、4つの居宅介護支援事業所となります。具体的には、6ふらんす大江、大寿荘、景雲荘、おおぞらさんが該当となります。

表に主な改正内容を記載しておりますが、さきに説明いたしました各サービスと同様に、 高齢者虐待防止の推進、感染症の発生及び蔓延等に関する取組の徹底のほか、表から2段目 になりますが、ケアマネジメントの公正中立性を図る観点から、居宅介護支援業者に前6か 月間に作成したケアプランのうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所 介護の各サービスが位置づけられたケアプランが占める割合及び同サービスごとの提供回数 のうち、同一事業者によって提供されたものが占める割合について、利用者または家族に対 して説明を行うことを新たに求めるものでございます。

また、表の一番下になりますが、記録の保存等に係る見直しとして、介護サービス事業者の業務負担軽減を図る観点から、記録の保存等について、書面に替えて、パソコンやタブレット機器等を用いた電磁的な記録による対応を認めることを明確化するものでございます。

以上、ご説明いたしましたが、今回の改正内容は、それぞれ該当する事業所において、事業所内での基準が改正されるものでございまして、町民の方への介護サービス提供に対して直接影響を与えるものではないと考えているところでございます。

なお、資料6-1、資料7-1、資料8-1及び資料9-1として、新旧対照表を配付させていただいておりますが、説明は省略をさせていただきます。

以上でございます。

### ◎議第7号の質疑、討論、採決

○議長(菊地勝秀君) それでは、最初に議第7号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、毛利登志浩君。

- ○6番(毛利登志浩君) いろいろと説明していただきましたが、ちょっと内容的に分からない点があるので、説明していただきたいと思うんですが、32条の2の中で、全ての介護事業所を対象に業務継続に向けた計画の策定、研修云々というふうにあります。3年間の猶予というふうな中での説明でしたが、これを推進するために、町の対応というものはどういうふうに関わっていくのでしょうか。そして、この計画とか、あるいは研修内容、訓練等について、町はどういうふうな関わりを持つのでしょうか。そして、ここの計画策定の不備とか、やっていないとかということであれば、どういうふうな罰則が定められているのでしょうか。以上3点。
- 〇議長(菊地勝秀君) 伊藤健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(伊藤 修君) 今回の改正内容については事業者の方の基準について、いろいろ定めたものでございますが、基本的に対応としては、まずは地域密着型の介護サービス事業所であれば、町の確認施設でございますので、当然のことながら、今回の改正の趣旨で改正というか、対応したものについては、町のほうで確認をする必要があるものと考えております。

罰則規定については、現時点では規定はされておりません。ただ、経過措置期間が3年間 設けられているということは、なかなか介護サービスを達成するに当たって、計画等をつく るのに相当の期間を要することが考えられるため、ある程度の一定の期間を設けた中で、た だ、最終的には国の法令に従ってつくるものでございますので、何らかの形で、その計画等 を確認する必要はあるものと考えているところでございます。

- 〇議長(菊地勝秀君) 毛利登志浩君。
- ○6番(毛利登志浩君) この条例に基づく事業所として3つの施設があるというふうな説明がありました。それぞれの施設で特徴があり、その施設ごとに考え方、それから、介護の在り方とかというのは、それぞれ違ってくるのは当然だというふうに理解しているわけでございますが、この計画とか研修とか訓練というふうなものの中で、町がこういうふうな内容を定めてほしいとか、それとか、こういうふうな研修をやりたいとか、こういう訓練をやりたいとかというふうな指示はあるんでしょうか。
- 〇議長(菊地勝秀君) 伊藤健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(伊藤 修君)** 基本的には、先ほども申しましたとおり、地域密着型介護予防サービスについては、町の指定というか、許可のところがございますので、そこについては計画について一応説明をしていただいた中で、ご意見を申し上げるところはあるかと思い

ます。

ただ、その他の事業所につきましては、それぞれの事業所において、今回の改正内容を踏まえて、適正な研修とか、そういった職員の研修などをしていただくものと考えておるところでございます。

[「了解」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) ほかに質疑ありますか。
宇津江雅人君。

**○7番(宇津江雅人君)** 1件だけですが、資料9−2の真ん中辺にあるんですけれども、ケアネジメントという言葉があるんですけれども……

[「第7号ですよ」と言う人あり]

- 〇議長(菊地勝秀君) 宇津江議員、今のは。
- ○7番(宇津江雅人君) 後ほど。
- ○議長(菊地勝秀君) そのほかございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) これで質疑を終わります。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) 討論なしと認め、採決します。

議第7号 大江町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(菊地勝秀君) 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_\_

### ◎議第8号の質疑、討論、採決

○議長(菊地勝秀君) 次に、議第8号 大江町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な

支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) これで質疑を終わります。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) 討論なしと認め、採決します。

議第8号 大江町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

〇議長(菊地勝秀君) 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

# ◎議第9号の質疑、討論、採決

○議長(菊地勝秀君) 次に、議第9号 大江町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) これで質疑を終わります。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) 討論なしと認め、採決します。

議第9号 大江町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に 係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。 [賛成者挙手]

〇議長(菊地勝秀君) 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎議第10号の質疑、討論、採決

○議長(菊地勝秀君) 次に、議第10号 大江町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に 関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

宇津江雅人君。

- ○7番(宇津江雅人君) 資料9-2の真ん中頃に、ケアネジメントという言葉が入っているんですけれども、このケアネジメントというのはどういうことなのか、もしかしたら、ケアマネジメントの「マ」が抜けているのか、マネジメントかどうか、ケアネジメントであれば、どういう意味なのか、お願いします。
- 〇議長(菊地勝秀君) 伊藤健康福祉課長。
- O健康福祉課長(伊藤 修君) すみません、字が抜けておりまして、大変申し訳ございませんでした。ケアマネジメントというのは、各事業所にケアマネジャーさんがおられるかと思うんですけれども、利用者の方の介護度の、介護支援とか認定等の状況によって、どのようなサービスを提供したら、その利用者にとって一番いいサービスになるかということをプランを立てる、そのプランを立てるのをケアマネジメントと呼んでいるところでございます。以上です。
- O議長(菊地勝秀君) ほかにございますか。 伊藤慎一郎君。
- ○8番(伊藤慎一郎君) 「マ」が抜けたということなんですかね。分かりました。
- 〇議長(菊地勝秀君) 6番、毛利登志浩君。
- ○6番(毛利登志浩君) 7条の2項のケアマネジメントのことでお聞きしたいと思いますが、 これまでもケアマネジャーを中心に、要介護、要支援の支援につきまして、それぞれ個別的 に相談に乗っていただいて、ケアプランを示していたというふうに記憶しているわけでござ

いますが、今回の改正の中の前6か月間に作成したケアプランに位置づけられる介護方法、 あるいは通所等々について、どのように、この6か月間というふうな意味をなすのかなとい うふうに思っているんですが、その辺を説明していただきたいと思います。

- ○議長(菊地勝秀君) 伊藤健康福祉課長。
- O健康福祉課長(伊藤 修君) 今回の資料9-2の真ん中の改正につきましては、記載のとおり、ケアマネジメントの公正中立を図るという観点から、基本的にケアマネジャーが作成するケアマネジメントは、利用者にとって公正中立な立場が求められているところでございます。

今回の改正については、第1点目のケアプランが占める割合については、例えば提供される介護サービスが1つのものに偏っていないのかとか、その利用者にとって、もっと適正な介護サービスがあるんではないかというところを確認するために、ケアプランの占める割合を提示、示すわけでございます。要は、本当に必要なサービスをその方に提供しているのかというところを確認する意味でございます。

あと、第2点目の事業者が占める割合というところにつきましては、提供される介護サービスが1つの事業所に偏っていないか、その利用者にとって、その事業者ではなくて、もっとほかの事業者が提供する介護サービスが適正なのではないかというところをお知らせするために、今回、このような新しい項目が設定をされたものだと思います。

要は、利用者にとって、今受けているサービスはやっぱりケアマネジャーの考え方によって決まってしまうところがあるので、ただ、その中で本当にその利用者にとって適切な介護サービスであったり、適切な事業者で受けられているものであるかどうか、そういったところを利用者とか家族の方に丁寧に説明をするという趣旨で今回新たに規定されたものでございます。

以上でございます。

- 〇議長(菊地勝秀君) 毛利登志浩君。
- ○6番(毛利登志浩君) この議第10号の改正というふうな中では、居宅介護というふうなことでの条例改正というふうに理解するわけですが、先ほども申し上げましたように、最初にケアマネジャーさんからケアプランを策定していただいて、あなたの介護プランはこうですよというふうに示されるわけですけれども、それをここで言っている前6か月間に策定したというふうなのは、最初にケアプランを策定して、そして、6か月たったらまた見直すという意味なのか、それとも、居宅サービスの中で、やっぱり日々、度合いが変わるわけですよ。

少なくとも1か月ごとに施設、通所を利用するとか、ショートステイを利用するなんていう場合は、1か月ごとに状況を報告して、そして、次のプランに移行するというか、こうしたらどうでしょうかというふうな丁寧なサービスをやっているというふうに理解しているんだけれども、ここの6か月間というのは、ここにこだわるわけでないけれども、ここに列記した前6か月間に策定したというふうなのは、どういう意図で、そして、どういうふうなことを意味しているのかなというふうに思うんだけれども、そこを説明してください。

- ○議長(菊地勝秀君) 伊藤健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(伊藤 修君) 今回、前6か月間というところが規定されている点につきましては、やはりケアマネジメントをして、ケアプランを立てて、その方に合っているかどうかというのを確認するには、当然、約6か月程度の期間が必要なのではないかということで、前6か月間のそのサービスの状況をまずは確認をして、それで合っていないサービスがあるのであれば、次の機会のところから、もっと違うサービスを選択する考え方を利用者なり家族の方について周知をするという目的で、6か月というところを明示しているのかと考えています。
- 〇議長(菊地勝秀君) 毛利登志浩君。
- ○6番(毛利登志浩君) 先ほども申しましたように、介護を受ける方については、やっぱり、日々、高齢者が大部分だと思うんだけれども、日々変わるわけですよ。それで、各施設のケアマネジャー等々は、1か月に1回は必ず家族との連絡を取って、そして、いろんなアドバイスをしたり、いろんな支援方策なども提示するというふうになっていると思うんだけれども、ここ、今回の条例の一部改正というものは、この6か月の間に変われば、そこでまた判断すると、6か月にこだわるわけじゃないけれども、今まで非常に密接的にいろんな形の中で、施設の対応が非常にいいなと、こう思っているわけで、そこが停滞というか、この6か月というふうなのの判断基準を出しているということが果たしてどうなのかなと思ったものですから、もう1回説明してください。
- ○議長(菊地勝秀君) 伊藤健康福祉課長。
- **○健康福祉課長(伊藤 修君)** 確かに、ケアマネジャーの方は利用者の方に定期的に訪問をして、その方のサービスが適正かどうか随時確認をしているかと思うんですけれども、基本的に2か月ごとにサービスを変えていくということもあり得るかもしれませんけれども、やっぱりそれは、ある程度の期間の中で、様々なサービスが入っていることもあるかもしれませんけれども、本当にそのサービスが適正かどうか、それはやっぱり総合的に、ある程度の

期間を設けた中で、ケアマネジャーと利用者の中で、もう1回相談する期間ということで、約6か月ということを明示しているのかなと思っているところでございます。

○議長(菊地勝秀君) ほかに質疑ございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) これで質疑を終わります。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) 討論なしと認め、採決します。

議第10号 大江町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例 の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙 手を求めます。

[賛成者挙手]

〇議長(菊地勝秀君) 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議第11号の説明、質疑、討論、採決

○議長(菊地勝秀君) 日程第9、議第11号 大江町老人福祉センター柏陵荘の設置及び管理 に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

伊藤健康福祉課長。

**〇健康福祉課長(伊藤 修君)** それでは、議第11号 大江町老人福祉センター柏陵荘の設置 及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてご説明申し上げます。

大江町老人福祉センター柏陵荘は開設以来39年が経過し、これまで機械設備等の老朽化により、3,000万円相当の修繕費を投じております。また、多くの入浴客でにぎわってまいりましたが、近年では急激な人口減少に加え、近隣市町の同様施設との集客競争もあり、入浴者数は減少の一途をたどっているところでございます。このようなことから、営業収益は毎年赤字を計上しており、好転の兆しが見えない状況であります。

もし、今後柏陵荘を再開する場合は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の3密状態を避

けるため、脱衣室換気改善工事が必要になることに加え、老朽化による給湯ボイラーの更新、 屋根塗装、さらには耐震化工事等に合わせて、数千万円の費用を要することとなり、町から の財政支出として、福祉や医療関係の予算などの削減をせざるを得ない事態も予測されるこ とから、内部で十分検討した結果、廃止の結論に至り、今回、条例の廃止の議案を提案させ ていただいたものでございます。

なお、長年にわたってご愛顧いただいた柏陵荘の温泉機能については、隣接する健康温泉 館に統合することとし、高齢者の方の介護予防事業などの健康増進機能については、中央公 民館やシニアセンター、保健センター等を活用しながら、引き続き実施をしてまいりますの で、ご理解くださいますようにお願いをいたします。

以上でございます。

○議長(菊地勝秀君) 議第11号の質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) これで質疑を終わります。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) 討論なしと認め、採決します。

議第11号 大江町老人福祉センター柏陵荘の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の 制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(菊地勝秀君) 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。 11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時10分

○議長(菊地勝秀君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

\_\_\_\_\_\_

### ◎議第12号の説明、質疑、討論、採決

○議長(菊地勝秀君) 日程第10、議第12号 大江町型住宅体験施設の設置及び管理に関する 条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

秋場農林課長。

○農林課長(秋場浩幸君) 議第12号 大江町型住宅体験施設の設置及び管理に関する条例を 廃止する条例の制定についてご説明申し上げます。

大江町型住宅体験施設は、大江町型住宅の普及を通じて、西山杉の利用促進と関連産業の活性化のため、平成23年度から24年度にかけて、健康温泉館駐車場内に建設いたしました。 平成25年度から、大江町産業振興公社へ業務委託、平成28年度から指定管理により管理運営してまいりました。

以来、体験施設の見学や宿泊などにより、大江町型住宅をPRしてまいりましたが、このたびの指定管理の見直しに際し、温泉やレストランと一体的な運営や多様な利活用を図るため、令和3年度より、大江町健康温泉館の附属施設とすることから、本条例を廃止するものであります。

なお、今後も大江町型住宅の普及、西山杉の利用促進や関連産業の活性化につきましては、 関係団体と連携して推進してまいります。

以上でございます。

○議長(菊地勝秀君) 議第12号の質疑を行います。

質疑ございませんか。

関野幸一君。

- ○5番(関野幸一君) これまで平成23年からということで、体験住宅ということで、西山杉の普及をしなければならないということで、たくさんの方に見ていただいたと思います。その中で、どれだけの効果があったかということを1点お伺いしたいことと、これからの利活用ということで、今、温泉と一体になってという言葉がありましたけれども、どのような利活用を考えているか、その点をお聞きしたいと思います。
- 〇議長(菊地勝秀君) 秋場農林課長。
- ○農林課長(秋場浩幸君) これまで約建築から8年ぐらいになるかと思います。その間に、 7年間だな、1,271人の方のご利用がございました。業務委託期間も含めてでございます。

それだけの利用者の方がいらっしゃったわけですが、実際、大江町型住宅はどれぐらい建設 されたのかというふうに言われると、なかなか実績としてはあまり申し上げられるようなこ とはなかったのかなというふうには思います。今後は、住宅建築にかかわらず、西山杉の利 活用については推進していきたいというふうに思っております。

今後の利活用についても、先ほど申し上げたように、温泉パックとか、レストランの1泊2食つきとか、そういった利活用等が考えられるのかなというふうに思いますけれども、先ほども申し上げたように、多様な利活用を図るために、この条例を廃止するというふうなことでございますので、そのあたりは公社のほうでもいろいろと考えていらっしゃるのではないかなというふうに思います。

○議長(菊地勝秀君) ほかにございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) これで質疑を終わります。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) 討論なしと認め、採決します。

議第12号 大江町型住宅体験施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

「替成者举手〕

〇議長(菊地勝秀君) 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎議第13号の説明、質疑、討論、採決

○議長(菊地勝秀君) 日程第11、議第13号 大江町ふるさと水と土保全基金設置条例を廃止 する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

秋場農林課長。

○農林課長(秋場浩幸君) 議第13号 大江町ふるさと水と土保全基金設置条例を廃止する条例の制定についてご説明申し上げます。

この条例は、土地改良施設や地域資源の利活用などにより、農村地域の活性化を図ることを目的に設置いたしました。これまで、基金利子を活用し、花の植栽、草刈りなど農村環境保全のための地域住民活動を実施してまいりましたが、金利が低下してからは基金を取り崩し、土地改良施設や農村公園などの維持管理や整備などに活用してまいりました。

今年度は令和2年7月豪雨により被災した土地改良施設の復旧費用の一部に基金の残り全額を充当しており、本基金における目的は果たされたものとし、本条例を廃止するものであります。

なお、今後も多面的機能や中山間地域等直接支払制度などを活用し、土地改良施設の整備 や地域資源を活用した農村地域の活性化を図ってまいります。

以上でございます。

○議長(菊地勝秀君) 議第13号の質疑を行います。
伊藤慎一郎君。

○8番(伊藤慎一郎君) 8番、伊藤です。

ちょっと確認したいと思いますが、たしかふるさと水と土保全事業ということで、麻積水 林館辺り、あと、それから、レイクサイド小見などもこの事業でやったんじゃないかなと思 うんですが、確認したいと思います。

それで、あの事業は結構農村地に対してはかなりいい事業だったなと思いますが、これがなくなった場合、それに代わるような今、簡単に言いましたけれども、直接支払いとかいろんな形でありましたけれども、やっぱりこれからも農村整備、ため池とかいろいろあると思いますが、これからの考えをお聞きしたいと思います。

- ○議長(菊地勝秀君) 秋場農林課長。
- ○農林課長(秋場浩幸君) この事業において、今、議員おっしゃったように、レイクサイド 小見の転落防止柵の設置などについて、この基金を活用してございます。これに代わるもの としましては、先ほど申し上げたように、多面的機能支払いや中山間地域等直接支払いなど を活用して、土地改良施設の整備等に充てていきたいというふうに思っております。
- 〇議長(菊地勝秀君) 伊藤慎一郎君。
- ○8番(伊藤慎一郎君) レイクサイドって小見の公園なんですけれども、あれ、前に私、一般質問でしたんですけれども、つくったのはいいけれども、その後の管理が悪いと。管理が少し、もうちょっと手をかけてくれないかということでありましたので、現在も、3番目の堤が工事やって終わっているんですけれども、その公園のあれはあのままでいいのか、それ

とも、それを整備するために何かしなきゃならないなと思って、少し長い目で見ていたんで すけれども、この事業がなくなると、あれもそのままで終わりなのかな。確認します。

- 〇議長(菊地勝秀君) 秋場農林課長。
- ○農林課長(秋場浩幸君) レイクサイド小見付近の環境整備については、別途予算のほうで、 草刈りですとか、あとはトイレもありますけれども、トイレ清掃とかについては、別に予算 を計上しております。
- 〇議長(菊地勝秀君) 伊藤慎一郎君。
- ○8番(伊藤慎一郎君) ありがとうございます。

たしか、あと大山自然公園なんかもこの事業でやったのではなかったかな。ユリ植栽もこの事業でなかったかなと思いますが、やっぱり何でもですけれども、つくったら、ある程度管理しなきゃならないので、つくりっ放しでなくて、やっぱりそれなりに、これからもレイクサイドの公園の整備をよろしくお願いしたいと思います。

あれを周遊する遊歩道があったんですけれども、橋なんか全然渡れなくて、恐らく今、周囲は回れないと思います。危険な箇所もありますので、もう1回、あの辺の整備なども、この条例の事業になくても、やってもらえればなと思います。

以上です。

- 〇議長(菊地勝秀君) 秋場農林課長。
- **〇農林課長(秋場浩幸君)** 危険な箇所などがあれば、点検をして整備したいと思います。
- 〇議長(菊地勝秀君) 宇津江雅人君。
- ○7番(宇津江雅人君) 1件だけですが、ちょっと聞き漏れたような気がしたので、再度、大変失礼ですが、この基金につきましては、過去四、五年前を見ると、1,300万ぐらいの基金が積み立てられておりまして、元年度の決算ですけれども、これで残っているのは280万ほどというように伺っております。

それで、先ほど課長の説明では、当然、3年度の予算にはこれ、ないと思いますが、280万の残っている基金を3年度で全部、公園等の整備、花壇の整備等に全部これを使用されるということでよろしいわけですかね。

- 〇議長(菊地勝秀君) 秋場農林課長。
- ○農林課長(秋場浩幸君) 令和2年度現在で284万円ほど残額がありますが、先ほども申し上げたように、この額は令和2年7月豪雨災害の復旧費用に全てを充当して、令和2年度でゼロ円になるということでございます。

○議長(菊地勝秀君) これで質疑を終わります。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) 討論なしと認め、採決します。

議第13号 大江町ふるさと水と土保全基金設置条例を廃止する条例の制定について、これ を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

〇議長(菊地勝秀君) 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎議第14号~議第20号の説明

○議長(菊地勝秀君) ここで、審議の方法についてお諮りします。

日程第12、議第14号 大江町健康温泉館の指定管理者の指定についてから、日程第18、議第20号 大江町シニアセンターの指定管理者の指定についての7議案は関連していることから、詳細説明を政策推進課長が一括して行うこととし、議案の審議は1議案ずつ行うこととしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) 異議なしと認めます。

それでは、議第14号から議第20号について担当課長の詳細説明を求めます。 鈴木政策推進課長。

〇政策推進課長(鈴木利通君) 議第14号 大江町健康温泉館の指定管理者の指定についてから、議第20号 大江町シニアセンターの指定管理者の指定についてまで詳細をご説明申し上げます。

それでは、資料10をご覧ください。

選定委員会における審査状況等についてご説明申し上げます。

1ページの選定結果については、町のホームページにおきまして、2月17日に公表されております。5、選定理由にありますとおり、全委員が適格と判断し、付与すべき条件等も特になく、大江町産業振興公社を大江町健康温泉館ほか6施設の候補者として選定しておりま

す。

ご意見といたしましては、温泉施設は町にとってなくてはならない施設と捉え、今後も安定した経営のもと、施設運営を行っていくために、増資による基盤強化や外部コンサルタントの導入などによる経営体制の見直しの検討、最近のキャンプブームも鑑み、大山自然公園のキャンプ場の宣伝強化などが挙げられております。

2ページ以降に選定委員会に付した事業計画と年度ごとの収支計画書を添付しております。 事業計画につきましては、各施設ともに充実した独自イベントの開催などを計画しており、 引き続き、利用者拡大、安定経営に努めていただきたいと思っております。

また、昨今のコロナ禍における感染症対策についても、強化対策を図りながら、安全、安心に利用ができる施設を維持できるよう、候補者には、これまで以上に万全を期して運営していただきたいと考えております。

次に、3ページと4ページをご覧ください。

収支計画につきましては、コロナ禍の影響により、イベントの中止、あるいは臨時休館対応と、各施設ともに売上高が伸びなかったことから、指定管理料の増額を見込んでおります。 温泉施設においては、新規利用者の獲得に向けた湯~ゆ券の特別販売等を次年度以降も計画 し、利用料金などの売上げの増加を見込んでいるようであります。お客様が満足して利用していただけるよう、各施設の特徴を最大限に活用しながら、安定した事業運営となるよう、 候補者と協議してまいりたいと考えております。

なお、5ページ以降につきましては、施設ごとの収支計画書を添付しております。 以上でございます。

### ◎議第14号の質疑、討論、採決

○議長(菊地勝秀君) それでは、議第14号の質疑を行います。 質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

O議長(菊地勝秀君) これで質疑を終わります。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) 討論なしと認め、採決します。

議第14号 大江町健康温泉館の指定管理者の指定について、これを原案のとおり決定する ことに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(菊地勝秀君) 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_\_

# ◎議第15号の質疑、討論、採決

○議長(菊地勝秀君) 次に、議第15号 大江町柳川温泉健康増進交流センターの指定管理者 の指定についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) これで質疑を終わります。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) 討論なしと認め、採決します。

議第15号 大江町柳川温泉健康増進交流センターの指定管理者の指定について、これを原 案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(菊地勝秀君) 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議第16号の質疑、討論、採決

〇議長(菊地勝秀君) 次に、議第16号 大江町農村集落多目的共同利用施設の指定管理者の 指定についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) これで質疑を終わります。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) 討論なしと認め、採決します。

議第16号 大江町農村集落多目的共同利用施設の指定管理者の指定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(菊地勝秀君) 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_\_

# ◎議第17号の質疑、討論、採決

○議長(菊地勝秀君) 次に、議第17号 大江町ふるさと交流館の指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) これで質疑を終わります。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) 討論なしと認め、採決します。

議第17号 大江町ふるさと交流館の指定管理者の指定について、これを原案のとおり決定 することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

〇議長(菊地勝秀君) 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_\_\_

## ◎議第18号の質疑、討論、採決

○議長(菊地勝秀君) 次に、議第18号 大江町体験農園施設の指定管理者の指定についての 質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) これで質疑を終わります。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) 討論なしと認め、採決します。

議第18号 大江町体験農園施設の指定管理者の指定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

〇議長(菊地勝秀君) 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_\_

### ◎議第19号の質疑、討論、採決

○議長(菊地勝秀君) 次に、議第19号 大江町大山自然公園の指定管理者の指定についての 質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) これで質疑を終わります。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) 討論なしと認め、採決します。

議第19号 大江町大山自然公園の指定管理者の指定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

〇議長(菊地勝秀君) 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_

## ◎議第20号の質疑、討論、採決

○議長(菊地勝秀君) 次に、議第20号 大江町シニアセンターの指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(菊地勝秀君) これで質疑を終わります。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) 討論なしと認め、採決します。

議第20号 大江町シニアセンターの指定管理者の指定について、これを原案のとおり決定 することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

〇議長(菊地勝秀君) 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_\_

### ◎議第21号の説明、質疑、討論、採決

○議長(菊地勝秀君) 日程第19、議第21号 大江町立にじいろ保育園の指定管理者の指定に ついてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

伊藤健康福祉課長。

**〇健康福祉課長(伊藤 修君)** それでは、議第21号 大江町立にじいろ保育園の指定管理者 の指定の詳細についてご説明申し上げます。

大江町立にじいろ保育園につきましては、さくら保育園とわかば保育園を統合し、平成30年4月より、町が出資し設立した社会福祉法人峻嶺会を指定管理者として、これまで新たな保育事業を運営してまいりました。

このたび、当初の指定管理の期間が今年度末で終了するため、改めて、大江町公の施設に係る指定管理者(候補者)選定委員会で審査を行ったところ、大江町大字本郷丙1338番地の1、社会福祉法人峻嶺会、理事長、冨樫是行が候補者として選定されましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案をするものでございます。

また、指定管理の期間につきましては、令和3年4月から令和6年3月31日までの3年間としております。なお、資料11として、選定結果、社会福祉法人峻嶺会の法人の概要、事業計画書及び収支計画書を添付しておりますので、併せてご覧いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長(菊地勝秀君) 議第21号の質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

**〇議長(菊地勝秀君)** これで質疑を終わります。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) 討論なしと認め、採決します。

議第21号 大江町立にじいろ保育園の指定管理者の指定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(菊地勝秀君) 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_\_

# ◎議第22号の説明、質疑、討論、採決

○議長(菊地勝秀君) 日程第20、議第22号 大江町山里交流館の指定管理者の指定について を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

鈴木政策推進課長。

○政策推進課長(鈴木利通君) 議第22号 大江町山里交流館の指定管理者の指定についてご 説明申し上げます。

大江町山里交流館につきましては、これまで特定非営利活動法人さわらび会を指定管理者

に指定し、管理に関する協定を締結して運営してまいりましたが、本年3月31日に協定が満了することから、次期指定管理期間を令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間とした上で、指定管理者の指定について提案するものであります。

山里交流館は、本町の山里の自然を生かした都市と山村の交流等により、地域の活性化に 資することを目的に設置されたもので、平成27年度のオープン時から、地域住民が中心となって設立された任意団体、さわらび会が指定管理者となって運営してまいりました。さわらび会は、平成30年度に特定非営利活動法人として認可を受け、引き続き、今年度まで運営を担っております。

このように、地域に根差した運営体制が地域などの活力の積極的な活用を可能にし、設置目的を達成するために、効果的かつ効率的な管理を行うことが期待されることから、大江町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項に基づき、公募によらない方法により、大江町大字柳川959番地の1、特定非営利活動法人さわらび会、代表理事、今野壽子を指定管理者の候補者に選定することとし、令和3年2月10日開催の大江町公の施設に係る指定管理者(候補者)選定委員会に審査を依頼いたしました。資料12の1ページがその選定内容であります。

さわらび会につきましては、全委員より、指定管理者(候補者)として適格と判断され、 選定に当たっては、利用者には、地元の方からの方言でのおもてなしを前面に出すなど、独 自の文化、言葉を大事にしながら頑張っていただきたい。大江町の自然、暮らし、文化を生 かして、地域活性化や交流人口の拡大を考えている点は評価できるといった意見が出されて おります。

2ページ以降には、選定委員会に付した法人等の概要と事業計画、年度ごとの収支計画を お示ししております。

事業計画につきましては3ページをご覧ください。

大きな変更点といたしまして、これまで自主事業として実施してきた自然体験プログラム を指定管理業務の枠内において、企画事業として実施することとしております。詳細につき ましては、4ページをご覧ください。

人気プログラムであるリバートレッキングの充実のほか、地域住民と連携した体験プログラムの拡充、新規の自然体験プログラム等の開発によって、利用者のさらなる増加はもとより、柳川温泉をはじめとする町内他施設や地域とのつながりをこれまで以上に深めることで、エリア全体としての活性化が促進されることが期待されます。

また、(3)にありますとおり、メインターゲットを小学生とその保護者、小学校、子ども会等に設定し、広報、営業活動を積極的に行うことで、利用者及び売上げの増加を図ることとしております。

続きまして、7ページ以降につきましては、年度ごとの収支計画書となりますが、収支計画につきましては、令和5年度において、利用料金収入を550万円まで伸ばすことを目標としております。これは、新型コロナウイルス感染拡大前の令和元年度実績をおよそ100万円上回るものであり、目標達成に向けて、事業計画に基づき、利用料金収入の年度ごとの増加を目指すものとなっております。

以上でございます。

○議長(菊地勝秀君) 議第22号の質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) これで質疑を終わります。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) 討論なしと認め、採決します。

議第22号 大江町山里交流館の指定管理者の指定について、これを原案のとおり決定する ことに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(菊地勝秀君) **賛成多数であります**。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第23号の説明、質疑、討論、採決

○議長(菊地勝秀君) 日程第21、議第23号 大江町麻積水林館の指定管理者の指定について を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

秋場農林課長。

○農林課長(秋場浩幸君) 議第23号 大江町麻積水林館の指定管理者の指定についてご説明いたします。

麻積水林館は、これまで小見区自治会により、地域活動の拠点として、地域住民を中心に、 地区の集会やレクリエーション活動などに活用されてまいりました。この地域の自治会が運 営を行うことにより、地域の特性を生かし、地元と密接なつながりを持った施設として、効 果的で効率的な運営が行われるものと思われます。

このたび、指定管理者としての期間満了を迎えることから、引き続き、指定管理者として 指定を受けるべく、指定管理者の指定申請があり、指定管理者(候補者)選定委員会の審査 を経て、大江町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定に より、公募によらず選定したところであります。

参考に資料13として選定結果、指定管理者事業計画、収支計画書及び収支内訳書を添付しております。

以上でございます。

○議長(菊地勝秀君) 議第23号の質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

〇議長(菊地勝秀君) これで質疑を終わります。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) 討論なしと認め、採決します。

議第23号 大江町麻積水林館の指定管理者の指定について、これを原案のとおり決定する ことに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者举手〕

〇議長(菊地勝秀君) 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議第24号の説明、質疑、討論、採決

○議長(菊地勝秀君) 日程第22、議第24号 大江町貫見こぶし館の指定管理者の指定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

秋場農林課長。

○農林課長(秋場浩幸君) 議第24号 大江町貫見こぶし館の指定管理者の指定についてご説明いたします。

貫見こぶし館は、これまで貫見区自治会により、地域活動の拠点として、地域住民を中心に、地区の集会やレクリエーション活動などに活用されてまいりました。この地域の自治会が運営を行うことにより、地域の特性を生かし、地元と密接なつながりを持った施設として、効果的で効率的な運営が行われるものと思われます。

このたび、指定管理者としての期間満了を迎えることから、引き続き、指定管理者として 指定を受けるべく、指定管理者の指定申請があり、指定管理者候補者選定委員会の審査を経 て、大江町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定により、 公募によらず選定したところであります。

参考に資料14として選定結果、指定管理者事業計画書、収支計画書及び収支内訳書を添付 しております。

以上でございます。

○議長(菊地勝秀君) 議第24号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) これで質疑を終わります。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) 討論なしと認め、採決します。

議第24号 大江町貫見こぶし館の指定管理者の指定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(菊地勝秀君) 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_\_

〇議長(菊地勝秀君) お諮りします。

議第25号から議第31号までの一般会計及び各特別会計補正予算については、歳入歳出一括

して質疑を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議長(菊地勝秀君) 異議なしと認めます。

したがって、歳入歳出一括して質疑を行うことに決定しました。 なお、発言の際はページ数を明らかにしてください。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時00分

○議長(菊地勝秀君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

### ◎議第25号の説明、質疑、討論、採決

○議長(菊地勝秀君) 日程第23、議第25号 令和2年度大江町一般会計補正予算(第12号) を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

五十嵐総務課長。

○総務課長(五十嵐大朗君) 議第25号 令和2年度大江町一般会計補正予算(第12号)の詳細についてご説明いたします。

6ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正は、道路橋梁、農地、農業用施設、それぞれの災害復旧費をはじめ、道路改良事業や橋梁維持補修事業など、年度内の事業完了が困難であることから、翌年 度へ繰り越すものであります。

7ページの第3表、地方債補正は、減収補てん債を追加するほか、集落活性化支援事業など、ご覧の11事業につきまして、事業費の精査等に伴い、限度額を変更するものであります。 それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたします。 なお、今回の補正内容に関しましては、新型コロナの影響で当初予定していた事業の中止 や縮小に伴う内容が非常に多くなっています。少額のもの、経常的な事務経費の年度末精算 処理に伴う減額を含めて、説明を省略させていただきますので、ご了承賜りたいと存じます。 17ページをお開きください。

1 款議会費は73万1,000円の減額です。今後の支出見込額を精査したほか、会議録作成委 託料を追加しております。

2款総務費は6,421万3,000円の増額です。

1項1目一般管理費は、主に副町長分の人件費減額のほか、経常的な事務経費を精査いたしました。

18ページをご覧ください。

中段の4目財産管理費は、将来的な公共施設の整備、改修等に備えるため、町有施設整備 基金への積立金を追加いたしました。

これにより、年度末残高は5億97万3,000円となり、前年度末を4,613万7,000円上回る見込みとなっております。

次の5目企画費でありますが、歳入でふるさとまちづくり寄附金を3,990万円追加計上したことを受けまして、寄附謝礼や支援サービス委託料など、関係費用の追加に充てたほか、 それ以外の部分は寄附基金への積立金として整理いたしました。

下段からの6目電子行政推進費のうち、20ページのネットワーク環境整備工事費の追加は、 職員の在宅リモートワーク体制を整備するための費用であり、第2表で繰越明許費を設定さ せていただきました。

8目交流ステーション費の改修工事費の減額は事業完了に伴うものであります。

下段からの3項1目戸籍住民基本台帳費は、マイナンバーカードの発行枚数が増えている ことを踏まえ、事務を担っている地方公共団体情報システム機構に対する交付金を追加する ものであります。

21ページをご覧ください。

下段からの3款民生費は471万4,000円の増額です。

1項1目社会福祉総務費は、高齢化による将来的な福祉サービス需要増加に備えるため、 地域福祉振興基金の積立金を5,000万円追加するほか、国民健康保険特別会計の繰出金は、 保険基盤安定繰出分の額が確定したことなどから追加するものであります。

2目老人福祉費の浄化槽清掃委託料は、老人福祉センター柏陵荘を閉館することに伴うも

ので、介護保険特別会計繰出金の減額は、コロナ禍の影響もあり、保険給付費が抑えられ、 特別会計において減額補正をしたことを受けてのものであります。

下段からの4目障害者福祉費は、地域生活支援事業委託料を日中一時支援など利用者の減少により減額し、扶助費の障害福祉サービス費についても、支給実績により減額するものであります。扶助費の中で追加している身体障害者補装具給付費は、耐用年数が経過した高額な補装具の更新などの要因で追加させていただくものです。また、返還金の追加は過年度に過大交付された国庫負担金等を精算するものであります。

23ページ中段からの2項児童福祉費のうち、1目児童福祉総務費では、各種補助金や扶助費を精算見込みに基づき減額するほか、2目児童措置費の民間立保育園運営委託料及び施設型給付費負担金の減額は、入所人数の減少によるものであります。

3項1目災害救助費は、7月豪雨に伴う被災住宅の復旧修繕費用であります。災害救助法に基づく応急修繕として、申請のあった半壊2棟、準半壊7棟の修繕を行いましたが、不用額を減額するものであります。

24ページをお開きください。

中段からの4款衛生費は1,189万4,000円の減額です。

1項1目保健衛生総務費についても、それぞれ受診される方、通院される方が見込みより減ったことによる減額であります。

2目予防費は、新型コロナウイルスワクチン接種に向けての準備費用として、予約受付の ための人件費をはじめ、接種時に必要な消耗品、案内封筒の印刷製本費などを追加しており ます。

3目環境衛生費は、春の集団資源回収がコロナの影響で中止となったことによる減額です。 5目排水処理費については、浄化槽の設置数が当初見込数を下回ることから減額するもの です。

下段からの6款農林水産業費は3,000万5,000円の減額です。

26ページをお開きください。

1項3目農業振興費の産地生産基盤パワーアップ事業補助金と強い農業・担い手づくり総 合支援事業補助金の減額は、計画内容の一部が補助対象外となったことなどによるものです。

5目農地費から12目、27ページになりますが、12目新規就農者支援費につきましては、事業完了または実績見込みにより精査したものであります。

27ページ中段の2項2目林業振興費は、森林経営管理制度事業費を精査したほか、物件補

償費は林道沢口道海線開設の費用でありますが、当該補償の区間まで工事が進まなかったことから減額するものであります。

28ページをお開きください。

7款商工費は2,353万1,000円の追加です。

1項2目商工振興費の中小企業支援緊急対策基金への積立金は新型コロナの対策費でありますが、令和3年度から7年度まで5年間の利子補給金に係る町負担分を計上するものであります。

3目観光費については、事業完了などにより精査したものであります。

中段からの8款土木費は1,656万円の減額です。

2項4目道路新設改良費は、舟唄碑元屋敷線道路改良や貫見旧道線のり面補修、塩野平所部線舗装工事などの事業費を精査し、それぞれ減額をしております。また、県道改良工事負担金につきましては、主要地方道大江西川線整備事業の貫見沢口区間において、工事の進捗が見られることから、県への負担金が追加となるものであります。

29ページの6目橋梁維持費は、久保橋などの補修工事費を精査するものであります。

4項3目下水道費は特別会計における事業費の精査によるもの、5項2目住環境整備費につきましても、事業費の精査により減額をするものです。7月豪雨に伴う災害被災住宅修繕補助金については、まずは先ほど説明した3款3項1目の災害救助法に基づく応急修繕を優先いたしました。また、様々な義援金や見舞金、町単独の被災者生活再建支援金などもありましたので、この補助制度を利用する方が想定以上に少なかったため、減額をするものです。

下段からの9款消防費は241万2,000円の減額です。

1項2目非常備消防費は、春季消防演習や操法大会、各種研修が中止となったことから減額をしております。

30ページをお開きください。

3目消防施設費と4目災害対策費につきましても、事業費の精算見込みに基づく減額であります。

下段からの10款教育費は2,292万円の減額です。

1項2目事務局費は、子育てのための施設等利用給付費を対象者が減ったことにより減額 するほか、返還金は過年度に過大交付された国県負担金を精算するものであります。

3目教育活動推進費につきましても、事業の精査に伴う減額でありますが、教育用備品購入費の減額につきましては、国のGIGAスクール構想に基づき、児童生徒1人1台のタブ

レット端末を整備したものであります。積立金の追加は先般、教育振興に役立ててほしいと の目的指定の寄附をいただいたことから、教育文化振興基金に積立て、後年度に有効活用さ せていただくものであります。

下段からの2項小学校費と3項中学校費は、それぞれ事業費の精査と今後の支出見込みにより減額をいたします。

33ページをご覧ください。

4項1目社会教育総務費と2目公民館費につきましても、精査に伴う減額でありますが、 34ページ、工事請負費のふれあい会館駐車場外灯改修工事費は、水銀灯の外灯12基をLED 灯に更新するため、予算を計上させていただいたものであります。

35ページをご覧ください。

5目の文化財保護費につきましては、重要文化的景観家屋の修繕工事が完了したことなど から減額したほか、下段からの5項1目保健体育総務費につきましては、各種大会が中止と なったことから精査したものであります。

36ページをお開きください。

11款災害復旧費は8,357万5,000円の増額です。

1項1目土木施設災害復旧費は7月豪雨に伴う災害復旧工事費といたしまして、沢口勝生線や小清十郎畑線、伏熊長峯線の復旧工事を予定しているほか、関連する用地調査委託料などを計上しております。

2目の河川災害復旧費は、小見地内の地蔵川の土砂排除工事が完了したことから精算するものであります。

2項1目農地、農業用施設災害復旧費は、森ノ宮地区をはじめ、鹿子沢地区、原の半沢地区、月布の穴渕地区の農地や水路などを復旧するものであります。

2目の林道施設災害復旧費の土砂排土等委託料は、実績見込みにより減額するものであります。

13款諸支出金でありますが、3項1目上水道公営企業費は、水道事業会計における営業自粛などによる減収を補塡するため、補助金を追加するものであります。

以上が歳出予算の概要でありますが、8ページにお戻りください。

歳入予算です。

1款町税は、町民税や固定資産税のほか、各税目における滞納繰越分を追加しております。

2款地方譲与税及び8款環境性能割交付金につきましては、前年度の交付実績と本年度の

交付状況を比較しながら、最終的な収入見込額を推計して減額いたしました。

9ページをご覧ください。

12款分担金及び負担金と13款使用料及び手数料につきましては、収入済額と今後の見込額の精査により、それぞれ調整したものであります。

10ページをお開きください。

14款国庫支出金から、15ページ中段の20款諸収入は特定財源であり、歳出予算と決算見込みに基づいて補正をしたものでありますので、個別の説明は省略させていただきます。

この中で、11ページ上段の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、今回の3,200万円の追加を加えて、最終的には、本年度において3億4,690万円の交付を見込んでいます。ソフトからハードまで多種多様な大小37の事業に充当させていただきました。

15ページ下段をご覧ください。

21款町債につきましては、冒頭の第3表地方債補正と、歳出でもご説明しておりますが、 それぞれの事業費を精査したほか、県との協議による同意総額の範囲内で事業間の調整を図っています。

なお、11目の減収補てん債は、コロナの影響で地方消費税交付金が減収となる分を補塡するための起債であります。

以上が、令和2年度大江町一般会計補正予算(第12号)の内容であります。

**〇議長(菊地勝秀君)** 議第25号について、歳入歳出一括して質疑を行います。

なお、発言の際はページ数を明らかにしてください。

8番、伊藤慎一郎君。

- ○8番(伊藤慎一郎君) まず、ページ数が13ページの上段ですけれども、産地生産基盤パワーアップ事業ということで、県に返納するわけなんですけれども、それに続いて、26ページの、これもパワーアップ事業ということで、先ほどちょっと説明ありましたけれども、何でこれは返さなきゃならなくなったか、もうちょっと詳しい説明をお願いします。
- 〇議長(菊地勝秀君) 秋場農林課長。
- ○農林課長(秋場浩幸君) 産地生産基盤パワーアップ事業補助金ということで、325万9,000 円、歳出のほうでは減額としております。先ほどの総務課長の説明の中では、一部補助対象 外となったということでございますけれども、このたび、3件の補助申請をしておりまして、そのうちの1件について、コンバインと米の乾燥機と色彩選別機ということで申請しておっ

たものがあったんですが、そのうち、色彩選別機と乾燥機については、施設と一体となって 設置するものではないかというようなことで、当初の事前の審査といいますか、その際には 大丈夫だというふうなことで申請をしたんですが、その後の国の最後の審査の段階で、これ は施設だというふうな判定がありまして、今回のこの事業にはちょっと合致しないというよ うなことで、その分について取下げをしたために減額になるものでございます。

- 〇議長(菊地勝秀君) 伊藤慎一郎君。
- ○8番(伊藤慎一郎君) 乾燥機と色選が該当しなかったということで、コンバインは該当したということなんですか。それと、その下に事業があるんですけれども、何でそんなにずれたのかなと思うんだけれども、その辺の打合せというか、県とのヒアリングの中でできなかったのかなと思いますけれども、これは結果だからしようがないけれども、それに代わる対策として考えはありますか。
- 〇議長(菊地勝秀君) 秋場農林課長。
- **〇農林課長(秋場浩幸君)** 当然、必要だから申請したわけでありまして、この事業には該当 しなかったわけですけれども、別の事業を検討していきたいというふうに思っております。
- 〇議長(菊地勝秀君) 伊藤慎一郎君。
- ○8番(伊藤慎一郎君) まず、どうもありがとうございます。
  それで、その下の強い農業・担い手づくりもそれと関連するんですか。
- 〇議長(菊地勝秀君) 秋場農林課長。
- ○農林課長(秋場浩幸君) こちらの強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金の減額につきましては、これは昨年の7月の豪雨災害で農機具、機械と施設が被災したものについて、新規購入または修繕というふうな補助金でありまして、これに関しましては、12件ほど申請をしておったのですが、そのうちの新規の購入ということで上げておったんですが、そのうちの4件については、修繕で対応が可能だというふうなことでしたので、その購入分と修繕分の差額について減額するというふうなことでございます。
- 〇議長(菊地勝秀君) 2番、菊地邦弘君。
- ○2番(菊地邦弘君) 24ページ、4款衛生費の予防費の中で、先ほど説明も少しありましたけれども、コロナワクチンに向けてのいろいろ準備段階が入ってくると思うんですけれども、このあたりをもう一度説明いただきたいと思います。
- ○議長(菊地勝秀君) 伊藤健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(伊藤 修君) お答えをいたします。

4款1項2目の予防費の中でございますけれども、大きく分けますと、まずは24ページの下段のほうに会計年度任用職員の報酬と費用弁償がございますが、これは新型コロナウイルス感染症のワクチン接種予約受付を受けるためのオペレーター3人を雇用するための報酬と通勤手当になってございます。

あと、25ページ、需用費、役務費、あとは備品購入費等がございますが、まず最初の需用費につきましては、コロナワクチン関係ということで、集団接種時の消耗品、具体的にはドーナツ枕、あとは膿盆、ペンライト、体温計、あとは静脈路確保用品、輸液セット等を購入するものでございます。あと、その下の印刷製本費については、ワクチン接種予約受付案内の封筒を作成させていただくものでございます。

あと、役務費の通信運搬費につきましては、ワクチンの接種予約受付の電話料ということで、3回線を敷設する予定でございますので、その基本料なり回線工事費を計上させていただきました。

あと、17節の備品購入費につきましては、ワクチン接種時の備品ということで、上腕式の 血圧計とか聴診器等を購入させていただく費用となっております。

以上でございます。

- 〇議長(菊地勝秀君) 菊地邦弘君。
- ○2番(菊地邦弘君) ありがとうございます。

今、新聞、テレビ等でもう刻々と状況が変わってきているような形があるんですけれども、 この町の見通しとかはどのようになっていますでしょうか。

- ○議長(菊地勝秀君) 伊藤健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(伊藤 修君) 新聞報道等でワクチンの供給量について、いろいろなお話が載っているかと思いますけれども、基本的には確定しているものは、今の段階では、山形県に対しては4月の初めに2箱、その次の週2日に分けて10箱という供給量が示されておりまして、4月26の週から、全市町村に対して1箱のワクチンが供給される予定となっております。1箱というと、約975人分、975回分のワクチンであるんですが、今のところ、確実に分かっているのは、その975回分だけの話でございます。

ということで、当初は3月12日頃に接種券を送る予定ではございましたが、当然やっぱり 国のほうでワクチンがなかなか供給できないという状況を加えて、だんだん遅れぎみになっ ていると。

今の段階では、4月の上旬頃から、まずは65歳以上の方を対象に接種券なり、あとはワク

チン接種受付開始のご案内のほうを差し上げて、あとは予約を取っていくような形で進めていきたいと、今の時点では考えているところでございます。

ただ、その後、いつ、どれぐらい供給量があるのかもまだ不明な中ですので、まずはその 4月26の週に入るであろう975回分に向けて、今、作業を進めているところでございます。 以上です。

- 〇議長(菊地勝秀君) 菊地邦弘君。
- **〇2番(菊地邦弘君)** ありがとうございます。

そういうことでありますと、まずは高齢者、65歳以上、医療関係とかもありまして、我々の世代はもっともっと先になるわけですよ。そうすることであれば、今、新生活様式を、ニュースタイルを捉えながら、いろんな行事等、いろいろ動いている中で、課長としては、今後の見通し、大体、例えば、ワクチン接種は大体いつ頃までで全町民に配れるかは分からない状況ですけれども、この生活様式がどれぐらいまで続くのかなという見通しの捉え方はどのように課長は考えておりますか。

- **〇議長(菊地勝秀君**) 伊藤健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(伊藤 修君) 新しい生活様式と言われれば、3密の回避とか、当然、手洗い、うがいとか、そういったところになるかとは思いますけれども、確かにワクチンというのは、今の国策ということで皆さんの健康のリスクを軽減するとか、あとは、当然、医療従事者への負荷の軽減、あとは、地域経済の発展のためにというか、再生のためにどうしても必要だということで、一生懸命頑張っていくところではあるかとは思うんですけれども、やっぱり今の段階では、とにかく供給量が分からないので、さっきも言ったとおり、4月26の週に1箱入るぐらいしか分かっていないので、その後、順次継続的になっていけば、皆さんが接種できるという状況で、私の今の考え方では、10月末ぐらいまでには、11月とか、その辺までには町民の方が全員、定期的に供給量があればの話でございますけれども、終わるのではないかとは思っております。

ただ、そこにはブランクがあるわけなので、やっぱり打っていない方に関しては、中には 打っている方もいらっしゃるかもしれませんけれども、それは当然、今年1年間ぐらいは、 当然、新しい生活様式にのっとって、やっぱり感染予防対策にそれぞれが努めていただくの が一番ベストなのかなと思っているところでございます。

- 〇議長(菊地勝秀君) 1番、橋本彩子さん。
- **〇1番(橋本彩子君)** 1番、橋本です。

6ページ、繰越明許費から、総務管理費のホームページ改修事業、リモートワーク体制構築事業についてお伺いいたします。

ホームページ改修事業については、私も一般質問しまして、3月頃を目安にというふうに お聞きしていました。繰越しされるということで、今のところの現状の進捗状況をお聞きし たいと思います。あと、リモートワークについても、どのような状況か教えてください。

- 〇議長(菊地勝秀君) 五十嵐総務課長。
- ○総務課長(五十嵐大朗君) 繰越明許費のご質問です。

まず、ホームページの改修事業につきましては、予定どおり、ホームページの更新そのものは、3月、今月末をめどに進めてもらうよう考えております。ただ、このホームページをリニューアルするに当たりまして、情報の更新が遅いという問題がありました。それを解消するために、これまでは、それぞれの情報を総務課にいただいて、担当職員が更新していたわけですが、それをスピード感を持って直すために、各課のほうで更新の作業に入れるようにしたいと考えております。そのレクチャーといいますか、その作業については、4月の人事異動がなってからしたいと思っておりますので、念のためといいますか、事業そのものが完了しませんので、そのレクチャーも委託に入っておりますので、繰越明許費を設定させていただくというようなものであります。できれば連休明け、遅くとも第1四半期、7月頃には更新をしたいというふうに考えているところです。

もう一つ、リモートワークの体制構築事業につきましても、こちら、職員の在宅リモートワークを進めるための事業でありますけれども、パソコンそのものの購入は既に終わっております。パソコンを職員の自宅のほうから役場にアクセスして、それで操作できるような遠隔操作のシステムになるわけですが、それの体制構築につきましては、補正予算でこれまで計上しているんですけれども、その事業の中身的に、非常に特殊な作業なものですから、入札できません。随契で2者から見積りをいただいておりますが、当初は金額が安いほうの業者を想定しておりましたが、よくよく話を聞きますと、2年度以降も費用が発生するというふうなことになりまして、もう1者のほうが、今回、追加、歳出のほうでさせていただいておりますけれども、それをすれば、本年度で完結すると。加えて、今年については、コロナの地方創生臨時交付金を充てられるものですから、そういった費用的な面からも今回、歳出のほうで追加させていただいて、繰越しをさせていただきたいというふうに考えているところです。

#### 〇議長(菊地勝秀君) 橋本彩子さん。

○1番(橋本彩子君) ホームページ改修については、もうほとんど中身はできているけれども、情報を更新するためにということですね。各課で更新できるようになるのはすごくいいことだと思いますので、焦らずに、ぜひともゆっくりでいいので、しっかりとした改修をしていただきたいと思います。

また、在宅ワークについても、今のお話をお聞きして、すごくいいと思いましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

- ○議長(菊地勝秀君) 3番、藤野広美さん。
- O3番(藤野広美君) 3番、藤野です。

先ほどの菊地議員のに関連という形になりますけれども、24ページの4款1項2目の1節報酬の会計年度任用職員報酬22万2,000円なんですけれども、コロナワクチン接種に合わせてというふうにお聞きしたと思いますけれども、内容をもう少し詳しく教えていただければと思います。

- ○議長(菊地勝秀君) 伊藤健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(伊藤 修君)** 24ページの会計年度任用職員の報酬の関係でございますか。 これは先ほどもお話ししたとおり、今回のコロナウイルスのワクチン接種に当たっては、役 場庁舎内にオペレーターを設置いたしまして、3人の方で対応したいと思っているところで ございます。

今回は補正予算でございますので、今回の期間は3月15日から3月31日までの任用職員の報酬となっているところでございます。

行政報告でも申し上げましたけれども、予約の受付だけではなくて、やっぱり町民の方、接種に当たっては様々な心配事があるかと思いますので、そういったところについてはお答えをしながら、あと、なかなか難しい課題については県のほうと相談をしながら、丁寧に町民の方にお知らせをしていきたいというふうに考えているところでございます。

- 〇議長(菊地勝秀君) 藤野広美さん。
- ○3番(藤野広美君) 今、3月31までというふうにお聞きしたと思いますけれども、今、課長おっしゃったように、ワクチン接種についてはどうなるんだという町民の方が結構いらっしゃるんです。先ほども、見通しがなかなかつかない状態が続くようだというふうにお答えいただいたと思いますので、今後もやっぱり町民の方の不安にお答えするような機会をぜひつくっていただいて、期限が来たから、これで終わりというふうにないような、親切丁寧な応対をしていただきたいなと思います。

以上です。

〇議長(菊地勝秀君) ほかに。

伊藤慎一郎君。

○8番(伊藤慎一郎君) 26ページの9目の農地利用調整事業についてお伺いいたします。

農用地流動化奨励事業ということで、210万ほど減額になっておりますが、農地流動が進んでいないというのが現状かなと思って、予算立てた割に農地が流動しなかったという要因になると思いますが、今年度は大体どのくらいの農地が流動したのか、それから、今現在、例えば貸し借り関係について、1反当たり、10アール当たりどのくらいになっているか、お願いします。

- 〇議長(菊地勝秀君) 秋場農林課長。
- ○農林課長(秋場浩幸君) 2年度中の見込みも含めてでありますけれども、報告した集積内容は53件の平米で言うと12万7,123平米ですので、12.7~クタールになりますかね、が2年度での集積の見込みも含めてでございます。1件当たり、出し手と受け手とでそれぞれ10アール当たりの金額が、受け手のほうがたしか10アール当たり1万5,000円で、認定農業者であれば7,000円の加算ということでございます。
- 〇議長(菊地勝秀君) 伊藤慎一郎君。
- ○8番(伊藤慎一郎君) 出し手のほうも幾らかもらえるというか、あるんですね。あと、それから、だんだんと今、農地が増えている状態なので、空いてくるというか、恐らく、貸手のほうが多くなっているんじゃないかなと思いますけれども、貸手と受け手の関係というものは今現在どうなっているか、お願いします。
- 〇議長(菊地勝秀君) 秋場農林課長。
- ○農林課長(秋場浩幸君) 出し手のほうは10アール当たり5,000円だったと思います。今、なかなか、出し手といいますか、貸したいという方はかなりいるわけですけれども、なかなかやっぱり貸したい土地というのは、やっぱり、どうしても条件の悪い土地になってしまう。借りたい方は条件のいいところを借りたいというようなことから、やはりそこら辺がうまくマッチしないのかなというふうな状況になっているのかなというふうに思っております。
- 〇議長(菊地勝秀君) 伊藤慎一郎君。
- ○8番(伊藤慎一郎君) どうもありがとうございます。

やっぱり条件が悪いところは、当然、借手もいなくなるんじゃないかなと思いますし、出 すほうは、とにかくどうしようもないからお願いしますという形になると思います。 それで、条件などを整備するために、例えば、今現在、農道がないような不便地みたいな ところに対して、これからはある程度対策してもらって、その辺もしていかないと、いい農 地だったら、条件の整備をやっていってもらえたらと思います。

あと、新規就農なんかも一つの方法でありますので、農業を営む、希望する方の募集など にこれからも一生懸命励んでもらいたいと思います。

以上です。

- 〇議長(菊地勝秀君) 宇津江雅人君。
- **○7番(宇津江雅人君)** 27ページの農林関係について質問したいと思います。

6款2項2目の24節森林環境譲与税基金ということであります。環境譲与税につきましては、私のほうで2年ほど前、一般質問でいろいろと質問させていただいたんですが、その結果、当初は約600万ぐらい、国のほうから入ったと思っております。この基金も元年度から開始しまして、現在は400万ほど基金があるというふうに伺っております。それで、このたびも、2年度の予算では407万を基金として予算計上されております。さらに、額は小さいけれども、このたびは補正で24万ぐらいと。

この環境譲与税につきましては、年々増えていくというふうに伺っております。何年か先、 10年先頃には2,000万以上の譲与税が入るのではないかと思います。

そこで、この基金ですけれども、毎年積んでいくと思うんですが、最終的にどのぐらいの 金額を目標としておられるか、お伺いしたいと思います。

- ○議長(菊地勝秀君) 秋場農林課長。
- ○農林課長(秋場浩幸君) 森林環境譲与税の積立金でございますけれども、今年度末には大体430万ぐらいにはなるんですけれども、毎年少しずつ積立てを、これから譲与税額が増えていけば、その分を積み立てながらというふうになりますけれども、意向調査をして、町に管理を委託されるものについては、業者が利益が上がらないということで、受けてもらわない分については、町が整備をすることになりますので、その整備費用として積立金を使うというふうなことになろうかと思います。

ただ、まだちょっとどれぐらいの整備費用がかかるかというのがちょっとはっきりしませんので、どれぐらいかというのがちょっと金額的には申し上げられないんですけれども、いずれ実施しなければならない、町に委託された森林の整備費用として積立てしていきたいというふうに思っております。

○議長(菊地勝秀君) 7番、宇津江雅人君。

○7番(宇津江雅人君) 具体的にはどのぐらいかということはまだ分からないということでございますので、ただ、私が2年ほど前、質問で聞いたところでは、この環境譲与税の使用の一部として、町の森林所有者のいわゆる森林状況を、ドローンを使いまして、ドローンで上空から撮影して、所有者の森林状況、こういったものを業者に委託して撮影しているというようなことをお聞きしております。

それで、町の森林面積の何%ぐらい終わっているのかお伺いしたいと思います。ドローン を活用した調査ですね。

- 〇議長(菊地勝秀君) 秋場農林課長。
- ○農林課長(秋場浩幸君) ドローンを使っての調査ということで、これは資源量調査について、ドローンを飛ばして調査をしております。昨年度が38へクタール分、今年度は31へクタール分ですので、69へクタール分について、今年度まで調査を終えております。
- 〇議長(菊地勝秀君) 宇津江雅人君。
- ○7番(宇津江雅人君) 3問目の質問でありますので、この環境譲与税という、その使い方の道として、目的として挙げられたのは、例えば、森林所有者が間伐を行う場合とか、それから、木を伐採するときの森林の作業道が必要なわけですね。そういった作業道にかかる費用とか、あるいは、なかなか後継者がいないということもありまして、担い手の育成、こういったことにあてがわれる部分もあるというふうにお伺いしています。

したがいまして、林業に携わる方々にある程度恩恵があってもしかるべきじゃないかと思いますが、その辺のところをお願いしたいと思います。

あと、それにプラスして、地域おこし協力隊というのは各分野にいろいろ来ておられますけれども、林業関係についても、もし地域おこし協力隊、こういった七軒地区に1名の方当たり募集などどうかと思いますが、以上2件お願いします。

- 〇議長(菊地勝秀君) 秋場農林課長。
- O農林課長(秋場浩幸君) 間伐などの事業についてもというようなことでございますけれど も、今年度までは調査費用というものに主に予算を計上しておりましたが、令和3年度の予 算には森林整備に対する補助金などもこの森林環境譲与税を使って実施するというふうなこ とで計上をしております。

あと、林業に関する地域おこし協力隊ということでございますけれども、林業のどういった業務をしてもらうかというふうなこともあるかと思います。かなり特殊な業種でありますし、危険も伴うというふうなこともありますので、どういった内容で業務をお願いするかと

いうことにもよるとは思いますけれども、現在のところはちょっと考えていないんですが、 先ほど議員もおっしゃったように、担い手の育成というものにも、この譲与税を活用できま すので、検討してまいりたいと思います。

- 〇議長(菊地勝秀君) 6番、毛利登志浩君。
- ○6番(毛利登志浩君) 農林課長がかなりしゃべっておりますが、私も農林課長に質問したいと思います。

ページ数が26ページ、農地費の負担金、補助及び交付金が820万円の減額になっております。農地費全体で約半分の減額ということになっておりますけれども、町単独土地改良事業の補助金なんですが、これは災害を含めてかどうか分かりませんが、この820万というのは予算額の半分ぐらい減額したというふうな、まず理由をお聞かせください。

それから、林業費の6款2項2目の21節の補塡、補償関係で558万5,000円というふうな、 これも減額になっております。いわゆる農道や林道の工事の中での物件補償というふうに理 解しているんですが、この内容もちょっとお聞かせ願いたい。

それから、建設課長にお伺いしますけれども、衛生費の中の合併浄化槽関係ですが、25ページの排水処理施設の中で、これも1,200万の予算のうち820万の減額ということで、3分の2を減額しているということになるわけでございます。当然、当初予算を編成する段階で、ある程度の申込みの状況を踏まえて予算化しているというふうに思うんですが、なぜ、こういうふうな3分の2も減額しなければならないのかなということの理由をお聞きかせください。

以上3点。

- 〇議長(菊地勝秀君) 秋場農林課長。
- ○農林課長(秋場浩幸君) それでは、まず1点目の農地費の820万の減額、町単独土地改良事業補助金につきましては、昨年7月の豪雨災害関係でありまして、当初予算は当然、災害が起こるなんてことは想定しておりませんので、50万と、6号の専決、8号の補正と。9号でマイナス1,000万、今回マイナス820万ということで、最大7,500万ほど災害復旧補助金ということで見込んでおったんですが、その後、精査によってというか、意外と復旧費がかからなかったというふうなことで、9号補正で1,000万減額、このたび、最終精算という形で820万の減額で、これについては、この部分については、最終的には5,700万程度の補助金で済むのではないかということで見込んでおるところであります。

あと、6款2項2目の補償、補塡及び賠償金、物件補償費ということで、議員がおっしゃ

ったように、林道沢口道海線の立木補償の分でありましたけれども、今回、補償するところまで工事が予算の関係で行かなかったということと、今回、補償するところについて、共有林でありまして、やはりどうしても共有者の相続関係がまだ未相続であったりというようなことで、そちらの整理をちょっとできなかったというふうなことから、今回は減額するということでございます。

- ○議長(菊地勝秀君) 櫻井建設水道課長。
- **〇建設水道課長(櫻井洋志君)** 25ページの4款1項5目排水処理費の補助金の関係でございますが、今年度当初の見込みで、合併処理浄化槽の補助金については15基というようなことで予定をしておりました。

あと、浄化槽整備促進事業補助金についても13基というようなことでの予定をしておったわけなんですけれども、かなり今年度については、住宅の新築、あるいは改築というようなことでの件数が少なかったというふうに感じております。これも、コロナの関係なのかなというようなことではちょっと考えているところなんですけれども、そういった意味で、実績としては、合併処理浄化槽の補助金が5基、浄化槽の補助金については、こちらも5基ですね、というような実績になってしまったというようなことで、12月あたりでの減額補正もちょっと考えたんですけれども、今後どういった形で推移するのかもちょっと見通し立たないというようなことで、ちょっと今回の減額というような形にさせていただいたところです。以上でございます。

- 〇議長(菊地勝秀君) 毛利登志浩君。
- ○6番(毛利登志浩君) 町単独土地改良補助金の820万というのは、予想したよりもお金がかからなかったというふうな理解をするわけですが、物件補償費の558万5,000円というのは、当初で見込んで、沢口道海線の林道の工事をやるというふうなことで補償費というふうなことがあると思うので、見積り、設計の段階でこういうふうにかかるんだと。それで、来年やらないということではないと思うんだけれども、この558万5,000円というものを必ず来年やらなければならない事業だとすれば、これは繰越明許の手続を取って、繰り越すべきだというふうに私は思うんだけれども、総務課長、どう思いますか。
- 〇議長(菊地勝秀君) 五十嵐総務課長。
- ○総務課長(五十嵐大朗君) おっしゃるとおり、この事業の進捗が見込めるのであれば、繰越し設定をすべきかと思いますけれども、今現状、私把握していないので、ちょっと何とも申し上げようがございません。

- 〇議長(菊地勝秀君) 秋場農林課長。
- ○農林課長(秋場浩幸君) 先ほども申し上げましたように、共有林ということで、かなり多くの共有者がいるわけで、それぞれの相続権のある方々を特定をしなくちゃならないというふうなことで、かなり時間を要するであろうというふうに考えておりまして、今、沢口道海線の終点側からと、起点側からと両方で工事を実施しておりまして、共有林のほうは終点側の開設工事の部分にはなるんですけれども、その分、相続関係の特定に時間を要することから、その分については、起点側のほうを延ばして、先にそちらを工事を実施するということで、こちらの共有林のほうはちょっと特定するのに時間を要するというようなことでございます。
- 〇議長(菊地勝秀君) 毛利登志浩君。
- ○6番(毛利登志浩君) ということは、令和3年度の予算書をよく精査していないんですが、 そこの部分からは、3年度の部分からは、この物件補償は計上していないというふうなこと で、ここの部分の事業の物件関係は4年度以降に延びるというふうに解釈してよろしいのか どうか。

それから、合併処理浄化槽の予算の計上の仕方なんだけれども、毎年この程度だろうというふうな概算の予算計上というのは、ちょっと私から言わせると、丼ではないかなというふうに思うんですよね。だから、ある程度、今年の12月頃から、見込みというか、利用する方の把握をもっと十分にしておくべきだなというふうに思うんですが、どう考えますか。

- ○議長(菊地勝秀君) 秋場農林課長。
- ○農林課長(秋場浩幸君) この部分については、令和4年度以降というふうに考えております。
- 〇議長(菊地勝秀君) 建設水道課長。
- **〇建設水道課長(櫻井洋志君)** 実績にできるだけ近いような補助の基数というようなことで、 議員のおっしゃるとおりなのかなというように感じております。合併処理浄化槽については、 国のほうの計画などもあり、その目標に対してどういった形で推移させるのかというような ことも含めて、当初予算のほうで基数のほうを調整させていただいているところもあります ので、その辺の実績見込みというようなことも含めて、今後は検討していく必要があるかな というふうに感じました。

以上です。

○議長(菊地勝秀君) 2時15分まで休憩します。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時15分

○議長(菊地勝秀君) 休憩を閉じ、会議を再開します。

議第25号の質疑を続けます。

5番、関野幸一君。

**〇5番(関野幸一君)** まず最初に、20ページの交流ステーション費の工事請負費の中から質問させていただきたいと思います。

ここでも工事の完了ということで、大きく444万1,000円ほどの減になっておりますが、多分、私の記憶が間違いなければ、交流ステーションの空調関係の工事だと思っております。 空調関係の工事で、このように大きな減額というか、不用額が出るというのはどういうふうな内容だったのか確認したいと思います。

次は、32ページ、これも大きく減額になっております。小学校施設の工事請負費の中で、 ここでも435万ほど大きな減額になっておりますが、これもどのような工事の内容だったか ということをいま一度お聞きしたいと思います。

続いて、35ページ、文化財保護費の中で、文化的景観整備事業補助金ということで194万 1,000円、これも減額になっております。これも景観事業で、例えば建物の改修とか施設の 改修などに使われる多分補助金だと思っておりますが、どのような事業でその事業はやらな くなったのか、また、どういう理由でこれだけの減額になったのか、それぞれ説明をお願い します。

- 〇議長(菊地勝秀君) 最初に、鈴木政策推進課長。
- 〇政策推進課長(鈴木利通君) 20ページ、2款1項8目交流ステーション費の中の14節工事 請負費、交流ステーション改修工事費の減額の444万1,000円の中身について、ご説明をした いと思います。

交流ステーション改修工事費、この444万1,000円の中には、今、議員おっしゃったとおり、 冷暖房設備更新工事費がございます。あと、網戸設置工事、あと、事務室の冷房設置工事と いうことで3本工事費がございます。一番大きいのが、一番最初に申しました冷暖房設備更 新工事でございます。こちらにつきましては、今現在、交流ステーションについては、半分 がガスヒートポンプ方式、古いほうについては、今回、更新した工事については、灯油式からガスヒートポンプに更新するということの空調設備の更新工事でございます。こちらのほうにつきましては、予算額に対しまして、予算額が980万円で予算計上しておりますけれども、実際の工事費については539万円ということで入札をした結果、このような形になってございます。落札率にしますと、設計額に対する落札率にしますと、56%程度というような入札結果で、請け差が出たことによる減額という形で今回補正させていただいたところでございます。

以上です。

- 〇議長(菊地勝秀君) 続いて、西田教育文化課長。
- **〇教育文化課長(西田正広君)** お答えさせていただきます。

32ページ、小学校施設整備工事費435万円の減額につきましては、この中には、左沢小学校のトイレ改修、それから左沢小学校、本郷東小学校の校内通信のネットワーク工事整備、それから、本郷東小学校のジャングルジムの設置工事などが含まれるものでございます。

事業精査といいますか、契約請け差によりまして、左沢小学校のトイレ工事、請け差のほうで283万ほど出ております。それから、小学校ネットワーク整備のほうにつきましては、2つの学校で150万程度、それから、ジャングルジムにつきましては2万2,000円ほどの不用額が出ているということの精査の減額でございます。

続きまして、文化的景観のほう、35ページになります。こちらのほうに関しましては、令和2年度の工事を行ったのが林武一郎商店さん、それから御免町の富士屋さん、それから清野家さんの3本の工事になります。それぞれ、林武一郎さんにつきましては、劣化した屋根の修繕でありますとか、富士屋さんについては、道路側の木塀の工事でありますとか、清野家さんにつきましては、米蔵、それから、外のトイレの改修などを行いまして、事業精査によりまして、すみません、事業3件で1,483万の事業費になってございます。これに対して、町の補助金が1,200万ちょっと出ておりますので、不用額といたしまして194万1,000円減額させていただいたということでございます。

以上です。

- 〇議長(菊地勝秀君) 5番、関野幸一君。
- ○5番(関野幸一君) 交流ステーションのほうは入札に、一番大きい部分が空調関係だと、 課長の話なんですけれども、980万の予定額に対して539万ぐらいの入札だったと。そういう 場合は、あまりにも請け差が大きいというか、積算というのが一体どういうふうにやってい

てその入札になるのか、私も詳しくは分からないんですけれども、あまりにも当初の設定した金額から入札の金額が低いということになると、これは町のためにいいことなのか、予算的にはいいことだと思うんですけれども、設備的にはどうなのかということもちょっと考えなきゃならないんじゃないかなと思います。

ここで1つあるんですけれども、交流ステーションの空調の工事というのは、もう全て今回の工事で終わったということなのか、それとも、またしなきゃならないところが残っているのかということもあるので、もし、こういうふうな予算で入札が半分ぐらいの入札であれば、もうそこのところで、本来は議会にかけないといけないと思うんですけれども、もう追加で全部終わらすような、改修を終わらすような形ができなかったのかなということをお聞きしたいと思います。

あと、小学校に関しても、やっぱり同じような形で、請け差というのがあまりにも大きいんじゃないかなということもあるので、その辺のところは今後注意していただきたいと思っております。

次の文化的景観に関しては、個人のお宅でもありますし、様々な工事をやっていく中で、 当初の予算と変わってくる部分はあると思いますが、こちらのほうは納得できると思います けれども、上の2件に関しては、ちょっとなかなか難しいかなというのがあると思いますけ れども、再度説明をお願いします。

- 〇議長(菊地勝秀君) 鈴木政策推進課長。
- 〇政策推進課長(鈴木利通君) お答えしたいと思います。

一般的に、入札にかけて、入札を行えば、当然落札率が出てくるというような状況がございます。うちの町については、今現在のところ、最低落札制度が導入されていないというような状況がございます。こちらのほうについては、総務課を中心として、今後の入札制度の在り方については、今現在検討しているのかなというふうに考えているところでございます。今回の交流ステーションの工事につきましては、政策推進課で発注しましたけれども、なかなか建物設備の専門家がいないということがありまして、今回の工事については、設計から工事、管理まで委託して、設計会社さんのほうから全て管理をお願いしているところでご

ざいますので、そちらのほうについては、全て管理業者さん、管理をお願いした設計屋さんが確認の上、施工していただいているというような部分がございますので、あとは、当然町のほうでも検査して、きちんと施工されていたというような部分を確認しておりますので、そちらのほうは間違いなく工事は行っていただいたというふうに町では考えているところで

ございます。

あとは、交流ステーションの冷暖房設備、空調関係につきましては、今回で半分終わりま したので、今のところ、全部ガスヒートポンプの形式で工事を行ったというふうに理解して いただいて結構だというふうに思っております。

以上です。

- 〇議長(菊地勝秀君) 西田教育文化課長。
- ○教育文化課長(西田正広君) お答えいたします。

令和2年度の予算を計上するに当たって、特に、今回、左沢小学校のトイレにつきましては、我々が考えていた金額で当初出させていただいたんですが、その後、設計を発注する段階になりまして、設計屋さんといろいろ相談させていただいて、これまでと同じ数のトイレ、小便、大便器、それぞれ同じ数を考えていたのですが、今後の少子化などを考えますと、同じ数は必要ないだろうということで、大きく減らしたりしたことが原因でございますので、今回の予算執行については適切に執行されたものというふうに考えているところでございます。

以上です。

- 〇議長(菊地勝秀君) 5番、関野幸一君。
- **〇5番(関野幸一君)** ありがとうございます。

今、鈴木課長のほうからお話あった中で、ちょっと町の最低落札価格が設定ない町だということが言われました。大体、多分入札額というのはどこの市町村でも8割、頑張っても7割ぐらいかなというのが、ほかの市町村では聞いております。その中で、やはりこの50%近いというのは、やはりちょっとなかなかないんじゃないかなと思いますので、今、総務課のほうと今後の入札金額とかの在り方について話を進めているということであるならば、やはりその最低落札価格というものをきちんと決めたような落札を今後やっていただきたいと思っております。これは質問と内容がちょっと違ってしまいましたけれども、申し訳ありません。

小学校に関しても、今、課長のほうから、当初のやつだと、今の子どもの数に合わせてだったんですけれども、今後、少子化になるということでの便器の数は減らしていくという話なんですけれども、減らしていくのは大変結構なんですけれども、今現状、それで対応できるということでの減らしていく決断、考えだったのか、それとも、今後減るから減らしたんだということなのか、その辺のところを、減らしても十分今の子ども数で間に合うというこ

とでの減らしたということでの理解でよろしいんですよね。

- 〇議長(菊地勝秀君) 西田教育文化課長。
- **〇教育文化課長(西田正広君)** 大変失礼いたしました。

おっしゃるとおり、現状にまず対応させていただいて、今後の少子化を見越した工事ということでさせていただいたものでございます。

- 〇議長(菊地勝秀君) 8番、伊藤慎一郎君。
- ○8番(伊藤慎一郎君) ページ数は28ページ、道路新設改良費の中で、負担金、補助及び交付金について質問したいと思います。

県道改良工事負担金追加ですが、仕事が順調に進んで、むしろ逆に進んだから、こういった補助金の追加ということだろうと理解していいのかなと思います。それで、ここには沢口の工事だと先ほどちょっとお聞きしましたが、今現在、月布橋も工事をやっているので、その工事に対しても大江町の負担が得られるのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

- ○議長(菊地勝秀君) 櫻井建設水道課長。
- ○建設水道課長(櫻井洋志君) 28ページ、8款2項4目の18節負担金の関係です。県道改良工事の負担金282万6,000円でございますが、県道のほう、大江西川線の工事、当然、月布橋のほうも含めての工事で、事業費の10分の1を負担するというようなことで対応させていただいております。

そのほか、県道関係の側溝整備、こちらのほうの負担金ということでも10分の1というようなことで出しておりまして、その合計として832万6,000円というようなことになりますので、今回ちょっと追加をさせていただいたというようなことです。月布のほうの橋も含まれているというような内容になっております。

以上です。

- 〇議長(菊地勝秀君) 伊藤慎一郎君。
- ○8番(伊藤慎一郎君) どうもありがとうございます。

そうしますと、順調に橋が進んでいるのかなと考えられますが、これからの進捗状況とい うのか、まだ完成まではちょっと予想立たないか分からないんですけれども、今現在やって いる月布橋と沢口の道路改良工事について、進捗状況をよろしくお願いします。

- ○議長(菊地勝秀君) 櫻井建設水道課長。
- **〇建設水道課長(櫻井洋志君)** 最終的な見通しというようなことになるかと思いますけれど も、いろいろ県のほうの事業の担当とも話している中で、災害のほうも起きているというよ

うなことも含めて、ちょっと延びるようなことも聞いております。令和6年度あたりには完成するんじゃないかなとは思っておりますが、その辺、ちょっと県のほうとしても、見通し、はっきりとしたところまではなかなか言えないというような状況、予算のつき具合ということもあるかと思いますが、そのような状況で進めて、やれるだけはやっていくと、早めにしていくというようなことはお答えいただいているわけなんですけれども、はっきりとした終期までということは、ちょっと具体的なところまではお聞きできていないというふうな状況でございます。

- 〇議長(菊地勝秀君) 伊藤慎一郎君。
- ○8番(伊藤慎一郎君) 沢口のほうは若干かかると思いますが、月布橋、今現在やっている 工事は作業分からないの。例えば、今半分しか橋台つくっていないんですけれども、あれの 完成というのは予定立たないんですか。
- 〇議長(菊地勝秀君) 建設水道課長。
- ○建設水道課長(櫻井洋志君) そちらのほうについては、橋台、今年度、向こう側、西側のほうの橋台をつくったわけなんですけれども、来年度、令和3年度については、こちら側、東側の橋台、その次、今度は橋を架けていくというような工事になっていくというようなことではお聞きしておりますが、最終的な部分、ちょっと予算との、県のほうの予算との絡みの中で頑張ってやりたいというようなお話は聞いておりますが、最終的な出来上がり、竣工という部分では、まだいつになるのかということでのはっきりとした回答まではいただいておりませんので、ご理解いただきたいなと思います。
- ○議長(菊地勝秀君) ほかに質疑ありませんか。
  櫻井和彦君。
- 〇4番(櫻井和彦君) 4番、櫻井です。

20ページ、2款1項8目交流ステーション費の中の改修工事、先ほどの関野議員との関連です。

文化的景観など工事をやるのに特別な技術とか知識があるとか、小学校のトイレのように 見積りをしたけれども、必要数が変更になって、修理代、工事費が安くなったというのは理 解できるんですけれども、決まったものを決まったとおりに指定した性能のものを設置する のに、1,000万かかるところを550万ぐらいで上がってしまったというのはいかがなものかと。 先ほど言われた最低落札価格じゃなくて、見積り、積算そのものに何か問題はなかったの か、見積りが甘かったのではないか。例えば、1,000万かかるというところを実際にやった ら550万で上がりました。最初から550万だったかもしれないし、もしかして、見積りが 1,000万として、入札金額か95%ぐらいで950万で上がりましたといった場合には、400万無 駄な出費をすることになると思うんですよね。そこら辺の入札に当たっての積算の仕方、見 積りの仕方について問題はなかったのかということをお伺いしたいと思います。

- 〇議長(菊地勝秀君) 鈴木政策推進課長。
- ○政策推進課長(鈴木利通君) お答えしたいと思います。

先ほどお話し申し上げましたけれども、見積り、積算につきましては、専門の設計業者さんのほうに見積り、設計までお願いしております。見積りについては適正に行っていただいて、設計をつくっていただいたというふうなことで、町としては考えております。結果的に、入札を行った結果、このような金額で落札になったというようなことで、今回は発注させていただいたところでございます。

以上です。

- O議長(菊地勝秀君) 4番、櫻井和彦君。
- ○4番(櫻井和彦君) その設計を依頼したところと、今回、入札価格の間で、何でそれだけの開きが出たかということを検証する必要はないのですか。これがもし見積りそのものがまずいのであれば、新年度予算で出したやつがこれだけの乖離があるということの疑問が生じることにはならないでしょうか。
- 〇議長(菊地勝秀君) 鈴木政策推進課長。
- **〇政策推進課長(鈴木利通君)** 当然、担当のほうでもチェックを行って、積算の単価がございますので、そちらのほうを正常に見積もっていただいて、設計価格をつくっていただいたと、設計業者さんのほうからつくっていただいたと。あくまでも入札をした結果と町のほうでは考えてございます。

ただ、入札した業者さんは、当然町のほうで指名競争入札ですので、指名した業者さん、 今回は5者の入札を行った結果ですので、競争性が働いたものだというようなことで町のほ うでは考えているところでございます。

以上です。

- 〇議長(菊地勝秀君) 櫻井和彦君。
- ○4番(櫻井和彦君) 5者のそれぞれ、もう金額的には大体似たような金額でなっているんですかね。5者、一番安いところで落札すると思うんですよね。高いところに落札させることはないと思うんですけれども、5者でその金額の差が大分あるか、それとも似たようなと

ころでやっているか。似たようなところでやっていれば、最初の見積りとはやっぱり乖離しているということになりますよね。だから、その点をよく分析していただいて、新年度予算の執行計画に当たり、なるべく緊縮予算で無駄のないような計画を立てなきゃいけないと思うんですよね。結局、最後には、先ほど言ったとおり、550万で上がるところを1,000万で見積り出して、950万で落札したといったら、やっぱり400万損する、そういうやつがいっぱいたまって、積み重ねれば、町に損害を与えるということになりかねないんですよね。その点、よく勉強していただきたいなということであります。よろしくお願いします。返答欲しいです。

- 〇議長(菊地勝秀君) 鈴木政策推進課長。
- ○政策推進課長(鈴木利通君) 今、議員がおっしゃったとおり、当然、来年度予算案の中にも、工事あるいは様々な設備の工事等々が予算を計上してございます。当然、ある程度見積りについては正しい形でしないと、町に対する予算ですので、限りがございますので、様々なところに影響を与えるというような、小さいところが集まれば、当然大きくなってくるというような部分もございますので、その辺のところを頭に置きながら、精査した形で今後とも頑張っていきたいなと、予算のほうは計上していきたいというふうに考えております。以上です。
- ○議長(菊地勝秀君) ほかに質疑ございませんか。3番、藤野広美さん。
- ○3番(藤野広美君) 3番、藤野です。

36ページの11款1項1目14節工事請負費の中で、災害復旧工事費7,432万5,000円の増になっているかと思いますけれども、この増の内訳、箇所を教えていただきたいということと、今年度、復旧工事は全部で何か所の工事を行ったかということと、繰越しもあるというふうにお聞きしていると思いますので、繰越しは何か所あるのかお伺いしたいと思います。

- **〇議長(菊地勝秀君)** 櫻井建設水道課長。
- ○建設水道課長(櫻井洋志君) 11款災害の復旧工事の7,432万5,000円の内容でございます。 今年度工事した箇所につきまして最初に申し上げたいと思いますが、中学校前の諏訪堂中山 線、一部応急本工事というような形で片側の開通まで至りました。その後、全部完成させる ということで発注をしております。今現在、大雪というようなこともあって、工事がストッ プしている状態ではありますが、来年度も引き続き工事をするというような路線でございま す。

それと、小見下道線、小見地内でございますが、そちらについては、地蔵川、河川災害の地蔵川、こちらのほうと一緒に土砂の撤去はしてございます。工事については来年度繰越しというような形の中で進めさせていただく予定としております。そのほか、今回につきましては、小清十郎畑線、こちらのほうを予算を取らせていただいた関係、あと、伏熊長峯線、それと沢口勝生線、こちらのほうも繰越対応になりますが、予算を取らせていただいたというようなこと、あと、前回12月、予算を取らせていただいております沢口柳川旧道線というようなことで、6路線の予算というようなことでの内容となっております。よろしくお願いいたします。

- **〇議長(菊地勝秀君)** 藤野広美さん。
- ○3番(藤野広美君) 今、6路線が繰越しとなるというふうにお聞きしたと思いますけれど も、繰越しとなると、契約等も今年度から工事の着工とか、工事の終わり、期限というもの が変更という形になって、契約になると思うんですけれども、それはもう既に済んでいるの でしょうか。
- 〇議長(菊地勝秀君) 建設水道課長。
- **〇建設水道課長(櫻井洋志君)** こちらのほうの繰越しについては、今回の補正予算の中で繰越承認をいただくというようなことも含めて、あと、国のほうの繰越承認のほうがちょっとまだ来ていないというようなこともありますので、そちらのほうの国の承認が届き次第、繰越しの手続はさせていただくというようなことで考えております。
- ○議長(菊地勝秀君) ほかにございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) これで質疑を終わります。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) 討論なしと認め、採決します。

議第25号 令和2年度大江町一般会計補正予算(第12号)、これを原案のとおり決定する ことに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(菊地勝秀君) 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎議第26号の説明、質疑、討論、採決

○議長(菊地勝秀君) 日程第24、議第26号 令和2年度大江町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

阿部税務町民課長。

○税務町民課長(阿部美代子君) 議第26号 令和2年度大江町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の詳細についてご説明いたします。

補正予算書の歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、7ページ をお開きください。

1 款総務費のうち1項総務管理費、2項徴税費、3項運営協議会費と、次の8ページの4項趣旨普及費については、人件費やシステム改修業務などの事業実績を見込み、減額または追加補正するものでございます。

2款保険給付費のうち1項療養諸費、2項高額療養費、次の9ページ、4項出産育児諸費、 6項傷病手当諸費は、今年度の支給実績及び今後の所要見込みにより、追加補正、または減 額するものでございます。

10ページをご覧ください。

5款1項1目保健衛生普及費は、新型コロナウイルス感染症の影響により、健康づくり講演会などの催しが開催できなかったことにより減額するものです。

5款1項2目疾病予防費は、町民の温泉利用による健康づくりを支援するさわやか健康づくり推進事業補助金について、事業実績の見込みにより減額するものです。

6款1項1目基金積立金1,497万5,000円は、国民健康保険基金の令和元年度繰越金の精算分と令和2年度の基金利子相当分及び令和2年度歳入歳出の差額分を見込んで追加補正するものです。

次に、歳入についてご説明いたしますので、4ページをご覧ください。

1款1項国民健康保険税は、滞納繰越分について、今年度の収入見込みにより追加補正するものです。

3款1項1目社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、高額療養費に係るシステム 改修が補助対象外となったことにより、44万円を減額しております。 3款1項2目災害臨時特例補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響により、被保険者の収入が減少したことによる国民健康保険税減免分の補助対象分と、令和2年7月豪雨により被災した被保険者の国民健康保険税減免分及び医療費の一部負担金の減免分の補助対象分として155万円を追加補正するものです。

4款1項1目保険給付費等交付金の普通交付金は、歳出の2款保険給付費の補正額と同額を計上し、5ページの特別交付金は、それぞれ交付見込みにより追加補正するものです。

5款1項1目利子及び配当金は、国民健康保険基金の利子収入の見込みにより追加補正するものです。

6款1項1目一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金は、交付決定見込額により追加補正し、 出産育児一時金等繰入金は実績見込みにより減額、一般繰入金は事業精査に伴い追加補正す るものです。

6款2項1目基金繰入金は、決算見込みにより1,000万円を減額するものです。

7款1項1目繰越金は、令和元年度繰越金の精算分924万6,000円を追加補正するものです。 これにより、令和3年3月末の基金残高は2億5,906万3,000円となる見込みでございます。 以上でございます。

- ○議長(菊地勝秀君) 議第26号について、歳入歳出一括して質疑を行います。 5番、関野幸一君。
- ○5番(関野幸一君) 9ページ、保険給付費の出産育児一時金の中から、80万、これも減額になっているわけでありますけれども、減額になっているということは、子どもの出生率が今年も落ちたということで、今年度の子どもの出生率の実数と、あと、来年度はどのような人数が今の段階で分かる範囲で結構ですので、どのぐらいの予定がいるかを教えていただきたいと思います。
- ○議長(菊地勝秀君) 阿部税務町民課長。
- ○税務町民課長(阿部美代子君) 予算上の計上については、国民健康保険対象者分ということで、当初3名分を見込んでいたところであります。そうしたところ、実際にはお一人分の見込みであるということで、今回84万円の減額をさせていただいたものです。町内全体で今年、ちょっと何名出生したか、国保の出産者は1名ということです。
- ○議長(菊地勝秀君) ほかにございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) これで質疑を終わります。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) 討論なしと認め、採決します。

議第26号 令和2年度大江町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)、これを原案のと おり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者举手〕

〇議長(菊地勝秀君) 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

# ◎議第27号の説明、質疑、討論、採決

○議長(菊地勝秀君) 日程第25、議第27号 令和2年度大江町後期高齢者医療特別会計補正 予算(第3号)を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

阿部税務町民課長。

○税務町民課長(阿部美代子君) 議第27号 令和2年度大江町後期高齢者医療特別会計補正 予算(第3号)の詳細についてご説明いたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、4ページをお開きください。

歳出の1款2項1目徴収費は、システム改修委託料の実績により減額するものです。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金317万1,000円の減額は、後期高齢者医療保険料の収入見込みによるもののほか、保険料軽減に係る保険基盤安定繰入金分の確定により補正をするものです。

次に、歳入についてご説明いたしますので、3ページをご覧ください。

歳入の1款1項後期高齢者医療保険料は収入見込みにより減額、3款1項1目事務費繰入 金は、歳出の1款2項1目徴収費のシステム改修委託料の実績に伴う減額、3款1項2目保 険基盤安定繰入金は保険料軽減に係る保険基盤安定繰入金分の確定により減額するものです。 以上でございます。

**〇議長(菊地勝秀君)** 議第27号について、歳入歳出一括して質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) これで質疑を終わります。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) 討論なしと認め、採決します。

議第27号 令和2年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(菊地勝秀君) 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_\_

# ◎議第28号の説明、質疑、討論、採決

○議長(菊地勝秀君) 日程第26、議第28号 令和2年度大江町介護保険特別会計補正予算 (第3号)を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

伊藤健康福祉課長。

**〇健康福祉課長(伊藤 修君)** それでは、議第28号 令和2年度大江町介護保険特別会計補 正予算(第3号)の詳細についてご説明申し上げます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、歳出からご説明いたしますので、8ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費は、事業費の確定により、介護保険事業計画策定支援業務委託料を25万5,000円減額するほか、前年度繰越金の精算及び本年度の保険給付費の実績見込みに基づき、介護給付費準備基金への積立金を1,523万5,000円追加するものでございます。

1款3項1目介護認定審査会等費は、本年度の審査実績見込みに基づき、介護認定に係る 主治医意見書作成料及び認定調査委託料をそれぞれ減額するものです。

2款1項1目介護サービス等諸費は、今年度の給付見込額の精査により保険給付費を 9,449万3,000円減額するものです。主な内容としては、居宅介護サービス等給付費は、新型 コロナウイルス感染症による介護サービスの利用控え等の影響で、訪問・通所系サービスに おいて、当初見込みより給付実績が減少していることなどにより、3,635万8,000円を減額するものです。また、施設介護サービス等給付費は、近年、近隣市町におけるグループホーム等の新設により、入所施設の選択肢が広がり、介護老人保健施設への入所者が減少しているため、4,841万2,000円を減額するものです。

2款2項1目審査支払手数料は、介護サービス等諸費の給付実績の減により、国民健康保 険団体連合会への審査手数料を減額するものです。

9ページの4款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費、2目介護予防ケアマネジメント事業費は、実績に基づき委託料等をそれぞれ減額するものです。

4目高額介護予防サービス費相当事業費は、要支援者が支払った定率の負担額が世帯合算で限度額を超えた場合に支払われる高額介護予防サービス等費を3万円、介護と医療の負担額が世帯合算で限度額を超えた場合に支払われる高額医療合算介護予防サービス等費を6,000円新たに計上いたしました。この費用が支払われるケースとしては、同一世帯に要介護と要支援の認定者、例えば夫が要介護で、妻の方が要支援がいる場合であり、近年、高齢者のみの世帯が増加していることが要因として考えられます。

4款2項1目一般介護予防事業費は、9ページ下段から10ページにかけての4款3項1目 包括的支援事業費は、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業が開催できなかったため、報償費や委託料等を減額するものです。

次に、歳入についてご説明をいたしますので、4ページをお開きください。

1款1項1目第1号被保険者保険料は、今年度の収入見込みに基づき現年度分を減額、滞納繰越分を追加するものであり、3款国庫支出金、5ページの4款支払基金交付金、5款県支出金、6ページの7款繰入金につきましては、歳出予算の保険給付費及び地域支援事業費等の精査により、その特定財源をそれぞれ減額するものでございます。

4ページに戻っていただきまして、下段の3款2項5目保険者機能強化推進交付金は、市町村による高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を支援する交付金として113万1,000円を、3款2項6目保険者努力支援交付金は、今年度創設された介護予防、健康づくりに資する取組に対する交付金として147万8,000円を、3款2項7目災害等臨時特例補助金は、新型コロナウイルス感染症及び令和2年7月豪雨災害による被災者等を対象にした第1号被保険者保険料の減免措置分及び7月豪雨災害による被災者を対象とした介護保険サービスの利用者負担免除措置分に対する補助金として117万3,000円を新たに計上いたしました。

5ページ下段の6款1項1目基金運用収入は、今年度の収入見込みに基づき、介護給付費

準備基金利子を2万円追加するものでございます。

6ページをお開きください。

7款1項4目低所得保険料軽減繰入金は、保険料軽減額の精査に伴い25万5,000円を追加するものであり、7款2項1目介護給付費準備基金繰入金は、前年度繰越金の精算及び本年度の保険給付費の実績見込みに基づき1,515万円を減額するものでございます。

これにより、先ほど説明した歳出予算の積立金と合わせて、本年度末の介護給付費準備基金の残高は1億5,499万9,000円になる見込みとなっております。

6ページ下段の8款1項1目繰越金は、前年度繰越金の精算により1,290万2,000円を追加をいたしました。

以上でございます。

○議長(菊地勝秀君) 議第28号について、歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、毛利登志浩君。

- ○6番(毛利登志浩君) 8ページの2款1項1目の介護サービス等諸費の中で、9,400万円という金額、かなり大きな数字になっております。そういった中で、説明ですと、居宅介護サービスについては、通所等、いわゆるデイサービス等の利用がコロナの影響であまり当初見込んだよりも少なかったというような説明がありました。それから、施設介護サービス等給付費については、これも大きく4,800万の減額になっております。地域密着型についても1,000万という大きな数字が出ているわけでございますが、説明の中で、施設介護サービス等の給付というふうな、現在の減少では、いわゆる施設がかなり多いというか、いろんな市町村の中で施設が増えているということの中で、町にある施設について、減少傾向にあるんだというふうな説明があったわけですが、いわゆる介護施設の大寿荘、あるいは、らふらんす大江、それから老健施設の景雲荘、それから民間の関係のグループホーム等があるわけですが、それの各施設の定員に対して、充足率といいますか、どのくらいの傾向にあるのかなというふうに思っておりまして、充足率といいますか、どのくらいの傾向にあるのかなというふうに思っておりまして、その内容を説明してください。
- ○議長(菊地勝秀君) 伊藤健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(伊藤 修君)** まず、今回の保険給付費の減額についての内容でございますけれども、まず、施設等介護サービス等給付費の介護老人福祉施設、特別養護老人ホームになりますけれども、それにつきましては、総体的には271万7,000円の増額となっております。これは、景雲荘辺りから、大寿荘とか、らふらんすのほうに入所しやすくなったのが要因か

と思われております。ただ、らふらんすも大寿荘も定員が80とかになっているわけなんですけれども、やっぱり介護専門員の方が、なかなか介護福祉士さんが見つけられないという中で、ちょっとベッドも空けておかなければいけない状況もあるということで、これぐらいの増加になっているかと思います。

これを含めて、今回大幅に減っているのは介護老人保健施設、これが景雲荘さんになります。景雲荘の場合は、当初49名の入所者がおりましたけれども、令和2年度の年末にかけては44名まで減っているということで、5名の減となっているところでございます。これも先ほども申しましたとおり、様々な施設ができた関係で、そちらのほうに移られているのが要因かと思います。

あと最後に、地域密着型介護サービス等給付費、これについてはグループホーム大江さんが一番大江町では占めていると、その人数は、あそこ、定員は18名なんですが、その予算をつけた当初は、18名中15名が大江町、3名が朝日町、それがこの1年間を通して、14名大江町、4名が朝日町、今現在では13名が大江町、5名の方が朝日町ということで、大江町の方がかなり減っているという関係で、今回、ここの部分だけについては1,000万程度の減額になっているのかと分析しているところでございます。

- 〇議長(菊地勝秀君) 毛利登志浩君。
- ○6番(毛利登志浩君) 説明ありがとうございます。

施設介護の中のらふらんす、大寿荘については、270万ほどの増額になっているというふうな説明がありましたが、ここの減額の4,800万というのは、ちょっと270万の説明と、ちょっと分からないんだけれども、そのからくりはどうなっているんですか。

- ○議長(菊地勝秀君) 伊藤健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(伊藤 修君) 私どものほうの予算で計上しているのは、施設介護サービス等給付費には、介護老人福祉施設、これが特別養護老人ホーム分と、あとは介護老人保健施設、これは景雲荘分、2つ合わせて施設介護サービス等給付費になっております。ということで、特老分は270万の増額なんですが、景雲荘については5,112万9,000円の減額ということで、合わせて4,841万2,000円の減額となっているというところでございます。

[「分かりました、了解です」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) ほかにありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) これで質疑を終わります。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) 討論なしと認め、採決します。

議第28号 令和2年度大江町介護保険特別会計補正予算(第3号)、これを原案のとおり 決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

〇議長(菊地勝秀君) 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

# ◎議第29号の説明、質疑、討論、採決

○議長(菊地勝秀君) 日程第27、議第29号 令和2年度大江町宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

櫻井建設水道課長。

**○建設水道課長(櫻井洋志君)** 議第29号 令和2年度大江町宅地造成事業特別会計補正予算 (第1号) についてご説明申し上げます。

初めに、歳出予算からご説明いたしますので、3ページをお開きください。

1款1項1目宅地造成費は、分譲PR等業務の精査による委託料の減額、分譲実績に応じて、一般会計の繰出金を892万2,000円減額するものでございます。

次に、歳入予算についてご説明いたします。

上段のほうをご覧ください。

1款1項1目不動産売払収入は、当初、4区画の分譲を予定しておりましたけれども、現在、2区画、実績としては2区画になろうかなということから、分譲収入を975万6,000円減額するものでございます。

2款1項1目繰越金は、前年度繰越金の精算により追加するものでございます。 以上でございます。

○議長(菊地勝秀君) 議第29号について、歳入歳出一括して質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) これで質疑を終わります。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) 討論なしと認め、採決します。

議第29号 令和2年度大江町宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)、これを原案のと おり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

〇議長(菊地勝秀君) 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎議第30号の説明、質疑、討論、採決

○議長(菊地勝秀君) 日程第28、議第30号 令和2年度大江町公共下水道事業特別会計補正 予算(第3号)を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

櫻井建設水道課長。

**○建設水道課長(櫻井洋志君)** 議第30号 令和2年度大江町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の詳細についてご説明申し上げます。

4ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費についてでございますが、下水道計画変更事業を1,320万円計上する ほか、災害復旧に係る公共下水道事業511万3,000円を追加しまして、1,211万3,000円とし、 翌年度に繰越しをするものでございます。

第3表、地方債補正につきましては、公共下水道事業の既定の借入限度額を30万円減額し、580万円とするほか、災害復旧につきまして、80万円減額し、330万円とするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたしますので、7ページ をお開きください。

1款1項1目一般管理費は、12節委託料につきまして、決算見込みに基づきまして公営企業会計移行業務委託料を22万4,000円減額するほか、26節公課費につきましては、消費税額

の精査に伴い、消費税を50万円減額するものでございます。

2款1項1目管渠管理費の12節委託料、マンホールポンプ保守点検委託料15万1,000円の減額、それと、2目処理場管理費の委託料、処理場保守点検業務委託料と汚泥処理業務委託料、合わせて302万3,000円の減額、それと、3目になりますが、災害復旧費の修繕料3万1,000円の減額、合わせて3款1項1目下水道建設費の、これも委託料になりますが、下水道計画変更業務等委託料134万円の減額については、それぞれ実績見込みに基づく精算によるものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、5ページをお開きください。

2款1項1目下水道使用料の133万1,000円の追加、それと、2項1目手数料の11万円の追加は実績見込みによるものでございます。

3款1項1目公共下水道事業費国庫補助金は、国からの交付見込みによりまして、137万 6,000円減額するものでございます。

4款1項1目一般会計繰入金は、歳入歳出の補正に伴いまして、648万円を減額するものでございます。

6款3項1目雑入でございますが、確定申告に基づく消費税還付金を234万5,000円追加するものでございます。

7款1項1目公共下水道事業債は、決算見込みに基づきまして、起債対象事業の精査によりまして、110万円減額するもので、歳入総額といたしましては、526万9,000円減額するものでございます。

以上でございます。

- ○議長(菊地勝秀君) 議第30号について、歳入歳出一括して質疑を行います。 6番、毛利登志浩君。
- ○6番(毛利登志浩君) 委託料について質問いたします。

7ページの施設費の施設管理費の中で、1目がマンホールポンプ、2目が処理場保守点検、あと、処理場水質検査、それぞれ減額になっておりますけれども、どういう入札の方法でやっているか分かりませんが、随契であれ、競争入札であれ、4月の段階で業務委託料、委託金というものは契約するはずなんですが、なぜこういうふうな減額が年度末で起きるのか、これをお聞きしたいと思います。

- ○議長(菊地勝秀君) 櫻井建設水道課長。
- **〇建設水道課長(櫻井洋志君)** それぞれの委託料でございますが、保守点検に当たって、物

によっては、ちょっと、こちらが設備の点検、電気点検と機械の設備の点検については、年間を通しての契約というようなことではなくて、時期を、期間を決めて点検をしている。その設備の不具合を確認しているというようなこともございますので、そういったものについては、年度途中に契約を結んでいるというような案件もございます。それが処理場の保守点検業務の293万3,000円の減額に相当する部分でございます。そのほかは年度途中に契約しているものもございますが、入札方法としては、6者で入札をしたりというような中で行っているものもございますし、あとは長期継続契約という部分もございます。

というような中でちょっとさせていただいているというようなことで、ちょっと12月まで間に合わなかったというようなところもございまして、今の時期になったというふうなことでございます。

以上でございます。

- 〇議長(菊地勝秀君) 毛利登志浩君。
- ○6番(毛利登志浩君) 一番大きい金額の減額が、処理場の保守点検業務の委託料というのが290万の減額になっているんだけれども、これについては、全体1年間の実績というか、3月末で何ぼになっているんですか。そして、その保守点検の業務の処理場の契約内容ですが、先ほどの説明だと、月ごとに変わるとか、半年ごととか何とかなんて分からないことを言っているんだけれども、私の理解は、当初に年度契約を結んでやるというふうなのが通常ではないかなというふうに思うんだけれども、これはあれですか、処理場の保守点検というのは、毎月、処理の量によって変わるということもあるんですか。
- **〇議長(菊地勝秀君)** 櫻井建設水道課長。
- ○建設水道課長(櫻井洋志君) こちらのほうの保守点検業務委託料の中には、4つの委託内容がございます。1つは運転管理委託というようなことで、年間を通して運転の管理をしている内容、それと、消防用施設の点検、こちらについても年間を通して契約を結ばさせていただいています。あと、火災警備というようなことでも、年間を通して結んでおります。もう一つが、時期を決めて、年に1回というような形で結んでいる契約がございまして、設備の点検ということでございます。設備の点検に関しても、電気設備、それと機械設備を分けて契約を結んでいるというような内容で、電気については、10月から3月上旬ぐらいまでというような工期を設定しております。あと、機械につきましても、12月から3月後半までというような内容で結んでいる内容です。

その4つの委託金額を合計いたしますと、3,150万弱というような金額というような内容

でございます。

- 〇議長(菊地勝秀君) 6番、毛利登志浩君。
- ○6番(毛利登志浩君) いろいろ説明していただいたんだけれども、12月から3月までとか、11月から何か月間とかというふうな説明があったんだけれども、それはどういうことでそういうふうになっているんですか。いわゆる4月から11月までは別な、区切り方なんだけれども、3か月ごとにやっているんだか、それとも、年度途中の捉え方、いわゆる11月とか12月とかというふうな捉え方の意味がちょっと分からないんだけれども、その辺、素人に分かりやすく説明してください。
- ○議長(菊地勝秀君) 櫻井建設水道課長。
- 〇建設水道課長(櫻井洋志君) 大変すみません。

電気及び機械につきましては、これまでの流れの中で、年度後半に集中して、その設備が 適正に動いているのか、あるいは不具合が生じていないかというようなことを点検している と。点検結果に基づいて、次の年度に、補修とか、軽いものであれば、当該年度に補修する とかというような対応をしているというような状況の中で、この2つの業務については、年 度の後半部分で対応させていただいているというようなことで進めております。

以上でございます。

○議長(菊地勝秀君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) これで質疑を終わります。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) 討論なしと認め、採決します。

議第30号 令和2年度大江町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

〇議長(菊地勝秀君) 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎議第31号の説明、質疑、討論、採決

〇議長(菊地勝秀君) 日程第29、議第31号 令和2年度大江町農業集落排水事業特別会計補 正予算(第2号)を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

櫻井建設水道課長。

**〇建設水道課長(櫻井洋志君)** 議第31号 令和2年度大江町農業集落排水事業特別会計補正 予算(第2号)の詳細についてご説明申し上げます。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたしますので、3ページをお開きください。

歳出の2款1項1目維持管理費は、こちらは実績見込みに基づきまして精査をいたしました。光熱水費を10万円、委託料を5万円、工事請負費を23万1,000円、それぞれ減額するものでございます。

次に、歳入についてでございますが、4款1項1目一般会計繰入金は、歳出の減額に合わせまして、38万1,000円減額するものでございます。

以上でございます。

○議長(菊地勝秀君) 議第31号について、歳入歳出一括して質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) これで質疑を終わります。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) 討論なしと認め、採決します。

議第31号 令和2年度大江町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

〇議長(菊地勝秀君) 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議第32号の説明、質疑、討論、採決

○議長(菊地勝秀君) 日程第30、議第32号 令和2年度大江町水道事業会計補正予算(第4号)を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

櫻井建設水道課長。

**〇建設水道課長(櫻井洋志君)** 議第32号 令和2年度大江町水道事業会計補正予算(第4号) についてご説明申し上げます。

補正予算明細書により、収益的支出からご説明いたしますので、7ページをお開きください。

支出の1款1項1目原水及び浄水費の受水費、6目資産減耗費の固定資産除却費につきましては、決算見込みに基づく精査により減額するものでございます。

2項1目支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債利息の精査により減額、あと、3目消費 税は、精査により追加するものでございます。

次に、収益的収入についてご説明いたします。

1款1項1目給水収益は、新型コロナウイルス感染症に伴う営業自粛や豪雨災害による給水制限の影響が主な要因となり、精査した結果、減額するものでございます。

2目受託工事収益、3目その他の営業収益は、実績により追加するものでございます。

2項3目他会計補助金は収入、支出の補正に伴って追加するものでございます。

5目雑収益は、水道使用料負担金収入の精算により減額するものでございます。

資本的支出についてご説明いたしますので、8ページをお開き願います。

1款1項1目増設改良費は、荻野水管橋添架管更新工事の添架先を志津橋に変更するために、工事費を取下げをいたしまして、工事費精査したところにより減額するものでございます。

2目の量水器設置費は、実績により追加するものでございます。

3目固定資産購入費は、公用車更新の精算によりまして減額するものでございます。

2項1目企業債償還金は、企業債利率見直しに伴いまして、元利均等払いの利子分が減額 となり、元金分が増額というようなことになるものですので、追加するというような内容で ございます。

次に、資本的収入についてご説明いたします。

1款1項1目企業債は、工事費の精査に伴いまして、企業債の借入れを減額するものでございます。負担金につきましては、消火栓更新工事の負担金、こちらのほうを精査に伴いま

して減額するものでございます。

以上でございます。

○議長(菊地勝秀君) それでは、お諮りします。

議第32号については、収入及び支出について一括して質疑を行いたいと思います。 これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) 異議なしと認めます。

したがって、議第32号については、収入及び支出について一括して質疑を行うことに決定 しました。

それでは、議第32号の質疑に入ります。

3番、藤野広美さん。

○3番(藤野広美君) 3番、藤野です。

8ページ、ちょっとこれよく分からないので、再度教えていただきたいんですけれども、 荻野水管橋添架管更新工事外で3,791万3,000円のかなり大きい減なんですけれども、これは、 工事をする予定のものが何かの理由でしなくなったというふうになったのか、お伺いしたい と思います。

- 〇議長(菊地勝秀君) 櫻井建設水道課長。
- ○建設水道課長(櫻井洋志君) こちらの荻野水管橋添架管更新工事外というようなことになっております3,791万3,000円の減でございますが、一番大きいのが荻野水管橋の添架管更新工事でございまして、3,630万円、当初で予算化させていただいたものなんですけれども、工事を検討するに当たって、県企業局で所有している村山広域水道になりますが、その添架管のほうに、今現在の水管橋が添架されているというようなことで、それの更新だけを検討しておりました。考えておりました。

県の企業局にも相談に行ったところ、そもそも、その水管橋のほうがかなり老朽化しているというようなこともありまして、今、更新したとしても、5年後、10年後、そういったとき、そのタイミングでまた更新をしなければいけないというような状況にあるというようなことです。

このため、そのすぐ脇を通っております長井大江線の橋、志津橋がございますが、そちらのほうに添架をしたほうが、今後の管理についてもいいのではないかというようなことで、 県の道路管理者のほうとも今調整をしているというような状況で、おおむねご理解をいただ いているというような状況です。

今年度、この工事については一度取下げをして、来年度改めて、設計も含めての予算を計 上させていただきたいというような内容でございます。

よろしくお願いいたします。

- 〇議長(菊地勝秀君) 藤野広美さん。
- ○3番(藤野広美君) ありがとうございます。

今のですと、長井大江線、志津橋、来年度というふうにお聞きしたと思いますけれども、 今年度、この工事をするという予定でいたと思うので、設計というのは終わっていたのかど うかをお伺いしたいと思います。

- 〇議長(菊地勝秀君) 櫻井建設水道課長。
- **〇建設水道課長(櫻井洋志君)** こちらのほうの設計については、ある程度の設計は見ておったわけなんですけれども、県のほうとも事前に相談した中で、ちょっと方向、方針を転換しなければいけなくなったというようなことから、正式な詳細の設計までは、今のところ入っていないというような状況でございます。
- 〇議長(菊地勝秀君) 藤野広美さん。
- ○3番(藤野広美君) ある程度というふうにおっしゃったので、幾らかは出ているんだろうなというふうに思われるんですけれども、やっぱり設計をするというときに、工事をする前に、事前協議というか、事前調査というのが普通入ってくるのが当然出てくるはずなので、今後、こういう工事をするという場合は、前もっての調査というのはある程度してからというのがよいのではないかというふうに思いますので、その辺、どのようにお考えかお伺いしたいと思います。
- 〇議長(菊地勝秀君) 櫻井建設水道課長。
- **〇建設水道課長(櫻井洋志君)** ある程度というような言葉をちょっと使わせてもらいましたが、あくまで予算を取るため、予算を積算するための設計程度でございまして、お金を委託費をかけてまでの設計というところまでは至っておりません。来年度については、橋に添架させるというようなことで、計算とか、そういったものがちょっと必要になってくるというようなことで、その辺は県の道路管理者とも調整を十分行った上で、入っていきたいなというふうには考えております。よろしくお願いします。
- ○議長(菊地勝秀君) ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) これで質疑を終わります。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) 討論なしと認め、採決します。

議第32号 令和2年度大江町水道事業会計補正予算(第4号)、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

〇議長(菊地勝秀君) 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_\_

### ◎予算特別委員会の設置及び付託

○議長(菊地勝秀君) 日程第31、予算特別委員会の設置及び付託です。

お諮りします。

議第33号から議第40号までの令和3年度大江町一般会計補正予算、各特別会計予算及び水 道事業会計予算、計8件の議案は、議長を除く10名の委員で構成する予算特別委員会を設置 し、審査を付託することにしたいと思います。

これに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(菊地勝秀君) 全員です。

したがって、令和3年度の予算に係る議案8件は、議長を除く10名の委員で構成する予算 特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決定いたしました。

予算特別委員会は、大江町議会委員会条例第8条第1項の規定により、議場におきまして、 本日午後3時45分に招集します。

\_\_\_\_\_

#### ◎散会の宣告

**〇議長(菊地勝秀君)** 以上で予定された本日の議事日程は全て終了いたしました。

予算特別委員会の審査が終了するまで、本会議は休会とした上で、本日はこれにて散会とします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時34分

# 令和3年第1回大江町議会定例会

#### 議事日程(第5号)

令和3年3月12日(金)午前10時開議

- 日程第 1 予算特別委員会報告(新年度当初予算8件)
- 日程第 2 議第33号 令和3年度大江町一般会計予算
- 日程第 3 議第34号 令和3年度大江町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 議第35号 令和3年度大江町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 5 議第36号 令和3年度大江町介護保険特別会計予算
- 日程第 6 議第37号 令和3年度大江町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 7 議第38号 令和3年度大江町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 8 議第39号 令和3年度大江町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 9 議第40号 令和3年度大江町水道事業会計予算
- 日程第10 議第41号 大江町副町長の選任について
- 日程第11 閉会中の継続調査について
- 日程第12 議員の派遣について
- 日程第13 請願第1号 「きめ細やかな教育の実現のために少人数学級の実現を求める意見書」提出を求める請願
- 日程第14 委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第15 委員会の閉会中の継続審査について

# 本日の会議に付した事件

日程第15まで同じ

追加日程第1 発議第1号 きめ細やかな教育の実現のために少人数学級の実現を求める意 見書の提出について

# 出席議員(11名)

1番 橋 本 彩 子 君 2番 菊 地 邦 弘 君

3番 藤野広美君 4番 櫻井和彦君

5番 関野幸一君 6番 毛利 登志浩 君

7番 宇津江 雅 人 君 8番 伊 藤 慎一郎 君

9番 結 城 岩太郎 君 10番 土 田 勵 一 君

11番 菊地勝秀君

# 欠席議員(なし)

\_\_\_\_\_\_

# 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

清 隆 君 教 育 男 町 長 松 田 長 犬 飼 藤 君 総務課長補佐 (危機管理担当) 岡 照彦 君 政策推進課長 田 鈴 木 利 通 君 税務町民課長 美代子 君 健康福祉課長 伊 修 君 阿 部 藤

農林課長 秋場浩幸君 建設水道課長 櫻井洋志君

教育文化課長 西田正広君 会計管理者 清水正紀君

# 本会議に職務のため出席した者

議会事務局 議会事務局長 金子冬樹君 庶務主査 伊藤美幸君 兼庶務係長

#### 開議 午前10時00分

#### ◎開議の宣告

○議長(菊地勝秀君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

#### ◎議事日程の報告

○議長(菊地勝秀君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

\_\_\_\_\_\_

#### ◎予算特別委員会報告

○議長(菊地勝秀君) 日程第1、予算特別委員会報告です。

議第33号から議第40号までの令和3年度大江町一般会計予算、各特別会計予算及び水道事業会計予算、計8件の議案に関して、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

6番、毛利登志浩君。

○予算特別委員会委員長(毛利登志浩君) おはようございます。

予算特別委員会の審査の結果について報告をさせていただきます。

予算特別委員会審查報告書。

1、件名。

議第33号 令和3年度大江町一般会計予算、議第34号 令和3年度大江町国民健康保険特別会計予算、議第35号 令和3年度大江町後期高齢者医療特別会計予算、議第36号 令和3年度大江町介護保険特別会計予算、議第37号 令和3年度大江町宅地造成事業特別会計予算、議第38号 令和3年度大江町公共下水道事業特別会計予算、議第39号 令和3年度大江町農業集落排水事業特別会計予算、議第40号 令和3年度大江町水道事業会計予算。

2、審査の経過でございます。

本予算特別委員会に付託された令和3年度大江町一般会計及び各特別会計の予算8件について、慎重に審査した結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本予算特別委員会は、以上のとおり決定いたしましたので報告いたします。

令和3年3月12日、予算特別委員会委員長、毛利登志浩。

大江町議会議長、菊地勝秀殿。

以上です。

○議長(菊地勝秀君) ご苦労さまでした。

### ◎議第33号~議第40号の質疑、討論、採決

〇議長(菊地勝秀君) 日程第2、議第33号から日程第9、議第40号までの令和3年度大江町 一般会計予算、各特別会計予算及び水道事業会計予算、計8件の議案に関する予算特別委員 会委員長の報告は、原案のとおり可決すべきとの内容であります。

それでは、令和3年度予算8件について、まとめて質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) これで質疑を終わります。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) 討論なしと認め、採決します。

まずは、採決の方法についてお諮りします。

議第33号から議第40号までの令和3年度予算8件については、一括して採決を行いたいと 思いますが、これに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(菊地勝秀君) 全員です。

したがって、一括して採決することに決定しました。

令和3年度大江町一般会計予算、各特別会計予算及び水道事業会計予算、計8件の議案について、これを委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

## 〇議長(菊地勝秀君) 全員です。

したがって、議第33号から議第40号までの令和3年度予算8件は、委員長報告のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_

#### ◎議第41号の説明、質疑、討論、採決

○議長(菊地勝秀君) 日程第10、議第41号 大江町副町長の選任についてを議題とします。 書記朗読。

[書記朗読]

- 〇議長(菊地勝秀君)提出者の説明を求めます。松田町長。
- **〇町長(松田清隆君)** おはようございます。

それでは、私のほうから議第41号 大江町副町長の選任について、ご説明をさせていただきます。

私が大江町長選挙に立候補するため、副町長職を令和2年1月21日付で辞任させていただいたことを受け、翌22日からは副町長は不在の状態となっておりました。この間、ほぼ時を同じくして、新型コロナウイルスの感染が国内で広がり始めたほか、甚大な被害をもたらした7月豪雨、そして今年の冬の豪雪と、多くの試練があった、まさに特別な1年であったと実感をしております。

議員各位のご理解と私を支えてくれた職員の頑張りもあり、何とかこの職を務めさせていただいたことに対しまして、この場をお借りし改めて感謝を申し上げたいと思います。

さて、大江町でも人口減少、少子・高齢化が加速度を増して進んでおり、スピード感がある対策を取る必要がある中、私の右腕となって町政の一翼を担う副町長の存在は、町のため、町民のためには必要不可欠なものと感じております。

そこで、昨年1月から空席となっておりました大江町副町長について、ただいまご提案申 し上げました槇英毅氏を提案させていただくものであります。

模英毅氏は、現在、山形県職員としてご活躍されておられる方で、昭和44年5月12日生まれの51歳。河北町谷地に在住している方でございます。

東北大学法学部を卒業後、平成6年に山形県に奉職し、以来27年間、山形県の発展のため

に尽力されてきました。

その間、庄内総合支庁総務企画部総務課連携支援室連携支援専門員や観光文化スポーツ部インバウンド・国際交流推進課課長補佐などを歴任され、平成31年4月から現在まで観光文化スポーツ部観光立県推進課副主幹の要職を務めておられます。

各分野において豊富な行政経験を持ち、今後の大江町の振興・発展のために、町政全般に わたって補佐していただけるものと確信をしております。

以上のことから、槇英毅氏が適任であると認め、令和3年4月1日付で副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるため提案するものでございます。

ご審議の上、ご同意くださいますよう心からお願いを申し上げます。

○議長(菊地勝秀君) 議第41号の質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) 以上で質疑を終わります。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) 討論なしと認め、採決します。

議第41号 大江町副町長の選任についてを採決します。

この採決は、議会運営委員会の協議に基づき、無記名投票で行います。

準備のために暫時休憩します。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時12分

○議長(菊地勝秀君) 休憩を閉じて会議を再開します。

議場の出入り口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○議長(菊地勝秀君) ただいまの出席議員は11人です。投票人は10名になります。

次に、立会人を指名します。

大江町議会会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番、橋本彩子さん、10番、

土田勵一君を指名します。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○議長(菊地勝秀君) 投票用紙の配付漏れはありませんでしょうか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) 配付漏れなしと認めます。

念のために申し上げます。

投票用紙の四角形で囲んでいる欄に、本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載を お願いします。

なお、大江町議会会議規則第84条の規定により、白票は反対票とみなします。

投票箱を点検します。

立会人の方、前に来て立会いしてください。

(投票箱点検)

〇議長(菊地勝秀君) 大丈夫ですか。

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

(事務局長、議席順に点呼。投票)

○議長(菊地勝秀君) 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

これより開票を行います。1番、橋本彩子さん、10番、土田勵一君、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(菊地勝秀君) 立会人の橋本彩子さん、土田勵一君、もう一度こちらのほうに来てください。

10時40分まで休憩します。

もう一回繰り返します。10時35分まで休憩します。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時33分

○議長(菊地勝秀君) 休憩を閉じて、会議を再開します。

立会人のお二人の議員の方、前のほうに。

投票の結果を報告いたします。

投票総数10票、有効投票10票、無効投票0票です。

有効投票のうち、賛成10票、反対0票。

以上のとおり、全員が賛成です。

したがって、議第41号 大江町副町長の選任については同意することに決定いたしました。 今の件につきまして、局長のほうからご説明をお願いします。

○議会事務局長(金子冬樹君) ただいまの投票の件について、一時休憩した件でございますけれども、投票用紙の記載につきまして疑義が1件ありまして、賛成ということの記載ではなく賛成のところに丸がついておりました。

意思表示ということで明確なものですから、県の議長会にも確認を取りまして、それは有効投票と扱ってよろしいということで明確に確認も取れまして、当然これは意思表示をしている票ということで有効とみなしましてということでの確認でございました。

以上でございます。

# ◎閉会中の継続調査について

○議長(菊地勝秀君) 日程第11、閉会中の継続調査についてを議題とします。

ご覧のとおり、各常任委員会委員長と議会運営委員会委員長との連名で、大江町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

本件については申出のとおり継続調査を行うこととしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

**〇議長(菊地勝秀君)** 異議なしと認めます。

したがって、本件は申出のとおり継続調査を行うことに決定いたしました。

#### ◎議員の派遣について

○議長(菊地勝秀君) 日程第12、議員の派遣についてを議題とします。

皆様にお諮りします。

本件につきましても、記載のとおり研修会等に積極的に派遣し、議員個人の資質向上と議会全体の活性化を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) 異議なしと認めます。

したがって、記載のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

## ◎請願審査委員会報告、質疑、討論、採決

○議長(菊地勝秀君) 日程第13、請願第1号 「きめ細やかな教育の実現のために少人数学級の実現を求める意見書」提出を求める請願を議題とします。

請願第1号につきまして、総務文教常任委員会委員長より審査の結果の報告を求めます。 6番、毛利登志浩君。

○総務文教常任委員会委員長(毛利登志浩君) 請願審査委員会の報告を申し上げます。

請願審查委員会報告書。

1、件名。

請願第1号 「きめ細やかな教育の実現のために少人数学級の実現を求める意見書」提出を求める請願。

2、審査の経過。

令和3年第1回定例会で付託された本請願について、3月8日総務文教常任委員会を開催 し、慎重に審査をいたしました。

3、審査の結果。

本委員会は、全員参加により採択すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

令和3年3月12日、大江町議会総務文教常任委員会委員長、毛利登志浩。

大江町議会議長、菊地勝秀殿。

以上です。

○議長(菊地勝秀君) 請願第1号の質疑を行います。

なお、請願内容に対する質疑ではありません。審査結果に対する質疑のみ許可します。 ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) これで質疑を終わります。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) 討論なしと認め、採決します。

請願第1号 「きめ細やかな教育の実現のために少人数学級の実現を求める意見書」提出を求める請願について、委員長の報告は採択すべきものです。

本請願を委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

〇議長(菊地勝秀君) 全員です。

したがって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

\_\_\_\_\_\_\_

#### ◎委員会の閉会中の継続審査について

○議長(菊地勝秀君) 日程第14、委員会の閉会中の継続審査につきまして、請願第2号 「消費税5%以下への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願を議題とします。

総務文教常任委員会委員長からお手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査の 申出がありました。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、請願第2号 「消費税5%以下への引き下げを 求める意見書」の提出を求める請願については、閉会中の継続審査にすることに決定しまし た。

#### ◎委員会の閉会中の継続審査について

〇議長(菊地勝秀君) 日程第15、委員会の閉会中の継続審査につきまして、請願第3号 沖縄の辺野古新基地建設をめぐる問題を全国で議論し民主的に解決することを求める意見書の提出に関する請願を議題とします。

総務文教常任委員会委員長からお手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査の 申出がありました。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、請願第3号 沖縄の辺野古新基地建設をめぐる問題を全国で議論し民主的に解決することを求める意見書の提出に関する請願については、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

[「議長」と言う人あり]

- ○議長(菊地勝秀君) 6番、毛利登志浩君。
- ○6番(毛利登志浩君) 発議を提出したいと思います。

意見書の提出でございます。きめ細やかな教育の実現のために少人数学級の実現を求める 意見書の提出について発議したいと思いますので、追加日程に組み入れていただき、即審議 をお願いしたいと思います。

\_\_\_\_\_\_

### ◎日程の追加

○議長(菊地勝秀君) ただいま毛利登志浩君から、発議第1号 きめ細やかな教育の実現の ために少人数学級の実現を求める意見書の提出についての議案が提出されました。

お諮りします。

ただいま提出のあった議案1件を追加日程として議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号 きめ細やかな教育の実現のために少人数学級の実現を求める意見書の提出についての件を追加日程として議題とすることに決定しました。

議案書配付のため、暫時休憩します。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時45分

○議長(菊地勝秀君) 休憩を閉じ、会議を再開します。

# ◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(菊地勝秀君) 追加日程第1、発議第1号 きめ細やかな教育の実現のために少人数 学級の実現を求める意見書の提出についてを議題とします。

書記朗読。

[書記朗読]

- 〇議長(菊地勝秀君)提出者の説明を求めます。6番、毛利登志浩君。
- ○6番(毛利登志浩君) 発議第1号の関連でございまして、意見書の提出について説明申し上げます。

きめ細やかな教育の実現のために少人数学級の実現を求める意見書の提出について。

先ほどの書記朗読のとおりでございますので、ご審議いただきまして採択していただきま すようよろしくお願いします。

〇議長(菊地勝秀君) 質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(菊地勝秀君) 討論なしと認め、採決します。

発議第1号 きめ細やかな教育の実現のために少人数学級の実現を求める意見書の提出について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(菊地勝秀君) 全員です。

したがって、本意見書は原案のとおり提出することに決定いたしました。

### ◎閉会の宣告

○議長(菊地勝秀君) 以上で、本日の議事日程を終了するとともに、本定例会に付議された 事件は全て議了いたしました。

これをもって、令和3年第1回大江町議会定例会を閉会いたします。

皆様、大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時53分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年8月13日

議 長 菊地勝秀

署名議員 伊藤慎一郎

署 名 議 員 結 城 岩太郎